

昭島市地域防災計画修正案新旧対照表（案）

凡例	○：東京都地域防災計画 ●：東京都水防計画 ◎：東京都震災復興マニュアル（復興施策編） ◆：関係法令等改正 □：庁内調査結果 無印：時点修正・名称変更等
----	---

※頁数は現行

頁	新	旧												
凡例	<p>本計画で使用する用語等は、次によるものとする。</p> <p>【略】</p> <p>(9) 北多摩北部建設事務所 東京都北多摩北部建設事務所</p> <p>【略】</p> <p>(13) 関東農政局東京都拠点 農林水産省関東農政局東京都拠点</p>	<p>本計画で使用する用語等は、次によるものとする。</p> <p>【略】</p> <p>(9) 北多摩北部建設事務所 東京都建設局北多摩北部建設事務所</p> <p>【略】</p> <p>(13) 東京農政局 農林水産省関東農政局東京農政事務所</p>												
1-3-4	<p>第1部 総則</p> <p>第3章 市、関係機関等の業務大綱</p> <p>第3節 指定地方行政機関の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多摩川上流出張所</td> <td> 1 多摩川についての計画、工事及び管理に関すること。 2 水防に関する施設及び設備の整備に関すること。 3 災害に関する予報及び警報の発表及び伝達、災害時における情報の収集及び広報並びに災害復旧工事に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>関東農政局 東京都拠点</td> <td> 応急食料の流通在庫に関する情報提供等に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	業 務	多摩川上流出張所	1 多摩川についての計画、工事及び管理に関すること。 2 水防に関する施設及び設備の整備に関すること。 3 災害に関する予報及び警報の発表及び伝達、災害時における情報の収集及び広報並びに災害復旧工事に関すること。	関東農政局 東京都拠点	応急食料の流通在庫に関する情報提供等に関すること。	<p>第1部 総則</p> <p>第3章 市、関係機関等の業務大綱</p> <p>第3節 指定地方行政機関の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所</td> <td> 1 多摩川についての計画、工事及び管理に関すること。 2 水防に関する施設及び設備の整備に関すること。 3 災害に関する予報及び警報の発表及び伝達、災害時における情報の収集及び広報並びに災害復旧工事に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>関東農政局 東京地域センター</td> <td> 応急食料の流通在庫に関する情報提供等に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	業 務	国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所	1 多摩川についての計画、工事及び管理に関すること。 2 水防に関する施設及び設備の整備に関すること。 3 災害に関する予報及び警報の発表及び伝達、災害時における情報の収集及び広報並びに災害復旧工事に関すること。	関東農政局 東京地域センター	応急食料の流通在庫に関する情報提供等に関すること。
機関の名称	業 務													
多摩川上流出張所	1 多摩川についての計画、工事及び管理に関すること。 2 水防に関する施設及び設備の整備に関すること。 3 災害に関する予報及び警報の発表及び伝達、災害時における情報の収集及び広報並びに災害復旧工事に関すること。													
関東農政局 東京都拠点	応急食料の流通在庫に関する情報提供等に関すること。													
機関の名称	業 務													
国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所	1 多摩川についての計画、工事及び管理に関すること。 2 水防に関する施設及び設備の整備に関すること。 3 災害に関する予報及び警報の発表及び伝達、災害時における情報の収集及び広報並びに災害復旧工事に関すること。													
関東農政局 東京地域センター	応急食料の流通在庫に関する情報提供等に関すること。													
1-3-5	<p>第5節 指定公共機関の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八王子保線技術センター</td> <td> 鉄道施設の安全、保全及び災害復旧に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	業 務	八王子保線技術センター	鉄道施設の安全、保全及び災害復旧に関すること。	<p>第5節 指定公共機関の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR八王子保線技術センター</td> <td> 鉄道施設の安全、保全及び災害復旧に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	業 務	JR八王子保線技術センター	鉄道施設の安全、保全及び災害復旧に関すること。				
機関の名称	業 務													
八王子保線技術センター	鉄道施設の安全、保全及び災害復旧に関すること。													
機関の名称	業 務													
JR八王子保線技術センター	鉄道施設の安全、保全及び災害復旧に関すること。													

頁	新	旧																																								
1-3-7 □	<p>第8節 市と災害時の協定を締結している機関の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 248 607 292">機関の名称</th> <th data-bbox="607 248 1173 292">業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 292 607 376">【削除】</td> <td data-bbox="607 292 1173 376"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 376 607 416">【略】</td> <td data-bbox="607 376 1173 416"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 416 607 568">昭島市管工事組合 昭島市建設業協会 【削除】 昭島市造園業協同組合</td> <td data-bbox="607 416 1173 568">災害時における応急対策業務に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 568 607 608">【略】</td> <td data-bbox="607 568 1173 608"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 608 607 831"><u>東京グリコ乳業株式会社</u> 敷島製パン株式会社パス コ東京多摩工場 三多摩総合食品卸売市場 協同組合 <u>シマダヤ関東株式会社</u></td> <td data-bbox="607 608 1173 831">災害時における食料調達に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 831 607 871">【略】</td> <td data-bbox="607 831 1173 871"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 871 607 983"><u>あきしま地域福祉 ネットワーク</u></td> <td data-bbox="607 871 1173 983"><u>市内の居宅介護事業所で介護サービスを利用し ている方の安否確認及び居宅介護サービスの提 供に関すること</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 983 607 1134"><u>医療法人徳洲会東京西 徳洲会病院</u> <u>医療法人社団農明会植 ビルクリニック</u></td> <td data-bbox="607 983 1173 1134"><u>災害時の医療救護活動に関すること</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1134 607 1214"><u>東京都助産師会 北多摩第一分会</u></td> <td data-bbox="607 1134 1173 1214"><u>災害時の応急救護活動における妊産婦及び乳児 のケアに関すること</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	業 務	【削除】		【略】		昭島市管工事組合 昭島市建設業協会 【削除】 昭島市造園業協同組合	災害時における応急対策業務に関すること。	【略】		<u>東京グリコ乳業株式会社</u> 敷島製パン株式会社パス コ東京多摩工場 三多摩総合食品卸売市場 協同組合 <u>シマダヤ関東株式会社</u>	災害時における食料調達に関すること。	【略】		<u>あきしま地域福祉 ネットワーク</u>	<u>市内の居宅介護事業所で介護サービスを利用し ている方の安否確認及び居宅介護サービスの提 供に関すること</u>	<u>医療法人徳洲会東京西 徳洲会病院</u> <u>医療法人社団農明会植 ビルクリニック</u>	<u>災害時の医療救護活動に関すること</u>	<u>東京都助産師会 北多摩第一分会</u>	<u>災害時の応急救護活動における妊産婦及び乳児 のケアに関すること</u>	<p>第8節 市と災害時の協定を締結している機関の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1254 248 1541 292">機関の名称</th> <th data-bbox="1541 248 2107 292">業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1254 292 1541 376"><u>昭島市業業会</u></td> <td data-bbox="1541 292 2107 376"><u>1 医薬品の調達及び供給に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 376 1541 416">【略】</td> <td data-bbox="1541 376 2107 416"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 416 1541 568">昭島市管工事組合 昭島市建設業協会 <u>昭島市建設業組合</u> 昭島市造園業協同組合</td> <td data-bbox="1541 416 2107 568">災害時における応急対策業務に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 568 1541 608">【略】</td> <td data-bbox="1541 568 2107 608"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 608 1541 831"><u>グリコ乳業(株)</u> 敷島製パン株式会社パス コ東京多摩工場 三多摩総合食品卸売市場 協同組合 <u>シマダヤ(株)</u></td> <td data-bbox="1541 608 2107 831">災害時における食料調達に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 831 1541 871">【略】</td> <td data-bbox="1541 831 2107 871"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 871 1541 983">【新規】</td> <td data-bbox="1541 871 2107 983"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 983 1541 1134">【新規】</td> <td data-bbox="1541 983 2107 1134"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 1134 1541 1214">【新規】</td> <td data-bbox="1541 1134 2107 1214"></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	業 務	<u>昭島市業業会</u>	<u>1 医薬品の調達及び供給に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。</u>	【略】		昭島市管工事組合 昭島市建設業協会 <u>昭島市建設業組合</u> 昭島市造園業協同組合	災害時における応急対策業務に関すること。	【略】		<u>グリコ乳業(株)</u> 敷島製パン株式会社パス コ東京多摩工場 三多摩総合食品卸売市場 協同組合 <u>シマダヤ(株)</u>	災害時における食料調達に関すること。	【略】		【新規】		【新規】		【新規】	
	機関の名称	業 務																																								
【削除】																																										
【略】																																										
昭島市管工事組合 昭島市建設業協会 【削除】 昭島市造園業協同組合	災害時における応急対策業務に関すること。																																									
【略】																																										
<u>東京グリコ乳業株式会社</u> 敷島製パン株式会社パス コ東京多摩工場 三多摩総合食品卸売市場 協同組合 <u>シマダヤ関東株式会社</u>	災害時における食料調達に関すること。																																									
【略】																																										
<u>あきしま地域福祉 ネットワーク</u>	<u>市内の居宅介護事業所で介護サービスを利用し ている方の安否確認及び居宅介護サービスの提 供に関すること</u>																																									
<u>医療法人徳洲会東京西 徳洲会病院</u> <u>医療法人社団農明会植 ビルクリニック</u>	<u>災害時の医療救護活動に関すること</u>																																									
<u>東京都助産師会 北多摩第一分会</u>	<u>災害時の応急救護活動における妊産婦及び乳児 のケアに関すること</u>																																									
機関の名称	業 務																																									
<u>昭島市業業会</u>	<u>1 医薬品の調達及び供給に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。</u>																																									
【略】																																										
昭島市管工事組合 昭島市建設業協会 <u>昭島市建設業組合</u> 昭島市造園業協同組合	災害時における応急対策業務に関すること。																																									
【略】																																										
<u>グリコ乳業(株)</u> 敷島製パン株式会社パス コ東京多摩工場 三多摩総合食品卸売市場 協同組合 <u>シマダヤ(株)</u>	災害時における食料調達に関すること。																																									
【略】																																										
【新規】																																										
【新規】																																										
【新規】																																										
1-3-9	<p>第9節 協力機関の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 1254 495 1318">機関の名称</th> <th data-bbox="495 1254 1144 1318">業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 1318 495 1469">昭島市自治会 連合会</td> <td data-bbox="495 1318 1144 1469">【略】 3 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び<u>避難所運営 に関すること。</u> 【略】</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	業 務	昭島市自治会 連合会	【略】 3 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び <u>避難所運営 に関すること。</u> 【略】	<p>第9節 協力機関の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1254 1254 1429 1318">機関の名称</th> <th data-bbox="1429 1254 2078 1318">業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1254 1318 1429 1469">昭島市自治会 連合会</td> <td data-bbox="1429 1318 2078 1469">【略】 3 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び<u>避難所運営 の協力に関すること。</u> 【略】</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	業 務	昭島市自治会 連合会	【略】 3 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び <u>避難所運営 の協力に関すること。</u> 【略】																																
機関の名称	業 務																																									
昭島市自治会 連合会	【略】 3 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び <u>避難所運営 に関すること。</u> 【略】																																									
機関の名称	業 務																																									
昭島市自治会 連合会	【略】 3 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び <u>避難所運営 の協力に関すること。</u> 【略】																																									

頁	新	旧						
1-4-1	第4章 市の概況 第1節 自然的条件 1 面積及び位置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">市の地勢</td> <td style="width: 30%;">面積</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">17.34k m²</td> </tr> </table>	市の地勢	面積	17.34k m ²	第4章 市の概況 第1節 自然的条件 1 面積及び位置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">市の地勢</td> <td style="width: 30%;">面積</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">17.33k m²</td> </tr> </table>	市の地勢	面積	17.33k m ²
市の地勢	面積	17.34k m ²						
市の地勢	面積	17.33k m ²						
1-4-2	3 気象 【表更新】	3 気象						
1-4-3	第2節 社会的条件 1 人口 (1) 人口と世帯 市の人口は、昭和63年に10万人を越え、その後は微増を繰り返し、 令和○年○月○日 現在で、 ○人 となっている。 【表更新】	第2節 社会的条件 1 人口 (1) 人口と世帯 市の人口は、昭和63年に10万人を越え、その後は微増を繰り返し、 平成25年1月1日 現在で、 113,679人 となっている。						
1-4-4	(2) 年齢別人口 年齢別の人口及び市内に在住する外国人の状況は次のとおりである。 (令和元年○月○日) 現在) 【図略】 (3) 外国人の状況 【図表更新】 2 産業構造 市内の事業所は、 ○ で、産業構造別にみると第1次産業はほとんどなく、第2次産業が ○% 、第3次産業が ○% となっている。最も多い第3次産業は、卸小売業や飲食店などのサービス業が多く、情報通信や金融・保険業などの高次機能産業は少ない。従業員数は、 ○人 で第2次産業が ○% 、第3次産業が ○% となっている。	(2) 年齢別人口 年齢別の人口及び市内に在住する外国人の状況は次のとおりである。 (平成25年1月1日) 現在) 【図略】 (3) 外国人の状況 【図略】 2 産業構造 市内の事業所は、 3,981 で、産業構造別にみると第1次産業はほとんどなく、第2次産業が 18% 、第3次産業が 82% となっている。最も多い第3次産業は、卸小売業や飲食店などのサービス業が多く、情報通信や金融・保険業などの高次機能産業は少ない。従業員数は、 49,851人 で第2次産業が 26% 、第3次産業が 74% となっている。						
1-4-5	【産業別事業所数及び従業員数】 (令和○年○月○日) 【表更新】 3 交通 (2) 鉄道 【表更新】	【産業別事業所数及び従業員数】 (平成21年7月1日) 【表略】 3 交通 (2) 鉄道 【表略】						

頁	新	旧																				
1-4-6 □	<p>第3節 地域の危険度</p> <p>1 地域危険度</p> <p>東京都（都市整備局）は、平成30年2月に「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」を公表した。地域危険度は、地震の揺れによる建物倒壊や火災などの危険性を示す指標であり、市は東京都全体からみると、地震に際して比較的ゆれにくく、建物倒壊や火災の危険度ランクが相対的に低い地域となっている。</p> <p>【図更新】</p> <p>【図注釈】</p> <p>（平成30年2月 東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」報告書から</p> <p>2 急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域</p> <p>市内の急傾斜地崩壊危険箇所は、河岸段丘の周辺に9箇所所在している（資料81参照）。</p> <p>また、土砂災害（特別）警戒区域は、同様に37箇所所在している（資料82参照）。</p> <p>【図削除】</p>	<p>第3節 地域の危険度</p> <p>1 地域危険度</p> <p>東京都（都市整備局）は、平成25年9月に「地震に関する地域危険度測定調査（第7回）」を公表した。地域危険度は、地震の揺れによる建物倒壊や火災などの危険性を示す指標であり、市は東京都全体からみると、地震に際して比較的ゆれにくく、建物倒壊や火災の危険度ランクが相対的に低い地域となっている。</p> <p>【図】</p> <p>【図注釈】</p> <p>（平成25年9月 東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第7回）」報告書から</p> <p>2 急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域</p> <p>市内の急傾斜地崩壊危険箇所は、河岸段丘の周辺に9箇所所在している。</p> <p>【図】</p>																				
1-5-11 □	<p>第2節 本計画で基本とする想定地震</p> <p>5 ライフラインの被害状況</p> <p>【市のライフライン被害総括】 (単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="322 890 1182 1050"> <thead> <tr> <th>電力 (停電率)</th> <th>通信 (不通率)</th> <th>ガス (供給支障率 ※)</th> <th>上水道 (断水率)</th> <th>下水道 (管きよ被害率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26.3</td> <td>8.8</td> <td>100.0</td> <td>13.3</td> <td>22.2</td> </tr> </tbody> </table>	電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給支障率 ※)	上水道 (断水率)	下水道 (管きよ被害率)	26.3	8.8	100.0	13.3	22.2	<p>第2節 本計画で基本とする想定地震</p> <p>5 ライフラインの被害状況</p> <p>【市のライフライン被害総括】 (単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="1256 890 2116 1050"> <thead> <tr> <th>電力 (停電率)</th> <th>通信 (不通率)</th> <th>ガス (供給支障率 ※)</th> <th>上水道 (断水率)</th> <th>下水道 (管きよ被害率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26.3</td> <td>8.8</td> <td>100.0</td> <td>72.7</td> <td>22.2</td> </tr> </tbody> </table>	電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給支障率 ※)	上水道 (断水率)	下水道 (管きよ被害率)	26.3	8.8	100.0	72.7	22.2
電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給支障率 ※)	上水道 (断水率)	下水道 (管きよ被害率)																		
26.3	8.8	100.0	13.3	22.2																		
電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給支障率 ※)	上水道 (断水率)	下水道 (管きよ被害率)																		
26.3	8.8	100.0	72.7	22.2																		
1-6-1 □	<p>第6章 減災目標</p> <p>目標1 死者の減少</p> <p>1-1 住宅の倒壊による死者の減少（約6割減）</p> <p>● 目標を達成するための主な対策</p> <p>(1) 住宅の耐震化</p> <p>住宅の耐震化率を72.9%から「耐震性が不十分な住宅を概ね解消」とする。</p> <p>【略】</p> <p>(2) 家具の転倒防止対策の推進</p> <p>地震時における屋内の安全確保を図るため市が指定した事業者と協定を結び、家具転倒防止金具の取付けのあっ旋を行う</p>	<p>第6章 減災目標</p> <p>目標1 死者の減少</p> <p>1-1 住宅の倒壊による死者の減少（約6割減）</p> <p>● 目標を達成するための主な対策</p> <p>(1) 住宅の耐震化</p> <p>住宅の耐震化率を約66%から95%にする。</p> <p>【略】</p> <p>(2) 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進</p> <p>家具類の転倒・落下・移動防止器具による転倒等防止対策の実施率を約30%から60%にする。</p>																				

頁	新	旧
	<p><u>(3) エレベーター閉じ込め防止対策</u> <u>ア エレベーター利用時における地震時への対処方法等の周知</u> <u>イ 閉じ込め防止対策について、東京都と連携しての関係団体への働きかけ</u> <u>(4) ブロック塀等の倒壊防止対策</u> <u>ア 緑化推進事業として行っている、ブロック塀等の撤去と生け垣補助の周知</u> <u>イ 国や東京都の新たな補助制度を注視し、対策を講じる</u> <u>ウ 地区計画を活用した、道路に面する垣又は柵の構造制限の実施</u> <u>(5) 救出・救護体制の強化</u> 【略】</p>	<p><u>ア シルバー人材センターと連携した家具類の転倒等防止金具取付けのあっ旋の実施</u> <u>イ 自衛消防隊や立入検査実施時における指導の強化</u> <u>ウ オフィス家具や家電製品等の関係団体と連携した転倒等防止対策の推進</u> <u>エ 自治会長や自主防災組織リーダーに対する普及啓発の促進</u> <u>(3) 安価で信頼できる工法・装置の普及促進</u> <u>耐震シェルター等設置費補助事業の推進</u> <u>(4) 救出・救護体制の強化</u> 【略】</p>
1-6-2 □	<p>1-2 火災による死者の減少（約6割減） ● 目標を達成するための主な対策 (5) 市民や事業所の火災対応力の強化 ア 出火防止対策の推進 (7) 住宅の耐震化（目標1-1(1)の再掲） (イ) <u>家具類の転倒防止対策の推進</u>（目標1-1(2)の再掲） (ウ) 火気使用設備・器具の安全化及び停電復旧に伴う出火防止対策の推進 イ 初期消火力の強化 (7) 自主防災組織の結成及び加入の働きかけ（目標1-1(5)ア(7)の再掲） (イ) 防災訓練等による初期消火能力の強化 (ウ) 地域と事業所の連携強化（目標1-1(5)ア(ウ)の再掲） (エ) 住宅用火災警報器の設置促進 (6) 救出・救護体制の強化（目標1-1(5)の再掲）</p>	<p>1-2 火災による死者の減少（約6割減） ● 目標を達成するための主な対策 (5) 市民や事業所の火災対応力の強化 ア 出火防止対策の推進 (7) 住宅の耐震化（目標1-1(1)の再掲） (イ) <u>家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進</u>（目標1-1(2)の再掲） (ウ) 火気使用設備・器具の安全化及び停電復旧に伴う出火防止対策の推進 イ 初期消火力の強化 (7) 自主防災組織の結成及び加入の働きかけ（目標1-1(4)ア(7)の再掲） (イ) 防災訓練等による初期消火能力の強化 (ウ) 地域と事業所の連携強化（目標1-1(4)ア(ウ)の再掲） (エ) 住宅用火災警報器の設置促進 (6) 救出・救護体制の強化（目標1-1(4)の再掲）</p>
1-6-4	<p>目標4 ライフラインの早期復旧 ● 目標を達成するための主な対策 (1) 上水道施設の耐震化 耐震継手への布設替えを推進し、耐震化率を<u>令和2年度</u>までに37.0%とする。</p>	<p>目標4 ライフラインの早期復旧 ● 目標を達成するための主な対策 (1) 上水道施設の耐震化 耐震継手への布設替えを推進し、耐震化率を<u>平成32年度</u>までに37.0%とする。</p>

頁	新	旧
1-7-1 <input type="checkbox"/>	<p>第7章 地震等に関する調査研究</p> <p>第1節 被害想定、地域危険度測定調査</p> <p>2 都の調査研究</p> <p>(2) 地域危険度測定調査</p> <p>東京都震災対策条例第12条第1項及び同条例施行規則（平成13年東京都規則第52号）第5条に基づき、次の目的で概ね5年ごとに地震に関する地域の危険度を科学的に測定調査及び研究し、その結果を同条例第12条第3項により公表している。</p> <p><u>① 地震に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。</u></p> <p><u>② 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。</u></p> <p>この調査は、市街化区域を対象とし、地盤性状、建物、火災、避難の面から地域ごとの危険度合いを科学的に測定調査し、総合化した危険度を求めるものである。</p> <p>調査は市街化区域を対象として行われ、多摩地域における調査は、これまで昭和52年～53年度（昭和55年7月公表）、昭和56年～60年度（昭和62年公表）、平成元年～3年度（平成5年1月公表）、平成6年～9年度（平成10年3月公表）、平成11年～14年度（平成14年12月公表）、平成17年～19年度（平成20年2月公表）、平成21～24年度（平成25年9月公表）<u>及び平成26～29年度（平成30年2月公表）の8回</u>行われている。</p>	<p>第7章 地震等に関する調査研究</p> <p>第1節 被害想定、地域危険度測定調査</p> <p>2 都の調査研究</p> <p>(2) 地域危険度測定調査</p> <p>東京都震災対策条例第12条第1項及び同条例施行規則（平成13年東京都規則第52号）第5条に基づき、次の目的で概ね5年ごとに地震に関する地域の危険度を科学的に測定調査及び研究し、その結果を同条例第12条第3項により公表している。</p> <p><u>ア 地震に強い都市づくりの指標とする。</u></p> <p><u>イ 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。</u></p> <p><u>ウ 地震に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。</u></p> <p>この調査は、市街化区域を対象とし、地盤性状、建物、火災、避難の面から地域ごとの危険度合いを科学的に測定調査し、総合化した危険度を求めるものである。</p> <p>調査は市街化区域を対象として行われ、多摩地域における調査は、これまで昭和52年～53年度（昭和55年7月公表）、昭和56年～60年度（昭和62年公表）、平成元年～3年度（平成5年1月公表）、平成6年～9年度（平成10年3月公表）、平成11年～14年度（平成14年12月公表）、平成17年～<u>平成</u>19年度（平成20年2月公表）、平成21～24年度（平成25年9月公表）<u>の7回</u>行われている。</p>
2-1-1 <input type="checkbox"/>	<p>第2部 災害予防計画</p> <p>第1章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり</p> <p>第1節 基本的考え方</p> <p>災害時においては、多くの建物被害や火災の発生などにより、大量の避難者や帰宅困難者の発生が予想される。災害から、市民の生命、身体、財産を守るとともに、災害時においても市の機能を維持していくためには、防災性能を高めるまちづくりを進めていく必要がある。このことから、市は、災害に強いまちづくりの実現に向け、関係機関等と連携を図りながら、建物の耐震化、不燃化、オープンスペースの確保など、安全な市街地整備を進めていくとともに、<u>家具転倒防止対策</u>や出火・延焼防止対策を進めていく。</p> <p>1 現状</p> <p>【略】</p> <p>また、地震災害から建物を守るため、平成21年5月に「昭島市耐震改修促進計画」を策定し、この計画に基づき耐震化を推進しており、<u>平成30年1月末現在の耐震化率は、</u></p>	<p>第2部 災害予防計画</p> <p>第1章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり</p> <p>第1節 基本的考え方</p> <p>災害時においては、多くの建物被害や火災の発生などにより、大量の避難者や帰宅困難者の発生が予想される。災害から、市民の生命、身体、財産を守るとともに、災害時においても市の機能を維持していくためには、防災性能を高めるまちづくりを進めていく必要がある。このことから、市は、災害に強いまちづくりの実現に向け、関係機関等と連携を図りながら、建物の耐震化、不燃化、オープンスペースの確保など、安全な市街地整備を進めていくとともに、<u>家具類の転倒・落下・移動防止措置の普及</u>や出火・延焼防止対策を進めていく。</p> <p>1 現状</p> <p>【略】</p> <p>また、地震災害から建物を守るため、平成21年5月に「昭島市耐震改修促進計画」を策定し、この計画に基づき耐震化を推進しており、<u>平成24年3月末現在の耐震化率は、</u></p>

頁	新	旧																								
	<p><u>一般住宅約 72.9%、民間特定建築物約 97.6%、防災上重要な市有建築物約 98.2%となっている。建物内部の安全対策としては、市が指定した事業者と協定を結び、家具転倒防止金具の取付けあつ旋を行っている。</u></p> <p>【略】</p> <p>2 課題 (1) 建物の耐震化、安全対策 <u>平成 31 年 3 月に改正した「昭島市耐震改修促進計画」では、重点的に耐震化を図るべき建築物として①住宅、②民間特定既存耐震不適格建築物、③防災上重要な市有建築物を上げ、それぞれの状況に応じた取り組むべき施策を掲げている。</u> <u>また、家具の転倒防止対策については、一層の推進を図っていく必要がある。</u></p>	<p><u>一般住宅約 66.3%、民間特定建築物約 86.8%、防災上重要な市有建築物約 82.5%となっている。建物内部の安全対策としては、平成 21 年度から 3 か年度にわたり、耐震啓発事業として家具類の転倒・落下・移動防止器具の無償支給や高齢者世帯等を対象とした取付けの支援を実施した。なお、昭島市民意識調査報告書（平成 24 年 2 月）における家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施率は、30.1%となっている。</u></p> <p>【略】</p> <p>2 課題 (1) 建物の耐震化、安全対策 <u>市有建築物の耐震化は進んでいるが、一般住宅の耐震化が遅れており、平成 25 年度中に改正予定の「昭島市耐震改修促進計画」に基づき、施策を講じていく必要がある。</u> <u>また、家具類の転倒・落下・移動防止対策については、市内の実施率は 30.1%と都の平均実施率 53.6%と比べても低い状況にあり、一層の推進を図っていく必要がある。</u></p>																								
<p>2-1-2 □</p>	<p>第 2 節 安全に暮らせるまちづくり 2 拝島駅前地区 拝島駅前地区については、拝島駅南口地区地区計画を中心として、市民との協働によるまちづくりの推進や商業の活性化を図る。</p> <table border="1" data-bbox="300 962 1182 1236"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>規模</th> <th>事業期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【削除】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【削除】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拝島駅南口地区地区計画</td> <td>建築物等の用途の制限、壁面後退等</td> <td>平成 23 年 4 月～</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	規模	事業期間	【削除】			【削除】			拝島駅南口地区地区計画	建築物等の用途の制限、壁面後退等	平成 23 年 4 月～	<p>第 2 節 安全に暮らせるまちづくり 2 拝島駅前地区 拝島駅前地区については、<u>駅前広場を含む都市計画道路昭 3・4・2 号や周辺道路、自転車等駐車場の整備を早期に完了させ、交通安全の確保と交通混雑の解消に努める。また、市民の意見を反映した基盤整備</u>や拝島駅南口地区地区計画を中心として、市民との協働によるまちづくりの推進や商業の活性化を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1234 962 2116 1236"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>規模</th> <th>事業期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>都市計画道路昭 3・4・2 号</u></td> <td><u>延長 350m、幅員 16～19m</u> <u>駅前広場約 5,600㎡</u></td> <td><u>平成 18 年度～27 年度</u></td> </tr> <tr> <td><u>拝島駅南口自転車等駐車場</u></td> <td><u>地下 1 階 約 0.34ha、</u> <u>2,450 台収容</u></td> <td><u>平成 24 年度～25 年度</u></td> </tr> <tr> <td>拝島駅南口地区地区計画</td> <td>建築物等の用途の制限、壁面後退等</td> <td>平成 23 年 4 月～</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	規模	事業期間	<u>都市計画道路昭 3・4・2 号</u>	<u>延長 350m、幅員 16～19m</u> <u>駅前広場約 5,600㎡</u>	<u>平成 18 年度～27 年度</u>	<u>拝島駅南口自転車等駐車場</u>	<u>地下 1 階 約 0.34ha、</u> <u>2,450 台収容</u>	<u>平成 24 年度～25 年度</u>	拝島駅南口地区地区計画	建築物等の用途の制限、壁面後退等	平成 23 年 4 月～
事業名	規模	事業期間																								
【削除】																										
【削除】																										
拝島駅南口地区地区計画	建築物等の用途の制限、壁面後退等	平成 23 年 4 月～																								
事業名	規模	事業期間																								
<u>都市計画道路昭 3・4・2 号</u>	<u>延長 350m、幅員 16～19m</u> <u>駅前広場約 5,600㎡</u>	<u>平成 18 年度～27 年度</u>																								
<u>拝島駅南口自転車等駐車場</u>	<u>地下 1 階 約 0.34ha、</u> <u>2,450 台収容</u>	<u>平成 24 年度～25 年度</u>																								
拝島駅南口地区地区計画	建築物等の用途の制限、壁面後退等	平成 23 年 4 月～																								

頁	新	旧																		
2-1-3 □	<p>6 オープンスペースの確保 (1) 公園の整備、緑地の保全 【都市計画公園・緑地の現況】 (平成31年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="322 325 1050 533"> <thead> <tr> <th>公園・緑地面積</th> <th>開設済面積</th> <th>未開設面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画公園 25園 (95.7ha)</td> <td>22園 (83.3ha)</td> <td>3園 (12.4ha)</td> </tr> <tr> <td>都市計画緑地 2緑地 (64.6ha)</td> <td>1緑地 (17.1ha)</td> <td>1緑地 (47.5ha)</td> </tr> </tbody> </table>	公園・緑地面積	開設済面積	未開設面積	都市計画公園 25園 (95.7ha)	22園 (83.3ha)	3園 (12.4ha)	都市計画緑地 2緑地 (64.6ha)	1緑地 (17.1ha)	1緑地 (47.5ha)	<p>6 オープンスペースの確保 (1) 公園の整備、緑地の保全 【都市計画公園・緑地の現況】 (平成24年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="1256 325 1984 533"> <thead> <tr> <th>公園・緑地面積</th> <th>開設済面積</th> <th>未開設面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画公園 25園 (95.7ha)</td> <td>22園 (83.4ha)</td> <td>3園 (12.4ha)</td> </tr> <tr> <td>都市計画緑地 2緑地 (64.6ha)</td> <td>1緑地 (16.6ha)</td> <td>1緑地 (48.0ha)</td> </tr> </tbody> </table>	公園・緑地面積	開設済面積	未開設面積	都市計画公園 25園 (95.7ha)	22園 (83.4ha)	3園 (12.4ha)	都市計画緑地 2緑地 (64.6ha)	1緑地 (16.6ha)	1緑地 (48.0ha)
公園・緑地面積	開設済面積	未開設面積																		
都市計画公園 25園 (95.7ha)	22園 (83.3ha)	3園 (12.4ha)																		
都市計画緑地 2緑地 (64.6ha)	1緑地 (17.1ha)	1緑地 (47.5ha)																		
公園・緑地面積	開設済面積	未開設面積																		
都市計画公園 25園 (95.7ha)	22園 (83.4ha)	3園 (12.4ha)																		
都市計画緑地 2緑地 (64.6ha)	1緑地 (16.6ha)	1緑地 (48.0ha)																		
2-1-4 □	<p>(2) 農地の保全 【都市計画生産緑地地区の現況】 (平成31年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="322 612 938 703"> <thead> <tr> <th>生産緑地地区</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>215地区</td> <td>約46.75ha</td> </tr> </tbody> </table>	生産緑地地区	面積	215地区	約46.75ha	<p>(2) 農地の保全 【都市計画生産緑地地区の現況】 (平成24年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="1256 612 1872 703"> <thead> <tr> <th>生産緑地地区</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>219地区</td> <td>約51.46ha</td> </tr> </tbody> </table>	生産緑地地区	面積	219地区	約51.46ha										
生産緑地地区	面積																			
215地区	約46.75ha																			
生産緑地地区	面積																			
219地区	約51.46ha																			
2-1-4 □	<p>7 塀等の安全化 <u>市は、緑化推進事業として、新たに造成される生け垣及び既存のブロック塀等を撤去し、生け垣に改造する場合における費用の助成を行っているが、国は、平成30年6月に発生した大阪北部地震によるブロック塀倒壊を受けて、避難路や通学路等指定された路線に面するブロック塀撤去に伴う費用補助を決定した。東京都においても、ブロック塀の撤去後、木塀に変更する際の工事費用の補助を決定した。</u> <u>市では、緑化事業とは別に上記のような補助金を利用できるよう検討していく。</u></p>	<p>7 塀等の安全化 <u>昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊により多数の人的被害が生じた。市は、緑化の推進とあわせて新たに造成される生垣及び既存のブロック塀等を撤去し、生け垣に改造する場合における費用の助成を行うとともに、市内の地区計画においては道路に面するかき又はさくの構造について一定の制限を都市計画決定し、塀等の安全化に努めている。</u></p>																		
2-1-4 ◆	<p>8 急傾斜地崩壊危険箇所 (資料●参照) 【略】 【図削除】 9 土砂災害(特別)警戒区域 (資料●参照) <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づく都の調査により、市内の37箇所が、急傾斜地の崩壊のおそれがある区域として土砂災害警戒区域に指定され、そのうち32箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。これらの区域は、今後、ハザードマップの整備等による情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。また、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等には、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、土砂災害防止法により「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」が義務づけられている。</u></p>	<p>8 急傾斜地崩壊危険箇所 【略】 【図省略】 【新規】</p>																		

頁	新	旧																																																
2-1-5 □	<p>第3節 建築物の耐震化及び安全対策の促進</p> <p>1 建築物の耐震化の促進</p> <p>(1) 耐震改修促進計画の策定</p> <p>【略】</p> <table border="1" data-bbox="324 363 1167 643"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">建築物の種類</th> <th colspan="2">耐震化率</th> </tr> <tr> <th>現 状 (平成30年度)</th> <th>目 標 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住 宅</td> <td>一般住宅</td> <td>72.9%</td> <td>耐震性が不十分な住宅を概ね解消</td> </tr> <tr> <td>市営住宅等</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">民間特定建築物</td> <td>97.6%</td> <td>耐震性が不十分な住宅を概ね解消</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防災上重要な市有建築物</td> <td>98.2%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公共建築物等の耐震化</p> <p>市は、大地震時に防災活動の中心となる公共施設及び避難所となる学校について、昭和56年に改正された耐震基準以前に建築された施設の耐震診断を実施し、その結果に基づき順次、補強、<u>改築を進めてきた。</u></p> <p>公立小・中学校の耐震補強については、平成23年度で全ての耐震補強が<u>完了し、他の施設については、令和7年度までに耐震化率を100%とする。</u></p>	建築物の種類		耐震化率		現 状 (平成30年度)	目 標 (令和7年度)	住 宅	一般住宅	72.9%	耐震性が不十分な住宅を概ね解消	市営住宅等	100%	100%	民間特定建築物		97.6%	耐震性が不十分な住宅を概ね解消	防災上重要な市有建築物		98.2%	100%	<p>第3節 建築物の耐震化及び安全対策の促進</p> <p>1 建築物の耐震化の促進</p> <p>(1) 耐震改修促進計画の策定</p> <p>【略】</p> <table border="1" data-bbox="1272 363 2114 643"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">建築物の種類</th> <th colspan="3">耐震化率</th> </tr> <tr> <th>現 状 (平成23年度)</th> <th>目 標 (平成27年度)</th> <th>目 標 (平成32年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住 宅</td> <td>一般住宅</td> <td>66.3%</td> <td>90%</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>市営住宅等</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">民間特定建築物</td> <td>86.8%</td> <td>90%</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防災上重要な市有建築物</td> <td>82.5%</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公共建築物等の耐震化</p> <p>市は、大地震時に防災活動の中心となる公共施設及び避難所となる学校について、昭和56年に改正された耐震基準以前に建築された施設の耐震診断を実施し、その結果に基づき順次、補強、<u>改築を進める。</u></p> <p>公立小・中学校の耐震補強については、平成23年度で全ての耐震補強が<u>完了したが、他の施設については、平成27年度までに耐震化率を100%とする。</u></p>	建築物の種類		耐震化率			現 状 (平成23年度)	目 標 (平成27年度)	目 標 (平成32年度)	住 宅	一般住宅	66.3%	90%	95%	市営住宅等	100%	100%	—	民間特定建築物		86.8%	90%	95%	防災上重要な市有建築物		82.5%	100%	—
建築物の種類				耐震化率																																														
		現 状 (平成30年度)	目 標 (令和7年度)																																															
住 宅	一般住宅	72.9%	耐震性が不十分な住宅を概ね解消																																															
	市営住宅等	100%	100%																																															
民間特定建築物		97.6%	耐震性が不十分な住宅を概ね解消																																															
防災上重要な市有建築物		98.2%	100%																																															
建築物の種類		耐震化率																																																
		現 状 (平成23年度)	目 標 (平成27年度)	目 標 (平成32年度)																																														
住 宅	一般住宅	66.3%	90%	95%																																														
	市営住宅等	100%	100%	—																																														
民間特定建築物		86.8%	90%	95%																																														
防災上重要な市有建築物		82.5%	100%	—																																														
2-1-5 □ (42)	<p>(3) 住宅等民間建築物の耐震診断・耐震改修</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）が改正される前の昭和56年以前に建築された市内の木造住宅は、<u>平成30年度でおよそ6,555戸となっている。</u>これらの住宅は大地震に対しては十分な耐震強度が保たれていない可能性があり、早急に耐震診断を実施する必要がある。しかし、住宅等民間建築物の耐震診断は、所有者又は管理者が行うことが原則であるため、広報やパンフレット等を活用した啓発を行うとともに、現在実施している木造住宅に対する耐震診断及び耐震改修の助成制度を引き続き実施し、<u>平成37年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消すること</u>を目標に、耐震化の促進を図る。</p> <p>また、<u>多数の者が利用する民間特定建築物は、経済活動の促進に大きな役割を果たしているが、震災により建物が倒壊すると人的被害が大きくなることから、特に耐震化を図る必要がある。</u></p> <p><u>利用者の生命の保護と経済活動における減災を図るため、国の基本方針等では、耐震化率を平成37年度までに95%以上とすることを目標としているが、本市においてはすでに達成しているため、耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とする。</u></p>	<p>(3) 住宅等民間建築物の耐震診断・耐震改修</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）が改正される前の昭和56年以前に建築された市内の木造住宅は、<u>平成23年度でおよそ7,700戸となっている。</u>これらの住宅は大地震に対しては十分な耐震強度が保たれていない可能性があり、早急に耐震診断を実施する必要がある。しかし、住宅等民間建築物の耐震診断は、所有者又は管理者が行うことが原則であるため、広報やパンフレット等を活用した啓発を行うとともに、現在実施している木造住宅に対する耐震診断及び耐震改修の助成制度を引き続き実施し、<u>平成27年度までに耐震化率を90%、平成32年度までに耐震化率を95%とすること</u>を目標に、耐震化の促進を図る。</p> <p>また、<u>不特定多数が利用する民間特定建築物についても、建物所有者等に対して広報やパンフレット等により耐震化の必要性や建物所有者の責務等について積極的に啓発を行うとともに、建築物の耐震診断や耐震改修に向けての相談等を関係団体等と連携しながら行うことにより、平成27年度までに耐震化率を90%、平成32年度までに耐震化率を95%とすることを目標に、耐震化の促進を図る。</u></p>																																																

頁	新	旧																
2-1-7 □	<p>3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止対策</p> <p>(5) 家具転倒防止対策</p> <p>首都直下地震等の東京の被害想定において、屋内収容物が原因となり負傷する人は負傷者全体の約4%であり、平成18年の被害想定での約3割と比較すると減少している。これは、家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施率が、約3割から約5割へと向上したためと考えられる。しかしながら、家具類の転倒・落下・移動防止策に関するアンケートによると防止策の実施率は、消防に関する世論調査（平成●年●月）によると都全体では、●%の実施率となっているが、本市においては、昭島市市民意識調査報告書（平成29年2月）によると29.4%にとどまっており、啓発と実施に向けた支援が必要である。</p> <p>市は、耐震啓発事業として、指定した事業者と協定を結び、家具転倒防止金具の取付けのあっ旋を行っている。今後、市、昭島市社会福祉協議会及び昭島消防署は、地震時において、屋内の安全確保を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止器具による転倒等防止措置を次のとおり推進し、平成27年度までに市内の家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施率を60%にする。</p>	<p>3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止対策</p> <p>(5) 家具類の転倒・落下・移動防止対策</p> <p>首都直下地震等の東京の被害想定において、屋内収容物が原因となり負傷する人は負傷者全体の約4%であり、平成18年の被害想定での約3割と比較すると減少している。これは、家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施率が、約3割から約5割へと向上したためと考えられる。しかしながら、家具類の転倒・落下・移動防止策に関するアンケートによると防止策の実施率は、消防に関する世論調査（平成23年9月）によると都全体では、53.6%の実施率となっているが、本市においては、昭島市市民意識調査報告書（平成24年2月）によると、30.1%にとどまっており、啓発と実施に向けた支援が必要である。</p> <p>市は、耐震啓発事業として、平成21年度から3か年度にわたり、家具類の転倒・落下・移動防止器具の無償支給や高齢者世帯等を対象とした取付けの支援を実施した。今後、市、昭島市社会福祉協議会及び昭島消防署は、地震時において、屋内の安全確保を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止器具による転倒等防止措置を次のとおり推進し、平成27年度までに市内の家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施率を60%にする。</p>																
2-1-7 □	<table border="1" data-bbox="338 890 1182 1439"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 890 618 948">機 関 名</th> <th data-bbox="618 890 1182 948">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 948 618 1027">市</td> <td data-bbox="618 948 1182 1027">公益法人昭島市シルバー人材センターと協定し、家具転倒防止金具取付けのあっ旋を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="338 1027 1182 1107">【削除】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1107 618 1439">昭島消防署</td> <td data-bbox="618 1107 1182 1439"> <ol style="list-style-type: none"> 1 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等を作成し、都民や事業所に対する防災指導に活用する。 2 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習を実施する。 3 関係機関、関係団体等と連携して周知する。 4 映像など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	市	公益法人昭島市シルバー人材センターと協定し、家具転倒防止金具取付けのあっ旋を行う。	【削除】		昭島消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等を作成し、都民や事業所に対する防災指導に活用する。 2 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習を実施する。 3 関係機関、関係団体等と連携して周知する。 4 映像など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施する。 	<table border="1" data-bbox="1272 890 2116 1216"> <thead> <tr> <th data-bbox="1272 890 1552 948">機 関 名</th> <th data-bbox="1552 890 2116 948">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1272 948 1552 1027">市</td> <td data-bbox="1552 948 2116 1027">シルバー人材センターと協定し、家具類の転倒・落下・移動防止金具取付けのあっ旋、普及啓発を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 1027 1552 1107">昭島市社会福祉協議会</td> <td data-bbox="1552 1027 2116 1107">災害時の家具の配置などについて、くらし安全アドバイザーによる助言を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 1107 1552 1216">昭島消防署</td> <td data-bbox="1552 1107 2116 1216">防災訓練や自治会、自主防災組織等の防災講習会など様々な機会を通して、家具類の転倒・落下・移動防止金具取付けの啓発を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	市	シルバー人材センターと協定し、 家具類の転倒・落下・移動防止金具取付けのあっ旋、普及啓発を図る。	昭島市社会福祉協議会	災害時の家具の配置などについて、くらし安全アドバイザーによる助言を行う。	昭島消防署	防災訓練や自治会、自主防災組織等の防災講習会など様々な機会を通して、家具類の転倒・落下・移動防止金具取付けの啓発を行う。
機 関 名	内 容																	
市	公益法人昭島市シルバー人材センターと協定し、家具転倒防止金具取付けのあっ旋を行う。																	
【削除】																		
昭島消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等を作成し、都民や事業所に対する防災指導に活用する。 2 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習を実施する。 3 関係機関、関係団体等と連携して周知する。 4 映像など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施する。 																	
機 関 名	内 容																	
市	シルバー人材センターと協定し、 家具類の転倒・落下・移動防止金具取付けのあっ旋、普及啓発を図る。																	
昭島市社会福祉協議会	災害時の家具の配置などについて、くらし安全アドバイザーによる助言を行う。																	
昭島消防署	防災訓練や自治会、自主防災組織等の防災講習会など様々な機会を通して、家具類の転倒・落下・移動防止金具取付けの啓発を行う。																	

頁	新	旧																												
<p>2-1-8 ○</p>	<p>第4節 出火、延焼等の防止 1 出火の防止【昭島消防署】 <u>(1) 火気設備・器具の安全化について、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への地震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。</u> <u>(2) 電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。</u> <u>(3) 地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。</u> <u>その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。</u> <u>(4) 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。</u> <u>(5) 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、都民等への指導を行っていく。</u></p>	<p>第4節 出火、延焼等の防止 1 出火の防止【昭島消防署】 <u>地震時の出火要因には、熱源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほか、危険物、化学薬品等からの出火が考えられる。市内には、これらのものが複雑に存在しており、地震時には火災の発生が予想される。</u> <u>このため、出火の危険につながる要因を検討し、あらゆる施策を講じて安全化対策をすすめるとともに、必要に応じ規制の強化を図る。</u> <u>市民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震時における出火をできる限り防止するものとする。</u> <u>(1) 火気使用設備・器具の安全化</u> <u>過去の地震による被害状況から見て、地震時には火気使用設備、器具等から出火する危険性が高いと考えられる。</u> <u>昭島消防署では、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）に基づき火気使用設備器具の点検・整備及び固定について指導し、徹底を図っている。</u> <u>(2) 石油等危険物施設の安全化</u> <u>① 危険物施設の現況</u> <u>市内における危険物施設等の現況は次のとおりである。</u> <u>(平成24年3月現在)</u></p> <table border="1" data-bbox="1312 927 1809 1461"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>製造所</td><td>0</td></tr> <tr><td>屋内貯蔵所</td><td>31</td></tr> <tr><td>屋外貯蔵所</td><td>5</td></tr> <tr><td>屋内タンク貯蔵所</td><td>7</td></tr> <tr><td>屋外タンク貯蔵所</td><td>16</td></tr> <tr><td>地下タンク貯蔵所</td><td>46</td></tr> <tr><td>移動タンク貯蔵所</td><td>24</td></tr> <tr><td>簡易タンク貯蔵所</td><td>0</td></tr> <tr><td>給油取扱所（営業用）</td><td>12</td></tr> <tr><td>給油取扱所（自家用）</td><td>13</td></tr> <tr><td>一般取扱所</td><td>53</td></tr> <tr><td>販売取扱所</td><td>1</td></tr> <tr><td>計</td><td>208</td></tr> </tbody> </table>	区分	件数	製造所	0	屋内貯蔵所	31	屋外貯蔵所	5	屋内タンク貯蔵所	7	屋外タンク貯蔵所	16	地下タンク貯蔵所	46	移動タンク貯蔵所	24	簡易タンク貯蔵所	0	給油取扱所（営業用）	12	給油取扱所（自家用）	13	一般取扱所	53	販売取扱所	1	計	208
区分	件数																													
製造所	0																													
屋内貯蔵所	31																													
屋外貯蔵所	5																													
屋内タンク貯蔵所	7																													
屋外タンク貯蔵所	16																													
地下タンク貯蔵所	46																													
移動タンク貯蔵所	24																													
簡易タンク貯蔵所	0																													
給油取扱所（営業用）	12																													
給油取扱所（自家用）	13																													
一般取扱所	53																													
販売取扱所	1																													
計	208																													

頁	新	旧
		<p><u>② 危険物施設の安全化</u></p> <p><u>昭島消防署は、危険物施設の安全対策の推進について、関係法令、規程等に基づく立入検査、各種講習会の機会をとらえ安全対策を次のとおり行っている。</u></p> <p><u>ア 耐震性強化の指導</u></p> <p><u>イ 施設の不燃化</u></p> <p><u>ウ 自主防災体制の整備</u></p> <p><u>エ 防災資機材の整備促進</u></p> <p><u>オ 貯蔵又は取り扱っている危険物の種類、数量等施設の実態にあった事前対策の推進</u></p> <p><u>カ 立入検査などにより、出火の防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いの指導</u></p> <p><u>キ 事業所防災計画の作成指導</u></p> <p><u>(3) 化学薬品、電気設備等の安全化</u></p> <p><u>① 化学薬品の安全化</u></p> <p><u>宮城県沖地震や阪神・淡路大震災から、化学薬品等からの出火防止が課題となっている。昭島消防署では、化学薬品の安全化について昭和 62 年に火災予防審議会が答申した「地震時における地域別の総合出火危険予測と対策」の提言を踏まえ、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化を指導するとともに、事業所に対する実態調査の実施など、個別的、具体的な安全対策を推進している。</u></p> <p><u>昭島消防署の行う主な指導事項は次のとおりである。</u></p> <p><u>ア 化学薬品容器の転倒落下防止措置</u></p> <p><u>イ 化学薬品収納棚の転倒防止措置</u></p> <p><u>ウ 混合混触発火性物品の接近貯蔵防止措置</u></p> <p><u>エ 化学薬品収納場所の整理整頓</u></p> <p><u>オ 初期消火資器材の整備</u></p> <p><u>② 電気設備等の安全化</u></p> <p><u>電気、ガス設備の安全化については、火災予防条例により、出火防止や延焼防止のための規制がなされており、その維持管理についても点検・整備が義務付けられている。昭島消防署では、設備等の耐震化や不燃化を強力に推進し、出火防止等の安全対策の強化を図っている。</u></p> <p><u>③ 電気器具からの出火防止</u></p> <p><u>地震時の電気器具や配線からの出火を防止するために、信頼性の高い安全装置(感震装置付コンセント等)の設置や出火防止対策を講じた電気器具の普及について徹底を図る。</u></p>

頁	新	旧
		<p><u>(4) 出火防止のための立入検査及び指導</u> <u>大地震が発生した場合の人命への影響が極めて高い飲食店、大型店舗、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して重点的に立入検査を実施し、出火防止のため次の内容について指導する。</u> <u>ア 火気使用設備・器具等の固定</u> <u>イ 当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置</u> <u>ウ 災害時の従業員の対応要領等についての指導</u> <u>この他、一般の事業所や住宅等についても、防火診断を通じて同様の指導を行うとともに地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。</u> <u>また、各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対して計画の作成を指導する。</u></p> <p><u>(5) 市民指導の強化</u> <u>各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。また、起震車等の指導用資器材を活用し、実践的訓練による防災行動力の向上を図る。</u></p> <p><u>① 出火防止等に関する備えの主な指導事項</u> <u>ア 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底</u> <u>イ 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電しゃ断機など出火を防ぐための安全な機器の普及</u> <u>ウ 家具類の転倒・落下・移動、日用品等の落下防止措置の徹底</u> <u>エ 火を使う場所の不燃化及び整理整とんの徹底</u> <u>オ カーテンなどへの防災製品の普及</u> <u>カ 灯油、ペンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底</u></p> <p><u>② 出火防止等に関する教育・訓練</u> <u>ア 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進</u> <u>イ 揺れた時の行動「地震だ！まず身の安全」の徹底</u> <u>ウ 地震時、火を消すチャンス「揺れがおさまったとき」「出火したとき」の徹底</u> <u>エ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断確認など出火防止の徹底</u> <u>オ ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底</u> <u>カ ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底</u></p> <p><u>(6) 住宅用火災警報器の設置促進</u></p>

頁	新	旧		
		<p><u>火災の早期発見と火災の延焼拡大防止を図るため、住宅用火災警報器の設置促進について指導する。</u></p>		
<p>2-1-10 □</p>	<p>2 初期消火体制の強化【市、昭島消防署】</p> <p><u>昭島消防署は、消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者に耐震措置を指導する。</u></p> <p><u>各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、市と連携し、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。</u></p>	<p>2 初期消火体制の強化【市、昭島消防署】</p> <p><u>地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が重要である。このため、昭島消防署では、消防用設備等の適正化及び住宅用防災機器の普及並びに家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高めて、初期消火体制の確立を図る。</u></p> <p><u>(1) 消防用設備等の適正化</u></p> <p><u>防火対象物に設置される消防用設備については、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう耐震措置の指導を促進する。特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等が地震により破壊されないよう指導を強化する。</u></p> <p><u>(2) 街頭消火器の整備</u></p> <p><u>市は、初期消火体制を強化する必要があることから、地域配備消火器（街頭消火器）を設置している。市内に設置してある街頭消火器は、次のとおりである。</u></p> <p><u>【街頭配備消火器】（平成 24 年 3 月 31 日現在）</u></p> <table border="1" data-bbox="1240 852 1736 895"> <tr> <td data-bbox="1240 852 1375 895">設置数</td> <td data-bbox="1375 852 1736 895">587箇所</td> </tr> </table> <p><u>(3) 初期消火資器材等の普及</u></p> <p><u>首都直下地震等の発生時には、同時多発的な火災の発生が予想される。火災の延焼拡大を防ぎ、家庭や事業所の火災被害を最小限に防止するため、初期消火を確実に実行する消火器をはじめ三角バケツ等用途にあった消火資器材の普及を図る。</u></p> <p><u>(4) 自主防災体制の強化</u></p> <p><u>① 市民及び地域の防災行動力の向上</u></p> <p><u>市民及び地域の防災行動力の向上を図るため、市は昭島消防署と連携し、防災訓練等において積極的に技術指導を行う。防災訓練では、初歩から段階的に体験できる訓練を推進する。また、研修会、講習会及び訓練等を通じて、地域の協力体制づくりを進め、要配慮者対策を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。</u></p> <p><u>② 事業所の自主防災体制の強化</u></p> <p><u>昭島消防署は、全ての事業所に対して、防災計画の作成を推進するとともに、各種の訓練や指導等を通じて防災行動力の向上、自主防災体制の強化を図る。また、事業所相</u></p>	設置数	587箇所
設置数	587箇所			

頁	新	旧												
<p>2-1-11 □</p>	<p>3 火災の拡大防止【市、昭島消防署】</p> <p><u>(1) 震災時の市街地大火に備えた巨大水利として深井戸や耐震性を有する防火水槽を整備する。都及び関係機関と連携して、河川等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。</u></p> <p><u>(2) 木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、市と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。</u></p> <p><u>(3) 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。</u></p> <p><u>(4) 木造住宅密集地域内において著しく水量が不足する地域に、重点的に水利整備を推進するため、関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。</u></p> <p><u>(5) 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。</u></p> <p><u>(6) 民間の建設工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。</u></p> <p><u>(7) 市が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、市における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。</u></p> <p><u>(8) 市有地等の売却に際し、既存の防火水槽等の存置や代替水利の確保を図る。</u></p> <p><u>(9) 昭島消防署は、水利整備を行う市と連携し、効果的な消火活動が行えるよう消防水利の確保に努める。</u></p> <p><u>昭島消防署は、道路狭隘等による消火活動が困難な地域への対策として、消防水利、消防隊用可搬ポンプの整備、消防団の災害活動体制の充実等を進める。</u></p> <p><u>また、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、消火活動が困難な地域の解消に向けて消防活動の立場から防災都市づくり事業等に対して提言、要望をする。</u></p>	<p><u>互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を強めるとともに、保有資器材を活用し、地域との協力体制づくりを推進する。</u></p> <p>3 火災の拡大防止【市、昭島消防署】</p> <p><u>現在の都市構造では、出火防止、初期消火の徹底を図っても地震発生時にはなお相当数の火災が拡大し、延焼火災となることが予想される。</u></p> <p><u>したがって、火災による被害が予想される地域については、可能な限り延焼防止措置を講じ人命の安全確保を重点とした消防体制の確保を図ることが重要であり、このため、市及び昭島消防署は、消防活動体制、装備資機（器）材、消防水利の整備、消防団体制の強化、消防活動路等の確保、消防活動が困難な地域への対策、地域防災体制の確立を推進する。</u></p> <p><u>(1) 消防活動体制の整備強化</u></p> <p><u>昭島消防署は、平常の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を樹立し、有事即応体制の確立を図っている。</u></p> <p><u>また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、特に配置された救助用資器材を積載して、救助活動を実施することになっている。</u></p> <p>【昭島消防署保有の消防力】 (平成24年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="1227 849 2094 970"> <thead> <tr> <th>ポンプ車</th> <th>はしご車</th> <th>救急車</th> <th>可搬ポンプ（消防隊用）</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5台</td> <td>1台</td> <td>3台</td> <td>10台</td> <td>7台</td> <td>26台</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 装備資機（器）材の整備</u></p> <p><u>昭島消防署は、地震時において常備消防力を最大限に活用するため、震災の態様に応じた資機（器）材を活用するとともに、自主防災組織、地域住民等も消防隊員用救助資機（器）材を使用できるよう訓練を実施する。</u></p> <p><u>(3) 自主防災組織等への消火資器材の貸与（市）</u></p> <p><u>市は、地域住民による消火体制を強化するため、軽可搬ポンプを7台配置している。</u></p> <p><u>また、水道配管の耐震化が進んでおり、地震初期における消火栓の活用が高まっていることから、自主防災組織等が、消火栓を活用して簡易に消火活動が可能な資器材として、スタンドパイプセット（スタンドパイプ、消火栓鍵、スピンドルドライバー、40mmホース、ノズル等）を計画的に配置する。</u></p> <p><u>(4) 消防水利の整備</u></p> <p><u>① 市</u></p>	ポンプ車	はしご車	救急車	可搬ポンプ（消防隊用）	その他	合計	5台	1台	3台	10台	7台	26台
ポンプ車	はしご車	救急車	可搬ポンプ（消防隊用）	その他	合計									
5台	1台	3台	10台	7台	26台									

頁	新	旧																					
		<p><u>地震災害では、消防水利としての消火栓の損傷が考えられる。市は、このため、消火栓の増設と併せて、耐震性貯水槽の拡充を図っている。</u></p> <p><u>耐震性貯水槽の設置については、総水利メッシュの全体から未充足メッシュを求め、不足する地域の必要数量を確認のうえ、公共用地の活用を図る中で耐震性貯水槽の計画的な整備を推進する。</u></p> <p><u>現在の整備状況は次のとおりである。</u></p> <p>【消防水利の整備状況】 (平成24年3月現在)</p> <table border="1" data-bbox="1227 512 1865 659"> <tr> <td>消火栓</td> <td colspan="2">1,341基</td> </tr> <tr> <td>耐震性貯水槽等</td> <td>40㎡~100㎡</td> <td>100㎡以上</td> </tr> <tr> <td>規模別基数</td> <td>290基</td> <td>15基</td> </tr> </table> <p><u>なお、耐震性貯水槽の設置に当たっては、自主防災組織等が軽可搬ポンプの吸管を容易に水槽に投入できるものとする。</u></p> <p><u>また、宅地開発事業においては、昭島市宅地開発等指導要綱に基づき、下記の基準により整備を実施している。</u></p> <table border="1" data-bbox="1227 887 2033 1078"> <thead> <tr> <th>集合住宅</th> <th>事業地面積</th> <th>容量</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30戸以上100戸未満</td> <td>3,000㎡以上 6,000㎡未満</td> <td>40㎡</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>100戸以上200戸未満</td> <td>6,000㎡以上 12,000㎡未満</td> <td>40㎡</td> <td>2基</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>200戸以上及び12,000㎡以上の事業については、別途協議</u></p> <p>② 昭島消防署</p> <p><u>震災時の活動が効果的に行われるよう、次のとおり多角的な方策による整備促進について提言していく。</u></p> <p><u>ア 民間の開発行為や市街地再開発事業の機会を活かした防火水槽の設置整備を促進するための提言を行う。</u></p> <p><u>イ 民間住宅の基礎部分を利用した地中ばり水槽の整備の促進を図る。</u></p> <p><u>ウ 雨水貯留施設や親水公園など他用途水源の活用を図る。</u></p>	消火栓	1,341基		耐震性貯水槽等	40㎡~100㎡	100㎡以上	規模別基数	290基	15基	集合住宅	事業地面積	容量	数量	30戸以上100戸未満	3,000㎡以上 6,000㎡未満	40㎡	1基	100戸以上200戸未満	6,000㎡以上 12,000㎡未満	40㎡	2基
消火栓	1,341基																						
耐震性貯水槽等	40㎡~100㎡	100㎡以上																					
規模別基数	290基	15基																					
集合住宅	事業地面積	容量	数量																				
30戸以上100戸未満	3,000㎡以上 6,000㎡未満	40㎡	1基																				
100戸以上200戸未満	6,000㎡以上 12,000㎡未満	40㎡	2基																				

頁	新	旧												
		<p><u>エ 巨大水利の開発・確保等の促進を図る。</u></p> <p><u>(5) 消防団体制の強化</u></p> <p><u>消防団は、平常時は地域住民に対し初期消火、救出救護等について技術的な訓練指導などを行い、災害時には昭島消防署と連携し、初期消火、延焼防止及び救出救護活動等に従事するなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。市及び昭島消防署は、引き続き消防団活動を支援し、災害時における活動態勢の確立を図る。</u></p> <p>-</p> <p><u>【市消防団の消防力】 (平成25年4月)</u></p> <table border="1" data-bbox="1227 512 1715 815"> <tbody> <tr> <td><u>本団</u></td> <td><u>団員 9人</u></td> </tr> <tr> <td><u>分団</u></td> <td><u>団員 79人</u></td> </tr> <tr> <td><u>指揮車</u></td> <td><u>1台</u></td> </tr> <tr> <td><u>ポンプ車</u></td> <td><u>3台</u></td> </tr> <tr> <td><u>化学消防車</u></td> <td><u>1台</u></td> </tr> <tr> <td><u>可搬ポンプ</u></td> <td><u>8台</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(6) 消防活動路等の確保</u></p> <p><u>震災時には、建物、電柱等の倒壊、道路陥没等により消防車両等が通行不能になることが予想されることから、市及び昭島消防署は、消防活動路を確保するため、民間から借り上げる特種車両の確保、幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あい道路の拡幅、U字溝等の蓋かけや暗きょ化、コーナー部分の隅きり整備などを関係機関と検討するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について昭島警察署と協議するなど、消防活動路等の確保に努める。</u></p> <p><u>(7) 消防活動が困難な地域への対策</u></p> <p><u>市内には狭あいな道路や木造住宅の密集した地域があり、これらの場所では災害時に路面損壊や建物倒壊、延焼拡大、或いは断水等により消火活動が著しく阻害されることが予想される。市及び昭島消防署は、道路や消防水利、消防隊用可搬ポンプの整備を推進するとともに、昭島消防署においては、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究を活用し、消防活動を実施する立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。</u></p> <p><u>(8) 地域防災体制の確立</u></p>	<u>本団</u>	<u>団員 9人</u>	<u>分団</u>	<u>団員 79人</u>	<u>指揮車</u>	<u>1台</u>	<u>ポンプ車</u>	<u>3台</u>	<u>化学消防車</u>	<u>1台</u>	<u>可搬ポンプ</u>	<u>8台</u>
<u>本団</u>	<u>団員 9人</u>													
<u>分団</u>	<u>団員 79人</u>													
<u>指揮車</u>	<u>1台</u>													
<u>ポンプ車</u>	<u>3台</u>													
<u>化学消防車</u>	<u>1台</u>													
<u>可搬ポンプ</u>	<u>8台</u>													

頁	新	旧
		<p><u>災害時には、火災や救急・救助事象が同時に多発し、様々な障害の発生により、円滑な消防活動が実施できなくなることが予想されることから、市及び昭島消防署は、それぞれの地域で防災関係機関、市民、事業所等の連携した防災体制を早期に確立し火災の拡大を防止する。</u></p> <p><u>① 自主防災組織と事業所等との連携体制の整備</u> <u>地震による火災等の災害から市民や地域社会を守るためには、地域ぐるみの対応が必要である。</u> <u>自主防災組織と事業所の自衛消防組織等が相互に協力して連携できる体制を整備する。</u></p> <p><u>② 避難行動要支援者に対する地域協力体制</u> <u>高齢者や障害者等の避難行動要支援者は、火災等の災害が発生した場合に、自力による避難等が困難である。このため、避難行動要支援者の人命安全確保を目的として、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する近隣住民の協力体制づくりを推進する。</u></p> <p><u>③ 合同防災訓練の実施</u> <u>地域における防災体制は、消防署、消防団をはじめとして、災害時支援ボランティア、自主防災組織、事業所の自衛消防組織等の各組織が相互に協力することにより、はじめて効果を発揮することができる。このため組織間の連携を強化し、定期的に合同防災訓練の実施を推進する。</u></p>
2-1-14 □	<p>4 危険物施設の安全化</p> <p><u>(1) 石油等危険物施設の安全化</u></p> <p><u>ア 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。</u></p> <p><u>イ 災害発生時における施設、設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。</u></p> <p><u>ウ 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所(営業用)及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。</u></p> <p><u>エ 東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。</u></p> <p><u>オ 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。</u></p>	<p>4 危険物施設の安全化</p> <p><u>危険物施設については、法令等で建物や設備などの耐震措置対策が規定されているが、過去の地震等では、建物の倒壊、防火塀の転倒等が発生していることから、昭島消防署は、建築基準法に求められている耐震の構造とすることはもとより、防火塀などの耐震設計強度の確認を行っている。</u></p> <p><u>また、地震による損傷を考慮して、地下タンクはタンク室に設置するか二重殻タンク又は危険物の漏えいを防止することができる構造とするほか、地震動による慣性力が屋外タンク貯蔵所の側板又は支柱の限られた点に集中しないように当該タンクを堅固な基礎及び地盤の上に固定するよう指導している。特に、阪神・淡路大震災の教訓等を踏まえた、法令の改正に伴う耐震強化について、既設の屋外タンク貯蔵所に対する早期改修を図っている。</u></p> <p><u>(1) 高圧ガス保管施設【昭島消防署】</u> <u>高圧ガスは、利便性に富む一方、高い危険性を含んでいることから、常に徹底した保安対策が必要であり、国や都は、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)や液化石油</u></p>

頁	新	旧																																					
	<p><u>(2) 高圧ガス取扱施設の安全化</u></p> <p><u>ア 施設を設置するには法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行う。</u></p> <p><u>また、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努める。</u></p> <p><u>イ 東京都震災対策条例に基づき、塩素施設、アンモニア施設、液化石油ガス施設等について「東京都高圧ガス施設安全基準」に基づき、配管類や除害設備等について安全性を強化し、過密化した東京の特殊性に合った、法の規制を上回るきめ細かい指導を行う。</u></p> <p><u>ウ 高圧ガス関係事業者が定める防災計画に関する指針等に基づき、自主保安の普及・促進を行う。また関係業界への自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実を図るための啓発活動を行う。</u></p> <p><u>エ 高圧ガス施設について、防災計画指針を改正し対象事業所の防災計画を確認するとともに、耐震性能を確認することにより安全性を確保することとした。</u></p> <p><u>(3) 毒物・劇物保管施設</u></p> <p>【略】</p> <table border="1" data-bbox="331 887 1167 1426"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>安全化対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【削除】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【削除】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	安全化対策	【削除】		【削除】		【略】		<p><u>ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき厳しい規制・指導を行っている。昭島消防署では、高圧ガス取扱事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。</u></p> <p><u>市内における高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る許可届出対象事業所数は、231施設であり、そのうち、高圧ガス製造所の現況は次のとおりである。</u></p> <p style="text-align: right;">（平成25年4月現在）</p> <table border="1" data-bbox="1256 512 2022 788"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>所在地</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島ガス（株）</td> <td>福島町1,000</td> <td>LPG販売施設</td> </tr> <tr> <td>橋本産業（株）</td> <td>武蔵野2-12-23</td> <td>LPG製造所</td> </tr> <tr> <td>東京燃料林業（株）</td> <td>武蔵野2-6-25</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>関東エネポート（株）</td> <td>武蔵野2-23-2</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>全国農業協同組合連合</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>東京都本部 昭島LPGガス充填所</td> <td>武蔵野2-6-5</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 毒物・劇物保管施設</u></p> <p>【略】</p> <table border="1" data-bbox="1267 903 2092 1437"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>安全化対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島警察署</td> <td><u>毒物・劇物の保管貯蔵施設の実態を把握し、施設管理者に対し地震発生時の措置要領等の指導を徹底する。</u></td> </tr> <tr> <td>昭島消防署</td> <td><u>1 毒物・劇物取扱施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。</u> <u>2 必要に応じて施設の立入検査を実施し、毒物・劇物等の容器及び収納棚等の転倒落下防止並びに確保等の防止措置など安全対策について指導するとともに、関係者に保守点検の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施について指導する。</u></td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業所名	所在地	種類	昭島ガス（株）	福島町1,000	LPG販売施設	橋本産業（株）	武蔵野2-12-23	LPG製造所	東京燃料林業（株）	武蔵野2-6-25	〃	関東エネポート（株）	武蔵野2-23-2	〃	全国農業協同組合連合		〃	東京都本部 昭島LPGガス充填所	武蔵野2-6-5	〃	機関名	安全化対策	昭島警察署	<u>毒物・劇物の保管貯蔵施設の実態を把握し、施設管理者に対し地震発生時の措置要領等の指導を徹底する。</u>	昭島消防署	<u>1 毒物・劇物取扱施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。</u> <u>2 必要に応じて施設の立入検査を実施し、毒物・劇物等の容器及び収納棚等の転倒落下防止並びに確保等の防止措置など安全対策について指導するとともに、関係者に保守点検の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施について指導する。</u>	【略】	
機関名	安全化対策																																						
【削除】																																							
【削除】																																							
【略】																																							
事業所名	所在地	種類																																					
昭島ガス（株）	福島町1,000	LPG販売施設																																					
橋本産業（株）	武蔵野2-12-23	LPG製造所																																					
東京燃料林業（株）	武蔵野2-6-25	〃																																					
関東エネポート（株）	武蔵野2-23-2	〃																																					
全国農業協同組合連合		〃																																					
東京都本部 昭島LPGガス充填所	武蔵野2-6-5	〃																																					
機関名	安全化対策																																						
昭島警察署	<u>毒物・劇物の保管貯蔵施設の実態を把握し、施設管理者に対し地震発生時の措置要領等の指導を徹底する。</u>																																						
昭島消防署	<u>1 毒物・劇物取扱施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。</u> <u>2 必要に応じて施設の立入検査を実施し、毒物・劇物等の容器及び収納棚等の転倒落下防止並びに確保等の防止措置など安全対策について指導するとともに、関係者に保守点検の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施について指導する。</u>																																						
【略】																																							

頁	新	旧																
	<p>(3) 放射線等使用施設</p> <p>放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」に基づき、ラジオ・アイソトープの使用、販売廃棄等に関する安全体制を整備し、立ち入り検査の実施により安全確保を図っている。</p> <p>これに対する関係機関の対策は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="309 475 1178 858"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>安 全 化 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島警察署</td> <td>放射性物質保管施設の実態を把握し、施設管理者に対しその保守管理及び地震発生時の措置要領等についての指導を徹底する。</td> </tr> <tr> <td>昭島消防署</td> <td>放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）」に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	安 全 化 対 策	昭島警察署	放射性物質保管施設の実態を把握し、施設管理者に対しその保守管理及び地震発生時の措置要領等についての指導を徹底する。	昭島消防署	放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）」に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。	【略】		<p>(3) 放射線等使用施設</p> <p>放射線等使用施設については、国（文部科学省）が、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づき、ラジオ・アイソトープの使用、販売廃棄等に関する安全体制を整備し、立ち入り検査の実施により安全確保を図っている。</p> <p>これに対する関係機関の対策は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1243 475 2112 858"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>安 全 化 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島警察署</td> <td>放射性物質保管施設の実態を把握し、施設管理者に対しその保守管理及び地震発生時の措置要領等についての指導を徹底する。</td> </tr> <tr> <td>昭島消防署</td> <td>放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。また、各施設の立入検査等を実施し、防火管理者を中心とした自主保安体制の確立及び維持管理について指導する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	安 全 化 対 策	昭島警察署	放射性物質保管施設の実態を把握し、施設管理者に対しその保守管理及び地震発生時の措置要領等についての指導を徹底する。	昭島消防署	放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。また、各施設の立入検査等を実施し、防火管理者を中心とした自主保安体制の確立及び維持管理について指導する。	【略】	
機 関 名	安 全 化 対 策																	
昭島警察署	放射性物質保管施設の実態を把握し、施設管理者に対しその保守管理及び地震発生時の措置要領等についての指導を徹底する。																	
昭島消防署	放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）」に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。																	
【略】																		
機 関 名	安 全 化 対 策																	
昭島警察署	放射性物質保管施設の実態を把握し、施設管理者に対しその保守管理及び地震発生時の措置要領等についての指導を徹底する。																	
昭島消防署	放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。また、各施設の立入検査等を実施し、防火管理者を中心とした自主保安体制の確立及び維持管理について指導する。																	
【略】																		
2-1-16 □	<p>5 危険物等の輸送の安全化</p> <p>【略】</p> <table border="1" data-bbox="327 946 1196 1169"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>安全化対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島警察署</td> <td>【削除】 1 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 2 関係機関との連絡通報体制を確立する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	安全化対策	昭島警察署	【削除】 1 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 2 関係機関との連絡通報体制を確立する。	<p>5 危険物等の輸送の安全化</p> <p>【略】</p> <table border="1" data-bbox="1263 946 2132 1169"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>安全化対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島警察署</td> <td>1 危険物等を運搬する車両の通行路線を検討し、整備する。 2 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 3 関係機関との連絡通報体制を確立する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	安全化対策	昭島警察署	1 危険物等を運搬する車両の通行路線を検討し、整備する。 2 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 3 関係機関との連絡通報体制を確立する。								
機関名	安全化対策																	
昭島警察署	【削除】 1 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 2 関係機関との連絡通報体制を確立する。																	
機関名	安全化対策																	
昭島警察署	1 危険物等を運搬する車両の通行路線を検討し、整備する。 2 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 3 関係機関との連絡通報体制を確立する。																	

頁	新	旧								
	<p style="text-align: center;">新</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">昭島消防署</td> <td> <p style="text-align: center;"><u>タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導にあたっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td></td> </tr> </table>	昭島消防署	<p style="text-align: center;"><u>タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導にあたっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。</u></p>	【略】		<p style="text-align: center;">旧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">昭島消防署</td> <td> <p>1 <u>タンクローリー及び危険物運搬車両について、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合するよう指導を強化する。また、指導にあたっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。</u></p> <p>2 <u>鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づいて関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。</u></p> <p>3 <u>タンカーによる危険物輸送については、受入施設を有する事業所に対して、荷役中の被害軽減を図るための各種対策の指導を強化する。</u></p> <p>4 <u>危険物の運搬又は移送中における事故等の措置、連絡用の資料（イエローカード）の車両積載を確認し、活用促進する。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td></td> </tr> </table>	昭島消防署	<p>1 <u>タンクローリー及び危険物運搬車両について、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合するよう指導を強化する。また、指導にあたっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。</u></p> <p>2 <u>鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づいて関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。</u></p> <p>3 <u>タンカーによる危険物輸送については、受入施設を有する事業所に対して、荷役中の被害軽減を図るための各種対策の指導を強化する。</u></p> <p>4 <u>危険物の運搬又は移送中における事故等の措置、連絡用の資料（イエローカード）の車両積載を確認し、活用促進する。</u></p>	【略】	
昭島消防署	<p style="text-align: center;"><u>タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導にあたっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。</u></p>									
【略】										
昭島消防署	<p>1 <u>タンクローリー及び危険物運搬車両について、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合するよう指導を強化する。また、指導にあたっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。</u></p> <p>2 <u>鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づいて関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。</u></p> <p>3 <u>タンカーによる危険物輸送については、受入施設を有する事業所に対して、荷役中の被害軽減を図るための各種対策の指導を強化する。</u></p> <p>4 <u>危険物の運搬又は移送中における事故等の措置、連絡用の資料（イエローカード）の車両積載を確認し、活用促進する。</u></p>									
【略】										
<p>2-1-18 □</p>	<p>第5節 液化化、長周期地震動等への対策 2 長周期地震動対策 【略】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市 昭島消防署</td> <td> <p>1 <u>屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の適正な維持・管理を指導</u></p> <p>2 <u>長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者へ周知</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	市 昭島消防署	<p>1 <u>屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の適正な維持・管理を指導</u></p> <p>2 <u>長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者へ周知</u></p>	<p>第5節 液化化、長周期地震動等への対策 2 長周期地震動対策 【略】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市 昭島消防署</td> <td> <p>・市及び昭島消防署は、長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止装置の重要性について広く市民や事業者へ周知し、高層階における室内安全対策を促進する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	市 昭島消防署	<p>・市及び昭島消防署は、長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止装置の重要性について広く市民や事業者へ周知し、高層階における室内安全対策を促進する。</p>
機 関 名	対 策 内 容									
市 昭島消防署	<p>1 <u>屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の適正な維持・管理を指導</u></p> <p>2 <u>長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者へ周知</u></p>									
機 関 名	対 策 内 容									
市 昭島消防署	<p>・市及び昭島消防署は、長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止装置の重要性について広く市民や事業者へ周知し、高層階における室内安全対策を促進する。</p>									
<p>2-2-1 □</p>	<p>第2章 安全な交通ネットワークと災害に強いライフライン等の確保 第1節 基本的考え方 1 現状 (1) 道路等の整備状況 市内には、広域幹線道路として国道1路線と都道8路線があり、1,267路線の市道がこれらと連携しネットワークを形成している。都市計画道路は、<u>21路線、総延長36,210m</u>が計画決定されており、都市計画道路の整備率は、<u>73.2%（平成31年4月現在）</u>となっている。 (2) ライフライン施設状況 上水道については、計画的に耐震化を進めており、配管のダクタイル鋳鉄管及び鋼管の布設割合は、<u>平成31年3月末で95.7%</u>、管の<u>耐震適合管率は、55.4%</u>となっている。</p>	<p>第2章 安全な交通ネットワークと災害に強いライフライン等の確保 第1節 基本的考え方 1 現状 (1) 道路等の整備状況 市内には、広域幹線道路として国道1路線と都道8路線があり、1,267路線の市道がこれらと連携しネットワークを形成している。都市計画道路は、<u>19路線、総延長35,930m</u>が計画決定されており、都市計画道路の整備率は、<u>63.9%（平成24年1月1日現在）</u>となっている。 (2) ライフライン施設状況 上水道については、計画的に耐震化を進めており、配管のダクタイル鋳鉄管及び鋼管の布設割合は、<u>平成24年3月末で92.0%</u>、管の<u>耐震継手率は、25.2%</u>となっている。 下水道については、計画的な耐震化に努め、重要施設における耐震化を優先的に進めている。昭島市下水道総合地震対策計画に基づく汚水管の重要な幹線等の耐震化率は、</p>								

頁	新	旧																																														
	<p>下水道については、計画的な耐震化に努め、重要施設における耐震化を優先的に進めている。昭島市下水道総合地震対策計画に基づく污水管の重要な幹線等の耐震化率は、令和元年5月1日現在48.0kmのうち40.6%であり、污水中継ポンプ場（郷地ポンプ場）の耐震化は完了している。</p> <p>2 課題 本計画の想定地震である立川断層帯地震の被害想定では、断水率が13.3%、下水道管きよ被害率が22.2%、停電率が26.3%、ガス供給支障率100%、固定電話の不通率が8.8%となっており、大きな被害が想定されている。</p>	<p>平成24年4月1日現在46.1kmのうち15.2%であり、污水中継ポンプ場（郷地ポンプ場）の耐震化は完了している。</p> <p>2 課題 本計画の想定地震である立川断層帯地震の被害想定では、断水率が72.7%、下水道管きよ被害率が22.2%、停電率が26.3%、ガス供給支障率100%、固定電話の不通率が8.8%となっており、大きな被害が想定されている。</p>																																														
2-2-2 □	<p>第2節 道路・橋りょうの安全確保 1 都市計画道路の整備 【略】 【都市計画道路の現況】 (平成31年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="338 700 1128 831"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画決定</th> <th>事業決定</th> <th>施行済</th> <th>施行率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路線</td> <td>21</td> <td>17</td> <td>12</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>36,210m</td> <td>28,065m</td> <td>26,521m</td> <td>73.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【都市計画道路の施行目標値】</p> <table border="1" data-bbox="338 908 732 1032"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現状値</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>63.9%</td> <td colspan="2">77.0%</td> </tr> </tbody> </table>		計画決定	事業決定	施行済	施行率	路線	21	17	12	—	延長	36,210m	28,065m	26,521m	73.2%	現状値	目標値		令和2年度		63.9%	77.0%		<p>第2節 道路・橋りょうの安全確保 1 都市計画道路の整備 【略】 【都市計画道路の現況】 (平成24年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="1272 700 2063 831"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画決定</th> <th>事業決定</th> <th>施行済</th> <th>施行率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路線</td> <td>19</td> <td>13</td> <td>5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>35,930m</td> <td>24,340m</td> <td>22,954m</td> <td>63.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【都市計画道路の施行目標値】</p> <table border="1" data-bbox="1272 908 1861 1032"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現状値</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>63.9%</td> <td>68.0%</td> <td>77.0%</td> </tr> </tbody> </table>		計画決定	事業決定	施行済	施行率	路線	19	13	5	—	延長	35,930m	24,340m	22,954m	63.9%	現状値	目標値		平成27年度	平成32年度	63.9%	68.0%	77.0%
	計画決定	事業決定	施行済	施行率																																												
路線	21	17	12	—																																												
延長	36,210m	28,065m	26,521m	73.2%																																												
現状値	目標値																																															
	令和2年度																																															
63.9%	77.0%																																															
	計画決定	事業決定	施行済	施行率																																												
路線	19	13	5	—																																												
延長	35,930m	24,340m	22,954m	63.9%																																												
現状値	目標値																																															
	平成27年度	平成32年度																																														
63.9%	68.0%	77.0%																																														
2-2-3 □	<p>4 国道の整備【相武国道事務所】 【略】 八王子～瑞穂拡幅事業のうち、昭島市松原（小荷田交差点）から福生市熊川（武蔵野橋北交差点）までの延長1.7km（うち市内約0.8km）が、平成30年3月に6車線にて供用開始された。</p>	<p>4 国道の整備【相武国道事務所】 【略】 八王子～瑞穂拡幅事業のうち、昭島市松原（小荷田交差点）から福生市熊川（武蔵野橋北交差点）までの延長1.7km（うち市内約0.8km）が、平成24年2月に暫定4車線にて供用開始された。</p>																																														
2-2-4 □	<p>7 緊急通行車両等の確認 関係機関は、震災時に緊急通行車両等としての使用を予定している車両について、緊急輸送業務等の実施の責任者からの申請書の提出を受けた場合には、事前に審査を行う。 (1) 確認実施機関 ア 昭島警察署</p>	<p>7 緊急通行車両等の確認 関係機関は、震災時に緊急通行車両等としての使用を予定している車両について、緊急輸送業務等の実施の責任者からの申請書の提出を受けた場合には、事前に審査を行う。 (1) 確認実施機関 ア 昭島警察署</p>																																														

頁	新	旧
	<p>市の保有車両及び市が調達した車両については、事前に届出し、昭島警察署が確認を行う。</p>	<p>市の保有車両及び市が調達した車両については、事前に届出し、昭島警察署が確認を行う。<u>(資料2「緊急通行車両等の確認事務及び交通規制対象除外車両の認定に係わる事務の処理要領(警視庁)」参照)</u></p>
<p>2-2-7 □</p>	<p>第3節 ライフライン施設の安全化 1 水道施設 (1) 施設の現況 ア 水源 (7) 深井戸 20本の水源井は、口径300mmの水源井が5本、口径350mm水源井が15本で、SGPまたはSUSを使用したケーシング構造であるので、よほどの地殻変動のない限り、これらが破壊することはないと考えられる。 【略】 ・西部配水場 2本(4,800 m³/日) ・北部配水場 2本(6,700 m³/日) 【略】 イ 導水管 導水管は、各水源から配水場に導水するための管で、鑄鉄管及びダクタイル鑄鉄管、口径200mm～400mmであり、1本の導水管に水源1～6本が合流している。既に、鑄鉄管及びダクタイル鑄鉄管により、布設替えを行っているが、鑄鉄管についてはダクタイル鑄鉄管布設替えを推進する。また、継手についても、耐震継手への布設替えを行い、令和2年度までに耐震化率を37.0%とする。 ウ 配水場施設 市の配水場は、東部・中央・西部・北部配水場の4箇所があり、各配水場から市内に布設された配水管網を通じて各戸に給水されている。災害対策時の電源確保と構造物の耐震については、次のとおりである。 (7) 電源 配水場が4箇所あり、それも別系統の配電線から受電しており、電力は、広域的に送配電線で結ばれ比較的早く復旧するものと思われる。また、停電しても各配水場には、予備電源として自家発電設備があり、これを稼動することにより、配水ポンプを運転することが可能となっている。</p>	<p>第3節 ライフライン施設の安全化 1 水道施設 (1) 施設の現況 ア 水源 (7) 深井戸 20本の水源井は、口径300m/mの水源井5本、口径350m/m水源井15本のケーシング構造であるので、よほどの地殻変動のない限り、これらが破壊することはないと考えられる。 【略】 ・東部配水場 2本(4,400 m³/日) ・西部配水場 2本(4,300 m³/日) 【略】 イ 導水管 導水管は、各水源から配水場に導水するための管で、鑄鉄管及びダクタイル鑄鉄管、口径φ200m/m～400m/mであり、1本の導水管に水源1～6本が合流している。既に、鑄鉄管及びダクタイル鑄鉄管により、布設替えを行っているが、鑄鉄管についてはダクタイル鑄鉄管布設替えを推進する。また、継手についても、耐震継手への布設替えを行い、平成32年度までに耐震化率を37.0%とする。 ウ 配水場施設 市の配水場は、東部・中央・西部配水場の3箇所があり、各配水場から市内に布設された配水管網を通じて各戸に給水されている。災害対策時の電源確保と構造物の耐震については、次のとおりである。 (7) 電源 配水場が3箇所あり、それも別系統の配電線から受電しており、電力は、広域的に送配電線で結ばれ比較的早く復旧するものと思われる。また、停電しても各配水場には、予備電源として自家発電設備があり、これを稼動することにより、配水ポンプを運転することが可能となっている。</p>

頁	新	旧																																																		
	<p>なお、災害時に備え、各配水場に自家発電機用燃料貯蔵庫を設置しており、配水圧力は低下するが、東部配水場で8時間、西部配水場で 39時間、中央配水場では14時間、北部配水場で24時間程度運転可能である。(燃料の供給が保持できる場合は、引き続き長時間の運転が可能となる。)</p>	<p>なお、災害時に備え、各配水場に自家発電機用燃料貯蔵庫を設置しており、配水圧力は低下するが、東部配水場で8時間、西部配水場で 13時間、中央配水場では14時間程度運転可能である。(燃料の供給が保持できる場合は、引き続き長時間の運転が可能となる。)</p>																																																		
<p>2-2-8 □</p>	<p>(イ) 構築物 配水場内の構築物（建物・着水井・配水池）等は、早期に耐震化を進める。 耐震診断に基づき、耐震化を進めている。現在は 中央配水場が耐震補強 工事中である。（令和4年3月完了予定）</p> <p>エ 配水管 配水管は、各配水場から配水区域に配水する管であり、地震で機能に支障があるとされている 硬質塩化ビニール管や 鋳鉄製老朽管は、令和13年度完了を目途にダクタイル鋳鉄管（耐震管）への布設替えを推進する。</p> <p>オ 危険物</p> <p>(7) 燃料 【略】</p> <p style="text-align: right;">(令和元年6月現在)</p> <table border="1" data-bbox="293 810 1182 1007"> <thead> <tr> <th>配水場名</th> <th>燃料</th> <th>最大貯蔵量</th> <th>容器</th> <th>貯蔵室（構造）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部配水場</td> <td>灯油</td> <td>3,000ℓ</td> <td>鋼板製タンク</td> <td>屋外（鉄筋コンクリート）</td> </tr> <tr> <td>西部配水場</td> <td>灯油</td> <td>10,000ℓ</td> <td>鋼板製タンク</td> <td>屋外（鉄筋コンクリート）</td> </tr> <tr> <td>中央配水場</td> <td>灯油</td> <td>3,000ℓ</td> <td>鋼板製タンク</td> <td>屋外（鉄筋コンクリート）</td> </tr> <tr> <td>北部配水場</td> <td>灯油</td> <td>7,000ℓ</td> <td>鋼板製タンク</td> <td>屋外（鉄筋コンクリート）</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、各配水場には消防設備として消火器、消火栓が設置してあり、中央配水場電気室には ハロゲン化物消火設備 が設置してある。</p>	配水場名	燃料	最大貯蔵量	容器	貯蔵室（構造）	東部配水場	灯油	3,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）	西部配水場	灯油	10,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）	中央配水場	灯油	3,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）	北部配水場	灯油	7,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）	<p>(イ) 構築物 配水場内の構築物（建物・着水井・配水池）等は、早期に耐震化を進める。 耐震診断に基づき、耐震化を進めている。現在は 東部配水場が耐震化 工事中である。（平成25年11月完了予定）</p> <p>エ 配水管 配水管は、各配水場から配水区域に配水する管であり、地震で機能に支障があるとされている 石綿セメント管や 硬質塩化ビニール管及び 鋳鉄製老朽管は、平成37年度完了を目途にダクタイル鋳鉄管（耐震管）への布設替えを推進する。</p> <p>オ 危険物</p> <p>(7) 燃料 【略】</p> <p style="text-align: right;">(平成24年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="1227 810 2116 1007"> <thead> <tr> <th>配水場名</th> <th>燃料</th> <th>最大貯蔵量</th> <th>容器</th> <th>貯蔵室（構造）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部配水場</td> <td>灯油</td> <td>3,000ℓ</td> <td>鋼板製タンク</td> <td>屋外（鉄筋コンクリート）</td> </tr> <tr> <td>西部配水場</td> <td>灯油</td> <td>3,000ℓ</td> <td>鋼板製タンク</td> <td>屋外（鉄筋コンクリート）</td> </tr> <tr> <td>中央配水場</td> <td>灯油</td> <td>3,000ℓ</td> <td>鋼板製タンク</td> <td>屋外（鉄筋コンクリート）</td> </tr> <tr> <td colspan="5">【新規】</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、各配水場には消防設備として消火器、消火栓が設置してあり、中央配水場電気室には ハロゲンガス消火設備 が設置してある。</p>	配水場名	燃料	最大貯蔵量	容器	貯蔵室（構造）	東部配水場	灯油	3,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）	西部配水場	灯油	3,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）	中央配水場	灯油	3,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）	【新規】				
配水場名	燃料	最大貯蔵量	容器	貯蔵室（構造）																																																
東部配水場	灯油	3,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）																																																
西部配水場	灯油	10,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）																																																
中央配水場	灯油	3,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）																																																
北部配水場	灯油	7,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）																																																
配水場名	燃料	最大貯蔵量	容器	貯蔵室（構造）																																																
東部配水場	灯油	3,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）																																																
西部配水場	灯油	3,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）																																																
中央配水場	灯油	3,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）																																																
【新規】																																																				
<p>2-2-8 □</p>	<p>2 下水道施設 (1) 施設の現況 市の公共下水道施設は、以下の通りである。</p> <p>ア 汚水施設 管渠（φ200mm～φ900mm） 総延長 約298,600m（平成30年度末） 中継ポンプ場1箇所</p>	<p>2 下水道施設 (1) 施設の現況 市の公共下水道施設は、以下の通りである。</p> <p>ア 汚水施設 管渠（φ200mm～φ900mm） 総延長 約278,600m 中継ポンプ場1箇所 イ 雨水施設 管渠（φ250～φ3400×3400） 総延長 約29,900m</p>																																																		

頁	新	旧
	イ 雨水施設 管渠（φ250～φ3400×3400） 総延長 約 <u>39,400m（平成30年度末）</u>	
2-2-9 □	(2) 安全化対策 【略】 また、避難所や防災拠点の施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を優先し、 <u>令和6年度</u> までに重要な幹線等の耐震化率を69.0%とする。	(2) 安全化対策 【略】 また、避難所や防災拠点の施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を優先し、 <u>平成30年度</u> までに重要な幹線等の耐震化率を69.0%とする。
2-3-1	<p>第3章 地域防災力の向上</p> <p>第1節 基本的考え方</p> <p>1 現状</p> <p>【略】</p> <p>地域による共助への取組としては、市内には、●の自主防災組織があり、自主防災組織や自治会が行う防災訓練指導などを通じて、共助の推進を図るとともに、自主防災組織が震災時等において組織的な活動ができるよう、市は各自主防災組織が作成する自主防災組織の活動マニュアルの作成支援を行っている。</p> <p>【略】</p> <p>2 課題</p> <p>(1) 自助による市民の防災力</p> <p>建物のゆれ等による屋内収容物による被害を軽減するためには、自らの建物の耐震性や耐火性を確保するとともに、家具類の転倒防止・落下・移動の防止の備えを実施しておく必要がある。しかしながら、<u>平成29年度</u>に市が実施した市民意識調査での家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施率は、<u>29.4%</u>となっており、自助の備えを推進していく必要がある。</p> <p>(2) 地域における共助</p> <p>大きな被害が発生した場合に、一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大切である。特に高齢者などの要配慮者の死者数の割合が高く、適切な支援が重要である。市内の自主防災組織は●組織あるが、加入率は半数を下回り、また、地域による活動にも温度差があり、市民一人ひとりの共助の取組への参画や自主防災組織の活動の活性化を推進していく必要がある。</p>	<p>第3章 地域防災力の向上</p> <p>第1節 基本的考え方</p> <p>1 現状</p> <p>【略】</p> <p>地域による共助への取組としては、市内には、101の自主防災組織があり、自主防災組織や自治会が行う防災訓練指導などを通じて、共助の推進を図るとともに、自主防災組織が震災時等において組織的な活動ができるよう、市は各自主防災組織が作成する自主防災組織の活動マニュアルの作成支援を行っている。</p> <p>【略】</p> <p>2 課題</p> <p>(1) 自助による市民の防災力</p> <p>建物のゆれ等による屋内収容物による被害を軽減するためには、自らの建物の耐震性や耐火性を確保するとともに、家具類の転倒防止・落下・移動の防止の備えを実施しておく必要がある。しかしながら、<u>平成23年度</u>に市が実施した市民意識調査での家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施率は、<u>30.1%</u>となっており、自助の備えを推進していく必要がある。</p> <p>(2) 地域における共助</p> <p>大きな被害が発生した場合に、一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大切である。特に高齢者などの要配慮者の死者数の割合が高く、適切な支援が重要である。市内の自主防災組織は101組織あるが、加入率は半数を下回り、また、地域による活動にも温度差があり、市民一人ひとりの共助の取組への参画や自主防災組織の活動の活性化を推進していく必要がある。</p>

頁	新	旧												
2-3-3 □	<p>2 防災意識の啓発</p> <p>【略】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 288 495 336">機関名</th> <th data-bbox="495 288 1196 336">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 336 495 1241">昭島消防署</td> <td data-bbox="495 336 1196 1241"> <p>【略】</p> <p>1 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報を実施する。</p> <p>2 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発を実施する。</p> <p>3 関係団体と連携した効果的な啓発活動を展開する。</p> <p>4 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進を実施する。</p> <p>5 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報を実施する。</p> <p>6 ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力を実施する。</p> <p>7 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発を実施する。</p> <p>8 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発を実施する。</p> <p>9 「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）を実施する。</p> <p>10 出火防止及び初期消火に関する備えの指導を実施する。</p> <p>11 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発を実施する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1241 495 1465">昭島警察署</td> <td data-bbox="495 1241 1196 1465"> <p>1 予防として都民等のとるべき措置等に係る広報を実施する。</p> <p>2 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動を実施する。</p> <p>3 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報等の提供を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	昭島消防署	<p>【略】</p> <p>1 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報を実施する。</p> <p>2 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発を実施する。</p> <p>3 関係団体と連携した効果的な啓発活動を展開する。</p> <p>4 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進を実施する。</p> <p>5 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報を実施する。</p> <p>6 ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力を実施する。</p> <p>7 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発を実施する。</p> <p>8 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発を実施する。</p> <p>9 「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）を実施する。</p> <p>10 出火防止及び初期消火に関する備えの指導を実施する。</p> <p>11 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発を実施する。</p>	昭島警察署	<p>1 予防として都民等のとるべき措置等に係る広報を実施する。</p> <p>2 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動を実施する。</p> <p>3 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報等の提供を行う。</p>	<p>2 防災意識の啓発</p> <p>【略】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1243 288 1429 336">機関名</th> <th data-bbox="1429 288 2128 336">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1243 336 1429 1241">昭島消防署</td> <td data-bbox="1429 336 2128 1241"> <p>【略】</p> <p>1 「地震に対する10の備え」、「地震 その時10のポイント」、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ掲載による広報を実施する。</p> <p>2 関係団体と連携した効果的な啓発活動を展開する。</p> <p>3 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入を促進する。</p> <p>4 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報を実施する。</p> <p>5 ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力を行う。</p> <p>6 「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集を行う。</p> <p>7 「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）を実施する。</p> <p>8 出火防止及び初期消火に関する備えの指導を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 1241 1429 1465">昭島警察署</td> <td data-bbox="1429 1241 2128 1465"> <p>1 予防として都民等のとるべき措置等に係る広報を実施する。</p> <p>2 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動を実施する。</p> <p>3 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	昭島消防署	<p>【略】</p> <p>1 「地震に対する10の備え」、「地震 その時10のポイント」、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ掲載による広報を実施する。</p> <p>2 関係団体と連携した効果的な啓発活動を展開する。</p> <p>3 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入を促進する。</p> <p>4 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報を実施する。</p> <p>5 ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力を行う。</p> <p>6 「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集を行う。</p> <p>7 「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）を実施する。</p> <p>8 出火防止及び初期消火に関する備えの指導を行う。</p>	昭島警察署	<p>1 予防として都民等のとるべき措置等に係る広報を実施する。</p> <p>2 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動を実施する。</p> <p>3 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載を行う。</p>
	機関名	内 容												
昭島消防署	<p>【略】</p> <p>1 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報を実施する。</p> <p>2 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発を実施する。</p> <p>3 関係団体と連携した効果的な啓発活動を展開する。</p> <p>4 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進を実施する。</p> <p>5 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報を実施する。</p> <p>6 ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力を実施する。</p> <p>7 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発を実施する。</p> <p>8 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発を実施する。</p> <p>9 「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）を実施する。</p> <p>10 出火防止及び初期消火に関する備えの指導を実施する。</p> <p>11 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発を実施する。</p>													
昭島警察署	<p>1 予防として都民等のとるべき措置等に係る広報を実施する。</p> <p>2 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動を実施する。</p> <p>3 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報等の提供を行う。</p>													
機関名	内 容													
昭島消防署	<p>【略】</p> <p>1 「地震に対する10の備え」、「地震 その時10のポイント」、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ掲載による広報を実施する。</p> <p>2 関係団体と連携した効果的な啓発活動を展開する。</p> <p>3 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入を促進する。</p> <p>4 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報を実施する。</p> <p>5 ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力を行う。</p> <p>6 「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集を行う。</p> <p>7 「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）を実施する。</p> <p>8 出火防止及び初期消火に関する備えの指導を行う。</p>													
昭島警察署	<p>1 予防として都民等のとるべき措置等に係る広報を実施する。</p> <p>2 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動を実施する。</p> <p>3 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載を行う。</p>													

頁	新	旧												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="309 215 495 288"></td> <td data-bbox="495 215 1202 288">4 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練を実施する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="309 288 1202 336">【略】</td> </tr> </table>		4 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練を実施する。	【略】		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1243 215 1429 288"></td> <td data-bbox="1429 215 2136 288">4 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練を実施する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1243 288 2136 336">【略】</td> </tr> </table>		4 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練を実施する。	【略】					
	4 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練を実施する。													
【略】														
	4 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練を実施する。													
【略】														
2-3-4	<p>第2節 自助による市民の防災力の向上</p> <p>3 防災教育・防災訓練の充実</p> <p>【略】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 592 450 632">機関名</th> <th data-bbox="450 592 1167 632">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 632 450 895">市</td> <td data-bbox="450 632 1167 895"> <p>【略】</p> <p>6 <u>昭島市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）</u>は、防災訓練及び日常の教育活動において、児童・生徒に対し、防災意識を高め、適切な防災教育を行うよう学校を指導するとともに、防災教育補助教材を活用した防災教育を推進する。また、教職員に対し、防災知識や防災計画の周知を図り災害時に対応できるよう研修を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 895 450 1458"></td> <td data-bbox="450 895 1167 1458"> <p>1 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導を実施する。</p> <p>2 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練を推進する。</p> <p>3 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した<u>まちかど防災訓練や</u>発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおける<u>VR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練を実施する。</u></p> <p>4 自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練を推進する。</p> <p>5 出火防止等に関する教育・訓練を実施する。</p> <p>6 <u>VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車</u>を活用した身体防護・出火防止訓練を推進する。</p> <p>7 市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実を図る。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	<p>【略】</p> <p>6 <u>昭島市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）</u>は、防災訓練及び日常の教育活動において、児童・生徒に対し、防災意識を高め、適切な防災教育を行うよう学校を指導するとともに、防災教育補助教材を活用した防災教育を推進する。また、教職員に対し、防災知識や防災計画の周知を図り災害時に対応できるよう研修を行う。</p>		<p>1 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導を実施する。</p> <p>2 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練を推進する。</p> <p>3 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した<u>まちかど防災訓練や</u>発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおける<u>VR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練を実施する。</u></p> <p>4 自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練を推進する。</p> <p>5 出火防止等に関する教育・訓練を実施する。</p> <p>6 <u>VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車</u>を活用した身体防護・出火防止訓練を推進する。</p> <p>7 市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実を図る。</p>	<p>第2節 自助による市民の防災力の向上</p> <p>3 防災教育・防災訓練の充実</p> <p>【略】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1272 592 1384 632">機関名</th> <th data-bbox="1384 592 2101 632">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1272 632 1384 895">市</td> <td data-bbox="1384 632 2101 895"> <p>【略】</p> <p>6 <u>教育委員会（以下「市教育委員会」という。）</u>は、防災訓練及び日常の教育活動において、児童・生徒に対し、防災意識を高め、適切な防災教育を行うよう学校を指導するとともに、防災教育補助教材を活用した防災教育を推進する。また、教職員に対し、防災知識や防災計画の周知を図り災害時に対応できるよう研修を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 895 1384 1458">昭島消防署</td> <td data-bbox="1384 895 2101 1458"> <p>1 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導を実施する。</p> <p>2 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練を推進する。</p> <p>3 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおける<u>体験施設を活用した訓練を実施する。</u></p> <p>4 自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練を推進する。</p> <p>5 出火防止等に関する教育・訓練を実施する。</p> <p>6 起震車を活用した身体防護・出火防止訓練を推進する。</p> <p>7 市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実を図る。</p> <p>8 市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	<p>【略】</p> <p>6 <u>教育委員会（以下「市教育委員会」という。）</u>は、防災訓練及び日常の教育活動において、児童・生徒に対し、防災意識を高め、適切な防災教育を行うよう学校を指導するとともに、防災教育補助教材を活用した防災教育を推進する。また、教職員に対し、防災知識や防災計画の周知を図り災害時に対応できるよう研修を行う。</p>	昭島消防署	<p>1 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導を実施する。</p> <p>2 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練を推進する。</p> <p>3 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおける<u>体験施設を活用した訓練を実施する。</u></p> <p>4 自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練を推進する。</p> <p>5 出火防止等に関する教育・訓練を実施する。</p> <p>6 起震車を活用した身体防護・出火防止訓練を推進する。</p> <p>7 市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実を図る。</p> <p>8 市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施する。</p>
機関名	内 容													
市	<p>【略】</p> <p>6 <u>昭島市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）</u>は、防災訓練及び日常の教育活動において、児童・生徒に対し、防災意識を高め、適切な防災教育を行うよう学校を指導するとともに、防災教育補助教材を活用した防災教育を推進する。また、教職員に対し、防災知識や防災計画の周知を図り災害時に対応できるよう研修を行う。</p>													
	<p>1 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導を実施する。</p> <p>2 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練を推進する。</p> <p>3 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した<u>まちかど防災訓練や</u>発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおける<u>VR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練を実施する。</u></p> <p>4 自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練を推進する。</p> <p>5 出火防止等に関する教育・訓練を実施する。</p> <p>6 <u>VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車</u>を活用した身体防護・出火防止訓練を推進する。</p> <p>7 市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実を図る。</p>													
機関名	内 容													
市	<p>【略】</p> <p>6 <u>教育委員会（以下「市教育委員会」という。）</u>は、防災訓練及び日常の教育活動において、児童・生徒に対し、防災意識を高め、適切な防災教育を行うよう学校を指導するとともに、防災教育補助教材を活用した防災教育を推進する。また、教職員に対し、防災知識や防災計画の周知を図り災害時に対応できるよう研修を行う。</p>													
昭島消防署	<p>1 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導を実施する。</p> <p>2 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練を推進する。</p> <p>3 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおける<u>体験施設を活用した訓練を実施する。</u></p> <p>4 自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練を推進する。</p> <p>5 出火防止等に関する教育・訓練を実施する。</p> <p>6 起震車を活用した身体防護・出火防止訓練を推進する。</p> <p>7 市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実を図る。</p> <p>8 市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施する。</p>													

頁	新	旧
	<p>8 市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、<u>誰もが安心して応急手当を実施できる環境の整備を図る。</u></p> <p>9 一定以上の応急手当技能を有する市民に対する技能の認定等、市民の応急救護に関する技能の向上を図る。</p> <p>10 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育を推進する。 <u>11 都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育を実施する。</u></p> <p><u>12 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等を実施する。</u></p> <p><u>13 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨する。</u></p> <p><u>14 自主防災組織を中心に、民生委員・児童委員、自治会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練を実施する。</u></p> <p><u>15 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練を推進する。</u></p> <p><u>16 消防団と連携した防災教育・防災訓練を実施する。</u></p>	<p>9 一定以上の応急手当技能を有する市民に対する技能の認定等、市民の応急救護に関する技能の向上を図る。</p> <p>10 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育を推進する。</p> <p><u>11 都教育庁が指定する防災教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等を実施する。</u></p> <p><u>12 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨する。</u></p> <p><u>13 自主防災組織</u>を中心に、民生委員・児童委員、自治会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防火防災訓練を実施する。</p> <p><u>14 消防団と連携した防災教育・防火防災訓練を実施する。</u></p>
2-3-8	<p>4 外国人支援対策 市内には、<u>●人（令和●年●月現在）</u>の外国人登録者がおり、増加傾向にある。市は、在住外国人及び外国人旅行者が言語等で不都合を感じないよう、効果的な情報提供を推進する。</p>	<p>4 外国人支援対策 市内には、<u>2,010人（平成25年1月1日月現在）</u>の外国人登録者がおり、増加傾向にある。市は、在住外国人及び外国人旅行者が言語等で不都合を感じないよう、効果的な情報提供を推進する。</p>
2-3-9	<p>第3節 地域による共助の推進 2 自主防災組織 (1) 自主防災組織の現状 自主防災組織は、現在、自治会を主体として市内で<u>●の組織</u>が結成されている。市内の自主防災組織の状況は次のとおりである。（資料5「自主防災組織（部）規約[例]」参照）</p>	<p>第3節 地域による共助の推進 2 自主防災組織 (1) 自主防災組織の現状 自主防災組織は、現在、自治会を主体として市内で<u>101の組織</u>が結成されている。市内の自主防災組織の状況は次のとおりである。（資料5「自主防災組織（部）規約[例]」参照）</p>
2-3-10	<p>【自主防災組織の結成状況】 <u>（令和●年●月現在）</u></p> <p>【表更新】</p>	<p>【自主防災組織の結成状況】 <u>（平成28年1月現在）</u></p> <p>【表省略】</p>

頁	新	旧												
2-3-11 □	<p>(2) 自主防災組織活動の充実</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 248 450 296">機関名</th> <th data-bbox="450 248 1162 296">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 296 450 600">市</td> <td data-bbox="450 296 1162 600"> <p>【略】</p> <p>3 自主防災組織の拡大 現在、市内の自主防災組織は各自治会を母体としてほとんどの地域で結成されているが、市民全体から見た自主防災組織への加入率は●%（令和●年度末）となっている。市は、今後こうした自主防災組織に参加していない市民に対して、機会をとらえ積極的な加入促進を図ることとする。</p> <p>【略】</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 600 450 863">昭島消防署</td> <td data-bbox="450 600 1162 863"> <p><u>1 防災意識の啓発（再掲）</u></p> <p><u>2 防災教育・防災訓練の充実（再掲）</u></p> <p><u>3 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進</u></p> <p><u>4 初期消火マニュアルを活用し、防災市民組織等への指導を実施</u></p> <p><u>5 防災市民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	<p>【略】</p> <p>3 自主防災組織の拡大 現在、市内の自主防災組織は各自治会を母体としてほとんどの地域で結成されているが、市民全体から見た自主防災組織への加入率は●%（令和●年度末）となっている。市は、今後こうした自主防災組織に参加していない市民に対して、機会をとらえ積極的な加入促進を図ることとする。</p> <p>【略】</p>	昭島消防署	<p><u>1 防災意識の啓発（再掲）</u></p> <p><u>2 防災教育・防災訓練の充実（再掲）</u></p> <p><u>3 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進</u></p> <p><u>4 初期消火マニュアルを活用し、防災市民組織等への指導を実施</u></p> <p><u>5 防災市民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催</u></p>	<p>(2) 自主防災組織活動の充実</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1272 248 1384 296">機関名</th> <th data-bbox="1384 248 2096 296">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1272 296 1384 600">市</td> <td data-bbox="1384 296 2096 600"> <p>【略】</p> <p>3 自主防災組織の拡大 現在、市内の自主防災組織は各自治会を母体としてほとんどの地域で結成されているが、市民全体から見た自主防災組織への加入率は40.4%（平成24年度末）となっている。市は、今後こうした自主防災組織に参加していない市民に対して、機会をとらえ積極的な加入促進を図ることとする。</p> <p>【略】</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 600 1384 1463">昭島消防署</td> <td data-bbox="1384 600 2096 1463"> <p><u>1 昭島防火女性の会及び昭島消防少年団の育成指導の実施</u></p> <p><u>2 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進</u></p> <p><u>3 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおける体験施設を活用した訓練の実施</u></p> <p><u>4 自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進</u></p> <p><u>5 出火防止等に関する教育・訓練の実施</u></p> <p><u>6 起震車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進</u></p> <p><u>7 市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実</u></p> <p><u>8 市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習の実施</u></p> <p><u>9 一定以上の応急手当技能を有する市民に対する技能の認定等、市民の応急救護に関する技能の向上</u></p> <p><u>10 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進</u></p> <p><u>11 都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施</u></p> <p><u>12 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨</u></p> <p><u>13 自主防災組織を中心に、民生委員・児童委員、自治会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施</u></p> <p><u>14 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	<p>【略】</p> <p>3 自主防災組織の拡大 現在、市内の自主防災組織は各自治会を母体としてほとんどの地域で結成されているが、市民全体から見た自主防災組織への加入率は40.4%（平成24年度末）となっている。市は、今後こうした自主防災組織に参加していない市民に対して、機会をとらえ積極的な加入促進を図ることとする。</p> <p>【略】</p>	昭島消防署	<p><u>1 昭島防火女性の会及び昭島消防少年団の育成指導の実施</u></p> <p><u>2 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進</u></p> <p><u>3 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおける体験施設を活用した訓練の実施</u></p> <p><u>4 自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進</u></p> <p><u>5 出火防止等に関する教育・訓練の実施</u></p> <p><u>6 起震車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進</u></p> <p><u>7 市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実</u></p> <p><u>8 市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習の実施</u></p> <p><u>9 一定以上の応急手当技能を有する市民に対する技能の認定等、市民の応急救護に関する技能の向上</u></p> <p><u>10 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進</u></p> <p><u>11 都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施</u></p> <p><u>12 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨</u></p> <p><u>13 自主防災組織を中心に、民生委員・児童委員、自治会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施</u></p> <p><u>14 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施</u></p>
	機関名	内 容												
市	<p>【略】</p> <p>3 自主防災組織の拡大 現在、市内の自主防災組織は各自治会を母体としてほとんどの地域で結成されているが、市民全体から見た自主防災組織への加入率は●%（令和●年度末）となっている。市は、今後こうした自主防災組織に参加していない市民に対して、機会をとらえ積極的な加入促進を図ることとする。</p> <p>【略】</p>													
昭島消防署	<p><u>1 防災意識の啓発（再掲）</u></p> <p><u>2 防災教育・防災訓練の充実（再掲）</u></p> <p><u>3 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進</u></p> <p><u>4 初期消火マニュアルを活用し、防災市民組織等への指導を実施</u></p> <p><u>5 防災市民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催</u></p>													
機関名	内 容													
市	<p>【略】</p> <p>3 自主防災組織の拡大 現在、市内の自主防災組織は各自治会を母体としてほとんどの地域で結成されているが、市民全体から見た自主防災組織への加入率は40.4%（平成24年度末）となっている。市は、今後こうした自主防災組織に参加していない市民に対して、機会をとらえ積極的な加入促進を図ることとする。</p> <p>【略】</p>													
昭島消防署	<p><u>1 昭島防火女性の会及び昭島消防少年団の育成指導の実施</u></p> <p><u>2 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進</u></p> <p><u>3 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおける体験施設を活用した訓練の実施</u></p> <p><u>4 自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進</u></p> <p><u>5 出火防止等に関する教育・訓練の実施</u></p> <p><u>6 起震車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進</u></p> <p><u>7 市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実</u></p> <p><u>8 市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習の実施</u></p> <p><u>9 一定以上の応急手当技能を有する市民に対する技能の認定等、市民の応急救護に関する技能の向上</u></p> <p><u>10 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進</u></p> <p><u>11 都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施</u></p> <p><u>12 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨</u></p> <p><u>13 自主防災組織を中心に、民生委員・児童委員、自治会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施</u></p> <p><u>14 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施</u></p>													

頁	新	旧												
2-3-12 □	<p>第4節 消防団の活動体制の充実 【略】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 288 501 336">機関名</th> <th data-bbox="501 288 1178 336">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 336 501 863">市</td> <td data-bbox="501 336 1178 863"> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。</u> 2 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団施設の整備をはじめ、活動に必要な救助資器材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。 3 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。<u>また、消防団に対し機能別団員制度の周知を図る。</u> 4 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 863 501 1391">市 昭島消防署</td> <td data-bbox="501 863 1178 1391"> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種資器材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。 2 <u>教育訓練の推進による</u>消防団員の応急救護技能の向上を図る。 3 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。 4 消防団の活動等に係る自主学習用教材を<u>活用する</u>など、団員の生活に配慮した訓練方法<u>により</u>、団員の仕事や家庭との両立を図る。 5 <u>消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。</u> 6 <u>消防団員への訓練にe-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。</u> 2 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団施設の整備をはじめ、活動に必要な救助資器材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。 3 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。<u>また、消防団に対し機能別団員制度の周知を図る。</u> 4 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。 	市 昭島消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種資器材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。 2 <u>教育訓練の推進による</u>消防団員の応急救護技能の向上を図る。 3 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。 4 消防団の活動等に係る自主学習用教材を<u>活用する</u>など、団員の生活に配慮した訓練方法<u>により</u>、団員の仕事や家庭との両立を図る。 5 <u>消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。</u> 6 <u>消防団員への訓練にe-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。</u> 	<p>第4節 消防団の活動体制の充実 【略】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1272 288 1435 336">機関名</th> <th data-bbox="1435 288 2112 336">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1272 336 1435 863">市</td> <td data-bbox="1435 336 2112 863"> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。</u> 2 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団施設の整備をはじめ、活動に必要な救助資器材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。 3 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。 4 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 863 1435 1391">市 昭島消防署</td> <td data-bbox="1435 863 2112 1391"> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種資器材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。 2 <u>応急手当普及員を養成し、</u>消防団員の応急救護技能の向上を図る。 3 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。 4 消防団の活動等に係る自主学習用教材を配布するなど、団員の生活に配慮した訓練方法<u>や訓練時間の工夫を推進し、</u>団員の仕事や家庭との両立を図る。 【新規】 【新規】 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。</u> 2 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団施設の整備をはじめ、活動に必要な救助資器材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。 3 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。 4 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。 	市 昭島消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種資器材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。 2 <u>応急手当普及員を養成し、</u>消防団員の応急救護技能の向上を図る。 3 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。 4 消防団の活動等に係る自主学習用教材を配布するなど、団員の生活に配慮した訓練方法<u>や訓練時間の工夫を推進し、</u>団員の仕事や家庭との両立を図る。 【新規】 【新規】
	機関名	内 容												
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。</u> 2 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団施設の整備をはじめ、活動に必要な救助資器材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。 3 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。<u>また、消防団に対し機能別団員制度の周知を図る。</u> 4 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。 													
市 昭島消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種資器材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。 2 <u>教育訓練の推進による</u>消防団員の応急救護技能の向上を図る。 3 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。 4 消防団の活動等に係る自主学習用教材を<u>活用する</u>など、団員の生活に配慮した訓練方法<u>により</u>、団員の仕事や家庭との両立を図る。 5 <u>消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。</u> 6 <u>消防団員への訓練にe-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。</u> 													
機関名	内 容													
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。</u> 2 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団施設の整備をはじめ、活動に必要な救助資器材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。 3 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。 4 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。 													
市 昭島消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種資器材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。 2 <u>応急手当普及員を養成し、</u>消防団員の応急救護技能の向上を図る。 3 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。 4 消防団の活動等に係る自主学習用教材を配布するなど、団員の生活に配慮した訓練方法<u>や訓練時間の工夫を推進し、</u>団員の仕事や家庭との両立を図る。 【新規】 【新規】 													

頁	新	旧												
2-3-14 □	<p>2 事業所の防災力の向上 【略】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="322 288 463 336">機関名</th> <th data-bbox="463 288 1178 336">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="322 336 463 411">市</td> <td data-bbox="463 336 1178 411">広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努め、地域との協定締結などの促進を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 411 463 861">昭島消防署</td> <td data-bbox="463 411 1178 861"> 1 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 <u>を図る。</u> 2 事業所の救出・救護活動能力の向上 <u>を図る。</u> 3 事業所防災計画の作成 <u>を指導する。</u> 4 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を <u>指導する。</u> 5 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び市民を対象とした講習会等 <u>を実施する。</u> 6 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布 <u>を実施する。</u> 7 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練 <u>を実施する。</u> 8 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及 <u>を図る。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努め、地域との協定締結などの促進を図る。	昭島消防署	1 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 <u>を図る。</u> 2 事業所の救出・救護活動能力の向上 <u>を図る。</u> 3 事業所防災計画の作成 <u>を指導する。</u> 4 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を <u>指導する。</u> 5 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び市民を対象とした講習会等 <u>を実施する。</u> 6 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布 <u>を実施する。</u> 7 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練 <u>を実施する。</u> 8 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及 <u>を図る。</u>	<p>2 事業所の防災力の向上 【略】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1256 288 1397 336">機関名</th> <th data-bbox="1397 288 2112 336">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1256 336 1397 411">市</td> <td data-bbox="1397 336 2112 411">広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努め、地域との協定締結などの促進を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 411 1397 861">昭島消防署</td> <td data-bbox="1397 411 2112 861"> 1 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 2 事業所の救出・救護活動能力の向上 3 事業所防災計画の作成指導 4 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 5 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び都民を対象とした講習会等の実施 6 事業所防災計画の作成促進を目的とした冊子の作成・配布 7 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の実施 8 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努め、地域との協定締結などの促進を図る。	昭島消防署	1 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 2 事業所の救出・救護活動能力の向上 3 事業所防災計画の作成指導 4 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 5 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び都民を対象とした講習会等の実施 6 事業所防災計画の作成促進を目的とした冊子の作成・配布 7 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の実施 8 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及
機関名	内 容													
市	広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努め、地域との協定締結などの促進を図る。													
昭島消防署	1 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 <u>を図る。</u> 2 事業所の救出・救護活動能力の向上 <u>を図る。</u> 3 事業所防災計画の作成 <u>を指導する。</u> 4 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を <u>指導する。</u> 5 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び市民を対象とした講習会等 <u>を実施する。</u> 6 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布 <u>を実施する。</u> 7 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練 <u>を実施する。</u> 8 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及 <u>を図る。</u>													
機関名	内 容													
市	広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努め、地域との協定締結などの促進を図る。													
昭島消防署	1 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 2 事業所の救出・救護活動能力の向上 3 事業所防災計画の作成指導 4 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 5 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び都民を対象とした講習会等の実施 6 事業所防災計画の作成促進を目的とした冊子の作成・配布 7 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の実施 8 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及													
2-3-20 □	<p>第7節 市民・行政・事業所等の連携 【略】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="322 948 463 995">機関名</th> <th data-bbox="463 948 1178 995">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="322 995 463 1102">市</td> <td data-bbox="463 995 1178 1102">【略】 <u>5 市民等から地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば、地域防災計画の中に位置づける。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1102 463 1455">昭島消防署</td> <td data-bbox="463 1102 1178 1455"><u>応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	【略】 <u>5 市民等から地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば、地域防災計画の中に位置づける。</u>	昭島消防署	<u>応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。</u>	<p>第7節 市民・行政・事業所等の連携 【略】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1256 948 1397 995">機関名</th> <th data-bbox="1397 948 2112 995">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1256 995 1397 1102">市</td> <td data-bbox="1397 995 2112 1102">【略】 【新規】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 1102 1397 1455">昭島消防署</td> <td data-bbox="1397 1102 2112 1455"> <u>1 実践的な防火防災訓練や総合的な防災教育の推進を図り、自助の備えを推進する。</u> <u>2 消防団との連携を強化し、公助における災害活動の技術の向上を図る。</u> <u>3 自治会及び事業所等との連携を図り、共助体制の強化を図る。</u> <u>(複数自治会による総合的な防災訓練の促進を図る。)</u> <u>(事業所における隣保共助体制の確立を図る。)</u> <u>4 災害時支援ボランティアの定員維持と基本的活動等の反復訓練を図り災害に 対応できうる技術・知識の向上を図る。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	【略】 【新規】	昭島消防署	<u>1 実践的な防火防災訓練や総合的な防災教育の推進を図り、自助の備えを推進する。</u> <u>2 消防団との連携を強化し、公助における災害活動の技術の向上を図る。</u> <u>3 自治会及び事業所等との連携を図り、共助体制の強化を図る。</u> <u>(複数自治会による総合的な防災訓練の促進を図る。)</u> <u>(事業所における隣保共助体制の確立を図る。)</u> <u>4 災害時支援ボランティアの定員維持と基本的活動等の反復訓練を図り災害に 対応できうる技術・知識の向上を図る。</u>
機関名	内 容													
市	【略】 <u>5 市民等から地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば、地域防災計画の中に位置づける。</u>													
昭島消防署	<u>応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。</u>													
機関名	内 容													
市	【略】 【新規】													
昭島消防署	<u>1 実践的な防火防災訓練や総合的な防災教育の推進を図り、自助の備えを推進する。</u> <u>2 消防団との連携を強化し、公助における災害活動の技術の向上を図る。</u> <u>3 自治会及び事業所等との連携を図り、共助体制の強化を図る。</u> <u>(複数自治会による総合的な防災訓練の促進を図る。)</u> <u>(事業所における隣保共助体制の確立を図る。)</u> <u>4 災害時支援ボランティアの定員維持と基本的活動等の反復訓練を図り災害に 対応できうる技術・知識の向上を図る。</u>													

頁	新	旧																								
2-4-1 □	<p>第4章 応急対応力の強化 第2節 初動対応体制の整備 1 市本庁舎設備 【略】</p> <table border="1" data-bbox="389 363 1128 751"> <thead> <tr> <th data-bbox="389 363 501 405">設 備</th> <th data-bbox="501 363 1128 405">現 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="389 405 1128 443">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 443 501 596">水 道</td> <td data-bbox="501 443 1128 596"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道（手洗い、飲料用）有効水量： 約20 t ○ 中水道（水洗トイレ）有効水量： 約39 t ※使用可能期間 上水道 約1日（20 t/日） 中水道 約2日（25～30 t/日） </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="389 596 1128 635">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 635 501 715">空 調</td> <td data-bbox="501 635 1128 715"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別空調を有する、執務室のうち、情報推進課マシン室、地下電気室のみ稼働する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="389 715 1128 751">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	設 備	現 状	【略】		水 道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道（手洗い、飲料用）有効水量： 約20 t ○ 中水道（水洗トイレ）有効水量： 約39 t ※使用可能期間 上水道 約1日（20 t/日） 中水道 約2日（25～30 t/日） 	【略】		空 調	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別空調を有する、執務室のうち、情報推進課マシン室、地下電気室のみ稼働する。 	【略】		<p>第4章 応急対応力の強化 第2節 初動対応体制の整備 1 市本庁舎設備 【略】</p> <table border="1" data-bbox="1323 363 2063 751"> <thead> <tr> <th data-bbox="1323 363 1435 405">設 備</th> <th data-bbox="1435 363 2063 405">現 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1323 405 2063 443">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 443 1435 596">水 道</td> <td data-bbox="1435 443 2063 596"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道（手洗い、飲料用）有効水量： 約21 t ○ 中水道（水洗トイレ）有効水量： 約39 t ※使用可能期間 上水道 約1日（20 t/日） 中水道 約2日（25～30 t/日） </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1323 596 2063 635">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 635 1435 715">空 調</td> <td data-bbox="1435 635 2063 715"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別空調を有する、情報システム室・防災課執務室・集中監視室・警備員室を除いて、稼働しない。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1323 715 2063 751">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	設 備	現 状	【略】		水 道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道（手洗い、飲料用）有効水量： 約21 t ○ 中水道（水洗トイレ）有効水量： 約39 t ※使用可能期間 上水道 約1日（20 t/日） 中水道 約2日（25～30 t/日） 	【略】		空 調	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別空調を有する、情報システム室・防災課執務室・集中監視室・警備員室を除いて、稼働しない。 	【略】	
設 備	現 状																									
【略】																										
水 道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道（手洗い、飲料用）有効水量： 約20 t ○ 中水道（水洗トイレ）有効水量： 約39 t ※使用可能期間 上水道 約1日（20 t/日） 中水道 約2日（25～30 t/日） 																									
【略】																										
空 調	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別空調を有する、執務室のうち、情報推進課マシン室、地下電気室のみ稼働する。 																									
【略】																										
設 備	現 状																									
【略】																										
水 道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道（手洗い、飲料用）有効水量： 約21 t ○ 中水道（水洗トイレ）有効水量： 約39 t ※使用可能期間 上水道 約1日（20 t/日） 中水道 約2日（25～30 t/日） 																									
【略】																										
空 調	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別空調を有する、情報システム室・防災課執務室・集中監視室・警備員室を除いて、稼働しない。 																									
【略】																										
2-4-3 □	<p>5 訓練の実施 (2) 昭島警察署の防災訓練 【略】 ウ 消防署、他官庁等との災害対策訓練 【略】 (3) 昭島消防署の震災消防訓練 ア 震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。 イ 訓練項目は、非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動処置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、警防本部等運営訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練等を実施する。</p>	<p>5 訓練の実施 (2) 昭島警察署の防災訓練 【略】 ウ 消防署、他官庁等との災害対策訓練 （年に6回～8回程度） 【略】 (3) 昭島消防署の震災消防訓練 東京消防庁では、震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年に1回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。主な訓練項目は、次のとおりである。 ア 参集訓練 東京湾北部を震源とする直下地震が発生したという想定に基づき、自転車、バイク等により指定場所に参集する訓練を実施する。 イ 初動処置訓練 昭島消防署震災計画に基づき震災非常配備態勢発令時の初動処置を実施する。 ウ 情報収集訓練 携帯情報端末、緊急情報伝達システムの活用及び高所見張り所における各種情報収集訓練を実施する。 エ 署隊本部運営訓練</p>																								

頁	新	旧
		<p><u>署隊本部機能の強化を図るため、震災を想定した図上訓練と部隊編成訓練を実施する。</u></p> <p><u>オ 遠距離送水活動訓練</u> 市内で発生した大規模延焼火災を想定して消防団と連携して訓練を実施する。</p> <p><u>カ 通信運用訓練</u> 上記訓練と併せて、署活無線や衛星携帯電話を活用した訓練を実施する。</p> <p><u>キ 障害発生時の対応訓練</u> 署所における上下水道、電気、ガス等に障害が発生したことを想定した訓練を実施する。</p>
2-4-4 □	<p>第3節 消火・救助・救急活動体制の整備</p> <p>2 昭島警察署の救出救助体制</p> <p>(1) 昭島警察署の救出救助活動</p> <p>昭島警察署に<u>救出救助</u>部隊を編成する。</p> <p>平常時は、昭島消防署と合同訓練を実施し、災害時には、昭島消防署と協働して被災者の救出救助活動を実施する。</p>	<p>第3節 消火・救助・救急活動体制の整備</p> <p>2 昭島警察署の救出救助体制</p> <p>(1) 昭島警察署<u>レスキュー部隊</u>による救出救助活動</p> <p>昭島警察署における<u>機動隊救助技能保持者によるレスキュー</u>部隊を編成する。<u>(平成25年1月末現在23名)</u></p> <p>平常時は、昭島消防署と合同訓練を実施し、災害時には、昭島消防署と協働して被災者の救出救助活動を実施する。</p>
2-4-5 □	<p>3 昭島消防署の消防活動体制</p> <p><u>(1) 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の計画等を策定し、有事即応体制を確立する。</u></p> <p><u>(2) 震災時等に重機等の特殊な車両や資器材の円滑な活用が図れるよう、平時から技術者養成や訓練を継続して行うことで更なる災害対応力の向上に努める。</u></p> <p><u>(3) 同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、消火活動、救助活動、救急活動に有効な資器材を整備する。</u></p> <p><u>(4) 震災時に同時多発する救助事象に対応するため、整備計画に基づいて救助体制の強化を図るとともに、消防署に救助用資器材を配置する。また、協定に基づく災害救助犬との連携を考慮する。</u></p> <p><u>(5) 長期間に及ぶ消防活動を間隙なく継続するため、震災時等における職員の後方支援体制や、消防車両の整備体制の充実強化を図る。</u></p> <p><u>(6) 不整地走行能力の高い車両や広域浸水地域を滑走可能な特殊ボートを用いて災害に早期着手する新たな消防部隊を整備する。</u></p> <p><u>(7) 東京消防庁は、不整地走行能力の高い車両を活用するとともに、道路啓開のため、警視庁等との連携体制を確保する。</u></p>	<p>3 昭島消防署の消防活動体制</p> <p><u>(1) 消防隊員の震災消防活動能力向上</u></p> <p><u>ア 昭島市、昭島市消防団、昭島警察署と連携した震災総合訓練において救出救助、延焼拡大阻止、避難経路確保訓練を実施する。</u></p> <p><u>イ 東京消防庁管下全域における震災訓練において方面隊運用訓練及び署内における遠距離送水訓練を実施する。</u></p> <p><u>ウ 昭島消防署署隊本部運営訓練を年間3回以上実施し、関係機関との連携を含めた総合的な運営訓練を図上訓練形式で実施する。</u></p> <p><u>(2) 震災消防活動体制の整備</u></p> <p><u>署震災消防計画（発災時、警戒時）の随時見直しと検証を図り、実態に沿った効率的な計画を策定していく。</u></p>

頁	新	旧																		
	<p>(8) <u>震災時に同時多発する救急事象に対応するため、整備計画に基づいて救急隊の増強整備を図り、非常用救急車の運用を含め震災時の傷病者搬送体制を強化する。</u></p> <p>(9) <u>救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練をさらに充実する。</u></p> <p>(10) <u>多数の傷病者に救命処置を実施するため、現場救護機能を有する特殊救急車(スーパーアンビュランス)を活用する。</u></p> <p>(11) <u>高度救急資器材や消防隊用応急救護資器材を活用し、救急現場での救命効果向上を図る。</u></p> <p>(12) <u>傷病者の速やかな搬送及び市民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム (EMIS)」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。</u></p> <p>(13) <u>東京民間救急コールセンター登録事業者協議会、タクシー事業者(サポート Cab)等と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。</u></p> <p>(14) <u>消防ヘリコプターの機動性を生かし、消火活動体制の検討など航空消防力の強化を図る。</u></p> <p>(15) <u>応援航空機の受入体制及び衛星通信等を利用した情報体制の整備、活動計画等の策定、協定等に基づく消防機関相互の定期的な訓練の実施により、応援航空機との連携体制を強化する。</u></p> <p>(16) <u>緊急消防援助隊など全国からの応援部隊の受入れや平常時の消防隊の訓練などが可能な総合的な防災拠点を活用し、災害対応力の強化を図る。</u></p>																			
2-4-5	<p>第4節 広域連携体制の整備</p> <p>市は、地震等、大規模災害発生時における応急対応力の強化を図るため、関係機関等と様々な協定を締結し、連携体制の整備に努めている。(資料7～51, ●～●参照)</p> <p>1 他の自治体との相互応援体制</p> <table border="1" data-bbox="349 1114 1189 1409"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>締結先・締結日</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八王子市・昭島市消防相互応援協定</td> <td>八王子市・昭和44年12月1日</td> <td>近隣水・火災時の応援出動</td> </tr> <tr> <td>立川市・昭島市・国立市・東大和市・武蔵村山市消防相互応援協定</td> <td>同左・<u>昭和40年9月10日</u> <u>(平成2年4月1日一部改正)</u></td> <td>近隣火災時の応援出動</td> </tr> </tbody> </table>	協定の名称	締結先・締結日	協定の内容	八王子市・昭島市消防相互応援協定	八王子市・昭和44年12月1日	近隣水・火災時の応援出動	立川市・昭島市・国立市・東大和市・武蔵村山市消防相互応援協定	同左・ <u>昭和40年9月10日</u> <u>(平成2年4月1日一部改正)</u>	近隣火災時の応援出動	<p>第4節 広域連携体制の整備</p> <p>市は、地震等、大規模災害発生時における応急対応力の強化を図るため、関係機関等と様々な協定を締結し、連携体制の整備に努めている。(資料7～51 参照)</p> <p>1 他の自治体との相互応援体制</p> <table border="1" data-bbox="1283 1114 2123 1409"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>締結先・締結日</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八王子市・昭島市消防相互応援協定</td> <td>八王子市・昭和44年12月1日</td> <td>近隣水・火災時の応援出動</td> </tr> <tr> <td>立川市・昭島市・国立市・東大和市・武蔵村山市消防相互応援協定</td> <td>同左・<u>平成2年4月1日</u></td> <td>近隣火災時の応援出動</td> </tr> </tbody> </table>	協定の名称	締結先・締結日	協定の内容	八王子市・昭島市消防相互応援協定	八王子市・昭和44年12月1日	近隣水・火災時の応援出動	立川市・昭島市・国立市・東大和市・武蔵村山市消防相互応援協定	同左・ <u>平成2年4月1日</u>	近隣火災時の応援出動
協定の名称	締結先・締結日	協定の内容																		
八王子市・昭島市消防相互応援協定	八王子市・昭和44年12月1日	近隣水・火災時の応援出動																		
立川市・昭島市・国立市・東大和市・武蔵村山市消防相互応援協定	同左・ <u>昭和40年9月10日</u> <u>(平成2年4月1日一部改正)</u>	近隣火災時の応援出動																		
協定の名称	締結先・締結日	協定の内容																		
八王子市・昭島市消防相互応援協定	八王子市・昭和44年12月1日	近隣水・火災時の応援出動																		
立川市・昭島市・国立市・東大和市・武蔵村山市消防相互応援協定	同左・ <u>平成2年4月1日</u>	近隣火災時の応援出動																		

頁	新			旧																																									
	震災時等の相互応援に関する協定 多摩地区30市町村・平成8年3月1日 人的・物的支援	福生市・昭島市消防相互応援協定 福生市・平成9年3月31日 近隣水・火災時の応援出動	<u>災害時の避難場所相互利用に関する協定</u> <u>立川市・平成12年3月1日</u> <u>指定避難場所・避難所の相互利用</u>	震災時等の相互応援に関する協定 多摩地区30市町村・平成8年3月1日 人的・物的支援	福生市・昭島市消防相互応援協定 福生市・平成9年3月31日 近隣水・火災時の応援出動	【新規】																																							
2-4-6	3 民間団体等との協力 (1) 市 (令和●年●月●日現在) <table border="1" data-bbox="309 571 1133 1473"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>締結先</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【略】</td> </tr> <tr> <td><u>災害時における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定</u></td> <td><u>ハピネス昭和の森・ニューフジホーム・フジホーム・愛全園・もくせいの苑・社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会・発達プラザホエール</u></td> <td><u>避難所施設の提供</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における帰宅困難者一時滞在施設の開設等に関する協定</u></td> <td><u>社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会</u></td> <td><u>帰宅困難者一時滞在施設の提供</u></td> </tr> <tr> <td><u>大規模災害時における避難所等としての施設利用に関する協定</u></td> <td><u>矯正研修所・東日本成人矯正医療センター</u></td> <td><u>避難所施設等の提供</u></td> </tr> <tr> <td>災害時の医療救護等の活動についての協定</td> <td>昭島市医師会・昭島市歯科医師会・昭島市薬業会・昭島市薬剤師会・昭島市接骨師会・<u>医療法人徳洲会東京西徳洲会病院・医療法人社団農明会植ビルクリニック</u></td> <td>医療救護活動等への協力</td> </tr> <tr> <td><u>災害時における医薬品等の調達</u></td> <td><u>酒井薬品株式会社・東邦薬品株式会社・株式会社メディセオ・株式会社スズケン・アルフレッサ株式会社</u></td> <td><u>医薬品等の調達業務</u></td> </tr> </tbody> </table>			協定の名称	締結先	協定の内容	【略】			<u>災害時における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定</u>	<u>ハピネス昭和の森・ニューフジホーム・フジホーム・愛全園・もくせいの苑・社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会・発達プラザホエール</u>	<u>避難所施設の提供</u>	<u>災害時における帰宅困難者一時滞在施設の開設等に関する協定</u>	<u>社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会</u>	<u>帰宅困難者一時滞在施設の提供</u>	<u>大規模災害時における避難所等としての施設利用に関する協定</u>	<u>矯正研修所・東日本成人矯正医療センター</u>	<u>避難所施設等の提供</u>	災害時の医療救護等の活動についての協定	昭島市医師会・昭島市歯科医師会・昭島市薬業会・昭島市薬剤師会・昭島市接骨師会・ <u>医療法人徳洲会東京西徳洲会病院・医療法人社団農明会植ビルクリニック</u>	医療救護活動等への協力	<u>災害時における医薬品等の調達</u>	<u>酒井薬品株式会社・東邦薬品株式会社・株式会社メディセオ・株式会社スズケン・アルフレッサ株式会社</u>	<u>医薬品等の調達業務</u>	3 民間団体等との協力 (1) 市 (平成25年4月1日現在) <table border="1" data-bbox="1238 571 2092 1347"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>締結先</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【略】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【新規】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【新規】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【新規】</td> </tr> <tr> <td>災害時の医療救護等の活動についての協定</td> <td>昭島市医師会・昭島市歯科医師会・昭島市薬業会・昭島市薬剤師会・昭島市接骨師会</td> <td>医療救護活動等への協力</td> </tr> </tbody> </table>			協定の名称	締結先	協定の内容	【略】			【新規】			【新規】			【新規】			災害時の医療救護等の活動についての協定	昭島市医師会・昭島市歯科医師会・昭島市薬業会・昭島市薬剤師会・昭島市接骨師会	医療救護活動等への協力
協定の名称	締結先	協定の内容																																											
【略】																																													
<u>災害時における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定</u>	<u>ハピネス昭和の森・ニューフジホーム・フジホーム・愛全園・もくせいの苑・社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会・発達プラザホエール</u>	<u>避難所施設の提供</u>																																											
<u>災害時における帰宅困難者一時滞在施設の開設等に関する協定</u>	<u>社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会</u>	<u>帰宅困難者一時滞在施設の提供</u>																																											
<u>大規模災害時における避難所等としての施設利用に関する協定</u>	<u>矯正研修所・東日本成人矯正医療センター</u>	<u>避難所施設等の提供</u>																																											
災害時の医療救護等の活動についての協定	昭島市医師会・昭島市歯科医師会・昭島市薬業会・昭島市薬剤師会・昭島市接骨師会・ <u>医療法人徳洲会東京西徳洲会病院・医療法人社団農明会植ビルクリニック</u>	医療救護活動等への協力																																											
<u>災害時における医薬品等の調達</u>	<u>酒井薬品株式会社・東邦薬品株式会社・株式会社メディセオ・株式会社スズケン・アルフレッサ株式会社</u>	<u>医薬品等の調達業務</u>																																											
協定の名称	締結先	協定の内容																																											
【略】																																													
【新規】																																													
【新規】																																													
【新規】																																													
災害時の医療救護等の活動についての協定	昭島市医師会・昭島市歯科医師会・昭島市薬業会・昭島市薬剤師会・昭島市接骨師会	医療救護活動等への協力																																											

頁	新			旧		
	業務に関する協定			【新規】	【新規】	【略】
	災害時の応急救護活動における妊産婦及び乳児ケアに関する協定	公益社団法人東京都助産師会北多摩第一分会	災害時応急救護活動における妊産婦及び乳児のケア	災害時における応急対策業務に関する協定	昭島市建設業協会・ 昭島市建設業組合 昭島市造園業協同組合	建設資器材、労力等の提供
	【略】			【略】	【略】	【略】
	災害時における応急対策業務に関する協定	昭島市建設業協会・昭島市造園業協同組合	建設資器材、労力等の提供	災害時における応急対策業務に関する協定	昭島市建設業協会・ 昭島市建設業組合 昭島市造園業協同組合	建設資器材、労力等の提供
	【略】			【略】	【略】	【略】
	応急食料の供給に関する協定	昭島市米穀小売商組合・東京グリコ乳業(株) ・敷島製パン(株)パスコ東京多摩工場・三多摩総合食品卸売市場協同組合・ シマダヤ関東株式会社	応急食料等の確保	応急食料の供給に関する協定	昭島米穀商組合・グリコ乳業(株) ・敷島製パン(株)パスコ東京多摩工場・三多摩総合食品卸売市場協同組合・ シマダヤ(株)	応急食料等の確保
	災害時応急対策業務相互応援に関する協定	昭島郵便局	相互応援	震災時等の相互 応援に関する協定	昭島郵便局	相互応援
	【略】			【略】	【略】	【略】
	災害時における生活必需品等の供給に関する協定	(株)イトーヨーカ堂・イオン(株)が・ビック 昭島店・ 株式会社カインズ・株式会社マミーマート	生活必需品等の供給	災害時における生活必需品等の供給に関する協定	(株)イトーヨーカ堂・イオン(株)が・ビック 昭島店	生活必需品等の供給
	【略】			【略】	【略】	【略】
	災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定	ヤマト運輸株式会社	緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営	【新規】		

頁	新			旧		
	<u>災害時における要配慮者等の移送協力等に関する協定</u>	<u>武州交通興業株式会社</u>	<u>災害時における要配慮者等の移送</u>	【新規】	【略】	【新規】
	【略】			【新規】	【新規】	【新規】
	<u>災害時における放送等に関する協定</u>	<u>株式会社ジェイコム多摩</u>	<u>災害時放送業務の協力</u>	【新規】	【新規】	【新規】
	<u>避難誘導標識設置事業に関する協定</u>	<u>特定非営利活動法人都市環境標識協会</u>	<u>避難誘導標識設置事業</u>	【新規】	【新規】	【新規】
	<u>災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定</u>	<u>公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会立川支部</u>	<u>災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等</u>	【新規】	【新規】	【新規】
	<u>広告付避難場所等電柱看板掲出事業に関する協定</u>	<u>東電タウンプランニング株式会社</u>	<u>広告付避難場所等電柱看板掲出事業</u>	【新規】	【新規】	【新規】
	<u>災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定</u>	<u>特定非営利活動法人 クライシスマップーズ・ジャパン</u>	<u>災害時における無人航空機を活用した支援活動</u>	【新規】	【新規】	【略】
	<u>行政告知放送の再送信に関する協定</u>	<u>株式会社ジェイコム多摩</u>	<u>行政告知放送の再送信</u>	【新規】	【略】	
	<u>大規模災害時における被害状況調査活動等に関する協定</u>	<u>特定非営利活動法人NPO 昭島バイクレスキュー隊</u>	<u>大規模災害時における被害状況調査活動等</u>	【新規】		
	【略】			【略】		

頁	新	旧																																								
	<p><u>災害時における昭島市とあきしま地域福祉ネットワークとの要介護高齢者の安否確認等に関する協定</u></p> <p><u>あきしま地域福祉ネットワーク</u></p> <p><u>市内の居宅介護事業所で介護サービスを利用している方の安否確認及び居宅介護サービスの提供</u></p>	<p>【新規】</p>																																								
<p>2-5-2 □</p>	<p>第5章 情報通信の確保 第2節 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 1 通信連絡体制 (1) 情報連絡体制</p> <table border="1" data-bbox="295 630 1176 1098"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">【略】</td> </tr> <tr> <td>昭島消防署</td> <td> <p>1 <u>消防救急無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。</u></p> <p>2 <u>都、市及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取組を進める。</u></p> <p>3 <u>救急告示医療機関等に病院端末装置を拡充整備し、情報共有の強化を図る。</u></p> <p>4 <u>高所カメラの整備、緊急情報伝達システム、地震被害判読システム及び他機関保有映像の活用などにより情報収集伝達体制を強化する。</u></p> <p>5 <u>震災消防活動支援システム、延焼シミュレーションシステム等の震災消防対策システムの効果的な運用を図る。</u></p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">【略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 通信連絡責任者</p> <table border="1" data-bbox="392 1177 1070 1337"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>通信連絡責任者</th> <th>副通信連絡責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td><u>危機管理担当部長</u></td> <td>総務部防災課長</td> </tr> <tr> <td>昭島消防署</td> <td>警防課長</td> <td>警防課防災安全係長</td> </tr> <tr> <td>昭島警察署</td> <td>警備課長</td> <td>警備課警備係長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	【略】		昭島消防署	<p>1 <u>消防救急無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。</u></p> <p>2 <u>都、市及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取組を進める。</u></p> <p>3 <u>救急告示医療機関等に病院端末装置を拡充整備し、情報共有の強化を図る。</u></p> <p>4 <u>高所カメラの整備、緊急情報伝達システム、地震被害判読システム及び他機関保有映像の活用などにより情報収集伝達体制を強化する。</u></p> <p>5 <u>震災消防活動支援システム、延焼シミュレーションシステム等の震災消防対策システムの効果的な運用を図る。</u></p>	【略】		機 関	通信連絡責任者	副通信連絡責任者	市	<u>危機管理担当部長</u>	総務部防災課長	昭島消防署	警防課長	警防課防災安全係長	昭島警察署	警備課長	警備課警備係長	<p>第5章 情報通信の確保 第2節 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 1 通信連絡体制 (1) 情報連絡体制</p> <table border="1" data-bbox="1225 630 2105 1098"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">【略】</td> </tr> <tr> <td>昭島消防署</td> <td><u>都及び市保有の防災行政無線、衛星携帯電話、携帯電話その他の手段の活用により、市との情報連絡体制を構築する。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">【略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 通信連絡責任者</p> <table border="1" data-bbox="1321 1177 2000 1337"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>通信連絡責任者</th> <th>副通信連絡責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td><u>総務部長</u></td> <td>総務部防災課長</td> </tr> <tr> <td>昭島消防署</td> <td>警防課長</td> <td>警防課防災安全係長</td> </tr> <tr> <td>昭島警察署</td> <td>警備課長</td> <td>警備課警備係長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	【略】		昭島消防署	<u>都及び市保有の防災行政無線、衛星携帯電話、携帯電話その他の手段の活用により、市との情報連絡体制を構築する。</u>	【略】		機 関	通信連絡責任者	副通信連絡責任者	市	<u>総務部長</u>	総務部防災課長	昭島消防署	警防課長	警防課防災安全係長	昭島警察署	警備課長	警備課警備係長
区分	内 容																																									
【略】																																										
昭島消防署	<p>1 <u>消防救急無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。</u></p> <p>2 <u>都、市及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取組を進める。</u></p> <p>3 <u>救急告示医療機関等に病院端末装置を拡充整備し、情報共有の強化を図る。</u></p> <p>4 <u>高所カメラの整備、緊急情報伝達システム、地震被害判読システム及び他機関保有映像の活用などにより情報収集伝達体制を強化する。</u></p> <p>5 <u>震災消防活動支援システム、延焼シミュレーションシステム等の震災消防対策システムの効果的な運用を図る。</u></p>																																									
【略】																																										
機 関	通信連絡責任者	副通信連絡責任者																																								
市	<u>危機管理担当部長</u>	総務部防災課長																																								
昭島消防署	警防課長	警防課防災安全係長																																								
昭島警察署	警備課長	警備課警備係長																																								
区分	内 容																																									
【略】																																										
昭島消防署	<u>都及び市保有の防災行政無線、衛星携帯電話、携帯電話その他の手段の活用により、市との情報連絡体制を構築する。</u>																																									
【略】																																										
機 関	通信連絡責任者	副通信連絡責任者																																								
市	<u>総務部長</u>	総務部防災課長																																								
昭島消防署	警防課長	警防課防災安全係長																																								
昭島警察署	警備課長	警備課警備係長																																								
<p>2-5-3</p>	<p>2 通信施設の整備状況及び運用 (5) PHS 防災行政無線の副系統として、<u>市教育委員会</u>が市内の市立小学校、中学校に配備して</p>	<p>2 通信施設の整備状況及び運用 (5) PHS 防災行政無線の副系統として、<u>昭島市教育委員会</u>が市内の市立小学校、中学校に配備して</p>																																								

頁	新	旧																
	いるPHSを活用し、避難所との通信手段の多重化を図る。	いるPHSを活用し、避難所との通信手段の多重化を図る。																
2-5-4	<p>3 電気通信設備の優先利用（電話、電報の優先利用）</p> <p>【略】</p> <p>優先利用する場合は、NTT東日本へ優先利用する電話の電話番号等を申し込む。（市では8回線確保している。）</p>	<p>3 電気通信設備の優先利用（電話、電報の優先利用）</p> <p>【略】</p> <p>優先利用する場合は、NTT東日本へ優先利用する電話の電話番号等を申し込む。（市では5回線確保している。）</p>																
2-5-4 □	<p>第3節 市民等への情報提供体制の整備</p> <p>1 情報提供体制の対策内容と役割分担</p> <table border="1" data-bbox="293 517 1178 707"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 517 443 564">区 分</th> <th data-bbox="443 517 1178 564">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 564 443 608">【略】</td> <td data-bbox="443 564 1178 608"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 608 443 667">昭島消防署</td> <td data-bbox="443 608 1178 667">ホームページ、SNS 等を活用した各種情報の提供を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 667 443 707">【略】</td> <td data-bbox="443 667 1178 707"></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	【略】		昭島消防署	ホームページ、SNS 等を活用した各種情報の提供を図る。	【略】		<p>第3節 市民等への情報提供体制の整備</p> <p>1 情報提供体制の対策内容と役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1227 517 2112 707"> <thead> <tr> <th data-bbox="1227 517 1377 564">区 分</th> <th data-bbox="1377 517 2112 564">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1227 564 1377 608">【略】</td> <td data-bbox="1377 564 2112 608"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 608 1377 667">昭島消防署</td> <td data-bbox="1377 608 2112 667">効率的かつ確実な避難情報等の提供を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 667 1377 707">【略】</td> <td data-bbox="1377 667 2112 707"></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	【略】		昭島消防署	効率的かつ確実な避難情報等の提供を図る。	【略】	
区 分	内 容																	
【略】																		
昭島消防署	ホームページ、SNS 等を活用した各種情報の提供を図る。																	
【略】																		
区 分	内 容																	
【略】																		
昭島消防署	効率的かつ確実な避難情報等の提供を図る。																	
【略】																		
2-7-1 □	<p>第7章 医療救護等対策</p> <p>第1節 基本的考え方</p> <p>1 現状</p> <p>市では、大きな災害の発生時、災害対策本部を設置し、福祉医療対策部の中に設置される医療救護対策班を中心にあらかじめ災害時における医療救護活動等の協定を締結している、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会（以下、「三師会」という。）などと連携した医療救護体制を構築している。</p> <p>医薬品及び医療資器材の確保については、市、都がそれぞれ備蓄しているものを優先的に使用し、不足したときは関係機関より調達し活用することとしている。市は、発災72時間経過後は、医薬品卸事業者との協定に基づき、必要な医薬品が搬入されることとされているが、必要となる医薬品（発災から72時間までに必要となる医薬品）をすべて備蓄できていない。これに対し、医薬品の確保について、現在、三師会と検討を進める必要がある。</p> <p>また、救護所での簡易診療及び手術のための医療器具セットを3組備蓄している。しかし、現在、備蓄している医療器具セットが実際に活用できるものかについては確認できていないことから、三師会と連携し併せて検討を進める必要がある。</p> <p>【略】</p> <p>2 課題</p> <p>【略】</p> <p>(1) 初動医療救護体制の確保</p>	<p>第7章 医療救護等対策</p> <p>第1節 基本的考え方</p> <p>1 現状</p> <p>市では、大きな災害の発生時、災害対策本部を設置し、保健福祉対策部の中に設置される保健衛生班を中心にあらかじめ災害時における医療救護活動等の協定を締結している、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会などと連携した医療救護体制を構築している。</p> <p>医薬品及び医療資器材の確保については、市、都がそれぞれ備蓄しているものを優先的に使用し、不足したときは関係機関より調達し活用することとし、市は、救護所での簡易診療及び手術のための医療器具セットを3組備蓄している。</p> <p>【略】</p> <p>2 課題</p> <p>本計画の想定地震である立川断層帯地震では、負傷者が1,923人、死者が167人発生するとされ、これまでの計画を大幅に上回る想定となっており、以下の課題がある。</p>																

頁	新	旧
	<p>建物の倒壊などにより、同時多発的に多くの負傷者が発生することから、被災状況を早期に収集し、市内の医療機関と連携して早期に医療救護班を編成し、限られた医療資源を最大限有効に活用できるよう、応援医療チームの受入れ及び配置などについて迅速に調整する機能や拠点の設置が必要であり、そのためには、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握でき、かつ、市災害対策本部との密な連携を行うための情報連絡体制の確保が必要である。</p> <p>また、傷病者や応援医療チーム等の搬送について、具体的な手段を確保する必要がある。</p> <p>(2) 医薬品及び医療資器材の確保</p> <p>市は、災害時に備え、医薬品等の備蓄を行っているが、必要となる医薬品（発災から72時間までに必要となる医薬品）をすべて備蓄できていない。多数負傷者の発生が予想されることから、医薬品等が不足した場合には医療機能の維持に大きな支障がでることとなる。このため、医薬品及び災害時応急用資器材等を確実に確保する必要がある。</p>	<p>(1) 初動医療救護体制の確保</p> <p>建物の倒壊などにより、同時多発的に多くの負傷者が発生することから、被災状況を早期に収集し、市内の医療機関と連携して早期に医療救護班を編成し、限られた医療資源を最大限有効に活用できるよう応援医療チームの受入れ及び配置などについて迅速に調整する機能が必要であり、そのためには、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制の構築が必要である。</p> <p>また、傷病者や応援医療チーム等の搬送について、具体的な手段を確保する必要がある。</p> <p>(2) 医薬品及び医療資器材の確保</p> <p>市及び都は、災害時に備え医薬品等を備蓄しているが、多数負傷者の発生が予想されることから、医薬品等が不足した場合には医療機能の維持に大きな支障がでることとなる。このため、医薬品及び災害時応急用資器材等を確実に確保する必要がある。</p>

頁	新	旧												
2-7-2 □	<p>第2節 初動医療体制の整備</p> <p>1 情報連絡体制等の確保</p> <p><u>医療救護活動拠点及び災害薬事センター設置による被災状況の早期収集を行い、昭島市災害医療コーディネーター（以下「市災害医療コーディネーター」という。）及び昭島市災害薬事コーディネーター（以下「市災害薬事コーディネーター」という。）の指揮のもと、三師会及び市内の医療機関等と連携して早期に医療救護班を編成する。さらに、限られた医療資源を最大限有効に活用できるよう応援医療チームの受入れ及び配置などについて迅速に調整するため、各機関は次の情報連絡体制を確保する。</u></p> <table border="1" data-bbox="365 550 1182 933"> <thead> <tr> <th>各機関</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td><u>市は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターが、市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、医療救護活動拠点及び災害薬事センターを、保健福祉センター（あいぼっく）に設置する。また、災害時にEMISやFAX等により、病院の被害状況を確認するほか、医療対策拠点や関係機関と連携し、医療救護に必要な情報を集約する情報連絡体制を構築する。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">【略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>EMIS（広域災害救急医療情報システム）Emergency Medical Infomation Systemの略。災害発生時に、被災した都道府県を超えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供していくためのシステム。</u></p>	各機関	対 策 内 容	市	<u>市は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターが、市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、医療救護活動拠点及び災害薬事センターを、保健福祉センター（あいぼっく）に設置する。また、災害時にEMISやFAX等により、病院の被害状況を確認するほか、医療対策拠点や関係機関と連携し、医療救護に必要な情報を集約する情報連絡体制を構築する。</u>	【略】		<p>第2節 初動医療体制の整備</p> <p>1 情報連絡体制等の確保</p> <p><u>被災状況を早期に収集し、</u>市内の医療機関と連携して早期に医療救護班を編成し、限られた医療資源を最大限有効に活用できるよう応援医療チームの受入れ及び配置などについて迅速に調整するため、各機関は次の情報連絡体制を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1299 550 2116 821"> <thead> <tr> <th>各機関</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td><u>1 市は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う昭島市災害医療コーディネーターを設置する。</u> <u>2 市は、昭島市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	各機関	対 策 内 容	市	<u>1 市は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う昭島市災害医療コーディネーターを設置する。</u> <u>2 市は、昭島市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。</u>	【略】	
各機関	対 策 内 容													
市	<u>市は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターが、市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、医療救護活動拠点及び災害薬事センターを、保健福祉センター（あいぼっく）に設置する。また、災害時にEMISやFAX等により、病院の被害状況を確認するほか、医療対策拠点や関係機関と連携し、医療救護に必要な情報を集約する情報連絡体制を構築する。</u>													
【略】														
各機関	対 策 内 容													
市	<u>1 市は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う昭島市災害医療コーディネーターを設置する。</u> <u>2 市は、昭島市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。</u>													
【略】														
2-7-2 □	<p>【災害医療コーディネーター】</p> <table border="1" data-bbox="365 1161 1182 1433"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>市災害医療コーディネーター</u></td> <td><u>市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定するコーディネーター。現在、本市では3名が指定されている。</u></td> </tr> <tr> <td><u>市災害薬事コーディネーター</u></td> <td><u>市内の医療救護活動等において、薬事の観点から災害医療コーディネーターを補佐し、医療救護活動が円滑に行われるよう、医薬品に関する情報収集や薬剤師</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	説 明	<u>市災害医療コーディネーター</u>	<u>市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定するコーディネーター。現在、本市では3名が指定されている。</u>	<u>市災害薬事コーディネーター</u>	<u>市内の医療救護活動等において、薬事の観点から災害医療コーディネーターを補佐し、医療救護活動が円滑に行われるよう、医薬品に関する情報収集や薬剤師</u>	<p>【災害医療コーディネーター】</p> <table border="1" data-bbox="1299 1161 2116 1321"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>区市町村災害医療コーディネーター</u></td> <td><u>区市町村内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、区市町村が指定するコーディネーター</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">【新規】</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	説 明	<u>区市町村災害医療コーディネーター</u>	<u>区市町村内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、区市町村が指定するコーディネーター</u>	【新規】	
名 称	説 明													
<u>市災害医療コーディネーター</u>	<u>市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定するコーディネーター。現在、本市では3名が指定されている。</u>													
<u>市災害薬事コーディネーター</u>	<u>市内の医療救護活動等において、薬事の観点から災害医療コーディネーターを補佐し、医療救護活動が円滑に行われるよう、医薬品に関する情報収集や薬剤師</u>													
名 称	説 明													
<u>区市町村災害医療コーディネーター</u>	<u>区市町村内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、区市町村が指定するコーディネーター</u>													
【新規】														

頁	新	旧																
	<p style="text-align: center;"><u>班の活動を調整するため、市が指定するコーディネーター。本市では2名が指定されている。</u></p>																	
2-7-3 □	<p>【医療対策拠点等】</p> <table border="1" data-bbox="365 379 1182 957"> <thead> <tr> <th data-bbox="365 379 584 427">名 称</th> <th data-bbox="584 379 1182 427">説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="365 427 584 576">二次保健医療圏医療対策拠点</td> <td data-bbox="584 427 1182 576">都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所<u>である。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 576 584 804">地域災害医療連携会議</td> <td data-bbox="584 576 1182 804">都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議<u>である。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 804 584 957"><u>医療救護活動拠点</u></td> <td data-bbox="584 804 1182 957"><u>市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所である。</u> <u>市では、保健福祉センター（あいぽっく）に設置することとしている。</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	説 明	二次保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所 <u>である。</u>	地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議 <u>である。</u>	<u>医療救護活動拠点</u>	<u>市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所である。</u> <u>市では、保健福祉センター（あいぽっく）に設置することとしている。</u>	<p>【医療対策拠点等】</p> <table border="1" data-bbox="1299 379 2116 842"> <thead> <tr> <th data-bbox="1299 379 1518 427">名 称</th> <th data-bbox="1518 379 2116 427">説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1299 427 1518 576">二次保健医療圏医療対策拠点</td> <td data-bbox="1518 427 2116 576">都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 576 1518 804">地域災害医療連携会議</td> <td data-bbox="1518 576 2116 804">都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1299 804 2116 842">【新規】</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	説 明	二次保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所	地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議	【新規】	
名 称	説 明																	
二次保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所 <u>である。</u>																	
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議 <u>である。</u>																	
<u>医療救護活動拠点</u>	<u>市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所である。</u> <u>市では、保健福祉センター（あいぽっく）に設置することとしている。</u>																	
名 称	説 明																	
二次保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所																	
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議																	
【新規】																		

頁	新	旧																
2-7-3 □	<p>2 医療救護活動の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 248 450 288">各機関</th> <th data-bbox="450 248 1167 288">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 288 450 743">市</td> <td data-bbox="450 288 1167 743"> <p>1 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように、<u>三師会</u>等と協定を締結しているが、災害時の連携活動について<u>災害時の活動マニュアル</u>を決めておく。</p> <p><u>2 市内にある災害拠点連携病院の近接地等をあらかじめ指定し、緊急医療救護所の設置場所を確保する。</u></p> <p><u>3 避難所医療救護所を設置できる場所・室等をあらかじめ指定し、確保する。</u></p> <p>4 急性期以降に<u>保健福祉センター（あいぼっく）</u>に医療救護活動拠点<u>及び災害薬事センター</u>を設置して、市災害医療コーディネーター<u>及び市災害薬事コーディネーター</u>を中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="300 743 1167 783">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 783 450 898">昭島消防署</td> <td data-bbox="450 783 1167 898"> <p>1 <u>東京DMAT連携隊を編成し東京DMATと連携する。</u></p> <p>2 都福祉保健局等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	各機関	対 策 内 容	市	<p>1 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように、<u>三師会</u>等と協定を締結しているが、災害時の連携活動について<u>災害時の活動マニュアル</u>を決めておく。</p> <p><u>2 市内にある災害拠点連携病院の近接地等をあらかじめ指定し、緊急医療救護所の設置場所を確保する。</u></p> <p><u>3 避難所医療救護所を設置できる場所・室等をあらかじめ指定し、確保する。</u></p> <p>4 急性期以降に<u>保健福祉センター（あいぼっく）</u>に医療救護活動拠点<u>及び災害薬事センター</u>を設置して、市災害医療コーディネーター<u>及び市災害薬事コーディネーター</u>を中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。</p>	【略】		昭島消防署	<p>1 <u>東京DMAT連携隊を編成し東京DMATと連携する。</u></p> <p>2 都福祉保健局等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練を実施する。</p>	<p>2 医療救護活動の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1234 248 1384 288">各機関</th> <th data-bbox="1384 248 2107 288">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1234 288 1384 743">市</td> <td data-bbox="1384 288 2107 743"> <p>1 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように、<u>市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会</u>等と協定を締結しているが、災害時の連携活動について<u>具体的な内容</u>を決めておく。</p> <p><u>2 あらかじめ医療救護所を設置できる場所を確保する。</u></p> <p><u>3 市は、災害拠点病院等の近接地等をあらかじめ指定し、緊急医療救護所の設置場所を確保する。</u></p> <p>4 市は、急性期以降に医療救護活動拠点を設置して、市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1234 743 2107 783">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 783 1384 898">昭島消防署</td> <td data-bbox="1384 783 2107 898"> <p>1 <u>東京DMATと連携した活動を行う。</u></p> <p>2 都福祉保健局等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	各機関	対 策 内 容	市	<p>1 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように、<u>市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会</u>等と協定を締結しているが、災害時の連携活動について<u>具体的な内容</u>を決めておく。</p> <p><u>2 あらかじめ医療救護所を設置できる場所を確保する。</u></p> <p><u>3 市は、災害拠点病院等の近接地等をあらかじめ指定し、緊急医療救護所の設置場所を確保する。</u></p> <p>4 市は、急性期以降に医療救護活動拠点を設置して、市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。</p>	【略】		昭島消防署	<p>1 <u>東京DMATと連携した活動を行う。</u></p> <p>2 都福祉保健局等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練を実施する。</p>
各機関	対 策 内 容																	
市	<p>1 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように、<u>三師会</u>等と協定を締結しているが、災害時の連携活動について<u>災害時の活動マニュアル</u>を決めておく。</p> <p><u>2 市内にある災害拠点連携病院の近接地等をあらかじめ指定し、緊急医療救護所の設置場所を確保する。</u></p> <p><u>3 避難所医療救護所を設置できる場所・室等をあらかじめ指定し、確保する。</u></p> <p>4 急性期以降に<u>保健福祉センター（あいぼっく）</u>に医療救護活動拠点<u>及び災害薬事センター</u>を設置して、市災害医療コーディネーター<u>及び市災害薬事コーディネーター</u>を中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。</p>																	
【略】																		
昭島消防署	<p>1 <u>東京DMAT連携隊を編成し東京DMATと連携する。</u></p> <p>2 都福祉保健局等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練を実施する。</p>																	
各機関	対 策 内 容																	
市	<p>1 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように、<u>市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会</u>等と協定を締結しているが、災害時の連携活動について<u>具体的な内容</u>を決めておく。</p> <p><u>2 あらかじめ医療救護所を設置できる場所を確保する。</u></p> <p><u>3 市は、災害拠点病院等の近接地等をあらかじめ指定し、緊急医療救護所の設置場所を確保する。</u></p> <p>4 市は、急性期以降に医療救護活動拠点を設置して、市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。</p>																	
【略】																		
昭島消防署	<p>1 <u>東京DMATと連携した活動を行う。</u></p> <p>2 都福祉保健局等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練を実施する。</p>																	
2-7-4 □	<p>【医療救護所等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 938 510 978">名 称</th> <th data-bbox="510 938 1144 978">説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 978 510 1082"><u>避難所</u>医療救護所</td> <td data-bbox="510 978 1144 1082">市が、市地域防災計画に基づいて、<u>避難所において</u>医療救護活動を実施する場所<u>である。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1082 510 1233">緊急医療救護所</td> <td data-bbox="510 1082 1144 1233">市が、超急性期において<u>災害拠点連携病院</u>の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所<u>である。事前に設置場所を確保しておく必要がある。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="360 1233 1144 1273">【削除】</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	説 明	<u>避難所</u> 医療救護所	市が、市地域防災計画に基づいて、 <u>避難所において</u> 医療救護活動を実施する場所 <u>である。</u>	緊急医療救護所	市が、超急性期において <u>災害拠点連携病院</u> の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所 <u>である。事前に設置場所を確保しておく必要がある。</u>	【削除】		<p>【医療救護所等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1294 938 1444 978">名 称</th> <th data-bbox="1444 938 2085 978">説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1294 978 1444 1058">医療救護所</td> <td data-bbox="1444 978 2085 1058">市が、市地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1058 1444 1169">緊急医療救護所</td> <td data-bbox="1444 1058 2085 1169">市が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1169 1444 1249"><u>医療救護活動拠点</u></td> <td data-bbox="1444 1169 2085 1249"><u>市が、急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	説 明	医療救護所	市が、市地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所	緊急医療救護所	市が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所	<u>医療救護活動拠点</u>	<u>市が、急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所</u>
名 称	説 明																	
<u>避難所</u> 医療救護所	市が、市地域防災計画に基づいて、 <u>避難所において</u> 医療救護活動を実施する場所 <u>である。</u>																	
緊急医療救護所	市が、超急性期において <u>災害拠点連携病院</u> の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所 <u>である。事前に設置場所を確保しておく必要がある。</u>																	
【削除】																		
名 称	説 明																	
医療救護所	市が、市地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所																	
緊急医療救護所	市が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所																	
<u>医療救護活動拠点</u>	<u>市が、急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所</u>																	

頁	新	旧																
2-7-4 □	<p>3 搬送体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 248 465 288">各機関</th> <th data-bbox="465 248 1111 288">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 288 465 448">市</td> <td data-bbox="465 288 1111 448"> <p>【略】</p> <p>2 <u>緊急医療救護所への搬送及び緊急医療救護所から災害拠点病院等への搬送体制を構築する。</u></p> <p>3 <u>医薬品及び医療資器材の搬送体制を検討する。</u></p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="300 448 1111 488">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 488 465 560">昭島消防署</td> <td data-bbox="465 488 1111 560"> <p><u>東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結する。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	各機関	対 策 内 容	市	<p>【略】</p> <p>2 <u>緊急医療救護所への搬送及び緊急医療救護所から災害拠点病院等への搬送体制を構築する。</u></p> <p>3 <u>医薬品及び医療資器材の搬送体制を検討する。</u></p>	【略】		昭島消防署	<p><u>東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結する。</u></p>	<p>3 搬送体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1234 248 1400 288">各機関</th> <th data-bbox="1400 248 2069 288">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1234 288 1400 448">市</td> <td data-bbox="1400 288 2069 448"> <p>【略】</p> <p>2 <u>医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制を構築する。</u></p> <p>【新規】</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1234 448 2069 488">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 488 1400 560">昭島消防署</td> <td data-bbox="1400 488 2069 560"> <p><u>患者等搬送事業者と協定を締結する。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	各機関	対 策 内 容	市	<p>【略】</p> <p>2 <u>医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制を構築する。</u></p> <p>【新規】</p>	【略】		昭島消防署	<p><u>患者等搬送事業者と協定を締結する。</u></p>
各機関	対 策 内 容																	
市	<p>【略】</p> <p>2 <u>緊急医療救護所への搬送及び緊急医療救護所から災害拠点病院等への搬送体制を構築する。</u></p> <p>3 <u>医薬品及び医療資器材の搬送体制を検討する。</u></p>																	
【略】																		
昭島消防署	<p><u>東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結する。</u></p>																	
各機関	対 策 内 容																	
市	<p>【略】</p> <p>2 <u>医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制を構築する。</u></p> <p>【新規】</p>																	
【略】																		
昭島消防署	<p><u>患者等搬送事業者と協定を締結する。</u></p>																	
2-7-5 □	<p>第3節 医薬品・医療資器材の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="367 600 465 639">各機関</th> <th data-bbox="465 600 1178 639">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="367 639 465 1246">市</td> <td data-bbox="465 639 1178 1246"> <p>1 <u>発災から72時間までに必要な医薬品、医療資器材の確保について、三師会と協議する。</u></p> <p>2 <u>市薬剤師会と連携して、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター。以下同じ。）を保健福祉センター（あいぼっく）に設置する。センター長となる市災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長。以下同じ。）及び事務局長となる保健福祉部長と、運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。（卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センターへ納品する。）</u></p> <p>3 <u>医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に市薬剤師会及び卸売販売業者などと協議しておく。また、医療器具等を充電できる場所の確保に努める。</u></p> <p>4 <u>冷蔵保存する薬品を保管するため、薬品用冷蔵庫を整備する。また、発災時に薬品用冷蔵庫の機能を維持するため、非常用電源を整備する。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	各機関	対 策 内 容	市	<p>1 <u>発災から72時間までに必要な医薬品、医療資器材の確保について、三師会と協議する。</u></p> <p>2 <u>市薬剤師会と連携して、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター。以下同じ。）を保健福祉センター（あいぼっく）に設置する。センター長となる市災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長。以下同じ。）及び事務局長となる保健福祉部長と、運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。（卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センターへ納品する。）</u></p> <p>3 <u>医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に市薬剤師会及び卸売販売業者などと協議しておく。また、医療器具等を充電できる場所の確保に努める。</u></p> <p>4 <u>冷蔵保存する薬品を保管するため、薬品用冷蔵庫を整備する。また、発災時に薬品用冷蔵庫の機能を維持するため、非常用電源を整備する。</u></p>	<p>第3節 医薬品・医療資器材の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1308 600 1406 639">各機関</th> <th data-bbox="1406 600 2119 639">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1308 639 1406 1431">市</td> <td data-bbox="1406 639 2119 1431"> <p>1 <u>市は、市薬剤師会と災害時の協力協定を締結しているが、今後も大手卸売販売業者と協定を締結するなど、他の関係機関等との連携・協力体制も整備していく。</u></p> <p>2 <u>市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を都と連携をはかりながら備蓄に努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。</u></p> <p>3 <u>市薬剤師会と連携して、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）の設置場所（状況に応じて複数箇所設置する）、災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長）や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。（卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）へ納品する）</u></p> <p>4 <u>災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）の災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長）は市薬剤師会から選任し、その他のセンターの災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長）は市薬剤師会と市が協議のうえ決定する（中核となる災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）のセンター長で</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	各機関	対 策 内 容	市	<p>1 <u>市は、市薬剤師会と災害時の協力協定を締結しているが、今後も大手卸売販売業者と協定を締結するなど、他の関係機関等との連携・協力体制も整備していく。</u></p> <p>2 <u>市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を都と連携をはかりながら備蓄に努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。</u></p> <p>3 <u>市薬剤師会と連携して、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）の設置場所（状況に応じて複数箇所設置する）、災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長）や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。（卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）へ納品する）</u></p> <p>4 <u>災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）の災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長）は市薬剤師会から選任し、その他のセンターの災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長）は市薬剤師会と市が協議のうえ決定する（中核となる災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）のセンター長で</u></p>								
各機関	対 策 内 容																	
市	<p>1 <u>発災から72時間までに必要な医薬品、医療資器材の確保について、三師会と協議する。</u></p> <p>2 <u>市薬剤師会と連携して、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター。以下同じ。）を保健福祉センター（あいぼっく）に設置する。センター長となる市災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長。以下同じ。）及び事務局長となる保健福祉部長と、運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。（卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センターへ納品する。）</u></p> <p>3 <u>医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に市薬剤師会及び卸売販売業者などと協議しておく。また、医療器具等を充電できる場所の確保に努める。</u></p> <p>4 <u>冷蔵保存する薬品を保管するため、薬品用冷蔵庫を整備する。また、発災時に薬品用冷蔵庫の機能を維持するため、非常用電源を整備する。</u></p>																	
各機関	対 策 内 容																	
市	<p>1 <u>市は、市薬剤師会と災害時の協力協定を締結しているが、今後も大手卸売販売業者と協定を締結するなど、他の関係機関等との連携・協力体制も整備していく。</u></p> <p>2 <u>市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を都と連携をはかりながら備蓄に努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。</u></p> <p>3 <u>市薬剤師会と連携して、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）の設置場所（状況に応じて複数箇所設置する）、災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長）や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。（卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）へ納品する）</u></p> <p>4 <u>災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）の災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長）は市薬剤師会から選任し、その他のセンターの災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長）は市薬剤師会と市が協議のうえ決定する（中核となる災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）のセンター長で</u></p>																	

頁	新	旧								
		<p><u>ある統括災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を統括する。</u></p> <p>5 市は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に市薬剤師会及び卸売販売業者などと協議しておく。また、医療器具等を充電できる場所の確保に努める。</p>								
2-7-6	<p>【災害薬事センター】</p> <table border="1" data-bbox="365 480 1055 564"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健福祉センター <u>（あいぼっく）</u></td> <td>昭和町4-7-1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在	保健福祉センター <u>（あいぼっく）</u>	昭和町4-7-1	<p>【災害薬事センター】</p> <table border="1" data-bbox="1296 480 1946 564"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健福祉センター</td> <td>昭和町4-7-1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在	保健福祉センター	昭和町4-7-1
名称	所在									
保健福祉センター <u>（あいぼっく）</u>	昭和町4-7-1									
名称	所在									
保健福祉センター	昭和町4-7-1									
2-8-1	<p>第8章 避難者対策 第1節 基本的考え方 1 市の現状と課題</p> <p>市では、これまで平成18年の被害想定における避難者18,000人を収容できるよう、避難場所として広域避難場所4箇所（183万人）、一時避難場所32地域<u>34箇所（31万4千人）</u>を確保し、また、家屋に被害が発生し、在宅避難ができない場合の避難所として、市内の小・中・高等学校の体育館、市立会館等<u>42箇所（約1万7千人）</u>を確保している。しかしながら、新たな被害想定である立川断層帯地震における避難者数（帰宅困難者を含め避難所生活をしなければならない可能性がある人数）は、約5万5千人となり、現在の避難所スペースでは、収容ができない可能性がある。</p> <p>【略】</p>	<p>第8章 避難者対策 第1節 基本的考え方 1 市の現状と課題</p> <p>市では、これまで平成18年の被害想定における避難者18,000人を収容できるよう、避難場所として広域避難場所4箇所（183万人）、一時避難場所32地域<u>36箇所（32万1千人）</u>を確保し、また、家屋に被害が発生し、在宅避難ができない場合の避難所として、市内の小・中・高等学校の体育館、市立会館等<u>44箇所（約1万8千人）</u>を確保している。しかしながら、新たな被害想定である立川断層帯地震における避難者数（帰宅困難者を含め避難所生活をしなければならない可能性がある人数）は、約5万5千人となり、現在の避難所スペースでは、収容ができない可能性がある。</p> <p>【略】</p>								
2-8-1 ◆ □	<p>第2節 避難体制の整備 1 各機関の役割</p> <table border="1" data-bbox="293 1070 1167 1450"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <p>【略】</p> <p>6 <u>「避難勧告等に関するガイドライン」（平成31年3月内閣府（防災担当））</u>に基づき、避難すべき区域及び判断基準を策定し、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。</p> <p>【略】</p> <p>8 都及び昭島消防署と協働して、自主防災組織の協力を得て、<u>避難行動要支援者対策</u>に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	市	<p>【略】</p> <p>6 <u>「避難勧告等に関するガイドライン」（平成31年3月内閣府（防災担当））</u>に基づき、避難すべき区域及び判断基準を策定し、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。</p> <p>【略】</p> <p>8 都及び昭島消防署と協働して、自主防災組織の協力を得て、<u>避難行動要支援者対策</u>に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。</p>	<p>第2節 避難体制の整備 1 各機関の役割</p> <table border="1" data-bbox="1227 1070 2101 1450"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <p>【略】</p> <p>6 <u>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年9月内閣府（防災担当））</u>に基づき、避難すべき区域及び判断基準を策定し、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。</p> <p>【略】</p> <p>8 都及び昭島消防署と協働して、自主防災組織の協力を得て、<u>要配慮者対策</u>に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	市	<p>【略】</p> <p>6 <u>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年9月内閣府（防災担当））</u>に基づき、避難すべき区域及び判断基準を策定し、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。</p> <p>【略】</p> <p>8 都及び昭島消防署と協働して、自主防災組織の協力を得て、<u>要配慮者対策</u>に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。</p>
機関名	対策内容									
市	<p>【略】</p> <p>6 <u>「避難勧告等に関するガイドライン」（平成31年3月内閣府（防災担当））</u>に基づき、避難すべき区域及び判断基準を策定し、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。</p> <p>【略】</p> <p>8 都及び昭島消防署と協働して、自主防災組織の協力を得て、<u>避難行動要支援者対策</u>に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。</p>									
機関名	対策内容									
市	<p>【略】</p> <p>6 <u>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年9月内閣府（防災担当））</u>に基づき、避難すべき区域及び判断基準を策定し、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。</p> <p>【略】</p> <p>8 都及び昭島消防署と協働して、自主防災組織の協力を得て、<u>要配慮者対策</u>に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。</p>									

頁	新	旧												
	<p>9 高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握、避難誘導體制の整備を図る。</p> <p>また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「避難支援プラン（個別計画）」の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備に努める。</p> <p>【略】 【削除】</p> <p>11 災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。</p>	<p>9 高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握、避難誘導體制の整備を図る。</p> <p>また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「避難支援プラン」の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を実施する。</p> <p>【略】</p> <p>11 都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの活用を促進する。</p> <p>12 災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。</p>												
<p>2-8-3 ◆</p>	<p>2 避難判断基準</p> <p>市は、「避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月内閣府（防災担当））」に基づき、地震災害等が発生される地域に対して、下記判断基準を定め、指示、勧告する。</p> <p>なお、多摩川洪水時の避難区域、判断基準にあつては、第4部「風水害計画」で定める。</p> <p>避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動】</p> <table border="1" data-bbox="293 1038 1182 1457"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 1038 465 1082">警戒レベル※1</th> <th data-bbox="465 1038 607 1082">区 分</th> <th data-bbox="607 1038 1182 1082">立退き避難が必要な居住者等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 1082 465 1457">レベル3</td> <td data-bbox="465 1082 607 1457">避難準備 ・ 高齢者等 避難開始</td> <td data-bbox="607 1082 1182 1457"> 高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 </td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル※1	区 分	立退き避難が必要な居住者等に求める行動	レベル3	避難準備 ・ 高齢者等 避難開始	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。	<p>2 避難判断基準</p> <p>市は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成26年9月内閣府（防災担当））」に基づき、地震災害等が発生される地域に対して、下記判断基準を定め、指示、勧告する。</p> <p>なお、多摩川洪水時の避難区域、判断基準にあつては、第4部「風水害計画」で定める。</p> <p>【避難勧告等の一覧】</p> <table border="1" data-bbox="1256 1038 2123 1385"> <thead> <tr> <th data-bbox="1256 1038 1429 1082">区 分</th> <th data-bbox="1429 1038 1787 1082">発令時の状況</th> <th data-bbox="1787 1038 2123 1082">住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1256 1082 1429 1385">避難準備情報 （要配慮者 避難情報）</td> <td data-bbox="1429 1082 1787 1385"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 </td> <td data-bbox="1787 1082 2123 1385"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発令時の状況	住民に求める行動	避難準備情報 （要配慮者 避難情報）	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル※1	区 分	立退き避難が必要な居住者等に求める行動												
レベル3	避難準備 ・ 高齢者等 避難開始	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。												
区 分	発令時の状況	住民に求める行動												
避難準備情報 （要配慮者 避難情報）	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始												

頁	新			旧		
	レベル4	避難勧告	<p>全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※²への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※³を行う。 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
	レベル4	避難指示 (緊急)	<p>全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となり、緊急に避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※²への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※³を行う。 避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる※
	レベル5	災害発生 情報	<p>災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。 	<p>※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。</p>		
	<p>1 資料●「警戒レベルと防災気象情報の関係」参照</p> <p>2 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等</p> <p>3 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動</p> <p>突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する</p>					

頁	新	旧												
2-8-4	<p>第3節 避難所・避難場所等の指定と安全化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="291 247 414 295">機関名</th> <th data-bbox="414 247 1187 295">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="291 295 414 454">市</td> <td data-bbox="414 295 1187 454"> <p>1 <u>災害対策基本法第49条の4、及び第49条の7に基づき</u>、あらかじめ避難所（<u>二次避難所を含む。</u>）及び避難場所を指定し、住民に周知する。（資料54「避難場所等一覧表」参照） 【略】</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策 内 容	市	<p>1 <u>災害対策基本法第49条の4、及び第49条の7に基づき</u>、あらかじめ避難所（<u>二次避難所を含む。</u>）及び避難場所を指定し、住民に周知する。（資料54「避難場所等一覧表」参照） 【略】</p>	<p>第3節 避難所・避難場所等の指定と安全化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1209 247 1332 295">機関名</th> <th data-bbox="1332 247 2134 295">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1209 295 1332 454">市</td> <td data-bbox="1332 295 2134 454"> <p>1 あらかじめ避難所（<u>二次避難所含む</u>）及び避難場所を指定し、住民に周知する。（資料54「避難場所等一覧表」参照） 【略】</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策 内 容	市	<p>1 あらかじめ避難所（<u>二次避難所含む</u>）及び避難場所を指定し、住民に周知する。（資料54「避難場所等一覧表」参照） 【略】</p>				
機関名	対 策 内 容													
市	<p>1 <u>災害対策基本法第49条の4、及び第49条の7に基づき</u>、あらかじめ避難所（<u>二次避難所を含む。</u>）及び避難場所を指定し、住民に周知する。（資料54「避難場所等一覧表」参照） 【略】</p>													
機関名	対 策 内 容													
市	<p>1 あらかじめ避難所（<u>二次避難所含む</u>）及び避難場所を指定し、住民に周知する。（資料54「避難場所等一覧表」参照） 【略】</p>													
	<p>第4節 避難所の管理運営体制の整備等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="291 550 414 598">機関名</th> <th data-bbox="414 550 1187 598">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="291 598 414 1276">市</td> <td data-bbox="414 598 1187 1276"> <p>1 <u>「学校避難所運営ガイドライン」（平成27年昭島市）に基づく「学校避難所運営マニュアル」</u>については、<u>「避難所管理運営の指針」（東京都福祉保健局）</u>等の改定に合わせて<u>随時見直し</u>を行うとともに、避難所ごとに市、学校、地域住民による<u>「学校避難所運営委員会」</u>を設置し、円滑な避難所運営が行えるよう<u>支援していくものとする。</u></p> <p>2 避難所における貯水槽、仮設トイレ、カーペット、非常用電源、無線機等の通信機器等のほか、空調機器など高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の<u>整備・更新</u>に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備にも努めるものとする。（備蓄品等については、第9章「物流・備蓄対策の推進」を参照） 【略】</p> <p>4 市内 <u>23箇所</u>の各学校避難所には簡易備蓄倉庫を設置し、300人分の食料や生活用品等を備蓄しているが、<u>備蓄品の備蓄量増強や簡易備蓄倉庫の更新など</u>避難所機能の強化を<u>推進していく。</u> 【略】</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="291 1276 414 1393">昭島消防署</td> <td data-bbox="414 1276 1187 1393"> <p>1 避難所の防火安全対策を策定し、市に対し、<u>「学校避難所運営マニュアル」</u>に反映するよう働き掛ける。 【略】</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策 内 容	市	<p>1 <u>「学校避難所運営ガイドライン」（平成27年昭島市）に基づく「学校避難所運営マニュアル」</u>については、<u>「避難所管理運営の指針」（東京都福祉保健局）</u>等の改定に合わせて<u>随時見直し</u>を行うとともに、避難所ごとに市、学校、地域住民による<u>「学校避難所運営委員会」</u>を設置し、円滑な避難所運営が行えるよう<u>支援していくものとする。</u></p> <p>2 避難所における貯水槽、仮設トイレ、カーペット、非常用電源、無線機等の通信機器等のほか、空調機器など高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の<u>整備・更新</u>に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備にも努めるものとする。（備蓄品等については、第9章「物流・備蓄対策の推進」を参照） 【略】</p> <p>4 市内 <u>23箇所</u>の各学校避難所には簡易備蓄倉庫を設置し、300人分の食料や生活用品等を備蓄しているが、<u>備蓄品の備蓄量増強や簡易備蓄倉庫の更新など</u>避難所機能の強化を<u>推進していく。</u> 【略】</p>	昭島消防署	<p>1 避難所の防火安全対策を策定し、市に対し、<u>「学校避難所運営マニュアル」</u>に反映するよう働き掛ける。 【略】</p>	<p>第4節 避難所の管理運営体制の整備等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1209 550 1332 598">機関名</th> <th data-bbox="1332 550 2134 598">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1209 598 1332 1197">市</td> <td data-bbox="1332 598 2134 1197"> <p>1 <u>「昭島市避難所運営マニュアル」</u>については、都の<u>「避難所管理運営指針」</u>等の改定に合わせて<u>改定</u>を行うとともに、避難所ごとに市、学校、地域住民による<u>「(仮)避難所運営委員会」</u>を設置し、円滑な避難所運営が行えるよう<u>努めていく。</u></p> <p>2 避難所における貯水槽、仮設トイレ、カーペット、非常用電源、無線機等の通信機器等のほか、空調機器など高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の<u>整備</u>に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備にも努めるものとする。（備蓄品等については、第9章「物流・備蓄対策の推進」を参照） 【略】</p> <p>4 市内 <u>24箇所</u>の学校避難所には簡易備蓄倉庫を設置し、300人分の食料や生活用品等を備蓄しているが、<u>備蓄量の増強など</u>避難所機能の強化を<u>図る。</u> 【略】</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 1197 1332 1393">昭島消防署</td> <td data-bbox="1332 1197 2134 1393"> <p>1 避難所の防火安全対策を策定し、市に対し、<u>「避難所管理運営マニュアル」</u>に反映するよう働き掛ける。 【略】</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策 内 容	市	<p>1 <u>「昭島市避難所運営マニュアル」</u>については、都の<u>「避難所管理運営指針」</u>等の改定に合わせて<u>改定</u>を行うとともに、避難所ごとに市、学校、地域住民による<u>「(仮)避難所運営委員会」</u>を設置し、円滑な避難所運営が行えるよう<u>努めていく。</u></p> <p>2 避難所における貯水槽、仮設トイレ、カーペット、非常用電源、無線機等の通信機器等のほか、空調機器など高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の<u>整備</u>に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備にも努めるものとする。（備蓄品等については、第9章「物流・備蓄対策の推進」を参照） 【略】</p> <p>4 市内 <u>24箇所</u>の学校避難所には簡易備蓄倉庫を設置し、300人分の食料や生活用品等を備蓄しているが、<u>備蓄量の増強など</u>避難所機能の強化を<u>図る。</u> 【略】</p>	昭島消防署	<p>1 避難所の防火安全対策を策定し、市に対し、<u>「避難所管理運営マニュアル」</u>に反映するよう働き掛ける。 【略】</p>
機関名	対 策 内 容													
市	<p>1 <u>「学校避難所運営ガイドライン」（平成27年昭島市）に基づく「学校避難所運営マニュアル」</u>については、<u>「避難所管理運営の指針」（東京都福祉保健局）</u>等の改定に合わせて<u>随時見直し</u>を行うとともに、避難所ごとに市、学校、地域住民による<u>「学校避難所運営委員会」</u>を設置し、円滑な避難所運営が行えるよう<u>支援していくものとする。</u></p> <p>2 避難所における貯水槽、仮設トイレ、カーペット、非常用電源、無線機等の通信機器等のほか、空調機器など高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の<u>整備・更新</u>に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備にも努めるものとする。（備蓄品等については、第9章「物流・備蓄対策の推進」を参照） 【略】</p> <p>4 市内 <u>23箇所</u>の各学校避難所には簡易備蓄倉庫を設置し、300人分の食料や生活用品等を備蓄しているが、<u>備蓄品の備蓄量増強や簡易備蓄倉庫の更新など</u>避難所機能の強化を<u>推進していく。</u> 【略】</p>													
昭島消防署	<p>1 避難所の防火安全対策を策定し、市に対し、<u>「学校避難所運営マニュアル」</u>に反映するよう働き掛ける。 【略】</p>													
機関名	対 策 内 容													
市	<p>1 <u>「昭島市避難所運営マニュアル」</u>については、都の<u>「避難所管理運営指針」</u>等の改定に合わせて<u>改定</u>を行うとともに、避難所ごとに市、学校、地域住民による<u>「(仮)避難所運営委員会」</u>を設置し、円滑な避難所運営が行えるよう<u>努めていく。</u></p> <p>2 避難所における貯水槽、仮設トイレ、カーペット、非常用電源、無線機等の通信機器等のほか、空調機器など高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の<u>整備</u>に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備にも努めるものとする。（備蓄品等については、第9章「物流・備蓄対策の推進」を参照） 【略】</p> <p>4 市内 <u>24箇所</u>の学校避難所には簡易備蓄倉庫を設置し、300人分の食料や生活用品等を備蓄しているが、<u>備蓄量の増強など</u>避難所機能の強化を<u>図る。</u> 【略】</p>													
昭島消防署	<p>1 避難所の防火安全対策を策定し、市に対し、<u>「避難所管理運営マニュアル」</u>に反映するよう働き掛ける。 【略】</p>													

頁	新	旧																																																												
2-9-1 □	<p>第9章 物流・備蓄対策の推進</p> <p>第1節 基本的考え方</p> <p>1 現状</p> <p>これまでの備蓄に係る計画は、平成18年の「首都直下地震による東京の被害想定」に基づき、避難所生活が予想される人員を18,000人と定め、市内6箇所に備蓄倉庫を設け、食料、生活必需品及び防災機器の備蓄に努めるとともに、市内23箇所にある学校避難所には簡易備蓄倉庫を設置し、非常食や救助道具などの備蓄を行ってきた。</p> <p>【略】</p> <p>飲料水については、1基40m³の容量の災害対策用飲料貯水槽（地上タンク）を市内8箇所（計320m³）に整備しているほか、市内16箇所の小中学校や市の施設には、受水槽兼災害対策用飲料貯水槽（計253m³）を整備している。また、市内4箇所にある配水場には、31,720m³の水が貯水されており、貯水総量は、32,285m³となる。この水量は、市民約●人に一人1日●ℓの給水を行った場合、約3か月分に相当する。</p> <p>【略】</p>	<p>第9章 物流・備蓄対策の推進</p> <p>第1節 基本的考え方</p> <p>1 現状</p> <p>これまでの備蓄に係る計画は、平成18年の「首都直下地震による東京の被害想定」に基づき、避難所生活が予想される人員を18,000人と定め、市内6箇所に備蓄倉庫を設け、食料、生活必需品及び防災機器の備蓄に努めるとともに、市内24箇所にある学校避難所には簡易備蓄倉庫を設置し、非常食や救助道具などの備蓄を行ってきた。</p> <p>【略】</p> <p>飲料水については、1基40m³の容量の災害対策用飲料貯水槽（地上タンク）を市内8箇所（計320m³）に整備しているほか、市内17箇所の小中学校には、受水槽兼災害対策用飲料貯水槽（計252m³）を整備している。また、市内3箇所にある配水場には、28,750m³の水が貯水されており、貯水総量は、29,322m³となる。この水量は、市民約113,000人に一人1日3ℓの給水を行った場合、約3か月分に相当する。</p> <p>【略】</p>																																																												
2-9-2	<p>第2節 食料及び生活必需品等の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>1 市民（自助）、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づく事業者による最低3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄の必要性について普及啓発を行う。 【略】</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	市	1 市民（自助）、 東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づく 事業者による最低3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄の必要性について普及啓発を行う。 【略】	<p>第2節 食料及び生活必需品等の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>1 市民（自助）、事業者による最低3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄の必要性について普及啓発を行う。 【略】</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	市	1 市民（自助）、事業者による最低3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄の必要性について普及啓発を行う。 【略】																																																				
機関名	対策内容																																																													
市	1 市民（自助）、 東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づく 事業者による最低3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄の必要性について普及啓発を行う。 【略】																																																													
機関名	対策内容																																																													
市	1 市民（自助）、事業者による最低3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄の必要性について普及啓発を行う。 【略】																																																													
2-9-3 □	<p>第3節 飲料水及び生活用水の確保</p> <p>1 給水拠点の整備</p> <p>(1) 配水場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在</th> <th>施設</th> <th>有効容量</th> <th>給水方法</th> <th>取水量（1日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部配水場</td> <td>朝日町4-23-28</td> <td>配水池</td> <td>5,200m³</td> <td>配水ポンプ使用</td> <td>4,400m³</td> </tr> <tr> <td>中央配水場</td> <td>つつじが丘3-1-20</td> <td>配水池</td> <td>15,000m³</td> <td>配水ポンプ使用</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>西部配水場</td> <td>緑町2-17-16</td> <td>配水池</td> <td>8,420m³</td> <td>配水ポンプ使用</td> <td>4,800m³</td> </tr> <tr> <td>北部配水場</td> <td>もくせいの杜2-2-4</td> <td>配水池</td> <td>3,100m³</td> <td>配水ポンプ使用</td> <td>6,700m³</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在	施設	有効容量	給水方法	取水量（1日）	東部配水場	朝日町4-23-28	配水池	5,200m ³	配水ポンプ使用	4,400m ³	中央配水場	つつじが丘3-1-20	配水池	15,000m ³	配水ポンプ使用	—	西部配水場	緑町2-17-16	配水池	8,420m³	配水ポンプ使用	4,800m³	北部配水場	もくせいの杜2-2-4	配水池	3,100m³	配水ポンプ使用	6,700m³	<p>第3節 飲料水及び生活用水の確保</p> <p>1 給水拠点の整備</p> <p>(1) 配水場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在</th> <th>施設</th> <th>有効容量</th> <th>給水方法</th> <th>取水量（1日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部配水場</td> <td>朝日町4-23-28</td> <td>配水池</td> <td>5,200m³</td> <td>配水ポンプ使用</td> <td>4,400m³</td> </tr> <tr> <td>中央配水場</td> <td>つつじが丘3-1-20</td> <td>配水池</td> <td>15,000m³</td> <td>配水ポンプ使用</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>西部配水場</td> <td>緑町2-17-16</td> <td>配水池</td> <td>8,350m³</td> <td>配水ポンプ使用</td> <td>4,300m³</td> </tr> <tr> <td colspan="6">【新規】</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在	施設	有効容量	給水方法	取水量（1日）	東部配水場	朝日町4-23-28	配水池	5,200m ³	配水ポンプ使用	4,400m ³	中央配水場	つつじが丘3-1-20	配水池	15,000m ³	配水ポンプ使用	—	西部配水場	緑町2-17-16	配水池	8,350m³	配水ポンプ使用	4,300m³	【新規】					
名称	所在	施設	有効容量	給水方法	取水量（1日）																																																									
東部配水場	朝日町4-23-28	配水池	5,200m ³	配水ポンプ使用	4,400m ³																																																									
中央配水場	つつじが丘3-1-20	配水池	15,000m ³	配水ポンプ使用	—																																																									
西部配水場	緑町2-17-16	配水池	8,420m³	配水ポンプ使用	4,800m³																																																									
北部配水場	もくせいの杜2-2-4	配水池	3,100m³	配水ポンプ使用	6,700m³																																																									
名称	所在	施設	有効容量	給水方法	取水量（1日）																																																									
東部配水場	朝日町4-23-28	配水池	5,200m ³	配水ポンプ使用	4,400m ³																																																									
中央配水場	つつじが丘3-1-20	配水池	15,000m ³	配水ポンプ使用	—																																																									
西部配水場	緑町2-17-16	配水池	8,350m³	配水ポンプ使用	4,300m³																																																									
【新規】																																																														

頁	新	旧																																																																																																																								
2-9-4 □	<p>(3) 受水槽兼災害対策用飲料貯水槽</p> <p>市では、避難所である市立小・中学校や市の施設の受水槽施設を改良し、受水槽兼災害対策用飲料貯水槽として整備し、避難所の応急給水を確保している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>住所</th> <th>容量 (m³)</th> <th>設置場所</th> <th>住所</th> <th>容量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東小学校</td> <td>東町2-2-18</td> <td>8.76</td> <td>教育福祉総合センター</td> <td>つつじが丘3-3-15</td> <td>20.00</td> </tr> <tr> <td>玉川小学校</td> <td>福島町2-8-1</td> <td>16.80</td> <td>つつじが丘小学校</td> <td>つつじが丘2-1-30</td> <td>20.70</td> </tr> <tr> <td>成隣小学校</td> <td>大神町4-4-1</td> <td>8.63</td> <td>清泉中学校</td> <td>宮沢町1-9-1</td> <td>15.40</td> </tr> <tr> <td>拝島第一小学校</td> <td>拝島町1-14-14</td> <td>13.09</td> <td>拝島中学校</td> <td>福島町3-20-1</td> <td>9.30</td> </tr> <tr> <td>拝島第二小学校</td> <td>拝島町3927-2</td> <td>13.81</td> <td>多摩辺中学校</td> <td>拝島町4-6-30</td> <td>16.30</td> </tr> <tr> <td>旧拝島第四小学校</td> <td>拝島町5-6-30</td> <td>6.90</td> <td>瑞雲中学校</td> <td>つつじが丘2-2-6</td> <td>22.00</td> </tr> <tr> <td>中神小学校</td> <td>朝日町5-8-5</td> <td>15.66</td> <td>昭和中学校</td> <td>東町2-6-22</td> <td>20.60</td> </tr> <tr> <td>光華小学校</td> <td>昭和町4-5-13</td> <td>13.00</td> <td>福島中学校</td> <td>福島町3-20-1</td> <td>22.40</td> </tr> <tr> <td>田中小学校</td> <td>田中町3-4-1</td> <td>10.00</td> <td></td> <td></td> <td>253.35</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	住所	容量 (m³)	設置場所	住所	容量 (m³)	東小学校	東町2-2-18	8.76	教育福祉総合センター	つつじが丘3-3-15	20.00	玉川小学校	福島町2-8-1	16.80	つつじが丘小学校	つつじが丘2-1-30	20.70	成隣小学校	大神町4-4-1	8.63	清泉中学校	宮沢町1-9-1	15.40	拝島第一小学校	拝島町1-14-14	13.09	拝島中学校	福島町3-20-1	9.30	拝島第二小学校	拝島町3927-2	13.81	多摩辺中学校	拝島町4-6-30	16.30	旧拝島第四小学校	拝島町5-6-30	6.90	瑞雲中学校	つつじが丘2-2-6	22.00	中神小学校	朝日町5-8-5	15.66	昭和中学校	東町2-6-22	20.60	光華小学校	昭和町4-5-13	13.00	福島中学校	福島町3-20-1	22.40	田中小学校	田中町3-4-1	10.00			253.35	<p>(3) 受水槽兼災害対策用飲料貯水槽</p> <p>市では、避難所である市立小・中学校の受水槽施設を改良し、受水槽兼災害対策用飲料貯水槽として整備し、避難所の応急給水を確保している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>住所</th> <th>容量 (m³)</th> <th>設置場所</th> <th>住所</th> <th>容量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東小学校</td> <td>東町2-2-18</td> <td>8.76</td> <td>つつじが丘南小学校</td> <td>つつじが丘3-3-15</td> <td>20.00</td> </tr> <tr> <td>玉川小学校</td> <td>福島町2-8-1</td> <td>16.80</td> <td>つつじが丘北小学校</td> <td>つつじが丘2-1-30</td> <td>20.70</td> </tr> <tr> <td>成隣小学校</td> <td>大神町4-4-1</td> <td>8.63</td> <td>清泉中学校</td> <td>宮沢町1-9-1</td> <td>15.40</td> </tr> <tr> <td>拝島第一小学校</td> <td>拝島町1-14-14</td> <td>13.09</td> <td>拝島中学校</td> <td>福島町3-20-1</td> <td>9.30</td> </tr> <tr> <td>拝島第二小学校</td> <td>拝島町3927-2</td> <td>13.81</td> <td>多摩辺中学校</td> <td>拝島町4-6-30</td> <td>16.30</td> </tr> <tr> <td>旧拝島第四小学校</td> <td>拝島町5-6-30</td> <td>6.90</td> <td>瑞雲中学校</td> <td>つつじが丘2-2-6</td> <td>22.00</td> </tr> <tr> <td>中神小学校</td> <td>朝日町5-8-5</td> <td>15.66</td> <td>昭和中学校</td> <td>東町2-6-22</td> <td>20.60</td> </tr> <tr> <td>光華小学校</td> <td>昭和町4-5-13</td> <td>13.00</td> <td>福島中学校</td> <td>福島町3-20-1</td> <td>22.40</td> </tr> <tr> <td>田中小学校</td> <td>田中町3-4-1</td> <td>10.00</td> <td></td> <td></td> <td>252.75</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	住所	容量 (m³)	設置場所	住所	容量 (m³)	東小学校	東町2-2-18	8.76	つつじが丘南小学校	つつじが丘3-3-15	20.00	玉川小学校	福島町2-8-1	16.80	つつじが丘北小学校	つつじが丘2-1-30	20.70	成隣小学校	大神町4-4-1	8.63	清泉中学校	宮沢町1-9-1	15.40	拝島第一小学校	拝島町1-14-14	13.09	拝島中学校	福島町3-20-1	9.30	拝島第二小学校	拝島町3927-2	13.81	多摩辺中学校	拝島町4-6-30	16.30	旧拝島第四小学校	拝島町5-6-30	6.90	瑞雲中学校	つつじが丘2-2-6	22.00	中神小学校	朝日町5-8-5	15.66	昭和中学校	東町2-6-22	20.60	光華小学校	昭和町4-5-13	13.00	福島中学校	福島町3-20-1	22.40	田中小学校	田中町3-4-1	10.00			252.75
設置場所	住所	容量 (m³)	設置場所	住所	容量 (m³)																																																																																																																					
東小学校	東町2-2-18	8.76	教育福祉総合センター	つつじが丘3-3-15	20.00																																																																																																																					
玉川小学校	福島町2-8-1	16.80	つつじが丘小学校	つつじが丘2-1-30	20.70																																																																																																																					
成隣小学校	大神町4-4-1	8.63	清泉中学校	宮沢町1-9-1	15.40																																																																																																																					
拝島第一小学校	拝島町1-14-14	13.09	拝島中学校	福島町3-20-1	9.30																																																																																																																					
拝島第二小学校	拝島町3927-2	13.81	多摩辺中学校	拝島町4-6-30	16.30																																																																																																																					
旧拝島第四小学校	拝島町5-6-30	6.90	瑞雲中学校	つつじが丘2-2-6	22.00																																																																																																																					
中神小学校	朝日町5-8-5	15.66	昭和中学校	東町2-6-22	20.60																																																																																																																					
光華小学校	昭和町4-5-13	13.00	福島中学校	福島町3-20-1	22.40																																																																																																																					
田中小学校	田中町3-4-1	10.00			253.35																																																																																																																					
設置場所	住所	容量 (m³)	設置場所	住所	容量 (m³)																																																																																																																					
東小学校	東町2-2-18	8.76	つつじが丘南小学校	つつじが丘3-3-15	20.00																																																																																																																					
玉川小学校	福島町2-8-1	16.80	つつじが丘北小学校	つつじが丘2-1-30	20.70																																																																																																																					
成隣小学校	大神町4-4-1	8.63	清泉中学校	宮沢町1-9-1	15.40																																																																																																																					
拝島第一小学校	拝島町1-14-14	13.09	拝島中学校	福島町3-20-1	9.30																																																																																																																					
拝島第二小学校	拝島町3927-2	13.81	多摩辺中学校	拝島町4-6-30	16.30																																																																																																																					
旧拝島第四小学校	拝島町5-6-30	6.90	瑞雲中学校	つつじが丘2-2-6	22.00																																																																																																																					
中神小学校	朝日町5-8-5	15.66	昭和中学校	東町2-6-22	20.60																																																																																																																					
光華小学校	昭和町4-5-13	13.00	福島中学校	福島町3-20-1	22.40																																																																																																																					
田中小学校	田中町3-4-1	10.00			252.75																																																																																																																					
2-9-5 □	<p>(4) 給水機器</p> <p>市では、応急給水資器材として、次の資器材を整備している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資器材</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水タンク (1 t)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>給水タンク (2 t)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>給水タンク (0.8 t)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>風船式水槽 (1 m³)</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>ポリ容器 (10ℓ)</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>エンジン付ポンプ (φ80mm 1 m³/分)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>発電機 (100V 4.0KVA)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>非常用飲料水包装機 (自家発)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>非常用飲料水袋 (6ℓ)</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>給水栓スタンド (φ13mm×4口)</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	資器材	数量	給水タンク (1 t)	2	給水タンク (2 t)	1	給水タンク (0.8 t)	1	風船式水槽 (1 m³)	19	ポリ容器 (10ℓ)	60	エンジン付ポンプ (φ80mm 1 m³/分)	3	発電機 (100V 4.0KVA)	2	非常用飲料水包装機 (自家発)	2	非常用飲料水袋 (6ℓ)	10,000	給水栓スタンド (φ13mm×4口)	21	<p>(4) 給水機器</p> <p>市では、応急給水資器材として、次の資器材を整備している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資器材</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水タンク (1 t)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>給水タンク (2 t)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>【新規】</td> <td>【新規】</td> </tr> <tr> <td>風船式水槽 (1 m³)</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>ポリ容器 (10ℓ)</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>エンジン付ポンプ (φ80mm 1 m³/分)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>発電機 (100V 4.0KVA)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>非常用飲料水包装機 (自家発)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>非常用飲料水袋 (6ℓ)</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>給水栓スタンド (φ13mm×4口)</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	資器材	数量	給水タンク (1 t)	2	給水タンク (2 t)	1	【新規】	【新規】	風船式水槽 (1 m³)	20	ポリ容器 (10ℓ)	80	エンジン付ポンプ (φ80mm 1 m³/分)	3	発電機 (100V 4.0KVA)	1	非常用飲料水包装機 (自家発)	1	非常用飲料水袋 (6ℓ)	7,000	給水栓スタンド (φ13mm×4口)	15																																																																												
資器材	数量																																																																																																																									
給水タンク (1 t)	2																																																																																																																									
給水タンク (2 t)	1																																																																																																																									
給水タンク (0.8 t)	1																																																																																																																									
風船式水槽 (1 m³)	19																																																																																																																									
ポリ容器 (10ℓ)	60																																																																																																																									
エンジン付ポンプ (φ80mm 1 m³/分)	3																																																																																																																									
発電機 (100V 4.0KVA)	2																																																																																																																									
非常用飲料水包装機 (自家発)	2																																																																																																																									
非常用飲料水袋 (6ℓ)	10,000																																																																																																																									
給水栓スタンド (φ13mm×4口)	21																																																																																																																									
資器材	数量																																																																																																																									
給水タンク (1 t)	2																																																																																																																									
給水タンク (2 t)	1																																																																																																																									
【新規】	【新規】																																																																																																																									
風船式水槽 (1 m³)	20																																																																																																																									
ポリ容器 (10ℓ)	80																																																																																																																									
エンジン付ポンプ (φ80mm 1 m³/分)	3																																																																																																																									
発電機 (100V 4.0KVA)	1																																																																																																																									
非常用飲料水包装機 (自家発)	1																																																																																																																									
非常用飲料水袋 (6ℓ)	7,000																																																																																																																									
給水栓スタンド (φ13mm×4口)	15																																																																																																																									

頁	新	旧																																																																																																						
2-9-6	<p data-bbox="338 220 613 244">【市の災害対策用備蓄倉庫】</p> <table border="1" data-bbox="322 248 1133 644"> <thead> <tr> <th>備蓄倉庫</th> <th>所在地</th> <th>延床面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝日備蓄倉庫</td> <td>朝日町4-23-12</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>田中備蓄倉庫</td> <td>田中町3-1-19</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>武蔵野備蓄倉庫</td> <td>武蔵野2-18-3</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>福島備蓄倉庫</td> <td>福島町3-15-4</td> <td>194</td> </tr> <tr> <td>美堀備蓄倉庫</td> <td>拝島町3927-9</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>中神備蓄倉庫</td> <td>中神町1256</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>玉川備蓄倉庫</td> <td>福島町2-8-1</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td>もくせいの杜備蓄倉庫</td> <td>もくせいの杜2-2-56</td> <td>217</td> </tr> <tr> <td>拝島駅前備蓄倉庫</td> <td>松原町五丁目2番26号</td> <td>121</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="338 692 389 716">【略】</p> <p data-bbox="338 767 613 791">【市の災害対策用防災倉庫】</p> <table border="1" data-bbox="322 796 1133 1112"> <thead> <tr> <th>防災倉庫</th> <th>所在地</th> <th>延床面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁舎地下倉庫</td> <td>田中町1-17-1</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>エコパーク防災倉庫</td> <td>美堀町3-16</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>昭和分室地下倉庫</td> <td>昭和町1-6-11</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>昭島市民球場防災倉庫</td> <td>東町5-12</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>美堀町二丁目資器材倉庫</td> <td>美堀町2-17</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>松原町コミュニティセンター防災倉庫</td> <td>松原町1-3-10</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	備蓄倉庫	所在地	延床面積 (㎡)	朝日備蓄倉庫	朝日町4-23-12	70	田中備蓄倉庫	田中町3-1-19	99	武蔵野備蓄倉庫	武蔵野2-18-3	69	福島備蓄倉庫	福島町3-15-4	194	美堀備蓄倉庫	拝島町3927-9	144	中神備蓄倉庫	中神町1256	133	玉川備蓄倉庫	福島町2-8-1	215	もくせいの杜備蓄倉庫	もくせいの杜2-2-56	217	拝島駅前備蓄倉庫	松原町五丁目2番26号	121	防災倉庫	所在地	延床面積 (㎡)	本庁舎地下倉庫	田中町1-17-1	43	エコパーク防災倉庫	美堀町3-16	96	昭和分室地下倉庫	昭和町1-6-11	30	昭島市民球場防災倉庫	東町5-12	43	美堀町二丁目資器材倉庫	美堀町2-17	10	松原町コミュニティセンター防災倉庫	松原町1-3-10	9	<p data-bbox="1272 220 1547 244">【市の災害対策用備蓄倉庫】</p> <table border="1" data-bbox="1256 248 1984 644"> <thead> <tr> <th>備蓄倉庫</th> <th>所在地</th> <th>延床面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝日備蓄倉庫</td> <td>朝日町4-23-12</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>田中備蓄倉庫</td> <td>田中町3-1-1</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>武蔵野備蓄倉庫</td> <td>武蔵野2-18-3</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>福島備蓄倉庫</td> <td>福島町3-15-4</td> <td>194</td> </tr> <tr> <td>美堀備蓄倉庫</td> <td>拝島町3927-9</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>中神備蓄倉庫</td> <td>中神町1256</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>玉川備蓄倉庫</td> <td>福島町2-8</td> <td>217</td> </tr> <tr> <td>【新規】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【新規】</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1272 692 1323 716">【略】</p> <p data-bbox="1272 767 1547 791">【市の災害対策用防災倉庫】</p> <table border="1" data-bbox="1256 796 2031 1070"> <thead> <tr> <th>防災倉庫</th> <th>所在地</th> <th>延床面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁舎地下倉庫</td> <td>田中町1-17-1</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>エコパーク防災倉庫</td> <td>美堀町3-16</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>昭和分室地下倉庫</td> <td>昭和町1-6-11</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>昭島市民球場防災倉庫</td> <td>東町5-12</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>美堀町二丁目資器材倉庫</td> <td>美堀町2-17</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>【新規】</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	備蓄倉庫	所在地	延床面積 (㎡)	朝日備蓄倉庫	朝日町4-23-12	70	田中備蓄倉庫	田中町3-1-1	99	武蔵野備蓄倉庫	武蔵野2-18-3	69	福島備蓄倉庫	福島町3-15-4	194	美堀備蓄倉庫	拝島町3927-9	144	中神備蓄倉庫	中神町1256	133	玉川備蓄倉庫	福島町2-8	217	【新規】			【新規】			防災倉庫	所在地	延床面積 (㎡)	本庁舎地下倉庫	田中町1-17-1	43	エコパーク防災倉庫	美堀町3-16	75	昭和分室地下倉庫	昭和町1-6-11	222	昭島市民球場防災倉庫	東町5-12	42	美堀町二丁目資器材倉庫	美堀町2-17	9.9	【新規】		
	備蓄倉庫	所在地	延床面積 (㎡)																																																																																																					
	朝日備蓄倉庫	朝日町4-23-12	70																																																																																																					
	田中備蓄倉庫	田中町3-1-19	99																																																																																																					
	武蔵野備蓄倉庫	武蔵野2-18-3	69																																																																																																					
	福島備蓄倉庫	福島町3-15-4	194																																																																																																					
	美堀備蓄倉庫	拝島町3927-9	144																																																																																																					
	中神備蓄倉庫	中神町1256	133																																																																																																					
	玉川備蓄倉庫	福島町2-8-1	215																																																																																																					
	もくせいの杜備蓄倉庫	もくせいの杜2-2-56	217																																																																																																					
拝島駅前備蓄倉庫	松原町五丁目2番26号	121																																																																																																						
防災倉庫	所在地	延床面積 (㎡)																																																																																																						
本庁舎地下倉庫	田中町1-17-1	43																																																																																																						
エコパーク防災倉庫	美堀町3-16	96																																																																																																						
昭和分室地下倉庫	昭和町1-6-11	30																																																																																																						
昭島市民球場防災倉庫	東町5-12	43																																																																																																						
美堀町二丁目資器材倉庫	美堀町2-17	10																																																																																																						
松原町コミュニティセンター防災倉庫	松原町1-3-10	9																																																																																																						
備蓄倉庫	所在地	延床面積 (㎡)																																																																																																						
朝日備蓄倉庫	朝日町4-23-12	70																																																																																																						
田中備蓄倉庫	田中町3-1-1	99																																																																																																						
武蔵野備蓄倉庫	武蔵野2-18-3	69																																																																																																						
福島備蓄倉庫	福島町3-15-4	194																																																																																																						
美堀備蓄倉庫	拝島町3927-9	144																																																																																																						
中神備蓄倉庫	中神町1256	133																																																																																																						
玉川備蓄倉庫	福島町2-8	217																																																																																																						
【新規】																																																																																																								
【新規】																																																																																																								
防災倉庫	所在地	延床面積 (㎡)																																																																																																						
本庁舎地下倉庫	田中町1-17-1	43																																																																																																						
エコパーク防災倉庫	美堀町3-16	75																																																																																																						
昭和分室地下倉庫	昭和町1-6-11	222																																																																																																						
昭島市民球場防災倉庫	東町5-12	42																																																																																																						
美堀町二丁目資器材倉庫	美堀町2-17	9.9																																																																																																						
【新規】																																																																																																								

頁	新	旧
2-11-1 □	<p>第1節 基本的考え方</p> <p>1 現状</p> <p>(1) 生活再建対策</p> <p>り災証明の発行については、これまでの計画では昭島消防署と連携し、発行することとしていたが、手作業での発行となり、震災時における同時に多数発生する証明業務が遅延する可能性が高い。このことから、市は平成24年度から、被災者生活再建支援システムを導入している。</p> <p>(2) 災害用トイレの備蓄</p> <p>災害用トイレについては、避難者75人／1基を目安に備蓄している。</p> <p>・仮設トイレ 72基、マンホール型トイレ329基 計401基 充足率100% (令和元年3月末)</p> <p>・携帯用トイレ 21,600個</p> <p>また、し尿収集車は、委託業者所有車両が●台配置されている。</p> <p>2 課題</p> <p>本計画の想定地震である立川断層帯地震の被害想定では、建物被害では、全壊建物が2,604棟、半壊建物2,929棟、火災による建物焼失(倒壊建物含まず)1,972棟、がれきの推定発生量63万トン、避難生活者は、55,607人、断水率が13.3%、下水道管きよ被害率が22.2%となっており、大きな被害が想定され、以下の課題がある。</p> <p>【略】</p> <p>(2) 災害用トイレの確保等</p> <p>発災時には、13.3%の上水道の被害と、22.2%の下水道の被害が想定されている。上下水道の復旧(特に下水道の復旧)までの間、被災後のトイレ機能の確保に向けた手続きを講じる必要がある。</p> <p>【略】</p>	<p>第1節 基本的考え方</p> <p>1 現状</p> <p>(1) 生活再建対策</p> <p>り災証明の発行については、これまでの計画では昭島消防署と連携し、発行することとしていたが、手作業での発行となり、震災時における同時に多数発生する証明業務が遅延する可能性が高い。このことから、市は平成24年度から、被災者支援システムを導入している。</p> <p>(2) 災害用トイレの備蓄</p> <p>災害用トイレについては、避難者100人／1基を目安に備蓄している。</p> <p>・仮設トイレ 72基、マンホール型トイレ80基 計152基 充足率86.4% (平成25年3月末)</p> <p>・携帯用トイレ 3,600個</p> <p>また、し尿収集車は、委託業者所有車両が3台配置されている。</p> <p>2 課題</p> <p>本計画の想定地震である立川断層帯地震の被害想定では、建物被害では、全壊建物が2,604棟、半壊建物2,929棟、火災による建物焼失(倒壊建物含まず)1,972棟、がれきの推定発生量63万トン、避難生活者は、55,607人、断水率が72.7%、下水道管きよ被害率が22.2%となっており、大きな被害が想定され、以下の課題がある。</p> <p>【略】</p> <p>(2) 災害用トイレの確保等</p> <p>発災時には、72.7%の上水道の被害と、22.2%の下水道の被害が想定されている。上下水道の復旧(特に下水道の復旧)までの間、被災後のトイレ機能の確保に向けた手続きを講じる必要がある。</p> <p>【略】</p>

頁	新	旧								
	<p>第3節 し尿処理等</p> <table border="1" data-bbox="309 248 1180 512"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 248 450 320">機 関 名</th> <th data-bbox="450 248 1180 320">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 320 450 512">市</td> <td data-bbox="450 320 1180 512"> 1 災害用トイレの確保 (1) 避難者75人あたり1基の災害用トイレを確保する。 想定避難所生活者 30,000人 必要な災害用トイレ数 400基 【略】 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	市	1 災害用トイレの確保 (1) 避難者75人あたり1基の災害用トイレを確保する。 想定避難所生活者 30,000人 必要な災害用トイレ数 400基 【略】	<p>第3節 し尿処理等</p> <table border="1" data-bbox="1243 248 2114 512"> <thead> <tr> <th data-bbox="1243 248 1384 320">機 関 名</th> <th data-bbox="1384 248 2114 320">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1243 320 1384 512">市</td> <td data-bbox="1384 320 2114 512"> 1 災害用トイレの確保 (1) 避難者75人あたり1基の災害用トイレの確保に努める。 想定避難所生活者 55,000人 必要な災害用トイレ数 734基 【略】 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	市	1 災害用トイレの確保 (1) 避難者75人あたり1基の災害用トイレの確保に努める。 想定避難所生活者 55,000人 必要な災害用トイレ数 734基 【略】
機 関 名	対 策 内 容									
市	1 災害用トイレの確保 (1) 避難者75人あたり1基の災害用トイレを確保する。 想定避難所生活者 30,000人 必要な災害用トイレ数 400基 【略】									
機 関 名	対 策 内 容									
市	1 災害用トイレの確保 (1) 避難者75人あたり1基の災害用トイレの確保に努める。 想定避難所生活者 55,000人 必要な災害用トイレ数 734基 【略】									
2-12-1 □	<p>第12章 要配慮者対策 第1節 基本的考え方</p> <p><u>超高齢社会を迎え、高齢者や障害者などの要配慮者も増加を続けている。</u>過去の震災において経験した要配慮者の安否確認、避難支援、避難後の生活などに関する課題を解決するため、内閣府は「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」を作成し、都においても<u>要配慮者に係る指針を改訂した。</u></p> <p>この章では、これらの指針の<u>見直しなど</u>を踏まえ、要配慮者の支援対策を定める。</p> <p>1 現状と課題</p> <p>市では、<u>平成30年1月から避難行動要支援者名簿を作成し、対象となる要支援者の情報をあらかじめ市や防災関係機関で協定に基づいて共有し、災害時に各機関がそれぞれの方法で安否確認を行うこととしている。</u>また、市の関係部課は、<u>担当業務の中で、要支援者情報の把握に努めている。</u>しかしながら、<u>協定を締結した機関への情報の事前提供には本人の同意を必要とすることなどから、情報の一元化がなかなか進まない状況にもある。</u></p> <p>本計画の被害想定では、死者の半数が要配慮者と想定されている。このことから、現在、<u>要支援者の情報を共有している機関や障害者団体等との連携を図りながら情報の一元化をより進めるとともに、要支援者のニーズや状況の把握に努める中で、個別計画の策定に取り組んで行く必要がある。</u></p> <p>【削除】</p>	<p>第12章 要配慮者対策 第1節 基本的考え方</p> <p><u>高齢化が進む社会にあって、高齢者や障害者などの要配慮者が増加している状況にある。</u>過去の震災においても要配慮者の安否、避難、避難後の生活などにおいて課題が提起され、内閣府は「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」を作成し、都においても<u>要配慮者に係る指針を改訂した。</u></p> <p>この章では、これらの指針を踏まえ、要配慮者の支援対策を定める。</p> <p>1 現状と課題</p> <p>市では、<u>平成17年1月から要援護者登録制度を実施し、登録を希望する要援護者の情報をあらかじめ市や防災関係機関で共有し、災害時に各機関がそれぞれの方法で安全確認を行うこととしている。</u>また、市の関係部課は、<u>業務に伴う要支援者情報を把握している。</u>しかしながら、<u>本人の同意の必要性の問題などから、情報の一元化が図られていない状況にある。</u></p> <p>本計画の被害想定では、死者の半数が要配慮者と想定されている。このことから、<u>各課の持つ情報を有機的に連携し、災害時の避難誘導や安否確認に有効に活用できるよう、現在情報を共有している機関や障害者団体等との連携を図りながら一元化を図るとともに、市、防災機関、障害者団体、地域住民が連携し、早期に避難行動要支援者の避難支援プランを作成する必要がある。</u></p> <p>第2節 要配慮者の定義と特徴 【全文】</p>								

頁	新	旧
2-12-3 □	<p>第2節 要配慮者の備え</p> <p>いつ起こるかわからない災害に対しては、災害時に移動や意思伝達の困難な要配慮者にとって日頃の備えをしておくことも大切である。このことから、「第1部第2章第3節2」のほか、以下の事項について努めるよう周知を進める。</p> <p>① 服薬治療中の人は、かかりつけの医師と相談の上、3日分程度の薬を備えておく。</p> <p>② 治療を受けながら在宅生活を送っている人の場合や妊産婦や乳幼児の保護者は、日頃から、かかりつけ医師と災害時の避難方法や緊急時の対応などについて話し合いをしておく。</p> <p>③ ペースメーカーを埋め込んでいる人は、異常が発生したときの対応や連絡方法などをかかりつけ医師や機器メーカーと相談しておく。</p> <p>④ 人工呼吸器を装着している人は、酸素の避難所への供給について酸素供給事業者と話し合うとともに、酸素の必要度などをかかりつけ医師に確認する。在宅酸素治療法の場合は、医師に相談して酸素吸入用カニューレ1本を余分に用意しておく。</p> <p>⑤ 腎臓機能障のある人は、人工透析中に災害が起こった場合の対応や避難方法などについて、かかりつけ医師と相談しておく。また、イオン交換樹脂及び透析患者カードを常に携帯する。</p> <p>⑥ 腹膜透析をしている人は、かかりつけ医師に災害時の救急対応を確認し、手順・方法を記録しておく。また、供給業者と相談し、5～7日分の透析液を用意しておく。</p> <p>⑦ ストマを装着している人は、避難生活時のストマケアなどについて、かかりつけ医師に手順や留意点を確認しストマケア用品を5～7日分用意しておく。</p> <p>⑧ 経管栄養法により栄養状態を維持している人は、かかりつけ医師に災害時の救急対応を確認し、手順・方法を記録しておく。また、必要な機材等を5～7日分用意しておく。</p> <p>⑨ 災害が発生したときに混乱を防止しながら落ち着いた行動がとれるように、ヘルプカードやヘルプマークのような要配慮者本人に関わる個人情報や緊急時の連絡先などを記載したものを携帯する。</p>	<p>第3節 要配慮者の備え</p> <p>いつ起こるかわからない災害に対しては、災害時に移動や意思伝達の困難な要配慮者にとって日頃の備えをしておくことが大切である。このことから、「第1部第2章第3節2」のほか、以下の備えに努めること。</p> <p>○ 服薬治療中の人は、かかりつけの医師と相談の上、3日分程度の薬を備えておく。</p> <p>○ 治療を受けながら在宅生活を送っている人の場合や妊産婦や乳幼児の保護者は、日頃から、かかりつけ医師と災害時の避難方法や緊急時の対応などについて話し合いをしておく。</p> <p>○ ペースメーカーを埋め込んでいる人は、異常が発生したときの対応や連絡方法などをかかりつけ医師や機器メーカーと相談しておく。</p> <p>○ 人工呼吸器を装着している人は、酸素の避難所への供給について酸素事業者と話し合うとともに、酸素の必要度などをかかりつけ医師に確認する。在宅酸素治療法の場合は、医師に相談して酸素吸入用カニューレ1本を余分に用意しておく。</p> <p>○ 腎臓障害者は、人工透析中に災害が起こった場合の対応や避難方法などについて、かかりつけ医師と相談しておく。また、イオン交換樹脂及び透析患者カードを常に携帯する。</p> <p>○ 腹膜透析をしている人は、かかりつけ医師に災害時の救急対応を確認し、手順・方法を記録しておく。また、供給業者と相談し、5～7日分の透析液を用意する。</p> <p>○ ストマを装着している人は、避難生活時のストマケアなどについて、かかりつけ医師に手順や留意点を確認しストマケア用品を5～7日分用意する。</p> <p>○ 経管栄養を摂取している人は、かかりつけ医師に災害時の救急対応を確認し、手順・方法を記録しておく。また、必要な機材等を5～7日分用意する。</p> <p>○ 災害が発生したときに混乱を防止しながら落ち着いた行動がとれるように、要配慮者本人に関わる個人情報や緊急時の連絡先などを記載したものを携帯する。</p>

頁	新	旧
2-12-3 □ ◆	<p>第3節 要配慮者の把握</p> <p>阪神・淡路大震災では、要配慮者の被災状況の把握が困難であり、また、東日本大震災においても安否確認が行えなかった地域があった。災害発生時、その所在及び安否を確認し、適切な援護を迅速に行っていくためには、日ごろから、要配慮者の所在等を把握しておく必要がある。<u>そのため、平成25年に改正された災害対策基本法（以下この章において「災対法」という。）では、同法第49条の10の規定に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援するための名簿の作成が市町村長に義務付けされた。本節では、これらについての重要事項を次のとおり定め、その他詳細については、「昭島市避難行動要支援者の避難支援プラン（全体計画）」（資料●）及び今後策定に努める「個別計画」で定めるものとする。</u></p> <p><u>また、要支援者以外にも、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支障がある市民もいる。これらの方と要支援者をあわせ要配慮者として位置付け、その状況を十分に認識し、状況に応じた対応をとるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第4節 要配慮者の把握</p> <p>阪神・淡路大震災では、要配慮者の被災状況の把握が困難であり、また、東日本大震災においても安否確認が行えなかった地域があった。災害発生時、その所在及び安否を確認し、適切な援護を迅速に行っていくためには、日ごろから、要配慮者の所在等を把握しておく必要がある。</p> <p><u>また、平成25年6月21日に改正された災害対策基本法（以下この節において「改正法」という。）では、避難行動要支援者の避難行動を支援するための名簿の作成が市町村長に義務付けされた。改正法に基づく名簿を作成するまでの間は、市が従前から実施している要援護者登録制度に基づき作成している要援護者名簿の拡充に努めていく。</u></p>

<p>2-12-4 □ ◆</p>	<p><u>1 避難支援等関係者となる者</u> <u>災対法第49条の11第2項の避難支援等関係者の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>昭島消防署</u> (2) <u>昭島市消防団</u> (3) <u>昭島警察署</u> (4) <u>昭島市民生委員・児童委員</u> (5) <u>昭島市社会福祉協議会</u> (6) <u>自主防災組織</u> (7) <u>自治会</u></p>	<p><u>1 災害時要援護者名簿</u> <u>災害時要援護者名簿の作成及び取扱いは、以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>名簿に定めるべき事項</u> <u>ア 氏名</u> <u>イ 生年月日</u> <u>ウ 性別</u> <u>エ 住所または居所</u> <u>オ 電話番号その他の連絡先</u> <u>カ 援護等を必要とする事由</u> <u>キ その他、援護のため市が必要と認める事項</u> <u>上記事項については、昭島市災害時要援護者登録要綱（以下この節において「要綱」という。）で定める。</u> <u>市は、名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要援護に必要な情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。また、名簿の作成のため必要があると認めるときは、都知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。</u></p> <p>(2) <u>名簿の利用及び提供</u> <u>ア 市は、要配慮者支援の実施に必要な限度で、名簿に記載し、または記録された情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で使用することができる。</u> <u>イ 市は、災害の発生に備え、要配慮者支援の実施に必要な限度で、本人の同意（重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることを含む。）を得られた名簿情報を要綱で定めた関係機関等に提供する。</u> <u>ウ 市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、要配慮者支援の実施に必要な限度で、要配慮者支援等の関係者その他の者に対し、本人の同意を得ることなく、名簿の情報を提供することができる。</u> <u>エ 市は、ウにより名簿の情報を提供するときは、情報を受ける者に対して情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求め、名簿情報に係る要配慮者及び第三者の権利利益を保護するため次の措置を講ずる。</u></p> <p>(7) <u>自主防災組織等に対して情報提供する場合は、市内全体の情報ではなく、担当する区域に限定した情報提供とする。</u> <u>(イ) 情報提供者は、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを周知する。</u></p>
---------------------------	--	---

頁	新	旧
		<p><u>(ウ) 提供された名簿は、施設が可能な場所に保管するよう指導する。</u></p> <p><u>(エ) 提供された名簿は、必要以上に複製しないよう指導する。</u></p> <p><u>(オ) 名簿の提供先が個人でなく団体である場合は、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。</u></p> <p><u>オ イ及びウにより名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る要配慮者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</u></p>

2-12-5
□
◆

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

災対法第49条の10第1項の避難行動要支援者の範囲は、下表のとおりとする。なお、社会福祉施設等へ長期間の入所等をした者を除く。

対象	名簿掲載の要件
高齢者	介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、要介護認定を受けた者のうち、その要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかであるもの
障害者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が1級もしくは2級であるもの又は東日本旅客鉄道株式会社の身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年4月1日施行）別表に定める、第1種身体障害者に該当するもの 療育手帳（知的障害者の福祉の増進を図るため都道府県知事又は指定市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市をいう。）の庁から交付される手帳で、精神発達の遅滞の程度が最重度及び重度であるもの 精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が1級又は2級であるもの 難病の患者み対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条の支給認定を受けている者又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）第6条の医療券の交付を受けている者であって、第2号の身体障害者手帳、第3号の療育手帳又は前号の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの
その他	昭島市長が、災害時において円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると認める者

2 要援護者登録制度

(1) 制度の概要

平成17年1月から市で実施している要援護者登録制度は、登録を希望する要配慮者の情報をあらかじめ市や防災関係機関で共有し、災害時に各機関がそれぞれの方法で安全確認を行うものである。

(2) 情報共有者

現在登録されている要配慮者情報を共有している機関は次のとおりである。

昭島市防災課 昭島警察署 昭島消防署 昭島市消防団 担当自主防災組織 担当民生委員 昭島市赤十字奉仕団

(3) 制度の充実

要援護者登録制度は、身近な地域社会で情報を共有し、万一のときに駆けつけられる共助の体制を整えておくことを目的としたものである。現在の要援護者登録制度は、名簿登録を希望した者の情報のみを収集するもので、希望する者を待つ手上げ方式で、受動的なものとなっており、要配慮者の一部の情報にとどまっている。（資料56「昭島市災害時要援護者登録要綱」参照）

一方、市の関係部課は、従来から本来の業務に伴う要配慮者情報を把握しているが、全ての要配慮者が情報の提供を望んでいるわけではない。しかしながら、改正法では、その保有する要配慮者の氏名その他の要援護に必要な情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができることとされたため、各課の持つ情報を有機的に連携できるよう、登録情報の拡充に努めていく。

また、現行制度の啓発に努めるとともに、災害時の避難誘導や安否確認に有効に活用できるよう、現在情報を共有している機関や障害者団体等との連携を図りながら、同意方式を併用するなど、個人情報保護の問題を踏まえつつ効果的な制度運営の方法を検討し、要配慮者情報の一元化を図っていく。

(4) 登録名簿の更新

要配慮者の状況は常に変化しうることから、要配慮者の把握に努め、以下に留意し、名簿を最新状態に保つこと。

ア 新たに市に転入してきた要介護高齢者や障害者等、新たに要介護認定や障害認定を受けた者の内、要配慮者に該当する者を名簿に記載するとともに、新規に掲載された者に対して、避難支援者に対して、平常時から名簿情報を提供することについての同意の確認を行う。

イ 転居や死亡等により、要配慮者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、登録名簿から削除する。

	<p><u>3 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法</u></p> <p><u>(1) 名簿に記載する事項</u></p> <p><u>名簿に記載する事項については、災対法第 49 条の 10 第 2 項の規定内容を踏まえ、次に掲げる事項のうち、市が把握しているものとする。</u></p> <p><u>ア 氏名及びふりがな</u></p> <p><u>イ 生年月日</u></p> <p><u>ウ 性別</u></p> <p><u>エ 住所または居所</u></p> <p><u>オ 電話番号</u></p> <p><u>カ 名簿掲載の要件</u></p> <p><u>キ 緊急連絡先</u></p> <p><u>ク 平常時の名簿情報の外部提供に係る本人同意の状況</u></p> <p><u>ケ その他、災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難支援等に関し必要となる事項</u></p> <p><u>(2) 東京都に対する情報の提供依頼</u></p> <p><u>記載事項の把握に関し、市が保有していない情報を東京都が保有している可能性がある場合で、当該情報の取得が名簿の作成のため必要であると認めるときは、災対法第 49 条の 10 第 4 項の規定に基づき、文書により情報の提供を定めるものとする。</u></p> <p><u>4 名簿の更新</u></p> <p><u>(1) 定例的な更新</u></p> <p><u>名簿の情報は、年 1 回 1 月を基準として、避難行動要支援者の状況を把握し、更新する。</u></p> <p><u>(2) 常時の更新</u></p> <p><u>定例的な更新以外においても、避難行動要支援者に係る転入、転出、新たな登録及び死亡並びに、名簿に記載された情報の変更等について、可能範囲で把握し、名簿の情報が常に最新のものとなるように努めるものとする。</u></p> <p><u>5 名簿の提供</u></p> <p><u>(1) 平常時における名簿の提供</u></p>	<p><u>また、要配慮者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合は、登録名簿から削除する。</u></p> <p><u>ウ 登録名簿を更新した場合は、速やかに情報提供をしている避難支援者に周知する。</u></p> <p>【新規】</p> <p>【新規】</p> <p>【新規】</p>
--	---	--

頁	新	旧
	<p><u>ア 名簿を提供する際には、名簿の取扱等に関し、避難支援等関係者と覚書を締結するものとする。</u></p> <p><u>イ 名簿は、次の事項を説明し、十分に理解を得たうえで提供するものとする。</u></p> <p><u>(7) 避難行動要支援者の避難支援制度の内容</u></p> <p><u>(イ) 個人情報の取り扱いに関する基本的事項</u></p> <p><u>(ウ) 災対法に基づく守秘義務の遵守</u></p> <p><u>(エ) 名簿情報の避難行動要支援者の避難支援に必要な範囲外の使用禁止</u></p> <p><u>(オ) 名簿の必要以上の複製の禁止</u></p> <p><u>(カ) 名簿を管理する担当者の指定と、市への報告</u></p> <p><u>ウ 名簿の情報は、提供を受ける避難支援等関係者が担当する地域に係る避難行動要支援者についてのみ提供する。</u></p> <p><u>(2) 災害時における名簿の提供</u></p> <p><u>ア 災害が発生し、又はその恐れが生じた場合において、避難支援等の実施が必要となったときは、災対法第 49 条の 11 第 3 項の規定に基づき、当該避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者の同意を得ることなく、避難支援等関係者並びにそれ以外の市民及び団体に対し、名簿の情報を提供することができる。</u></p> <p><u>イ 上記の場合には、平常時からの名簿の提供に不同意であった避難行動要支援者に関しても、避難支援等関係者に対し名簿の提供が可能となるため、可能な範囲で避難支援等の実施に努めるものとする。</u></p>	

第4節 支援体制の整備

1 避難支援プランの作成

災害時に避難行動要支援者が迅速に避難できる体制を整えるためには、具体的な避難支援プランを策定しておくことが必要である。避難支援プランには、災害時における避難行動要支援者の支援に係る全体的な考え方を定めた全体計画と避難行動要支援者一人ひとりの支援を定めた個別支援計画があり、早期に計画の策定が必要である。

(1) 全体計画

全体計画では、避難行動要支援者の対象範囲、支援に係る自助・共助・公助の役割分担、支援体制（各部署、関係機関の役割分担）及び個別計画の策定の進め方について定めておく。

(2) 個別計画（個別避難計画）

市は、要支援者及びその家族と、本人等のニーズや本人が置かれている状況、現状で受けることが可能な支援の範囲など、個別計画策定のための基本的な情報の把握を進め、実効性のある避難支援等につなげることができるよう、慎重な計画の策定に努めるものとする。

計画の策定が終了した要支援者等に対しては、いざというときに、計画に記載された内容が実行できるよう、平常時から関係者との打合せなどが実施できるよう周知に努めるものとする。

2 プロジェクト・チームの設置

市は、保健福祉部、子ども家庭部を中心とした横断的な組織として、「プロジェクト・チーム」（以下、「PT」という。）を設置する。PTの構成及び業務は以下のとおりとする。

【削除】

(1) 構成

PT長を保健福祉部長と、副PT長を子ども家庭部長、危機管理担当部長とする。PT員は、防災課長、地域防災担当課長、市民課長、生活コミュニティ課長、福祉総務課長、障害福祉課長、介護福祉課長、健康課長、子ども子育て支援課長、子ども育成課長とし、必要に応じて、関係機関に出席を要請するとともに、他の管理職及び担当者の出席を求めるものとする。

第5節 支援体制の整備

1 避難支援プランの作成

災害時に避難行動要支援者が迅速に避難できる体制を整えるためには、具体的な避難支援プランを策定しておくことが必要である。避難支援プランには、災害時における避難行動要支援者の支援に係る全体的な考え方を定めた全体計画と避難行動要支援者一人ひとりの支援を定めた個別支援計画があり、早期に計画の策定が必要である。

(1) 全体計画

全体計画では、避難行動要支援者の対象範囲、支援に係る自助・共助・公助の役割分担、支援体制（各部署、関係機関の役割分担）及び個別支援計画の策定の進め方について定めておく。

(2) 個別支援計画

個別支援計画では、前4節で共有した避難行動要支援者情報を基に避難支援に携わる関係者が中心となって、避難行動要支援者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成する。なお、支援者については、支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の支援者を決めておく。

また、個別支援計画は、避難行動要支援者本人、家族、市などの必要最小限の関係部署とし、避難行動要支援者本人が同意した者に配布するほか、誓約書等の提出により、守秘義務を確保する。

2 要配慮者支援班の設置

市は、保健福祉部を中心とした横断的な組織として、「要配慮者支援班」を設ける。要配慮者支援班の位置づけ、構成及び業務は以下のとおりとする。

(1) 位置付け

平常時は、障害福祉課、介護福祉課及び防災課等で横断的なPT（プロジェクト・チーム）を設置し、災害時は、災害対策本部中、保健福祉対策部内に設置する。

(2) 構成

平常時は、要配慮者に係る部署で構成し、班長を障害福祉課長とし、班員は、障害福祉課、介護福祉課、健康課、保険年金課、子ども子育て推進課、子ども子育て支援課、子ども育成課、防災課の各担当者等により構成する。避難支援体制の整備に関する取組みを進めていくに当たっては、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者等の参加を得ながら進めること。

災害時は、保健福祉対策部要配慮者支援班とする。

2-12-6

□

◆

頁	新	旧
	<p>(2) 業務 <u>避難行動要支援者情報の共有化、避難支援プランの策定・見直し、要配慮者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等</u></p> <p>3 避難支援関係者の安全確保</p> <p>(1) <u>避難支援等は、あくまでも共助の取組であり、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命、身体の安全を確保した上で実施すること、及び地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で行うことが基本となる。</u></p> <p>(2) <u>市は、上記の基本を十分踏まえ、避難支援等の実施に関しては、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。</u></p> <p>(3) <u>市は、市民に対し、避難支援等を適切に行ったとしても、助けることができない可能性があることを理解してもらうよう努めるものとする。</u></p>	<p>(3) 業務 <u>平常時：避難行動要支援者情報の共有化、避難支援プランの策定、要配慮者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等</u> <u>災害時：避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所との連携・情報共有等</u></p> <p>3 避難支援関係者</p> <p>(1) <u>避難支援者の選定</u> <u>市は、自治会組織、自主防災組織、消防団、福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者に対応する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、避難行動要支援者本人の意向を極力尊重した上で、自主防災組織（自治会）、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出する。</u> <u>避難行動要支援者の支援体制を整備するにあたっては、地域において避難行動要支援者支援に関する人材を育成し、支援者を増やしていく必要がある。</u></p> <p>(2) <u>避難支援者の安全確保</u> <u>避難支援者が避難行動要支援者を支援する際の安全確保について、避難行動要支援者や避難支援者等を含めた地域全体で話し合い、ルールを決め、周知することが大切である。その上で、避難行動要支援者に要援護者登録制度の活用や意義を理解してもらうとともに、避難行動要支援者の支援は支援者の任意の協力により行われるものであることや支援者の不在や被災などにより、避難行動要支援者の支援が困難となる場合もあり、避難行動要支援者の自助が必要不可欠であることについて十分に理解を得る必要がある。</u></p>

4 情報伝達体制の整備

災害時に避難行動要支援者が迅速に避難するためには、避難準備情報等が避難行動要支援者や避難支援者に確実に伝達できなければならない。このことから、以下の体制整備を図る。

(1) 避難に関する情報

市が発令する避難に関する情報は、「避難勧告等に関するガイドライン」（平成31年3月内閣府（防災担当））を踏まえて策定した、第2部第8章第2節2項「避難判断基準」により行う。

【避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動】（再掲）

警戒レベル※1	区分	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
レベル3	避難準備 ・ 高齢者等避難開始	<p>高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
レベル4	避難勧告	<p>全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※2への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※3を行う。

4 情報伝達体制の整備

災害時に避難行動要支援者が迅速に避難するためには、避難準備情報等が避難行動要支援者や避難支援者に確実に伝達できなければならない。このことから、以下の体制整備を図る。

(1) 避難に関する情報

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえて策定した、第4部第4章第2節「避難の勧告及び指示等」の判断基準により行う。

【避難勧告等の一覧】

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報（避難行動要支援者避難情報）	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者のうち特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者のうち特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる※

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応

	<u>避難指示 (緊急)</u>	<u>全員避難</u> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※²への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※³を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
<u>レベル 5</u>	<u>災害発生 情報</u>	<u>災害発生</u> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

※1 資料●「警戒レベルと防災気象情報の関係」参照

※2 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※3 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する

(2) 情報伝達ルート

「避難準備・高齢者等避難開始」等については、市の関係各課（生活コミュニティ課、防災課等）から各自治会、自主防災組織、消防団等を通じ、避難行動要支援者及びその他の要配慮者のうち必要な者に直接伝達を行う。この際、一部の構成員に過度な負担をかけないよう、不在時を想定した複数ルート化に配慮するとともに、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用するなど、確実な情報伝達体制を整備するものとする。

(3) 情報伝達手段

情報の伝達手段については、インターネット（電子メール、携帯メール、SNS等）、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板サービス（携帯電話を使用した安否確認サービス）、PHS、衛星携帯電話、災害時優先電話、公衆電話、簡易無線機等の様々な手段を活用することに努める。

じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

(2) 情報伝達ルート

避難準備情報等については、市から各自治会、自主防災組織、消防団等を通じた避難行動要支援者及び避難支援者等への直接伝達を行う。この際、一部の構成員に過度な負担をかけないよう、不在時を想定した複数ルート化に配慮するとともに、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用するなど、確実な情報伝達体制を整備するものとする。

(3) 情報伝達手段

情報の伝達手段については、インターネット（電子メール、携帯メール等）、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板サービス（携帯電話を使用した安否確認サービス）、PHS、衛星携帯電話、災害時優先電話、公衆電話、簡易無線機等の様々な手段を活用すること。

頁	新	旧
	<p>また、避難行動要支援者の状況に応じて、様々な伝達手段を使用できるように努める。</p> <p>【削除】</p> <p>さらに、緊急で適切な情報手段がない場合には、支援者等が要援護者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する必要がある。</p> <p>(4) 情報伝達責任者の明確化</p> <p>避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対する情報伝達については、福祉医療対策部避難対策班が行う。</p>	<p>また、避難行動要支援者の障害に応じて、下記の伝達手段を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者：インターネット（電子メール、携帯メール等）、テレビ放送（データ放送等） ・視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話 ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 等 <p>さらに、緊急で適切な情報手段がない場合には、支援者等が要援護者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する必要がある。</p> <p>(4) 情報伝達責任者の明確化</p> <p>避難行動要支援者及び支援者に対する情報伝達については、市の災害対策本部内の保健福祉対策部救護班が行う。</p>

頁	新	旧
<p>2-12-8 □ ◆</p>	<p>5 安否確認の整備 (1) 安否確認の方法 市は、災害発生時における避難行動要支援者の安否確認について、次のような手段を講じて行うものとする。</p> <p><u>ア 避難所における避難者名簿による確認</u> <u>イ 避難支援等関係者による確認</u> <u>ウ 市と災害応援協定を締結した福祉関係団体、事業所等による確認</u> <u>エ 福祉医療対策部及び関係部署等の調査に基づく確認</u> <u>これらの確認以外にも、関係機関・団体とのネットワークを活用し、確実に安否確認ができる体制を整備する。</u></p> <p>(2) 安否情報総括窓口の設置 市は、関係機関・団体や<u>避難支援等関係者</u>による安否確認、安否情報の集約、避難行動要支援者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、避難対策班に安否情報窓口を設置する。<u>なお、急性期においては、避難対策班の業務が集中するため、他の対策部が逐次協力するものとする。</u></p> <p>6 避難誘導の手段・経路等 風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、市と<u>避難支援等関係者が連携し</u>、避難誘導を行う。 そのため、平時から、避難所に配置する職員の役割分担を明確にするとともに、市、消防署、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ連携して対応する。 また、避難行動要支援者自身も、避難経路を<u>実際に</u>確認しておくよう努めるものとする。 なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。</p>	<p>5 安否確認の整備 (1) 安否確認の方法 市は、災害発生時における避難行動要支援者の安否確認について、次のような手段を講じて行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難所における避難者名簿による確認</u> ・<u>民生・児童委員の調査に基づく報告</u> ・<u>障害者団体、福祉関係団体等の調査に基づく報告</u> ・<u>自治会、自主防災組織の調査に基づく報告</u> ・<u>保健福祉対策部及び関係部署等の調査に基づく報告</u> <p><u>この際、各自治会、自主防災組織、消防団、福祉関係機関・団体のネットワークを活用するなど、確実に安否確認ができる体制を整備する。</u></p> <p>(2) 安否情報総括窓口の設置 市は、関係機関・団体や<u>避難支援者</u>による安否確認、安否情報の集約、避難行動要支援者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、要配慮者支援班に安否情報窓口を設置する。</p> <p>6 避難誘導の手段・経路等 風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、市と<u>地域住民等が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき</u>、避難誘導を行う。 そのため、平時から、避難所に配置する職員の役割分担を明確にするとともに、市、消防署、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ連携して対応する。 また、避難行動要支援者自身も、<u>自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて</u>、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。 なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。</p>

2-12-9
□
◆

7 避難所における支援体制

(1) 避難所における支援対策

避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に体育館等[○]避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備、**資材**については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。

避難所には、要配慮者の要望を把握するため、**学校避難所運営委員会**が中心^となり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要配慮者対応班を設置し、要配慮者用相談窓口を設ける**よう努める**。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取組が重要であるので、健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、**医療関係者及び保健師の訪問による**生活支援を実施するとともに、要配慮者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障害者や聴覚障害者、**知的障害者**等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

(2) 二次避難所（福祉避難所）の指定

市は、要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した二次避難所（福祉避難所）を予め指定する。

二次避難所（福祉避難所）として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を活用することとする。

二次避難所（福祉避難所）を指定した場合は、その所在**等**について**幅広く周知するものとする。**

7 避難所における支援体制

(1) 避難所における支援対策

避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に体育館等[△]避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。

避難所には、要配慮者の要望を把握するため、**要配慮者支援班等**が中心^になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要配慮者対応班を設置し、要配慮者用相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取組が重要であるため、**保健師等による**健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、**福祉関係職員による相談等の必要な**生活支援を**必要に応じて**実施するとともに、要配慮者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

(2) 二次避難所（福祉避難所）の指定

市は、要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した二次避難所（福祉避難所）を予め指定する。

二次避難所（福祉避難所）として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を活用することとする。

二次避難所（福祉避難所）を指定した場合は、**避難支援プラン（個別計画）の策定を通して、その所在や避難方法について要配慮者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。**

頁	新	旧
2-12-9 <input type="checkbox"/> ◆	<p>8 関係機関等間の連携体制</p> <p>(1) 福祉サービス提供者等との連携</p> <p>市は、<u>避難対策班</u>を中心に福祉サービス提供者との連絡を密に取り、<u>相互に支援を行い、災害時における福祉サービスの継続に必要な体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 要配慮者支援に係る連絡会議等</p> <p>大規模災害時、被災地には、関係機関等による広域的な応援も含め、様々な人的・物的資源が集結するため、積極的に情報共有を図り、<u>各関係機関が</u>効率的かつ効果的な支援活動を実施<u>できる</u>ことが重要となる。</p> <p>そのため、市は、<u>様々な機会を捉え、要配慮者のニーズの把握に努めるとともに、その共有を図るものとする。</u></p> <p>また、避難所等における要配慮者の支援の充実を図るためには、保健師、看護師、<u>助産師</u>等の専門的な知見・技術を有する者と、ボランティアとの間での連携を高めることが重要となる。そのため、市は、連絡会議等を通じ、市の<u>関係部署</u>、関係機関、ボランティアセンター等間で情報共有や支援活動の連携を図るよう努めるものとする。</p>	<p>8 関係機関等間の連携体制</p> <p>(1) 福祉サービス提供者等との連携</p> <p><u>近年の災害においては、ケアマネジャー等の福祉サービス提供者が中心となって献身的に担当利用者の安否、居住環境等を確認し、ケアプランの変更、緊急入所等の対応を行うなど重要な役割を担っているところもみられる。このことから、市は、要配慮者支援班</u>を中心に福祉サービス提供者との連絡を密に取り、支援を行い、災害時における福祉サービスの継続に必要な体制<u>を確立していく。</u></p> <p>(2) 要配慮者支援に係る連絡会議等</p> <p>大規模災害時、被災地には、関係機関等による広域的な応援も含め、様々な人的・物的資源が集結するため、積極的に情報共有を図り、効率的かつ効果的な支援活動を<u>各関係機関等が実施する</u>ことが重要となる。</p> <p>そのため、市は、<u>避難行動要支援者避難支援に係る関係機関の連絡会議等を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有すること。</u></p> <p>また、避難所等における要配慮者の支援の充実を図るためには、保健師、看護師等の専門的な知見・技術を有する者と、ボランティアとの間での連携を高めることが重要となる。そのため、市は、連絡会議等を通じ、市の<u>要配慮者支援班</u>、関係機関、ボランティアセンター等間で情報共有や支援活動の連携を図ることが必要である。</p>

頁	新	旧
<p>2-12-10 □ ◆</p>	<p>9 避難支援等関係者への支援 <u>避難支援等関係者が発災時に迅速かつ的確にその役割を果たすためには、避難支援等関係者相互の連携と情報の共有が必要となる。そのため、相互に知り合える場として、研修会の実施や、市の総合防災訓練における避難訓練等への位置づけについて検討する。</u></p> <p>10 昭島消防署との連携 東京都地域防災計画に基づき、以下の項目について、相互に連携し実施するものとする。</p> <p>(1) 地域協力体制作りの推進 署住宅防火推進協議会等を通じて地域が一体となった対策の推進を図る。</p> <p>(2) 居住環境の安全化の推進 防災関係機関等と連携し、要配慮者のそれぞれの危険実態に応じた防火防災診断を実施し、災害危険の排除を目指す。</p> <p>(3) 地域対応力の強化方策の推進 要配慮者の防火防災訓練の推進による地域対応力の強化を図る。</p> <p>(4) 要配慮者情報の効果的活用の推進 火災等平時の災害時における消防部隊への的確な要配慮者情報の伝達と活用を図る。</p>	<p>9 避難行動要支援者避難訓練の実施 <u>避難行動要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、避難行動要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、自主防災組織等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。</u></p> <p><u>また、在宅の避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。</u></p> <p><u>このため、自主防災組織の協力を得ながら、避難行動要支援者や避難支援者とともに、避難行動要支援者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。</u></p> <p><u>避難訓練には、地域住民や避難行動要支援者、支援者が積極的に参加し、避難行動要支援者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。</u></p> <p><u>このことから、毎年実施している「昭島市総合防災訓練」などの訓練において、避難行動要支援者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などの訓練を行うこととする。</u></p> <p>10 昭島消防署の対策</p> <p>(1) 地域協力体制作りの推進 署住宅防火推進協議会等を通じて地域が一体となった対策の推進を図る。</p> <p>(2) 居住環境の安全化の推進 防災関係機関等と連携し、要配慮者のそれぞれの危険実態に応じた防火防災診断を実施し、災害危険の排除を目指す。</p> <p>(3) 地域対応力の強化方策の推進 要配慮者の防火防災訓練の推進による地域対応力の強化を図る。</p> <p>(4) 要配慮者情報の効果的活用の推進 火災等平時の災害時における消防部隊への的確な要配慮者情報の伝達と活用を図る。</p>

頁	新	旧
3-1-1	<p>第3部 震災応急・復旧対策計画 第1章 応急活動体制 1 市本部の設置 (3) 市本部設置の手続 ア 市本部を構成する部長相当職にあるものは、市本部を設置する必要があると認めるときは、危機管理担当部長に市本部の設置を要請する。 イ 危機管理担当部長は、市本部設置の要請があった場合、その他市本部を設置する必要があると認められた場合は副市長に報告の上、市本部の設置を市長に具申する。 (4) 市本部設置の通知 ア 指令情報部長 (危機管理担当部長) は、次に掲げる者のうち必要と認められた者に直ちに通知する。 【略】</p>	<p>第3部 震災応急・復旧対策計画 第1章 応急活動体制 1 市本部の設置 (3) 市本部設置の手続 ア 市本部を構成する部長相当職にあるものは、市本部を設置する必要があると認めるときは、総務部長に市本部の設置を要請する。 イ 総務部長は、市本部設置の要請があった場合、その他市本部を設置する必要があると認められた場合は副市長(統括)に報告の上、市本部の設置を市長に具申する。 (4) 市本部設置の通知 ア 指令情報部長 (総務部長) は、次に掲げる者のうち必要と認められた者に直ちに通知する。 【略】</p>
3-1-2	<p>2 市本部の組織 (1) 市本部の構成 【図中】 福祉医療対策部 【略】 (3) 本部長の代理 本部長に事故があるときは、次の順位でその職務を代行する。 第1 副市長 第2 教育長 第3 危機管理担当部長 【略】</p>	<p>2 市本部の組織 (1) 市本部の構成 【図中】 保健福祉対策部 【略】 (3) 本部長の代理 本部長に事故があるときは、次の順位でその職務を代行する。 第1 副市長(総括担当) 第2 副市長(特命担当) 第3 教育長 【略】</p>

頁	新	旧																
3-1-3	<p>(4) 本部長室の構成及び職員</p> <p style="text-align: right;">(令和元年●月現在)</p> <table border="1" data-bbox="365 288 1128 1046"> <thead> <tr> <th>本部長</th> <th>副本部長</th> <th>本部員</th> <th>本部連絡員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>副市長 教育長</td> <td>企画部長 <u>政策担当部長</u> 総務部長 <u>危機管理担当部長</u> 市民部長 保健福祉部長 子ども家庭部長 環境部長 都市整備部長 都市計画部長 <u>区画整理担当部長</u> 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長 消防団長 消防署長が指名する消防吏員</td> <td>指令情報部及び消防団を除き、各対策部から2名 (計16名)</td> </tr> </tbody> </table>	本部長	副本部長	本部員	本部連絡員	市長	副市長 教育長	企画部長 <u>政策担当部長</u> 総務部長 <u>危機管理担当部長</u> 市民部長 保健福祉部長 子ども家庭部長 環境部長 都市整備部長 都市計画部長 <u>区画整理担当部長</u> 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長 消防団長 消防署長が指名する消防吏員	指令情報部及び消防団を除き、各対策部から2名 (計16名)	<p>(4) 本部長室の構成及び職員</p> <p style="text-align: right;">(平成25年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="1296 288 2060 940"> <thead> <tr> <th>本部長</th> <th>副本部長</th> <th>本部員</th> <th>本部連絡員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>副市長(総括担当) 副市長(特命担当) 教育長</td> <td>企画部長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 子ども家庭部長 環境部長 都市整備部長 都市計画部長 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長 消防団長 消防署長が指名する消防吏員</td> <td>指令情報部及び消防団を除き、各対策部から2名 (計16名)</td> </tr> </tbody> </table>	本部長	副本部長	本部員	本部連絡員	市長	副市長(総括担当) 副市長(特命担当) 教育長	企画部長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 子ども家庭部長 環境部長 都市整備部長 都市計画部長 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長 消防団長 消防署長が指名する消防吏員	指令情報部及び消防団を除き、各対策部から2名 (計16名)
	本部長	副本部長	本部員	本部連絡員														
市長	副市長 教育長	企画部長 <u>政策担当部長</u> 総務部長 <u>危機管理担当部長</u> 市民部長 保健福祉部長 子ども家庭部長 環境部長 都市整備部長 都市計画部長 <u>区画整理担当部長</u> 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長 消防団長 消防署長が指名する消防吏員	指令情報部及び消防団を除き、各対策部から2名 (計16名)															
本部長	副本部長	本部員	本部連絡員															
市長	副市長(総括担当) 副市長(特命担当) 教育長	企画部長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 子ども家庭部長 環境部長 都市整備部長 都市計画部長 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長 消防団長 消防署長が指名する消防吏員	指令情報部及び消防団を除き、各対策部から2名 (計16名)															

頁	新	旧																																																																																																																											
3-1-4	<p>【削除】</p> <p>【表中】 「人員」列削除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">市本部</th> <th colspan="2">市の組織（平常時）</th> </tr> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>部</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">指令情報部</td> <td>指令情報班</td> <td rowspan="4">総務部</td> <td>防災課</td> </tr> <tr> <td>支援班</td> <td>地域防災担当</td> </tr> <tr> <td>情報処理班</td> <td>職員課</td> </tr> <tr> <td>管財班</td> <td>情報推進課</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">企画対策部</td> <td rowspan="3">企画調整班</td> <td rowspan="6">企画部</td> <td>秘書課</td> </tr> <tr> <td>企画政策課</td> </tr> <tr> <td>行政経営担当</td> </tr> <tr> <td>総合基本計画担当</td> </tr> <tr> <td>法務担当</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>広報課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民対策部</td> <td>財政班</td> <td rowspan="3">市民部</td> <td>財政課</td> </tr> <tr> <td>経理班</td> <td>会計課</td> </tr> <tr> <td>市民班</td> <td>市民課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民対策部</td> <td>調査班</td> <td rowspan="3">市民部</td> <td>課税課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経済班</td> <td>納税課</td> </tr> <tr> <td>産業活性課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>生活コミュニティ課</td> </tr> </tbody> </table>	市本部		市の組織（平常時）		部	班	部	課	指令情報部	指令情報班	総務部	防災課	支援班	地域防災担当	情報処理班	職員課	管財班	情報推進課	企画対策部	企画調整班	企画部	秘書課	企画政策課	行政経営担当	総合基本計画担当	法務担当	広報班	広報課	市民対策部	財政班	市民部	財政課	経理班	会計課	市民班	市民課	市民対策部	調査班	市民部	課税課	経済班	納税課	産業活性課				生活コミュニティ課	<p>(平成27年10月1日現在)</p> <p>【表中】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">市本部</th> <th colspan="2">市の組織（平常時）</th> <th rowspan="2">人員</th> </tr> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>部</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">指令情報部</td> <td>指令情報班</td> <td rowspan="4">総務部</td> <td>防災課</td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">情報処理班</td> <td>地域防災担当</td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管財班</td> <td>職員課</td> <td><u>13</u></td> </tr> <tr> <td>情報推進課</td> <td><u>14</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>契約管財課</td> <td><u>15</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>検査課</td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">企画対策部</td> <td rowspan="2">広報班</td> <td rowspan="6">企画部</td> <td>秘書広報課</td> <td><u>8</u></td> </tr> <tr> <td>企画調整班</td> <td>企画政策課</td> <td><u>12</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">財政班</td> <td>行政経営担当</td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経理班</td> <td>法務担当</td> <td><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>財政課</td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td>会計課</td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民対策部</td> <td rowspan="2">市民班</td> <td rowspan="3">市民部</td> <td>市民課</td> <td><u>22</u></td> </tr> <tr> <td>調査班</td> <td>課税課</td> <td><u>31</u></td> </tr> <tr> <td>経済班</td> <td>納税課</td> <td><u>17</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国保税収納担当</td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>産業活性課</td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>生活コミュニティ課</td> <td><u>7</u></td> </tr> </tbody> </table>	市本部		市の組織（平常時）		人員	部	班	部	課	指令情報部	指令情報班	総務部	防災課	<u>7</u>	情報処理班	地域防災担当	<u>1</u>	管財班	職員課	<u>13</u>	情報推進課	<u>14</u>				契約管財課	<u>15</u>				検査課	<u>2</u>	企画対策部	広報班	企画部	秘書広報課	<u>8</u>	企画調整班	企画政策課	<u>12</u>	財政班	行政経営担当	<u>1</u>	経理班	法務担当	<u>4</u>	財政課	<u>7</u>	会計課	<u>7</u>	市民対策部	市民班	市民部	市民課	<u>22</u>	調査班	課税課	<u>31</u>	経済班	納税課	<u>17</u>				国保税収納担当	<u>2</u>				産業活性課	<u>7</u>				生活コミュニティ課	<u>7</u>
	市本部		市の組織（平常時）																																																																																																																										
部	班	部	課																																																																																																																										
指令情報部	指令情報班	総務部	防災課																																																																																																																										
	支援班		地域防災担当																																																																																																																										
	情報処理班		職員課																																																																																																																										
	管財班		情報推進課																																																																																																																										
企画対策部	企画調整班	企画部	秘書課																																																																																																																										
			企画政策課																																																																																																																										
			行政経営担当																																																																																																																										
	総合基本計画担当																																																																																																																												
	法務担当																																																																																																																												
	広報班		広報課																																																																																																																										
市民対策部	財政班	市民部	財政課																																																																																																																										
	経理班		会計課																																																																																																																										
	市民班		市民課																																																																																																																										
市民対策部	調査班	市民部	課税課																																																																																																																										
	経済班		納税課																																																																																																																										
			産業活性課																																																																																																																										
			生活コミュニティ課																																																																																																																										
市本部		市の組織（平常時）		人員																																																																																																																									
部	班	部	課																																																																																																																										
指令情報部	指令情報班	総務部	防災課	<u>7</u>																																																																																																																									
	情報処理班		地域防災担当	<u>1</u>																																																																																																																									
			管財班	職員課	<u>13</u>																																																																																																																								
				情報推進課	<u>14</u>																																																																																																																								
			契約管財課	<u>15</u>																																																																																																																									
			検査課	<u>2</u>																																																																																																																									
企画対策部	広報班	企画部	秘書広報課	<u>8</u>																																																																																																																									
			企画調整班	企画政策課	<u>12</u>																																																																																																																								
	財政班		行政経営担当	<u>1</u>																																																																																																																									
			経理班	法務担当	<u>4</u>																																																																																																																								
				財政課	<u>7</u>																																																																																																																								
			会計課	<u>7</u>																																																																																																																									
市民対策部	市民班	市民部	市民課	<u>22</u>																																																																																																																									
			調査班	課税課	<u>31</u>																																																																																																																								
	経済班		納税課	<u>17</u>																																																																																																																									
			国保税収納担当	<u>2</u>																																																																																																																									
			産業活性課	<u>7</u>																																																																																																																									
			生活コミュニティ課	<u>7</u>																																																																																																																									

3-1-4

福祉医療対策部	福祉総務班	保健福祉部	福祉総務課 生活福祉課 選挙管理委員会 監査事務局
	避難対策班		介護福祉課 障害福祉課 子ども子育て支援課 子ども育成課
	医療救護対策班		健康課 保険年金課
環境対策部	環境班	環境部	環境課 ごみ対策課
	清掃班		清掃センター 清掃施設担当
建設対策部	管理班	都市整備部	管理課 交通対策課
	工事班		建設課 建築課
	下水道班		下水道課
	復興班	都市計画部	都市計画課 地域開発課 区画整理課
水道対策部	水道対策班	水道部	業務課 工務課

保健福祉対策部	福祉班	保健福祉部	生活福祉課 保険年金課 障害福祉課 介護福祉課 子ども子育て推進課 子ども子育て支援課 子ども育成課 健康課 選挙管理委員会 監査事務局	28 20 11 16 29 20 14 12 4 3
	要配慮者支援班		保健衛生班	
環境対策部	環境班 清掃班	環境部	環境課 ごみ対策課 清掃センター	12 6 19
建設対策部	管理班	都市整備部	管理課 交通対策課	24 8
	工事班		建設課 建築課 下水道課	12 8 12
	下水道班		拝島駅関連事業担当	3
	復興班	都市計画部	都市計画課 地域開発課 区画整理課	7 5 7
水道対策部	水道対策班	水道部	業務課 工務課	8 15

頁	新				旧				
3-1-4	教育対策部	庶務班	学校教育部	庶務課	教育対策部	庶務班	学校教育部	庶務課	<u>28</u>
		指導班		指導課		指導班		指導課	<u>14</u>
		給食班		<u>主任指導主事</u>		給食班		統括指導	<u>1</u>
	社会教育班	生涯学習部	学校給食課	社会教育班		生涯学習部		学校給食課	<u>55</u>
	議会対策部		議会事務局	社会教育課	議会対策部		議会事務局	社会教育課	<u>6</u>
	消防部		消防団	教育福祉総合センター建設室	消防部		消防団	教育福祉総合センター建設室	<u>3</u>
				スポーツ振興課				スポーツ振興課	<u>6</u>
			<u>市民図書館管理課</u>				<u>市民図書館</u>	<u>12</u>	
			市民会館・公民館				市民会館・公民館	<u>10</u>	
				議会事務局				<u>7</u>	
				消防部				<u>88</u>	

頁	新	旧								
3-1-6	(9) 市本部の所掌事務 ② 各部				(9) 市本部の所掌事務 ② 各部					
	指令情報部	部長 危機管理担当部長 副部長 総務部長	指令情報班	班長 防災課長 補佐 地域防災担当課長	1 各対策部の統括に関する事 2 特別非常配備態勢及び非常配備態勢に関する事 3 職員の動員及び服務に関する事 4 通信及び情報収集の総括に関する事 5 災害情報の総括に関する事 6 都及び関係防災機関との連絡調整に関する事 7 自衛隊の派遣要請に関する事 8 本部長室の庶務に関する事 9 その他災害対策の連絡要請に関する事	指令情報部	部長 総務部長	指令情報班	班長 防災課長 補佐 職員課長 補佐 地域防災担当課長	1 各対策部の統括に関する事 2 特別非常配備態勢及び非常配備態勢に関する事 3 職員の動員及び服務に関する事 4 通信及び情報収集の総括に関する事 5 災害情報の総括に関する事 6 都及び関係防災機関との連絡調整に関する事 7 自衛隊の派遣要請に関する事 8 本部長室の庶務に関する事 9 その他災害対策の連絡要請に関する事
			受援班	班長 職員課長	<u>1 受援計画に基づく労務及び災害応援の受入れに関する事。</u> <u>2 受援計画に基づく民間協力機関への協力要請に関する事。</u>			情報処理班	班長 情報推進課長	<u>1 情報処理機器の保全に関する事。</u> <u>2 災害関係文書の受信及び発信に関する事。</u> <u>3 労務及び災害応援の受入れに関する事。</u> <u>4 民間協力機関への協力要請に関する事。</u>
			情報処理班	班長 情報推進課長	<u>1 情報処理機器の保全に関する事。</u> <u>2 災害関係文書の受信及び発信に関する事。</u>			管財班	班長 契約管財課長 補佐 検査課長	1 災害対策用物資及び資材の購入等に関する事 2 車両等輸送機関の調達及び確保に関する事 3 市庁舎の保全に関する事 4 部内の連絡調整及び他班への協力に関する事
			管財班	班長 契約管財課長 補佐 検査課長	1 災害対策用物資及び資材の購入等に関する事 2 車両等輸送機関の調達及び確保に関する事 3 市庁舎の保全に関する事 4 部内の連絡調整及び他班への協力に関する事					

頁	新					旧																																										
3-1-6	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 252 349 331">部</th> <th data-bbox="349 252 421 331">部長</th> <th data-bbox="421 252 477 331">班名</th> <th data-bbox="477 252 719 331">班 長</th> <th data-bbox="719 252 1151 331">事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 331 349 975" rowspan="4">企画対策部</td> <td data-bbox="349 331 421 975" rowspan="4">部長 企画部長 副部長 政策担当部長・ 会計管理者</td> <td data-bbox="421 331 477 443">広報班</td> <td data-bbox="477 331 719 443">班長 広報課長</td> <td data-bbox="719 331 1151 443">1 災害に関する広報及び広聴に関する事 2 報道機関の対応に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 443 477 715">企画調整班</td> <td data-bbox="477 443 719 715">班長 企画政策課長 補佐 秘書課長 補佐 行政経営担当課長 補佐 法務担当課長 補佐 総合基本計画担当課長</td> <td data-bbox="719 443 1151 715">1 災害復旧及び復興対策並びに復興計画の総合調整に関する事。 2 災害救助法の適用に関する事。 3 部内の連絡調整及び他班への協力に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 715 477 810">財政班</td> <td data-bbox="477 715 719 810">班長 財政課長</td> <td data-bbox="719 715 1151 810">災害対策関係予算に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 810 477 975">経理班</td> <td data-bbox="477 810 719 975">班長 会計課長</td> <td data-bbox="719 810 1151 975">災害対策に必要な現金に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>					部	部長	班名	班 長	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	企画対策部	部長 企画部長 副部長 政策担当部長・ 会計管理者	広報班	班長 広報課長	1 災害に関する広報及び広聴に関する事 2 報道機関の対応に関する事。	企画調整班	班長 企画政策課長 補佐 秘書課長 補佐 行政経営担当課長 補佐 法務担当課長 補佐 総合基本計画担当課長	1 災害復旧及び復興対策並びに復興計画の総合調整に関する事。 2 災害救助法の適用に関する事。 3 部内の連絡調整及び他班への協力に関する事。	財政班	班長 財政課長	災害対策関係予算に関する事。	経理班	班長 会計課長	災害対策に必要な現金に関する事。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1227 252 1283 331">部</th> <th data-bbox="1283 252 1355 331">部長</th> <th data-bbox="1355 252 1411 331">班名</th> <th data-bbox="1411 252 1653 331">班 長</th> <th data-bbox="1653 252 2085 331">事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1227 331 1283 927" rowspan="4">企画対策部</td> <td data-bbox="1283 331 1355 927" rowspan="4">部長 企画部長 副部長 会計管理者</td> <td data-bbox="1355 331 1411 475">広報班</td> <td data-bbox="1411 331 1653 475">班長 秘書広報課長</td> <td data-bbox="1653 331 2085 475">1 災害に関する広報及び広聴に関する事。 2 報道機関の対応に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1355 475 1411 667">企画調整班</td> <td data-bbox="1411 475 1653 667">班長 企画政策課長 補佐 行政経営担当課長 補佐 法務担当課長</td> <td data-bbox="1653 475 2085 667">1 災害復旧及び復興対策並びに復興計画の総合調整に関する事。 2 災害救助法の適用に関する事。 3 部内の連絡調整及び他班への協力に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1355 667 1411 794">財政班</td> <td data-bbox="1411 667 1653 794">班長 財政課長</td> <td data-bbox="1653 667 2085 794">災害対策関係予算に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1355 794 1411 927">経理班</td> <td data-bbox="1411 794 1653 927">班長 会計課長</td> <td data-bbox="1653 794 2085 927">災害対策に必要な現金に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>					部	部長	班名	班 長	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	企画対策部	部長 企画部長 副部長 会計管理者	広報班	班長 秘書広報課長	1 災害に関する広報及び広聴に関する事。 2 報道機関の対応に関する事。	企画調整班	班長 企画政策課長 補佐 行政経営担当課長 補佐 法務担当課長	1 災害復旧及び復興対策並びに復興計画の総合調整に関する事。 2 災害救助法の適用に関する事。 3 部内の連絡調整及び他班への協力に関する事。	財政班	班長 財政課長	災害対策関係予算に関する事。	経理班	班長 会計課長	災害対策に必要な現金に関する事。
	部	部長	班名	班 長	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																																											
企画対策部	部長 企画部長 副部長 政策担当部長・ 会計管理者	広報班	班長 広報課長	1 災害に関する広報及び広聴に関する事 2 報道機関の対応に関する事。																																												
		企画調整班	班長 企画政策課長 補佐 秘書課長 補佐 行政経営担当課長 補佐 法務担当課長 補佐 総合基本計画担当課長	1 災害復旧及び復興対策並びに復興計画の総合調整に関する事。 2 災害救助法の適用に関する事。 3 部内の連絡調整及び他班への協力に関する事。																																												
		財政班	班長 財政課長	災害対策関係予算に関する事。																																												
		経理班	班長 会計課長	災害対策に必要な現金に関する事。																																												
部	部長	班名	班 長	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																																												
企画対策部	部長 企画部長 副部長 会計管理者	広報班	班長 秘書広報課長	1 災害に関する広報及び広聴に関する事。 2 報道機関の対応に関する事。																																												
		企画調整班	班長 企画政策課長 補佐 行政経営担当課長 補佐 法務担当課長	1 災害復旧及び復興対策並びに復興計画の総合調整に関する事。 2 災害救助法の適用に関する事。 3 部内の連絡調整及び他班への協力に関する事。																																												
		財政班	班長 財政課長	災害対策関係予算に関する事。																																												
		経理班	班長 会計課長	災害対策に必要な現金に関する事。																																												

頁	新				旧							
3-1-6	市民対策部		部長 市民部長		市民班	班長 市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急主要食料の調達及び運搬に関する事 2 安否確認に関する事 3 遺体収容所の設置に関する事 4 遺体の安置及び火葬の手続等に関する事 	市民対策部	部長 市民部長	市民班	班長 市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急主要食料の調達及び運搬に関する事 2 安否確認に関する事 3 遺体収容所の設置に関する事 4 遺体の安置及び火葬の手続等に関する事
					調査班	班長 課税課長 補佐 納税課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の調査及び報告に関する事 2 リ災証明に関する事 3 税の減免等に関する事 4 帰宅困難者に関する事 			調査班	班長 課税課長 補佐 納税課長 補佐 国保税収納担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の調査及び報告に関する事 2 リ災証明に関する事 3 税の減免等に関する事 4 帰宅困難者に関する事
		経済班	班長 産業活性課長 補佐 生活コミュニティ課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所（市民交流センター、勤労商工市民センター、以下この項において同じ。）の開設及び収容に関する事 2 避難所の管理及び運営に関する事 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関する事 4 農業及び中小企業の応急対策に関する事 5 応急食品、応急労務の調達に関する事 6 部内の連絡調整及び他班への協力に関する事 	経済班	班長 産業活性課長 補佐 生活コミュニティ課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所（市民交流センター、勤労商工市民センター）の開設及び収容に関する事 2 避難所の管理及び運営に関する事 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関する事 4 農業及び中小企業の応急対策に関する事 5 応急食品、応急労務の調達に関する事 6 部内の連絡調整及び他班への協力に関する事 					

3-1-6
□

福祉医療対策部	部長 保健福祉部長※ ¹	福祉総務班	<p><u>班長 福祉総務課長</u> <u>補佐 生活福祉課長</u> <u>補佐 選挙管理委員会事務局長</u> <u>補佐 監査事務局長</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>避難行動要支援者の支援に関すること。</u> 2 災害救助物資の確保及び運搬に関すること。 3 災害救助資金等の融資及び災害弔慰金の支給に関すること。 4 義援金品の受領及び配分に関すること。 5 り災者の相談及び援助に関すること。 6 災害ボランティアに関すること。 7 暮らしの復興に関すること。 8 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。
	副部長 子ども家庭部長※ ²	避難対策班	<p><u>班長 介護福祉課長</u> <u>補佐 障害福祉課長</u> 補佐 子ども子育て支援課長 補佐 子ども育成課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所（福祉避難所、児童センター、<u>以下この項において同じ。</u>）の開設及び収容に関すること。 2 避難所の管理及び運営に関すること。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。 4 <u>高齢者の避難誘導及び救護に関すること</u> 5 <u>障害者の避難誘導及び救護に関すること</u> 6 保育園児の避難誘導及び救護に関すること 7 児童センター及び学童クラブの児童の避難誘導及び救護に関すること。 8 福祉施設の保全に関すること。

保健福祉対策部	部長 保健福祉部長	福祉班	<p><u>班長 生活福祉課長</u> <u>補佐 保険年金課長</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助物資の確保及び運搬に関すること。 2 災害救助資金等の融資及び災害弔慰金の支給に関すること。 3 義援金品の受領及び配分に関すること。 4 り災者の相談及び援助に関すること。 5 災害ボランティアに関すること。 6 暮らしの復興に関すること。 7 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。
	副部長 子ども家庭部長	要配慮者対策班	<p>班長 障害福祉課長 補佐 介護福祉課長 補佐 子ども子育て推進課長 補佐 子ども子育て支援課長 補佐 子ども育成課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所（福祉避難所、児童センター、青少年等交流センター）の開設及び収容に関すること。 2 避難所の管理及び運営に関すること。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。 4 <u>要配慮者の安全確保及び支援に関すること。</u> 5 保育園児の避難誘導及び救護に関すること 6 児童センター及び学童クラブの児童の避難誘導及び救護に関すること。 7 福祉施設の保全に関すること。

		医療救護対策班	班長 健康課長 ^{※3} 補佐 保険年金課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護所の設置及び運営に関すること。 2 救急医薬品の確保に関すること。 3 負傷者等の搬送に関すること。 4 医療並びに乳幼児及び妊産婦の救護に関すること。 5 医療相談窓口の設置に関すること。 6 防疫その他保健衛生に関すること。 7 医療救護活動拠点の設置及び運営に関すること。 8 災害薬事センターの設置及び運営に関すること。 9 市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターの活動に関すること。 <p>※1 保健福祉部長は、医療救護活動拠点開設後、同拠点に移動し、医療救護活動拠点事務局長、及び災害薬事センター事務局長を兼ねる。</p> <p>※2 子ども家庭部長は、医療救護活動拠点開設後、災害対策本部において、福祉医療対策部長の任務を代行する。</p> <p>※3 健康課長は、医療救護活動拠点事務局次長・災害薬事センター副センター長を兼ねる。</p>		保健衛生班	班長 健康課長 補佐 選挙管理委員会事務局長 補佐 監査事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護所の設置及び運営に関すること。 2 救急医薬品の確保に関すること。 3 負傷者等の搬送に関すること。 4 医療並びに乳幼児及び妊産婦の救護に関すること。 5 医療相談窓口の設置に関すること。 6 防疫その他保健衛生に関すること。
--	--	----------------	------------------------------------	---	--	--------------	--	---

頁	新					旧				
	環境対策部	部長 環境部長	環境班	班長 環境課長	1 環境保全に関すること。 2 動物愛護（ペット対策）に関する こと。 3 用水路の保全に関すること。 4 <u>部内の連絡調整及び他班への協力 に関すること。</u>	環境対策部	部長 環境部長	環境班	班長 環境課長	1 環境保全に関すること。 2 動物愛護（ペット対策）に関 すること。 3 用水路の保全に関すること。
清掃班			班長 ごみ対策課長 補佐 清掃センター長 補佐 <u>清掃施設担当課長</u>	1 ごみ及びがれきの処理に関す ること。 2 清掃事業施設の保全に関するこ と。	清掃班			班長 ごみ対策課長 補佐 清掃センター長	1 ごみ及びがれきの処理に関す ること。 2 清掃事業施設の保全に関するこ と。	

3-1-6

建設対策部	部長 都市整備部長	管理班	班長 管理課長 補佐 交通対策課長	1 応急対策用資材の確保及び運搬に関すること。 2 公共土木施設の被害調査及び報告に関すること。 3 公共土木施設の復旧に関すること。 4 緊急道路等の障害物の処理に関すること。 5 がれき、廃材、土石等の処理に関すること。 6 応急労務の需給に関すること。
	副部長 都市計画部長	工事班	班長 建設課長 補佐 建築課長	1 仮設住宅の建設及び被災住居の応急修理に関すること。 2 建築物、被災宅地の危険度判定に関すること。 3 市有建築物の応急修理に関すること。 4 水防及び排水活動に関すること。
	区画整理担当部長	下水道班	班長 下水道課長	1 下水道施設の被害調査及び復旧に関すること。 2 し尿収集・運搬に関すること。
		復興班	班長 都市計画課長 補佐 地域開発課長	1 災害復興の都市計画に関すること。 2 区画整理地区の応急対策に関すること。 3 応急仮設住宅の入居者に関すること。 4 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。

建設対策部	部長 都市整備部長	管理班	班長 管理課長 補佐 交通対策課長	1 応急対策用資材の確保及び運搬に関すること。 2 公共土木施設の被害調査及び報告に関すること。 3 公共土木施設の復旧に関すること。 4 緊急道路等の障害物の処理に関すること。 5 がれき、廃材、土石等の処理に関すること。 6 応急労務の需給に関すること。
	副部長 都市計画部長	工事班	班長 建設課長 補佐 建築課長	1 仮設住宅の建設及び被災住居の応急修理に関すること。 2 建築物、被災宅地の危険度判定に関すること。 3 市有建築物の応急修理に関すること。 4 水防及び排水活動に関すること。
	都市計画部参事	下水道班	班長 下水道課長 補佐 拜島駅関連事業担当課長	1 下水道施設の被害調査及び復旧に関すること。 2 し尿収集・運搬に関すること。
		復興班	班長 都市計画課長 補佐 地域開発課長	1 災害復興の都市計画に関すること。 2 区画整理地区の応急対策に関すること。 3 応急仮設住宅の入居者に関すること。 4 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。

3-1-6

教育対策部

部長 学校教育部長 副部長 生涯学習部長	庶務班 班長 庶務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校避難所の開設及び収容に関すること。 2 学校避難所の管理及び運営に関すること。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。 4 市立小・中学校及び給食調理施設の保全に関すること。
	指導班 班長 指導課長 補佐 主任指導主事	<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員の非常配備に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 児童及び生徒の避難誘導及び救護に関すること。 4 児童及び生徒の学用品等の供給に関すること。
	給食班 班長 学校給食課長	避難所等の応急給食に関すること。
	社会教育班 班長 社会教育課長 補佐 スポーツ振興課長 補佐 市民図書館管理課長 補佐 市民会館・公民館長 補佐 教育福祉総合センター建設室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所（市立会館・市民会館・公民館、以下この項において同じ。）の開設及び収容に関すること。 2 避難所の管理及び運営に関すること。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。 4 社会教育施設の保全及び施設利用者の安全に関すること。 5 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。

教育対策部

部長 学校教育部長 副部長 生涯学習部長	庶務班 班長 庶務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所（学校）の開設及び収容に関すること。 2 避難所の管理及び運営に関すること。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。 4 市立小・中学校及び給食調理施設の保全に関すること。
	指導班 班長 指導課長 補佐 統括指導主事	<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員の非常配備に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 児童及び生徒の避難誘導及び救護に関すること。 4 児童及び生徒の学用品等の供給に関すること。
	給食班 班長 学校給食課長	避難所等の応急給食に関すること。
	社会教育班 班長 社会教育課長 補佐 スポーツ振興課長 補佐 市民図書館長 補佐 市民会館・公民館長 補佐 教育福祉総合センター建設室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所（市立会館・市民会館・公民館）の開設及び収容に関すること。 2 避難所の管理及び運営に関すること。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。 4 社会教育施設の保全及び施設利用者の安全に関すること。 5 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。

頁	新	旧																																																																								
3-1-12	<p>4 業務拠点の設置 【市対策本部の実施機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> <th>目的（業務内容）</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者センター</td> <td>市役所本庁舎保健福祉部</td> <td>要配慮者対策の総合推進</td> <td><u>避難対策班</u></td> </tr> <tr> <td>相談センター1</td> <td>市役所本庁舎市民ロビー</td> <td>生活相談等の各種相談窓口</td> <td>市民班 <u>福祉総務班</u></td> </tr> <tr> <td>相談センター2</td> <td>保健福祉センター</td> <td>医療相談等の各種相談窓口</td> <td>市民班 <u>医療救護対策班</u></td> </tr> <tr> <td><u>医療救護活動拠点</u></td> <td><u>保健福祉センター</u></td> <td><u>災害医療コーディネーターによる医療支援に関する調整</u></td> <td><u>医療救護対策班</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害薬事センター</u></td> <td>保健福祉センター</td> <td><u>災害薬事コーディネーターによる医薬品の確保・調達</u></td> <td><u>医療救護対策班</u></td> </tr> <tr> <td>災害ボランティアセンター</td> <td>総合スポーツセンター</td> <td>ボランティア受付け、派遣等のコーディネート</td> <td><u>福祉総務班</u></td> </tr> <tr> <td>地域輸送拠点（救援物資集積所）</td> <td>総合スポーツセンター</td> <td>救援物資の仕分け、配送等の集配センター</td> <td><u>福祉総務班</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	目的（業務内容）	所管	要配慮者センター	市役所本庁舎保健福祉部	要配慮者対策の総合推進	<u>避難対策班</u>	相談センター1	市役所本庁舎市民ロビー	生活相談等の各種相談窓口	市民班 <u>福祉総務班</u>	相談センター2	保健福祉センター	医療相談等の各種相談窓口	市民班 <u>医療救護対策班</u>	<u>医療救護活動拠点</u>	<u>保健福祉センター</u>	<u>災害医療コーディネーターによる医療支援に関する調整</u>	<u>医療救護対策班</u>	<u>災害薬事センター</u>	保健福祉センター	<u>災害薬事コーディネーターによる医薬品の確保・調達</u>	<u>医療救護対策班</u>	災害ボランティアセンター	総合スポーツセンター	ボランティア受付け、派遣等のコーディネート	<u>福祉総務班</u>	地域輸送拠点（救援物資集積所）	総合スポーツセンター	救援物資の仕分け、配送等の集配センター	<u>福祉総務班</u>	【略】				<p>4 業務拠点の設置 【市対策本部の実施機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> <th>目的（業務内容）</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者センター</td> <td>市役所本庁舎保健福祉部</td> <td>要配慮者対策の総合推進</td> <td><u>要配慮者支援班</u></td> </tr> <tr> <td>相談センター1</td> <td>市役所本庁舎市民ロビー</td> <td>生活相談等の各種相談窓口</td> <td>市民班 <u>福祉班</u></td> </tr> <tr> <td>相談センター2</td> <td>保健福祉センター</td> <td>医療相談等の各種相談窓口</td> <td>市民班 <u>保健衛生班</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">【新規】</td> </tr> <tr> <td><u>医薬品ストックセンター</u></td> <td>保健福祉センター</td> <td>医薬品の確保・調達</td> <td><u>保健衛生班</u></td> </tr> <tr> <td>災害ボランティアセンター</td> <td>総合スポーツセンター</td> <td>ボランティア受付け、派遣等のコーディネート</td> <td><u>福祉班</u></td> </tr> <tr> <td>地域輸送拠点（救援物資集積所）</td> <td>総合スポーツセンター</td> <td>救援物資の仕分け、配送等の集配センター</td> <td><u>福祉班</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	目的（業務内容）	所管	要配慮者センター	市役所本庁舎保健福祉部	要配慮者対策の総合推進	<u>要配慮者支援班</u>	相談センター1	市役所本庁舎市民ロビー	生活相談等の各種相談窓口	市民班 <u>福祉班</u>	相談センター2	保健福祉センター	医療相談等の各種相談窓口	市民班 <u>保健衛生班</u>	【新規】				<u>医薬品ストックセンター</u>	保健福祉センター	医薬品の確保・調達	<u>保健衛生班</u>	災害ボランティアセンター	総合スポーツセンター	ボランティア受付け、派遣等のコーディネート	<u>福祉班</u>	地域輸送拠点（救援物資集積所）	総合スポーツセンター	救援物資の仕分け、配送等の集配センター	<u>福祉班</u>	【略】			
	名称	設置場所	目的（業務内容）	所管																																																																						
	要配慮者センター	市役所本庁舎保健福祉部	要配慮者対策の総合推進	<u>避難対策班</u>																																																																						
	相談センター1	市役所本庁舎市民ロビー	生活相談等の各種相談窓口	市民班 <u>福祉総務班</u>																																																																						
	相談センター2	保健福祉センター	医療相談等の各種相談窓口	市民班 <u>医療救護対策班</u>																																																																						
	<u>医療救護活動拠点</u>	<u>保健福祉センター</u>	<u>災害医療コーディネーターによる医療支援に関する調整</u>	<u>医療救護対策班</u>																																																																						
	<u>災害薬事センター</u>	保健福祉センター	<u>災害薬事コーディネーターによる医薬品の確保・調達</u>	<u>医療救護対策班</u>																																																																						
	災害ボランティアセンター	総合スポーツセンター	ボランティア受付け、派遣等のコーディネート	<u>福祉総務班</u>																																																																						
	地域輸送拠点（救援物資集積所）	総合スポーツセンター	救援物資の仕分け、配送等の集配センター	<u>福祉総務班</u>																																																																						
	【略】																																																																									
名称	設置場所	目的（業務内容）	所管																																																																							
要配慮者センター	市役所本庁舎保健福祉部	要配慮者対策の総合推進	<u>要配慮者支援班</u>																																																																							
相談センター1	市役所本庁舎市民ロビー	生活相談等の各種相談窓口	市民班 <u>福祉班</u>																																																																							
相談センター2	保健福祉センター	医療相談等の各種相談窓口	市民班 <u>保健衛生班</u>																																																																							
【新規】																																																																										
<u>医薬品ストックセンター</u>	保健福祉センター	医薬品の確保・調達	<u>保健衛生班</u>																																																																							
災害ボランティアセンター	総合スポーツセンター	ボランティア受付け、派遣等のコーディネート	<u>福祉班</u>																																																																							
地域輸送拠点（救援物資集積所）	総合スポーツセンター	救援物資の仕分け、配送等の集配センター	<u>福祉班</u>																																																																							
【略】																																																																										

頁	新	旧																																																																																																																																							
3-1-15	第2節 職員の初動態勢 3 勤務時間内の初動態勢 (2) 非常配備態勢の人員 各非常配備態勢の人員は、次のとおりである。 (令和元年7月1日現在)	第2節 職員の初動態勢 3 勤務時間内の初動態勢 (2) 非常配備態勢の人員 各非常配備態勢の人員は、次のとおりである。 (平成25年4月1日現在)																																																																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部組織</th> <th>所属人員</th> <th>第1非常配備態勢</th> <th>第2非常配備態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td><u>2</u></td> <td><u>2</u></td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td><u>17</u></td> <td><u>17</u></td> <td><u>17</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>20</u></td> <td><u>20</u></td> <td><u>20</u></td> </tr> <tr> <td>指令情報部</td> <td><u>55</u></td> <td>6</td> <td><u>55</u></td> </tr> <tr> <td>企画対策部</td> <td><u>46</u></td> <td><u>8</u></td> <td><u>46</u></td> </tr> <tr> <td>市民対策部</td> <td>87</td> <td><u>5</u></td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>福祉医療対策部</td> <td>154</td> <td>10</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>環境対策部</td> <td><u>35</u></td> <td><u>4</u></td> <td><u>35</u></td> </tr> <tr> <td>建設対策部</td> <td><u>84</u></td> <td><u>7</u></td> <td><u>84</u></td> </tr> <tr> <td>水道対策部</td> <td><u>22</u></td> <td>2</td> <td><u>22</u></td> </tr> <tr> <td>教育対策部</td> <td><u>102</u></td> <td><u>9</u></td> <td><u>102</u></td> </tr> <tr> <td>議会対策部</td> <td><u>8</u></td> <td>1</td> <td><u>8</u></td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td><u>84</u></td> <td>12</td> <td><u>84</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>677</u></td> <td><u>64</u></td> <td><u>677</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>697</u></td> <td><u>84</u></td> <td><u>697</u></td> </tr> </tbody> </table>	本部組織	所属人員	第1非常配備態勢	第2非常配備態勢	本部長	1	1	1	副本部長	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	本部員	<u>17</u>	<u>17</u>	<u>17</u>	計	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	指令情報部	<u>55</u>	6	<u>55</u>	企画対策部	<u>46</u>	<u>8</u>	<u>46</u>	市民対策部	87	<u>5</u>	87	福祉医療対策部	154	10	154	環境対策部	<u>35</u>	<u>4</u>	<u>35</u>	建設対策部	<u>84</u>	<u>7</u>	<u>84</u>	水道対策部	<u>22</u>	2	<u>22</u>	教育対策部	<u>102</u>	<u>9</u>	<u>102</u>	議会対策部	<u>8</u>	1	<u>8</u>	消防部	<u>84</u>	12	<u>84</u>	計	<u>677</u>	<u>64</u>	<u>677</u>	合計	<u>697</u>	<u>84</u>	<u>697</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部組織</th> <th>所属人員</th> <th>第1非常配備態勢</th> <th>第2非常配備態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td><u>3</u></td> <td><u>3</u></td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td><u>15</u></td> <td><u>15</u></td> <td><u>15</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>19</u></td> <td><u>19</u></td> <td><u>19</u></td> </tr> <tr> <td>指令情報部</td> <td><u>52</u></td> <td>6</td> <td><u>56</u></td> </tr> <tr> <td>企画対策部</td> <td><u>39</u></td> <td><u>6</u></td> <td><u>39</u></td> </tr> <tr> <td>市民対策部</td> <td>87</td> <td><u>6</u></td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>保健福祉対策部</td> <td>154</td> <td>10</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>環境対策部</td> <td><u>38</u></td> <td><u>3</u></td> <td><u>38</u></td> </tr> <tr> <td>建設対策部</td> <td><u>92</u></td> <td><u>11</u></td> <td><u>92</u></td> </tr> <tr> <td>水道対策部</td> <td><u>24</u></td> <td>2</td> <td><u>24</u></td> </tr> <tr> <td>教育対策部</td> <td><u>145</u></td> <td><u>10</u></td> <td><u>145</u></td> </tr> <tr> <td>議会対策部</td> <td><u>7</u></td> <td>1</td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td><u>88</u></td> <td>12</td> <td><u>88</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>726</u></td> <td><u>67</u></td> <td><u>726</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>745</u></td> <td><u>86</u></td> <td><u>745</u></td> </tr> </tbody> </table>	本部組織	所属人員	第1非常配備態勢	第2非常配備態勢	本部長	1	1	1	副本部長	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	本部員	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	計	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	指令情報部	<u>52</u>	6	<u>56</u>	企画対策部	<u>39</u>	<u>6</u>	<u>39</u>	市民対策部	87	<u>6</u>	87	保健福祉対策部	154	10	154	環境対策部	<u>38</u>	<u>3</u>	<u>38</u>	建設対策部	<u>92</u>	<u>11</u>	<u>92</u>	水道対策部	<u>24</u>	2	<u>24</u>	教育対策部	<u>145</u>	<u>10</u>	<u>145</u>	議会対策部	<u>7</u>	1	<u>7</u>	消防部	<u>88</u>	12	<u>88</u>	計	<u>726</u>	<u>67</u>	<u>726</u>	合計	<u>745</u>	<u>86</u>
本部組織	所属人員	第1非常配備態勢	第2非常配備態勢																																																																																																																																						
本部長	1	1	1																																																																																																																																						
副本部長	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>																																																																																																																																						
本部員	<u>17</u>	<u>17</u>	<u>17</u>																																																																																																																																						
計	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>20</u>																																																																																																																																						
指令情報部	<u>55</u>	6	<u>55</u>																																																																																																																																						
企画対策部	<u>46</u>	<u>8</u>	<u>46</u>																																																																																																																																						
市民対策部	87	<u>5</u>	87																																																																																																																																						
福祉医療対策部	154	10	154																																																																																																																																						
環境対策部	<u>35</u>	<u>4</u>	<u>35</u>																																																																																																																																						
建設対策部	<u>84</u>	<u>7</u>	<u>84</u>																																																																																																																																						
水道対策部	<u>22</u>	2	<u>22</u>																																																																																																																																						
教育対策部	<u>102</u>	<u>9</u>	<u>102</u>																																																																																																																																						
議会対策部	<u>8</u>	1	<u>8</u>																																																																																																																																						
消防部	<u>84</u>	12	<u>84</u>																																																																																																																																						
計	<u>677</u>	<u>64</u>	<u>677</u>																																																																																																																																						
合計	<u>697</u>	<u>84</u>	<u>697</u>																																																																																																																																						
本部組織	所属人員	第1非常配備態勢	第2非常配備態勢																																																																																																																																						
本部長	1	1	1																																																																																																																																						
副本部長	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>																																																																																																																																						
本部員	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>																																																																																																																																						
計	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>19</u>																																																																																																																																						
指令情報部	<u>52</u>	6	<u>56</u>																																																																																																																																						
企画対策部	<u>39</u>	<u>6</u>	<u>39</u>																																																																																																																																						
市民対策部	87	<u>6</u>	87																																																																																																																																						
保健福祉対策部	154	10	154																																																																																																																																						
環境対策部	<u>38</u>	<u>3</u>	<u>38</u>																																																																																																																																						
建設対策部	<u>92</u>	<u>11</u>	<u>92</u>																																																																																																																																						
水道対策部	<u>24</u>	2	<u>24</u>																																																																																																																																						
教育対策部	<u>145</u>	<u>10</u>	<u>145</u>																																																																																																																																						
議会対策部	<u>7</u>	1	<u>7</u>																																																																																																																																						
消防部	<u>88</u>	12	<u>88</u>																																																																																																																																						
計	<u>726</u>	<u>67</u>	<u>726</u>																																																																																																																																						
合計	<u>745</u>	<u>86</u>	<u>745</u>																																																																																																																																						

頁	新	旧																																				
3-1-17	<p>5 初動期の主な活動</p> <table border="1" data-bbox="322 288 925 786"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>第2段階</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間</td> <td></td> <td>発災6時間後から3日程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>初動期の主な活動</td> <td>【略】</td> <td> 応援要請 避難所開設 <u>医療救護所開設</u> 食料等の配布 物資調達要請 仮設トイレの設置 帰宅困難者対策の実施 市民への情報伝達 災害救助物資の確保 安否確認 </td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>	区分		第2段階		時間		発災6時間後から3日程度		初動期の主な活動	【略】	応援要請 避難所開設 <u>医療救護所開設</u> 食料等の配布 物資調達要請 仮設トイレの設置 帰宅困難者対策の実施 市民への情報伝達 災害救助物資の確保 安否確認	【略】	<p>5 初動期の主な活動</p> <table border="1" data-bbox="1256 288 1859 786"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>第2段階</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間</td> <td></td> <td>発災6時間後から3日程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>初動期の主な活動</td> <td>【略】</td> <td> 応援要請 避難所開設 <u>【新規】</u> 食料等の配布 物資調達要請 仮設トイレの設置 帰宅困難者対策の実施 市民への情報伝達 災害救助物資の確保 安否確認 </td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>	区分		第2段階		時間		発災6時間後から3日程度		初動期の主な活動	【略】	応援要請 避難所開設 <u>【新規】</u> 食料等の配布 物資調達要請 仮設トイレの設置 帰宅困難者対策の実施 市民への情報伝達 災害救助物資の確保 安否確認	【略】												
区分		第2段階																																				
時間		発災6時間後から3日程度																																				
初動期の主な活動	【略】	応援要請 避難所開設 <u>医療救護所開設</u> 食料等の配布 物資調達要請 仮設トイレの設置 帰宅困難者対策の実施 市民への情報伝達 災害救助物資の確保 安否確認	【略】																																			
区分		第2段階																																				
時間		発災6時間後から3日程度																																				
初動期の主な活動	【略】	応援要請 避難所開設 <u>【新規】</u> 食料等の配布 物資調達要請 仮設トイレの設置 帰宅困難者対策の実施 市民への情報伝達 災害救助物資の確保 安否確認	【略】																																			
3-1-18	<p>【表中】「<u>人員</u>」列削除</p> <table border="1" data-bbox="293 826 1075 1442"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長室</td> <td>非常配備態勢の発令 市本部・本部長室の開設</td> <td>緊急物資調達要請（本部長）</td> <td>応援要請（本部長）</td> </tr> <tr> <td>指令情報班</td> <td>参集職員への情報収集区域の指示 都への被害状況報告 関係機関との連絡調整</td> <td><u>都、関係機関との連絡調整</u></td> <td><u>都、関係機関との連絡調整</u></td> </tr> <tr> <td><u>受援班</u></td> <td><u>参集職員数の把握</u></td> <td><u>自衛隊等の派遣要請</u></td> <td><u>災害応援受入準備</u> <u>協定締結事務所へ物資搬入依頼</u></td> </tr> </tbody> </table>	班名	第1段階	第2段階	第3段階	本部長室	非常配備態勢の発令 市本部・本部長室の開設	緊急物資調達要請（本部長）	応援要請（本部長）	指令情報班	参集職員への情報収集区域の指示 都への被害状況報告 関係機関との連絡調整	<u>都、関係機関との連絡調整</u>	<u>都、関係機関との連絡調整</u>	<u>受援班</u>	<u>参集職員数の把握</u>	<u>自衛隊等の派遣要請</u>	<u>災害応援受入準備</u> <u>協定締結事務所へ物資搬入依頼</u>	<table border="1" data-bbox="1227 826 2085 1433"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th><u>人員</u></th> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長室</td> <td><u>19</u></td> <td>非常配備態勢の発令 市本部・本部長室の開設</td> <td>緊急物資調達要請（本部長）</td> <td>応援要請（本部長）</td> </tr> <tr> <td>指令情報班</td> <td><u>21</u></td> <td>参集職員への情報収集区域の指示 都への被害状況報告 関係機関との連絡調整</td> <td><u>都、関係機関との連絡調整</u> <u>自衛隊の派遣要請</u></td> <td><u>協定締結事務所へ物資搬入依頼</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5">【新規】</td> </tr> </tbody> </table>	班名	<u>人員</u>	第1段階	第2段階	第3段階	本部長室	<u>19</u>	非常配備態勢の発令 市本部・本部長室の開設	緊急物資調達要請（本部長）	応援要請（本部長）	指令情報班	<u>21</u>	参集職員への情報収集区域の指示 都への被害状況報告 関係機関との連絡調整	<u>都、関係機関との連絡調整</u> <u>自衛隊の派遣要請</u>	<u>協定締結事務所へ物資搬入依頼</u>	【新規】				
班名	第1段階	第2段階	第3段階																																			
本部長室	非常配備態勢の発令 市本部・本部長室の開設	緊急物資調達要請（本部長）	応援要請（本部長）																																			
指令情報班	参集職員への情報収集区域の指示 都への被害状況報告 関係機関との連絡調整	<u>都、関係機関との連絡調整</u>	<u>都、関係機関との連絡調整</u>																																			
<u>受援班</u>	<u>参集職員数の把握</u>	<u>自衛隊等の派遣要請</u>	<u>災害応援受入準備</u> <u>協定締結事務所へ物資搬入依頼</u>																																			
班名	<u>人員</u>	第1段階	第2段階	第3段階																																		
本部長室	<u>19</u>	非常配備態勢の発令 市本部・本部長室の開設	緊急物資調達要請（本部長）	応援要請（本部長）																																		
指令情報班	<u>21</u>	参集職員への情報収集区域の指示 都への被害状況報告 関係機関との連絡調整	<u>都、関係機関との連絡調整</u> <u>自衛隊の派遣要請</u>	<u>協定締結事務所へ物資搬入依頼</u>																																		
【新規】																																						

3-1-18	情報処理班	通信手段の確保 情報機器の被害 状況の確認	情報処理機器の 復旧 ホームページに 災害情報掲載	
	管財班	市庁舎の被害情 報収集 庁舎の点検	車両の確保	災害対策用資器 材の調達
	広報班	防災行政無線に よる広報 市内被害情報収 集	報道機関対応 ホームページに 災害情報掲載	市民への広報
	企画調整班	市内被害情報収 集	災害救助法の適 用申請	復興計画の調整
	財政班	市内被害情報収 集	他班への協力	災害復旧の財政 措置
	経理班	市内被害情報収 集	他班への協力	災害復旧の経理
	市民班	市内被害情報収 集	応急食料の調達 人的被害状況の 把握	遺体収容所開設 準備 遺体搬送用車両 の確保
	調査班	市内被害情報収 集 帰宅困難者の情 報収集（駅）	帰宅困難者支援 ステーション開 設	帰宅困難者支援 ステーション運 営
	経済班	事業所、農業等 被害情報収集	応急食料の調達	他班への協力
	福祉総務班	人的・物的被害 情報集計	災害救助物資の 確保	ボランティアセ ンター開設
	避難対策班	避難行動要支援 者の安否確認	要配慮者の避難 支援及び避難場 所の確保	二次（福祉）避 難所開設

情報処理班	14	通信手段の確保 情報機器の被害 状況の確認	情報処理機器の 復旧 ホームページに 災害情報掲載	災害応援受入準 備
管財班	17	市庁舎の被害情 報収集 庁舎の点検	車両の確保	災害対策用資器 材の調達
広報班	8	防災行政無線に よる広報 市内被害情報収 集	報道機関対応 ホームページに 災害情報掲載	市民への広報
企画調整班	17	市内被害情報収 集	災害救助法の適 用申請	復興計画の調整
財政班	7	市内被害情報収 集	他班への協力	災害復旧の財政 措置
経理班	7	市内被害情報収 集	他班への協力	災害復旧の経理
市民班	22	市内被害情報収 集	応急食料の調達 人的被害状況の 把握	遺体収容所開設 準備 遺体搬送用車両 の確保
調査班	50	市内被害情報収 集 帰宅困難者の情 報収集（駅）	帰宅困難者支援 ステーション開 設	帰宅困難者支援 ステーション運 営
経済班	14	事業所、農業等 被害情報収集	応急食料の調達	他班への協力
福祉班	48	人的・物的被害 情報集計	災害救助物資の 確保	ボランティアセ ンター開設
要配慮者支 援班	90	避難行動要支援 者の安否確認	要配慮者の避難 支援及び避難場 所の確保	二次（福祉）避 難所開設

	医療救護対策班	医療救護所開設準備 市内被害情報収集	医療救護班 派遣 要請 医療救護所の開設	負傷者の救護支援		保健衛生班	19	市内被害情報収集	医療班 派遣要請 医療救護所の開設	負傷者の救護支援
	環境班	危険物貯蔵施設被害情報収集 用水路の被害状況把握	他班への協力	動物愛護対策の実施		環境班	12	危険物貯蔵施設被害情報収集 用水路の被害状況把握	他班への協力	動物愛護対策の実施
	清掃班	清掃センター被害情報収集	清掃事業施設の保全 収集体制の確保 ごみ処理計画の作成	がれき処理計画の作成 ごみの収集		清掃班	25	清掃センター被害情報収集	清掃事業施設の保全 収集体制の確保 ごみ処理計画の作成	がれき処理計画の作成 ごみの収集
	管理班	土木施設等の被害状況収集	土木施設等の復旧 応急対策用資材の確保・運搬	緊急物資輸送道路の確保 がれき・土石の処理		管理班	32	土木施設等の被害状況収集	土木施設等の復旧 応急対策用資材の確保・運搬	緊急物資輸送道路の確保 がれき・土石の処理
	工事班	土木・建築工事及び用地取得現場の被害状況収集 避難所の応急危険度判定	市有建築物、宅地の危険度判定	市有建築物の応急修理 市有宅地の応急修理		工事班	20	土木・建築工事及び用地取得現場の被害状況収集 避難所の応急危険度判定	市有建築物、宅地の危険度判定	市有建築物の応急修理 市有宅地の応急修理
	下水道班	下水道施設の被害情報収集	仮設トイレの設置 し尿収集車両の確保	し尿収集車による搬送 ライフラインの復旧		下水道班	15	下水道施設の被害情報収集	仮設トイレの設置 し尿収集車両の確保	し尿収集車による搬送 ライフラインの復旧
	復興班	市内被害情報収集	他班への協力	他班への協力		復興班	19	市内被害情報収集	他班への協力	他班への協力
	水道対策班	水道施設の被害情報収集 応急給水の実施	ライフラインの復旧 応急給水の実施	ライフラインの復旧 応急給水の実施		水道対策班	23	水道施設の被害情報収集 応急給水の実施	ライフラインの復旧 応急給水の実施	ライフラインの復旧 応急給水の実施
	庶務班	学校施設の被害情報収集	避難所開設準備・開設	避難所運営 支援		庶務班	28	学校施設の被害情報収集	避難所開設準備・開設	避難所運営

頁	新				旧					
			避難所への職員 配備					避難所への職員 配備		
	指導班	学校施設の被害 情報収集 学校教職員への 協力要請	避難所開設準 備・開設	避難所資機材手 配、搬入	指導班	16	学校施設の被害 情報収集 学校教職員への 協力要請	避難所開設準 備・開設	避難所資機材手 配、搬入	
	給食班	給食施設の被害 情報収集	米穀等の調達 炊出し準備	炊出し開始	給食班	55	給食施設の被害 情報収集	米穀等の調達 炊出し準備	炊出し開始	
	社会教育班	社会教育施設の 被害情報収集	避難所開設準 備・開設 避難所への職員 配備	避難所運営	社会教育班	37	社会教育施設の 被害情報収集	避難所開設準 備・開設 避難所への職員 配備	避難所運営	
	議会班	職員の安否確認 市内被害情報収 集	他班への協力	他班への協力	議会班	7	職員の安否確認 市内被害情報収 集	他班への協力	他班への協力	
	第2章 情報の収集・伝達 第1節 情報通信連絡体制 1 災害情報の発表・伝達 (1) 警報及び予報などの情報通信連絡体制				第2章 情報の収集・伝達 第1節 情報通信連絡体制 1 災害情報の発表・伝達 (1) 警報及び予報などの情報通信連絡体制					
3-2-1 □	機関名		内 容		機関名		内 容			
	【略】				【略】					
	昭島消防署		<u>1 都からの通報に基づき、地震による津波等が発生するおそれがあるときは、直ちに消防署等に一斉通報し、各消防署等は、市民に周知する。</u> <u>2 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及びその他の関係機関に通報するとともに、市民に周知する。</u>		昭島消防署		<u>異常現象に関する情報を収集し、これを市に通報するとともに市民に周知する。</u>			
	【略】				【略】					

頁	新	旧																
3-2-5 □	<p>2 被害状況等の収集体制</p> <p>(1) 各機関の収集体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 288 465 339">機関名</th> <th data-bbox="465 288 1196 339">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="309 339 1196 391">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 391 465 1029">昭島消防署</td> <td data-bbox="465 391 1196 1029"> <p><u>各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、適宜、都に伝達・共有するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。</u></p> <p><u>1 高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握</u></p> <p><u>2 地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測</u></p> <p><u>3 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握</u></p> <p><u>4 地震被害判断システムによる被害状況及び各種消防活動状況の把握</u></p> <p><u>5 消防職（団）員の参加者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握</u></p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="309 1029 1196 1080">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	【略】		昭島消防署	<p><u>各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、適宜、都に伝達・共有するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。</u></p> <p><u>1 高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握</u></p> <p><u>2 地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測</u></p> <p><u>3 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握</u></p> <p><u>4 地震被害判断システムによる被害状況及び各種消防活動状況の把握</u></p> <p><u>5 消防職（団）員の参加者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握</u></p>	【略】		<p>2 被害状況等の収集体制</p> <p>(1) 各機関の収集体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1243 288 1400 339">機関名</th> <th data-bbox="1400 288 2132 339">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1243 339 2132 391">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 391 1400 1029">昭島消防署</td> <td data-bbox="1400 391 2132 1029"> <p><u>1 被害状況、消防活動状況の早期収集</u></p> <p><u>管内の被害状況及び各種消防活動状況等について、次の手段により情報を収集し、これをとりまとめ市本部に通報するとともに、警察署、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。</u></p> <p><u>(1) 119番通報に対応した管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握</u></p> <p><u>(2) 震災消防対策システム等を活用した被害状況の把握</u></p> <p><u>(3) 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握</u></p> <p><u>(4) 消防職員の参加者が収集した被害状況の把握</u></p> <p><u>(5) 消防団員、昭島消防ボランティア等による情報提供</u></p> <p><u>2 主な情報収集事項</u></p> <p><u>(1) 火災発生状況及び消防活動状況</u></p> <p><u>(2) 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況</u></p> <p><u>(3) 避難道路及び橋りょうの被災状況</u></p> <p><u>(4) 避難の必要の有無及び状況</u></p> <p><u>(5) 救急告示医療機関等の診療状況</u></p> <p><u>(6) その他消防活動上必要ある状況</u></p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1243 1029 2132 1080">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	【略】		昭島消防署	<p><u>1 被害状況、消防活動状況の早期収集</u></p> <p><u>管内の被害状況及び各種消防活動状況等について、次の手段により情報を収集し、これをとりまとめ市本部に通報するとともに、警察署、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。</u></p> <p><u>(1) 119番通報に対応した管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握</u></p> <p><u>(2) 震災消防対策システム等を活用した被害状況の把握</u></p> <p><u>(3) 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握</u></p> <p><u>(4) 消防職員の参加者が収集した被害状況の把握</u></p> <p><u>(5) 消防団員、昭島消防ボランティア等による情報提供</u></p> <p><u>2 主な情報収集事項</u></p> <p><u>(1) 火災発生状況及び消防活動状況</u></p> <p><u>(2) 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況</u></p> <p><u>(3) 避難道路及び橋りょうの被災状況</u></p> <p><u>(4) 避難の必要の有無及び状況</u></p> <p><u>(5) 救急告示医療機関等の診療状況</u></p> <p><u>(6) その他消防活動上必要ある状況</u></p>	【略】	
	機関名	内 容																
	【略】																	
昭島消防署	<p><u>各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、適宜、都に伝達・共有するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。</u></p> <p><u>1 高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握</u></p> <p><u>2 地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測</u></p> <p><u>3 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握</u></p> <p><u>4 地震被害判断システムによる被害状況及び各種消防活動状況の把握</u></p> <p><u>5 消防職（団）員の参加者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握</u></p>																	
【略】																		
機関名	内 容																	
【略】																		
昭島消防署	<p><u>1 被害状況、消防活動状況の早期収集</u></p> <p><u>管内の被害状況及び各種消防活動状況等について、次の手段により情報を収集し、これをとりまとめ市本部に通報するとともに、警察署、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。</u></p> <p><u>(1) 119番通報に対応した管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握</u></p> <p><u>(2) 震災消防対策システム等を活用した被害状況の把握</u></p> <p><u>(3) 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握</u></p> <p><u>(4) 消防職員の参加者が収集した被害状況の把握</u></p> <p><u>(5) 消防団員、昭島消防ボランティア等による情報提供</u></p> <p><u>2 主な情報収集事項</u></p> <p><u>(1) 火災発生状況及び消防活動状況</u></p> <p><u>(2) 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況</u></p> <p><u>(3) 避難道路及び橋りょうの被災状況</u></p> <p><u>(4) 避難の必要の有無及び状況</u></p> <p><u>(5) 救急告示医療機関等の診療状況</u></p> <p><u>(6) その他消防活動上必要ある状況</u></p>																	
【略】																		

頁	新	旧																																																																						
3-2-6	<p>2 被害状況等の収集体制 (2) 市の調査報告体制</p> <table border="1" data-bbox="293 323 1189 751"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査事項</th> <th>初動期情報収集担当班</th> <th>活動の統括と情報の集約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">【略】</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">被害状況</td> <td>園児・児童施設</td> <td>園児・児童施設の被害</td> <td>避難対策班</td> <td rowspan="7">指令情報班 調査班</td> </tr> <tr> <td>福祉施設</td> <td>福祉施設の被害</td> <td>福祉総務班</td> </tr> <tr> <td>事業所・農業</td> <td>事業所・農業</td> <td>経済班</td> </tr> <tr> <td>用水路施設</td> <td>用水路施設の被害</td> <td>環境班</td> </tr> <tr> <td>清掃施設</td> <td>清掃施設の被害</td> <td>清掃班</td> </tr> <tr> <td>危険物貯蔵施設</td> <td>危険物貯蔵施設の被害</td> <td>環境班</td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td>医療機関の被害</td> <td>医療救護対策班</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項		初動期情報収集担当班	活動の統括と情報の集約	【略】				被害状況	園児・児童施設	園児・児童施設の被害	避難対策班	指令情報班 調査班	福祉施設	福祉施設の被害	福祉総務班	事業所・農業	事業所・農業	経済班	用水路施設	用水路施設の被害	環境班	清掃施設	清掃施設の被害	清掃班	危険物貯蔵施設	危険物貯蔵施設の被害	環境班	医療機関	医療機関の被害	医療救護対策班	【略】				<p>(2) 市の調査報告体制</p> <table border="1" data-bbox="1227 288 2107 719"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査事項</th> <th>初動期情報収集担当班</th> <th>活動の統括と情報の集約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">【略】</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">被害状況</td> <td>園児・児童施設</td> <td>園児・児童施設の被害</td> <td>要配慮者支援班</td> <td rowspan="7">指令情報班 調査班</td> </tr> <tr> <td>福祉施設</td> <td>福祉施設の被害</td> <td>福祉班</td> </tr> <tr> <td>事業所・農業</td> <td>事業所・農業</td> <td>経済班</td> </tr> <tr> <td>用水路施設</td> <td>用水路施設の被害</td> <td>環境班</td> </tr> <tr> <td>清掃施設</td> <td>清掃施設の被害</td> <td>清掃班</td> </tr> <tr> <td>危険物貯蔵施設</td> <td>危険物貯蔵施設の被害</td> <td>環境班</td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td>医療機関の被害</td> <td>保健衛生班</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項		初動期情報収集担当班	活動の統括と情報の集約	【略】				被害状況	園児・児童施設	園児・児童施設の被害	要配慮者支援班	指令情報班 調査班	福祉施設	福祉施設の被害	福祉班	事業所・農業	事業所・農業	経済班	用水路施設	用水路施設の被害	環境班	清掃施設	清掃施設の被害	清掃班	危険物貯蔵施設	危険物貯蔵施設の被害	環境班	医療機関	医療機関の被害	保健衛生班	【略】			
	調査事項		初動期情報収集担当班	活動の統括と情報の集約																																																																				
	【略】																																																																							
	被害状況	園児・児童施設	園児・児童施設の被害	避難対策班	指令情報班 調査班																																																																			
福祉施設		福祉施設の被害	福祉総務班																																																																					
事業所・農業		事業所・農業	経済班																																																																					
用水路施設		用水路施設の被害	環境班																																																																					
清掃施設		清掃施設の被害	清掃班																																																																					
危険物貯蔵施設		危険物貯蔵施設の被害	環境班																																																																					
医療機関		医療機関の被害	医療救護対策班																																																																					
【略】																																																																								
調査事項		初動期情報収集担当班	活動の統括と情報の集約																																																																					
【略】																																																																								
被害状況	園児・児童施設	園児・児童施設の被害	要配慮者支援班	指令情報班 調査班																																																																				
	福祉施設	福祉施設の被害	福祉班																																																																					
	事業所・農業	事業所・農業	経済班																																																																					
	用水路施設	用水路施設の被害	環境班																																																																					
	清掃施設	清掃施設の被害	清掃班																																																																					
	危険物貯蔵施設	危険物貯蔵施設の被害	環境班																																																																					
	医療機関	医療機関の被害	保健衛生班																																																																					
【略】																																																																								

頁	新	旧												
3-2-10 □	<p>第2節 広報・広聴活動</p> <p>1 広報活動</p> <table border="1" data-bbox="309 288 1180 1056"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 288 463 331">機関名</th> <th data-bbox="463 288 1180 331">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 331 463 375">【略】</td> <td data-bbox="463 331 1180 375"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 375 463 1056">昭島 消防署</td> <td data-bbox="463 375 1180 1056"> <p>1 広報内容は次のとおりである。</p> <p>(1) 出火防止、初期消火の呼びかけ</p> <p>(2) 救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障害者等）への支援の呼びかけ</p> <p>(3) 火災及び水災に関する情報</p> <p>(4) 避難勧告又は指示に関する情報</p> <p>(5) 救急告示医療機関等の診療情報</p> <p>(6) その他市民が必要としている情報</p> <p>2 広報手段は、次のとおりである。</p> <p>(1) 消防車両等の拡声装置等</p> <p>(2) 消防署、消防団及び自治会の掲示板等への掲示</p> <p>(3) 地域のテレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供</p> <p>(4) ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供</p> <p>(5) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	【略】		昭島 消防署	<p>1 広報内容は次のとおりである。</p> <p>(1) 出火防止、初期消火の呼びかけ</p> <p>(2) 救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障害者等）への支援の呼びかけ</p> <p>(3) 火災及び水災に関する情報</p> <p>(4) 避難勧告又は指示に関する情報</p> <p>(5) 救急告示医療機関等の診療情報</p> <p>(6) その他市民が必要としている情報</p> <p>2 広報手段は、次のとおりである。</p> <p>(1) 消防車両等の拡声装置等</p> <p>(2) 消防署、消防団及び自治会の掲示板等への掲示</p> <p>(3) 地域のテレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供</p> <p>(4) ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供</p> <p>(5) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</p>	<p>第2節 広報・広聴活動</p> <p>1 広報活動</p> <table border="1" data-bbox="1243 288 2114 1056"> <thead> <tr> <th data-bbox="1243 288 1397 331">機関名</th> <th data-bbox="1397 288 2114 331">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1243 331 1397 375">【略】</td> <td data-bbox="1397 331 2114 375"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 375 1397 1056">昭島 消防署</td> <td data-bbox="1397 375 2114 1056"> <p>1 広報内容</p> <p>災害時において各方面本部、消防署から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおいて、適時実情に即した広報活動を実施する。</p> <p>(1) 出火防止、初期消火の呼びかけ</p> <p>(2) 救出救護及び要配慮者（高齢者、身体障害者等）への支援の呼びかけ</p> <p>(3) 避難勧告又は避難指示等に関する情報</p> <p>(4) 市民の生活安定を図るための情報</p> <p>(5) 救急告示医療機関等の診療情報</p> <p>(6) その他市民が必要としている情報</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) 広報車等の拡声装置等による広報</p> <p>(2) 消防署、消防団及び自治会の掲示板等への掲示</p> <p>(3) 地域のテレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供</p> <p>【新規】</p> <p>(4) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	【略】		昭島 消防署	<p>1 広報内容</p> <p>災害時において各方面本部、消防署から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおいて、適時実情に即した広報活動を実施する。</p> <p>(1) 出火防止、初期消火の呼びかけ</p> <p>(2) 救出救護及び要配慮者（高齢者、身体障害者等）への支援の呼びかけ</p> <p>(3) 避難勧告又は避難指示等に関する情報</p> <p>(4) 市民の生活安定を図るための情報</p> <p>(5) 救急告示医療機関等の診療情報</p> <p>(6) その他市民が必要としている情報</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) 広報車等の拡声装置等による広報</p> <p>(2) 消防署、消防団及び自治会の掲示板等への掲示</p> <p>(3) 地域のテレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供</p> <p>【新規】</p> <p>(4) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</p>
機関名	内 容													
【略】														
昭島 消防署	<p>1 広報内容は次のとおりである。</p> <p>(1) 出火防止、初期消火の呼びかけ</p> <p>(2) 救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障害者等）への支援の呼びかけ</p> <p>(3) 火災及び水災に関する情報</p> <p>(4) 避難勧告又は指示に関する情報</p> <p>(5) 救急告示医療機関等の診療情報</p> <p>(6) その他市民が必要としている情報</p> <p>2 広報手段は、次のとおりである。</p> <p>(1) 消防車両等の拡声装置等</p> <p>(2) 消防署、消防団及び自治会の掲示板等への掲示</p> <p>(3) 地域のテレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供</p> <p>(4) ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供</p> <p>(5) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</p>													
機関名	内 容													
【略】														
昭島 消防署	<p>1 広報内容</p> <p>災害時において各方面本部、消防署から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおいて、適時実情に即した広報活動を実施する。</p> <p>(1) 出火防止、初期消火の呼びかけ</p> <p>(2) 救出救護及び要配慮者（高齢者、身体障害者等）への支援の呼びかけ</p> <p>(3) 避難勧告又は避難指示等に関する情報</p> <p>(4) 市民の生活安定を図るための情報</p> <p>(5) 救急告示医療機関等の診療情報</p> <p>(6) その他市民が必要としている情報</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) 広報車等の拡声装置等による広報</p> <p>(2) 消防署、消防団及び自治会の掲示板等への掲示</p> <p>(3) 地域のテレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供</p> <p>【新規】</p> <p>(4) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</p>													

頁	新	旧								
3-2-11 □	<p>第2節 広報・広聴活動</p> <p>1 広報活動</p>	<p>第2節 広報・広聴活動</p> <p>1 広報活動</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 288 450 331">機関名</th> <th data-bbox="450 288 1198 331">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 331 450 1005">昭島消防署</td> <td data-bbox="450 331 1198 1005"> <p>1 広報内容</p> <p>災害時において各方面本部、消防署から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点を置いて、適時実情に即した広報活動を実施する。</p> <p>(1) 出火防止、初期消火の呼びかけ</p> <p>(2) 救出救護及び要配慮者（高齢者、身体障害者等）への支援の呼びかけ</p> <p>(3) 避難勧告又は避難指示等に関する情報</p> <p>(4) 市民の生活安定を図るための情報</p> <p>(5) 救急告示医療機関等の診療情報</p> <p>(6) その他市民が必要としている情報</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) 広報車等の拡声装置等による広報</p> <p>(2) 消防署、消防団及び自治会の掲示板等への掲示</p> <p>(3) 地域のテレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供</p> <p>(4) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	昭島消防署	<p>1 広報内容</p> <p>災害時において各方面本部、消防署から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点を置いて、適時実情に即した広報活動を実施する。</p> <p>(1) 出火防止、初期消火の呼びかけ</p> <p>(2) 救出救護及び要配慮者（高齢者、身体障害者等）への支援の呼びかけ</p> <p>(3) 避難勧告又は避難指示等に関する情報</p> <p>(4) 市民の生活安定を図るための情報</p> <p>(5) 救急告示医療機関等の診療情報</p> <p>(6) その他市民が必要としている情報</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) 広報車等の拡声装置等による広報</p> <p>(2) 消防署、消防団及び自治会の掲示板等への掲示</p> <p>(3) 地域のテレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供</p> <p>(4) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1225 288 1382 331">機関名</th> <th data-bbox="1382 288 2130 331">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1225 331 1382 1005">昭島消防署</td> <td data-bbox="1382 331 2130 1005"> <p>1 広報内容</p> <p>災害時において各方面本部、消防署から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点を置いて、適時実情に即した広報活動を実施する。</p> <p>(1) 出火防止、初期消火の呼びかけ</p> <p>(2) 救出救護及び要配慮者（高齢者、身体障害者等）への支援の呼びかけ</p> <p>(3) 避難勧告又は避難指示等に関する情報</p> <p>(4) 市民の生活安定を図るための情報</p> <p>(5) 救急告示医療機関等の診療情報</p> <p>(6) その他市民が必要としている情報</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) 広報車等の拡声装置等による広報</p> <p>(2) 消防署、消防団及び自治会の掲示板等への掲示</p> <p>(3) 地域のテレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供</p> <p>(4) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	昭島消防署	<p>1 広報内容</p> <p>災害時において各方面本部、消防署から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点を置いて、適時実情に即した広報活動を実施する。</p> <p>(1) 出火防止、初期消火の呼びかけ</p> <p>(2) 救出救護及び要配慮者（高齢者、身体障害者等）への支援の呼びかけ</p> <p>(3) 避難勧告又は避難指示等に関する情報</p> <p>(4) 市民の生活安定を図るための情報</p> <p>(5) 救急告示医療機関等の診療情報</p> <p>(6) その他市民が必要としている情報</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) 広報車等の拡声装置等による広報</p> <p>(2) 消防署、消防団及び自治会の掲示板等への掲示</p> <p>(3) 地域のテレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供</p> <p>(4) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</p>
	機関名	内容								
	昭島消防署	<p>1 広報内容</p> <p>災害時において各方面本部、消防署から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点を置いて、適時実情に即した広報活動を実施する。</p> <p>(1) 出火防止、初期消火の呼びかけ</p> <p>(2) 救出救護及び要配慮者（高齢者、身体障害者等）への支援の呼びかけ</p> <p>(3) 避難勧告又は避難指示等に関する情報</p> <p>(4) 市民の生活安定を図るための情報</p> <p>(5) 救急告示医療機関等の診療情報</p> <p>(6) その他市民が必要としている情報</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) 広報車等の拡声装置等による広報</p> <p>(2) 消防署、消防団及び自治会の掲示板等への掲示</p> <p>(3) 地域のテレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供</p> <p>(4) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</p>								
機関名	内容									
昭島消防署	<p>1 広報内容</p> <p>災害時において各方面本部、消防署から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点を置いて、適時実情に即した広報活動を実施する。</p> <p>(1) 出火防止、初期消火の呼びかけ</p> <p>(2) 救出救護及び要配慮者（高齢者、身体障害者等）への支援の呼びかけ</p> <p>(3) 避難勧告又は避難指示等に関する情報</p> <p>(4) 市民の生活安定を図るための情報</p> <p>(5) 救急告示医療機関等の診療情報</p> <p>(6) その他市民が必要としている情報</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) 広報車等の拡声装置等による広報</p> <p>(2) 消防署、消防団及び自治会の掲示板等への掲示</p> <p>(3) 地域のテレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供</p> <p>(4) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</p>									
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 1015 450 1458">昭島警察署</td> <td data-bbox="450 1015 1198 1458"> <p>1 広報内容</p> <p>災害発生時においては、各級警備本部から震災に関する正確な情報を収集し、広報班を編成し、次の事項について適時活発な広報活動を実施する。</p> <p>(1) 被害発生状況、救援活動及び警備活動に関すること。</p> <p>(2) 交通規制実施状況に関すること。</p> <p>(3) 犯罪発生状況及び犯罪の防止活動に関すること。</p> <p>(4) 市民の生活の安定を図るための各種情報に関すること。</p> <p>2 広報手段</p> <p>広報車及びパトロールカー並びに交番等備付拡声器等の広報用資器材を活用するほか、立看板、横幕、垂幕等時宜に応じた方法により広報活動を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	昭島警察署	<p>1 広報内容</p> <p>災害発生時においては、各級警備本部から震災に関する正確な情報を収集し、広報班を編成し、次の事項について適時活発な広報活動を実施する。</p> <p>(1) 被害発生状況、救援活動及び警備活動に関すること。</p> <p>(2) 交通規制実施状況に関すること。</p> <p>(3) 犯罪発生状況及び犯罪の防止活動に関すること。</p> <p>(4) 市民の生活の安定を図るための各種情報に関すること。</p> <p>2 広報手段</p> <p>広報車及びパトロールカー並びに交番等備付拡声器等の広報用資器材を活用するほか、立看板、横幕、垂幕等時宜に応じた方法により広報活動を実施する。</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1225 1015 1382 1458">昭島警察署</td> <td data-bbox="1382 1015 2130 1458"> <p>1 広報内容</p> <p>災害発生時においては、各級警備本部から震災に関する正確な情報を収集し、広報班を編成し、次の事項について適時活発な広報活動を実施する。</p> <p>(1) 被害発生状況、救援活動及び警備活動に関すること。</p> <p>(2) 交通機関の運行状況及び交通規制実施状況に関すること。</p> <p>(3) 犯罪発生状況及び犯罪の防止活動に関すること。</p> <p>(4) 市民の生活の安定を図るための各種情報に関すること。</p> <p>2 広報手段</p> <p>広報車及びパトロールカー並びに交番等備付拡声器等の広報用資器材を活用するほか、立看板、横幕、垂幕等時宜に応じた方法により広報活動を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	昭島警察署	<p>1 広報内容</p> <p>災害発生時においては、各級警備本部から震災に関する正確な情報を収集し、広報班を編成し、次の事項について適時活発な広報活動を実施する。</p> <p>(1) 被害発生状況、救援活動及び警備活動に関すること。</p> <p>(2) 交通機関の運行状況及び交通規制実施状況に関すること。</p> <p>(3) 犯罪発生状況及び犯罪の防止活動に関すること。</p> <p>(4) 市民の生活の安定を図るための各種情報に関すること。</p> <p>2 広報手段</p> <p>広報車及びパトロールカー並びに交番等備付拡声器等の広報用資器材を活用するほか、立看板、横幕、垂幕等時宜に応じた方法により広報活動を実施する。</p>					
昭島警察署	<p>1 広報内容</p> <p>災害発生時においては、各級警備本部から震災に関する正確な情報を収集し、広報班を編成し、次の事項について適時活発な広報活動を実施する。</p> <p>(1) 被害発生状況、救援活動及び警備活動に関すること。</p> <p>(2) 交通規制実施状況に関すること。</p> <p>(3) 犯罪発生状況及び犯罪の防止活動に関すること。</p> <p>(4) 市民の生活の安定を図るための各種情報に関すること。</p> <p>2 広報手段</p> <p>広報車及びパトロールカー並びに交番等備付拡声器等の広報用資器材を活用するほか、立看板、横幕、垂幕等時宜に応じた方法により広報活動を実施する。</p>									
昭島警察署	<p>1 広報内容</p> <p>災害発生時においては、各級警備本部から震災に関する正確な情報を収集し、広報班を編成し、次の事項について適時活発な広報活動を実施する。</p> <p>(1) 被害発生状況、救援活動及び警備活動に関すること。</p> <p>(2) 交通機関の運行状況及び交通規制実施状況に関すること。</p> <p>(3) 犯罪発生状況及び犯罪の防止活動に関すること。</p> <p>(4) 市民の生活の安定を図るための各種情報に関すること。</p> <p>2 広報手段</p> <p>広報車及びパトロールカー並びに交番等備付拡声器等の広報用資器材を活用するほか、立看板、横幕、垂幕等時宜に応じた方法により広報活動を実施する。</p>									

頁	新	旧																				
	<p>3 広聴活動 【略】</p> <table border="1" data-bbox="302 304 1187 560"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島消防署</td> <td> <p>1 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。</p> <p>2 市民からの電子メールによる問合せに対応する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	昭島消防署	<p>1 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。</p> <p>2 市民からの電子メールによる問合せに対応する。</p>	<p>3 広聴活動 【略】</p> <table border="1" data-bbox="1236 304 2121 536"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島消防署</td> <td>昭島消防署と各出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を開設し、消防相談にあたる。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	昭島消防署	昭島消防署と各出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を開設し、消防相談にあたる。												
機関名	内 容																					
昭島消防署	<p>1 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。</p> <p>2 市民からの電子メールによる問合せに対応する。</p>																					
機関名	内 容																					
昭島消防署	昭島消防署と各出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を開設し、消防相談にあたる。																					
3-3-1	<p>第3章 災害救助法の適用 第1節 災害救助法の適用 2 災害救助法の適用基準 本市の災害救助法適用基準 <u>(令和●年4月1日)</u></p> <table border="1" data-bbox="322 719 1167 847"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 域</th> <th rowspan="2">人 口</th> <th colspan="2">基 準 減 失 世 帯 数</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島市</td> <td>●人</td> <td>100世帯</td> <td>50世帯</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	人 口	基 準 減 失 世 帯 数		1号	2号	昭島市	●人	100世帯	50世帯	<p>第3章 災害救助法の適用 第1節 災害救助法の適用 2 災害救助法の適用基準 本市の災害救助法適用基準 <u>(平成24年4月1日)</u></p> <table border="1" data-bbox="1256 719 2101 847"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 域</th> <th rowspan="2">人 口</th> <th colspan="2">基 準 減 失 世 帯 数</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島市</td> <td>113,510人</td> <td>100世帯</td> <td>50世帯</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	人 口	基 準 減 失 世 帯 数		1号	2号	昭島市	113,510人	100世帯	50世帯
区 域	人 口			基 準 減 失 世 帯 数																		
		1号	2号																			
昭島市	●人	100世帯	50世帯																			
区 域	人 口	基 準 減 失 世 帯 数																				
		1号	2号																			
昭島市	113,510人	100世帯	50世帯																			
3-3-3	<p>4 災害救助法の適用手続 (4) 災害救助法適用の公布 【略】</p> <table border="1" data-bbox="333 1007 1189 1206"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">公 告</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○月○日発生 of ○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に災害救助法により救助を実施する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">令和○年○月○日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">東京都知事 ○○○○</td> </tr> </table>	公 告		○月○日発生 of ○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に災害救助法により救助を実施する。		令和○年○月○日		東京都知事 ○○○○		<p>4 災害救助法の適用手続 (4) 災害救助法適用の公布 【略】</p> <table border="1" data-bbox="1267 1007 2123 1206"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">公 告</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○月○日発生 of ○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に災害救助法により救助を実施する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成○年○月○日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">東京都知事 ○○○○</td> </tr> </table>	公 告		○月○日発生 of ○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に災害救助法により救助を実施する。		平成○年○月○日		東京都知事 ○○○○					
公 告																						
○月○日発生 of ○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に災害救助法により救助を実施する。																						
令和○年○月○日																						
東京都知事 ○○○○																						
公 告																						
○月○日発生 of ○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に災害救助法により救助を実施する。																						
平成○年○月○日																						
東京都知事 ○○○○																						

第3節 救助の実施方法等
3 救助の程度・方法及び期間
【略】

平成31年4月改正

救助の程度及び方法			救助の期間	
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等		
避難所及び 応急仮設住宅の 供与	避難所	<p>1 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>2 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、又は天幕を設営し、又はその他適切な方法により実施するものとする。</p>	<p>1 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし1人1日当たり320円とする。</p> <p>【略】</p>	<p>避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
	応急仮設住宅	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。</p>	<p>1 建設型仮設住宅の一戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、561万円以内とする。</p> <p>2 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できるとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、前号の規定にかかわ</p>	<p>1 建設型仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。</p> <p>2 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201</p>

第3節 救助の実施方法等
3 救助の程度・方法及び期間
【略】

平成26年5月改正

救助の程度及び方法			救助の期間	
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等		
避難所及び 応急仮設住宅の 供与	避難所	<p>1 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>2 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、又は天幕を設営して実施するものとする。</p>	<p>1 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし1人1日当たり310円とする。</p> <p>【略】</p>	<p>避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
	応急仮設住宅	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに供与するものとする。</p>	<p>1 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、29.7㎡を標準とし、その設置のため支出できる費用は、253万円以内とする。</p> <p>2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できるとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用</p>	<p>1 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。</p> <p>2 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201</p>

			<p>らず別に定めるところによる。</p> <p>3 高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を必要とする者数人以上に供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を、建設型仮設住宅として設置できるものとする。</p> <p>4 建設型仮設住宅の設置に代えて、民間賃貸住宅の借上げを行うことができるものとする。</p>	号)第85条第3項又は第4項に規定する期限内とする。			<p>は、前号の規定にかかわらず別に定めるところによる。</p> <p>3 高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を必要とする者数人以上に供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を、応急仮設住宅として設置できるものとする。</p> <p>4 応急仮設住宅の設置に代えて、民間賃貸住宅の借上げを行うことができるものとする。</p>	号)第85条第3項又は第4項に規定する期限内とする。							
【略】					【略】										
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)、全島遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり1又は2の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもつて決定する。</p> <p>1 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>		被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり1又は2の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもつて決定する。</p> <p>1 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>							
										季別	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から翌年3月まで)	季別	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から翌年3月まで)
										世帯区分			世帯区分		
										1人世帯	18,500円	30,600円	1人世帯	17,800円	29,400円
2人世帯	23,800円	39,700円	2人世帯	22,900円	38,100円										
3人世帯	35,100円	55,200円	3人世帯	33,700円	53,100円										

	<p>は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具及び食器</p> <p>(4) 光熱材料</p>	<p>4人世帯 42,000円 64,500円</p> <p>5人世帯 53,200円 81,200円</p> <p>6人以上の世帯 53,200円 81,200円</p> <p>に世帯人員が6人以上1人を増すごとに 7,800円 を加算した額</p> <p>に世帯人員が6人以上1人を増すごとに 11,200円 を加算した額</p>			<p>は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具及び食器</p> <p>(4) 光熱材料</p>	<p>4人世帯 40,400円 62,100円</p> <p>5人世帯 51,200円 78,100円</p> <p>6人以上の世帯 51,200円 78,100円</p> <p>に世帯人員が6人以上1人を増すごとに 7,500円 を加算した額</p> <p>に世帯人員が6人以上1人を増すごとに 10,700円 を加算した額</p>																																											
		<p>2 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により被害を受けた世帯</p>				<p>2 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により被害を受けた世帯</p>																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>夏季(4月から9月まで)</th> <th>冬季(10月から翌年3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>6,000円</td> <td>9,800円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>8,100円</td> <td>12,800円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>12,200円</td> <td>18,100円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>14,800円</td> <td>21,500円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>18,700円</td> <td>27,100円</td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td>18,700円</td> <td>27,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>に世帯人員が6人以上1人を増すごとに</p>	季別	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から翌年3月まで)	1人世帯	6,000円	9,800円	2人世帯	8,100円	12,800円	3人世帯	12,200円	18,100円	4人世帯	14,800円	21,500円	5人世帯	18,700円	27,100円	6人以上の世帯	18,700円	27,100円			<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>夏季(4月から9月まで)</th> <th>冬季(10月から翌年3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>5,800円</td> <td>9,400円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>7,800円</td> <td>12,300円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>11,700円</td> <td>17,400円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>14,200円</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>18,000円</td> <td>26,100円</td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td>18,000円</td> <td>26,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>に世帯人員が6人以上1人を増すごとに</p>	季別	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から翌年3月まで)	1人世帯	5,800円	9,400円	2人世帯	7,800円	12,300円	3人世帯	11,700円	17,400円	4人世帯	14,200円	20,600円	5人世帯	18,000円	26,100円	6人以上の世帯	18,000円	26,100円		
季別	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から翌年3月まで)																																															
1人世帯	6,000円	9,800円																																															
2人世帯	8,100円	12,800円																																															
3人世帯	12,200円	18,100円																																															
4人世帯	14,800円	21,500円																																															
5人世帯	18,700円	27,100円																																															
6人以上の世帯	18,700円	27,100円																																															
季別	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から翌年3月まで)																																															
1人世帯	5,800円	9,400円																																															
2人世帯	7,800円	12,300円																																															
3人世帯	11,700円	17,400円																																															
4人世帯	14,200円	20,600円																																															
5人世帯	18,000円	26,100円																																															
6人以上の世帯	18,000円	26,100円																																															

			以上1人 を増すご とに 2,600円 を加算し た額	以上1人 を増すご とに 3,500円 を加算し た額				を増すご とに 2,500円 を加算し た額	を増すご とに 3,400円 を加算し た額	
【略】					【略】					
被災した住宅の 応急修理	住宅の応急修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。 1 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(前号に該当する者を除く。)	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり 58万4千円 以内とする。	住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。		被災した住宅の 応急修理	住宅の応急修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。 1 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(前号に該当する者を除く。)	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり 54万7千円 以内とする。	住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。		
の貸与 生業に必要な資金	<u>生業に必要な資金の貸与については、次の各号に定めるところにより行うものとする。</u>	<u>生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とし、以下の条件を付す。</u> <u>生業費 1件当たり30,000円</u>	<u>生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。</u>							

		<p>1 住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p>	<p>就職支度費 1件当たり15,000円</p> <p>貸与期間 2年以内</p> <p>利子 無利子</p>		<p>生業に必要な資金の貸与</p>	<p>生業に必要な資金の貸与については、別に定める。</p>		
<p>学用品の給与</p>	<p>1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により学用品を喪失し、又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校</p>	<p>学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲とする。</p> <p>1 教科書代</p> <p>(1) 小学校児童及び中学生 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>2 文房具及び通学用品費</p> <p>小学校児童1人につき4,400円</p> <p>中学校生徒1人につき4,700円</p> <p>高等学校等生徒一人につき5,100円</p>	<p>学用品の給与を完了しなければならぬ期間は、災害発生の日から教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については、15日以内とする。</p>			<p>学用品の給与</p>	<p>1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含</p>	<p>学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲とする。</p> <p>1 教科書代</p> <p>(1) 小学校児童及び中学生 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>2 文房具及び通学用品</p> <p>小学校児童1人につき4,100円</p>

		(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1)教科書 (2)文房具 (3)通学用品				む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1)教科書 (2)文房具 (3)通学用品	中学校生徒1人につき 4,400円 高等学校等生徒一人につき 4,800円	
埋葬	1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 2 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (1)棺(附属品を含む。) (2)埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3)骨つぼ及び骨箱	埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人 211,300円 以内、小人 168,900円 以内とする。	埋葬を 完了しなければならぬ 期間は、災害の発生日から10日以内とする。	埋葬	1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 2 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (1)棺(附属品を含む。) (2)埋葬又は火葬(賃金	埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人 20万6千円 以内、小人 16万4千800円 以内とする。	埋葬を 実施できる 期間は、災害の発生日から10日以内とする。	

	死体の搜索	死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態であり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の搜索のため、支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の搜索を完了しなければならぬ期間は、災害発生の日から10日以内とする。		職員等雇上費を含む。) (3) 骨つぼ及び骨箱		
	死体の処理	<p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案</p> <p>3 検案は、原則として救護班によつて行うものとする。</p>	<p>死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内の額とする。</p> <p>2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は1体当たり5,300円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>3 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。</p>	死体の処理を完了しなければならぬ期間は、災害発生の日から10日以内とする。				
	死体の搜索	死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態であり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の搜索のため、支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の搜索を完了しなければならぬ期間は、災害発生の日から10日以内とする。				
	死体の処理	<p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案</p> <p>3 検案は、原則として救護班によつて行うものとする。</p>	<p>死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内の額とする。</p> <p>2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は1体当たり5,300円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>3 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。</p>	死体の処理を完了しなければならぬ期間は、災害発生の日から10日以内とする。				
	死体の搜索	死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態であり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の搜索のため、支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の搜索を完了しなければならぬ期間は、災害発生の日から10日以内とする。				
	死体の処理	<p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案</p> <p>3 検案は、原則として救護班によつて行うものとする。</p>	<p>死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内の額とする。</p> <p>2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は1体当たり5,200円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>3 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。</p>	死体の処理を完了しなければならぬ期間は、災害発生の日から10日以内とする。				

頁	新				旧			
	<p>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去</p>	<p>障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p>	<p>障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が1世帯当たり13万5,400円以内の額とする。</p>	<p>障害物の除去が完了しなければならぬ期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>	<p>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去</p>	<p>障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p>	<p>障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり13万3,900円以内の額とする。</p>	<p>障害物の除去の期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>
	<p>救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費</p>	<p>救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出の範囲は、次に掲げる事項に対して行うものとする。 (1)被災者の避難に係る支援 (2)医療及び助産 (3)被災者の救出 (4)飲料水の供給 (5)死体の捜索 (6)死体の処理 (7)救済用物資の整理配分</p>	<p>救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。</p>	<p>救助のための輸送費及び賃金職員等雇上</p>	<p>救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。 (1)被災者の避難 (2)医療及び助産 (3)被災者の救出 (4)飲料水の供給 (5)死体の捜索 (6)死体の処理 (7)救済用物資の整理配分</p>	<p>救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。</p>

第4章 相互応援協力・派遣要請

第1節 応援要請

4 民間団体への応援要請

協定の名称	協定内容	担当班	協定先
【略】			
二次避難所に関する協定	二次避難所施設の提供	避難対策班	ハピネス昭和の森
			ニューフジホーム
			フジホーム
			愛全園
			もくせいの苑
			社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
帰宅困難者一時滞在施設に関する協定	帰宅困難者一時滞在施設の提供	調査班	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
避難所等に関する協定	避難所施設等の提供	避難対策班	矯正研修所 東日本成人矯正医療センター
災害時の医療救護等の活動についての協定	医療救護活動等への協力	医療救護対策班	昭島市医師会
			昭島市歯科医師会
			昭島市薬剤師会
			昭島市接骨師会
			医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院
			医療法人社団晨明会 植ビルクリニック
災害時の医薬品等の調達に関する協定	医薬品等の調達	医療救護対策班	酒井薬品株式会社
			東邦薬品株式会社
			株式会社メディセオ
			株式会社スズケン アルフレッサ株式会社
災害時の応急救護活動における妊産婦及び乳児	妊産婦及び乳児のケア	医療救護対策班	東京都助産師会 北多摩第一分会

3-4-3

第4章 相互応援協力・派遣要請

第1節 応援要請

4 民間団体への応援要請

協定の名称	協定内容	担当班	協定先
【略】			
【新規】			
【新規】			
【新規】			
災害時の医療救護等の活動についての協定	医療救護活動等への協力	保健衛生班	昭島市医師会
			昭島市歯科医師会
			昭島市薬剤師会
			昭島市接骨師会
			【新規】
			【新規】
【新規】			
【新規】			

のケアに関する協定			
災害時における衛生活動に関する協定	衛生活動への協力	医療救護対策班	東京都理容生活衛生協同組合
【略】			
応急土木工事に関する協定	建設資器材、労力等の提供	管理班 工事班	昭島市建設業協会
			【削除】
昭島市造園業協同組合			
【略】			
応急食料の供給に関する協定	応急食料等の確保	経済班 給食班	昭島米穀小売商組合
			東京グリコ乳業株式会社
			敷島製パン(株)パスコ東京多摩工場
			三多摩総合食品卸売市場協同組合
シマダヤ関東株式会社			
災害時応急対策業務相互応援に関する協定	相互応援	指令情報班	昭島郵便局
災害時における応急燃料供給業務等に関する協定	燃料の供給等	指令情報班	一般社団法人東京都LPガス協会北多摩西部支部昭島部会
			ガソリンスタンド8業者
災害時における生活必需品等の供給に関する協定	生活必需品等の供給	指令情報班	(株)イトーヨーカ堂
			イトーヨーカ堂・ビッグ昭島店
			株式会社カインズ
株式会社マミーマート			
【削除】			
【略】			
災害時等における緊急物資輸送	緊急物資輸送の実施及	管財班	ヤマト運輸株式会社

災害時における衛生活動に関する協定			
衛生活動への協力	保健衛生班	東京都理容生活衛生協同組合	
【略】			
応急土木工事に関する協定	建設資器材、労力等の提供	管理班 工事班	昭島市建設業協会
			昭島市建設業組合
昭島市造園業協同組合			
【略】			
応急食料の供給に関する協定	応急食料等の確保	経済班 給食班	昭島米穀商組合
			グリコ乳業(株)
			敷島製パン(株)パスコ東京多摩工場
			三多摩総合食品卸売市場協同組合
東京シマダヤ(株)			
災害時応急対策業務相互応援に関する協定	相互応援	指令情報班	郵便事業(株) 昭島支店
災害時における応急燃料供給業務等に関する協定	燃料の供給等	指令情報班	東京都LPガス協会北多摩西部支部昭島部会
			ガソリンスタンド8業者
災害時における生活必需品等の供給に関する協定	生活必需品等の供給	指令情報班	(株)イトーヨーカ堂
			イトーヨーカ堂・ビッグ昭島店
			【新規】
【新規】			
災害時における寝具等の供給に関する協定	寝具等の供給	指令情報班	昭島市綿寝具商組合
【略】			
災害時等における緊急物資輸送	緊急物資輸送の実施及び緊	管財班	ヤマト運輸株式会社

頁	新				旧			
	<u>及び緊急物資拠点の運営に関する協定</u>	<u>び緊急物資拠点の運営</u>			<u>及び緊急物資拠点の運営に関する協定</u>	<u>急物資拠点の運営</u>		
	<u>災害時等における要配慮者等の移送協力等に関する協定</u>	<u>要配慮者等の移送協力</u>	<u>避難対策班</u>	<u>武州交通興業株式会社</u>	【新規】	【略】		
	【略】					【新規】	【略】	
	<u>災害時における放送等に関する協定</u>	<u>災害時における放送</u>	<u>広報班</u>	<u>株式会社ジェイコム多摩</u>	【新規】		【略】	
	<u>災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定</u>	<u>被災者への民間賃貸住宅の情報提供</u>	<u>指令情報班</u>	<u>公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 立川支部</u>		【新規】	【略】	
	<u>災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定</u>	<u>無人航空機を活用した支援活動</u>	<u>指令情報班</u>	<u>特定非営利活動法人 クライシスマップーズ・ジャパン</u>	【新規】		【略】	
	<u>大規模災害時における被害状況調査活動等に関する協定</u>	<u>大規模災害時における被害状況調査活動</u>	<u>指令情報班</u>	<u>特定非営利活動法人NPO 昭島バイクレスキュー隊</u>		【新規】	【略】	
	【略】				【新規】		【略】	
	<u>災害時における要配慮者等の移送協力等に関する協定書</u>	<u>要配慮者等の移送協力</u>	<u>福祉総務班</u>	<u>武州交通興業(株)</u>			【略】	

頁	新	旧																
3-4-5	<p>5 公共的団体等との協力体制の確立</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>協定内容</th> <th>担当班</th> <th>協定先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時におけるボランティア活動等の支援に関する協定</td> <td>ボランティア活動の協力</td> <td>福祉総務班</td> <td>社会福祉法人 昭島市社会福祉協議会</td> </tr> </tbody> </table>	協定の名称	協定内容	担当班	協定先	災害時におけるボランティア活動等の支援に関する協定	ボランティア活動の協力	福祉総務班	社会福祉法人 昭島市社会福祉協議会	<p>5 公共的団体等との協力体制の確立</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>協定内容</th> <th>担当班</th> <th>協定先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時におけるボランティア活動に関する協定</td> <td>ボランティア活動の協力</td> <td>福祉班</td> <td>社会福祉法人 昭島市社会福祉協議会</td> </tr> </tbody> </table>	協定の名称	協定内容	担当班	協定先	災害時におけるボランティア活動に関する協定	ボランティア活動の協力	福祉班	社会福祉法人 昭島市社会福祉協議会
協定の名称	協定内容	担当班	協定先															
災害時におけるボランティア活動等の支援に関する協定	ボランティア活動の協力	福祉総務班	社会福祉法人 昭島市社会福祉協議会															
協定の名称	協定内容	担当班	協定先															
災害時におけるボランティア活動に関する協定	ボランティア活動の協力	福祉班	社会福祉法人 昭島市社会福祉協議会															
3-5-5 □	<p>第5章 市民と地域による対応 第5節 ボランティアとの連携 1 ボランティアとの連携内容 【略】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島消防署</td> <td> <p>東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。</p> <p><u>1 災害時</u> 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。</p> <p><u>2 平常時</u> 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。</p> <p>チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」を実施。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	昭島消防署	<p>東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。</p> <p><u>1 災害時</u> 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。</p> <p><u>2 平常時</u> 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。</p> <p>チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」を実施。</p>	<p>第5章 市民と地域による対応 第5節 ボランティアとの連携 1 ボランティアとの連携内容 【略】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島消防署</td> <td> <p><u>1 東京消防庁管内に「震度6弱」以上の地震等で自主参集する災害時支援ボランティアを受け入れるため、消防署及び出張所で参集者受付を開設する。</u></p> <p><u>2 災害時支援ボランティア参集者からの情報を集約し、署隊本部運営に反映させる。</u></p> <p><u>3 震災資器材、応急救護資器材を整備し、震災時の活動に備える。</u></p> <p><u>4 参集者コーディネーターを中心に各班（救助・消火・応急・情報収集等）に編成を行い、活動に備える。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	昭島消防署	<p><u>1 東京消防庁管内に「震度6弱」以上の地震等で自主参集する災害時支援ボランティアを受け入れるため、消防署及び出張所で参集者受付を開設する。</u></p> <p><u>2 災害時支援ボランティア参集者からの情報を集約し、署隊本部運営に反映させる。</u></p> <p><u>3 震災資器材、応急救護資器材を整備し、震災時の活動に備える。</u></p> <p><u>4 参集者コーディネーターを中心に各班（救助・消火・応急・情報収集等）に編成を行い、活動に備える。</u></p>								
機関名	内 容																	
昭島消防署	<p>東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。</p> <p><u>1 災害時</u> 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。</p> <p><u>2 平常時</u> 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。</p> <p>チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」を実施。</p>																	
機関名	内 容																	
昭島消防署	<p><u>1 東京消防庁管内に「震度6弱」以上の地震等で自主参集する災害時支援ボランティアを受け入れるため、消防署及び出張所で参集者受付を開設する。</u></p> <p><u>2 災害時支援ボランティア参集者からの情報を集約し、署隊本部運営に反映させる。</u></p> <p><u>3 震災資器材、応急救護資器材を整備し、震災時の活動に備える。</u></p> <p><u>4 参集者コーディネーターを中心に各班（救助・消火・応急・情報収集等）に編成を行い、活動に備える。</u></p>																	

頁	新	旧																
3-6-1 □	<p>第6章 消火・救助・救急・警備活動等 第1節 消火・救助・救急活動 1 関係機関の役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 325 551 384">機関名</th> <th data-bbox="551 325 1178 384">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="309 384 1178 443">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 443 551 970">昭島消防署</td> <td data-bbox="551 443 1178 970"> 1 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 2 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 3 特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常に対応では困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）を投入する。 4 警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 5 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 6 消防ヘリコプターを活用し、情報収集、部隊投入、救助活動等の各種活動を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 970 551 1348">昭島警察署</td> <td data-bbox="551 970 1178 1348"> 1 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 2 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 3 救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 4 救出救助活動を速やかに行うため、交通規制を実施する。 5 昭島消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	【略】		昭島消防署	1 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 2 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 3 特別救助隊 及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常に対応では困難な救助事象に対しては、 消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）を投入する。 4 警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 5 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 6 消防ヘリコプターを活用し、情報収集、部隊投入、救助活動等の各種活動を行う。	昭島警察署	1 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 2 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 3 救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 4 救出救助活動を速やかに行うため、交通規制を実施する。 5 昭島消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。	<p>第6章 消火・救助・救急・警備活動等 第1節 消火・救助・救急活動 1 関係機関の役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1243 325 1485 384">機関名</th> <th data-bbox="1485 325 2112 384">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1243 384 2112 443">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 443 1485 1010">昭島消防署</td> <td data-bbox="1485 443 2112 1010"> 1 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 2 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 3 ポンプ隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常に対応では困難な救助事象に対しては、早期に応援部隊を要請し対応する。 4 昭島警察署、自衛隊、東京DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 5 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 6 自主防災組織及び消防ボランティア等を活用し、情報収集を行い、活動の優先度を決定し、部隊投入、救助活動等を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 1010 1485 1385">昭島警察署</td> <td data-bbox="1485 1010 2112 1385"> 1 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 2 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 3 救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 4 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 5 昭島消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	【略】		昭島消防署	1 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 2 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 3 ポンプ隊 及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常に対応では困難な救助事象に対しては、 早期に応援部隊を要請し対応する。 4 昭島警察署、自衛隊、東京DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 5 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 6 自主防災組織及び消防ボランティア等を活用し、情報収集を行い、活動の優先度を決定し、部隊投入、救助活動等を行う。	昭島警察署	1 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 2 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 3 救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 4 救出救助活動を速やかに行うため、 第一次交通規制及び第二次交通規制 を実施する。 5 昭島消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。
	機関名	対策内容																
【略】																		
昭島消防署	1 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 2 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 3 特別救助隊 及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常に対応では困難な救助事象に対しては、 消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）を投入する。 4 警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 5 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 6 消防ヘリコプターを活用し、情報収集、部隊投入、救助活動等の各種活動を行う。																	
昭島警察署	1 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 2 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 3 救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 4 救出救助活動を速やかに行うため、交通規制を実施する。 5 昭島消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。																	
機関名	対策内容																	
【略】																		
昭島消防署	1 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 2 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 3 ポンプ隊 及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常に対応では困難な救助事象に対しては、 早期に応援部隊を要請し対応する。 4 昭島警察署、自衛隊、東京DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 5 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 6 自主防災組織及び消防ボランティア等を活用し、情報収集を行い、活動の優先度を決定し、部隊投入、救助活動等を行う。																	
昭島警察署	1 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 2 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 3 救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 4 救出救助活動を速やかに行うため、 第一次交通規制及び第二次交通規制 を実施する。 5 昭島消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。																	

頁	新	旧																								
3-6-2 □	<p>2 昭島消防署の震災消防活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 248 439 300">項目</th> <th data-bbox="439 248 1178 300">活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="338 300 1178 347">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 347 439 563">部隊の運用等</td> <td data-bbox="439 347 1178 563"> 1 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 2 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 563 439 839">情報収集等</td> <td data-bbox="439 563 1178 839"> 1 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 2 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 3 関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="338 839 1178 887">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 887 439 1158">救助・救急活動</td> <td data-bbox="439 887 1178 1158"> 1 特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を実施する。 【略】 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	活 動 内 容	【略】		部隊の運用等	1 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 2 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、 震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、 効率的な部隊運用を図る。	情報収集等	1 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊 及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、 積極的に災害情報収集を行う。 2 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 3 関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。	【略】		救助・救急活動	1 特別救助隊及び救急隊 が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の 効果的な投入 を行い、迅速な救助活動を実施する。 【略】	<p>2 昭島消防署の震災消防活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1272 248 1373 300">項目</th> <th data-bbox="1373 248 2112 300">活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1272 300 2112 347">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 347 1373 563">部隊の運用等</td> <td data-bbox="1373 347 2112 563"> 1 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 2 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 563 1373 818">情報収集等</td> <td data-bbox="1373 563 2112 818"> 1 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職(団)員情報など、積極的に災害情報収集を行う。 2 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 3 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1272 818 2112 866">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 866 1373 1137">救助・救急活動</td> <td data-bbox="1373 866 2112 1137"> 1 各消防部隊が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の応援要請を行い、迅速な救助活動を実施する。 【略】 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	活 動 内 容	【略】		部隊の運用等	1 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 2 地震被害予測システム 及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる 効率的な部隊運用を図る。	情報収集等	1 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊 による情報、参集職(団)員情報など、 積極的に災害情報収集を行う。 2 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 3 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。	【略】		救助・救急活動	1 各消防部隊 が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の 応援要請 を行い、迅速な救助活動を実施する。 【略】
	項目	活 動 内 容																								
	【略】																									
	部隊の運用等	1 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 2 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、 震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、 効率的な部隊運用を図る。																								
情報収集等	1 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊 及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、 積極的に災害情報収集を行う。 2 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 3 関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。																									
【略】																										
救助・救急活動	1 特別救助隊及び救急隊 が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の 効果的な投入 を行い、迅速な救助活動を実施する。 【略】																									
項目	活 動 内 容																									
【略】																										
部隊の運用等	1 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 2 地震被害予測システム 及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる 効率的な部隊運用を図る。																									
情報収集等	1 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊 による情報、参集職(団)員情報など、 積極的に災害情報収集を行う。 2 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 3 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。																									
【略】																										
救助・救急活動	1 各消防部隊 が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の 応援要請 を行い、迅速な救助活動を実施する。 【略】																									

頁	新	旧																
3-6-3 □	<p>2節 危険物・毒物・劇物取扱施設等の応急処置</p> <p>1 石油類等危険物施設の応急措置</p> <table border="1" data-bbox="309 288 1196 855"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 288 551 355">機関名</th> <th data-bbox="551 288 1196 355">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="309 355 1196 400">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 400 551 815">昭島消防署</td> <td data-bbox="551 400 1196 815"> <p>関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。</p> <p>1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置</p> <p>2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策</p> <p>3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="309 815 1196 855">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策 内 容	【略】		昭島消防署	<p>関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。</p> <p>1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置</p> <p>2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策</p> <p>3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全</p>	【略】		<p>第2節 危険物・毒物・劇物取扱施設等の応急処置</p> <p>1 石油類等危険物施設の応急措置</p> <table border="1" data-bbox="1243 288 2130 930"> <thead> <tr> <th data-bbox="1243 288 1485 355">機関名</th> <th data-bbox="1485 288 2130 355">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1243 355 2130 400">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 400 1485 890">昭島消防署</td> <td data-bbox="1485 400 2130 890"> <p>関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。</p> <p>また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。</p> <p>1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置</p> <p>2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策</p> <p>3 危険物による災害発生時の自主防災組織と活動要領の制定</p> <p>4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1243 890 2130 930">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策 内 容	【略】		昭島消防署	<p>関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。</p> <p>また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。</p> <p>1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置</p> <p>2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策</p> <p>3 危険物による災害発生時の自主防災組織と活動要領の制定</p> <p>4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動</p>	【略】	
機関名	対 策 内 容																	
【略】																		
昭島消防署	<p>関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。</p> <p>1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置</p> <p>2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策</p> <p>3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全</p>																	
【略】																		
機関名	対 策 内 容																	
【略】																		
昭島消防署	<p>関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。</p> <p>また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。</p> <p>1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置</p> <p>2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策</p> <p>3 危険物による災害発生時の自主防災組織と活動要領の制定</p> <p>4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動</p>																	
【略】																		
3-6-10 □	<p>第3節 警備活動</p> <p>3 警備体制</p> <p>(3) 警備活動要領</p> <p>警視庁災害警備実施計画に基づき、昭島警察署災害警備実施計画を定め、その実施計画により自動的及び段階的に警備要員を配備し、被害実態の早期把握、被災者の救出・救護、避難路・緊急交通路の確保等の措置をとる。</p>	<p>第3節 警備活動</p> <p>3 警備体制</p> <p>(3) 警備活動要領</p> <p>警視庁震災警備実施計画に基づき、昭島警察署震災警備実施計画を定め、その実施計画により自動的及び段階的に警備要員を配備し、被害実態の早期把握、被災者の救出・救護、避難路・緊急交通路の確保等の措置をとる。</p>																
3-6-11 □	<p>第4節 危険動物の逸走時対策</p> <p>【略】</p> <table border="1" data-bbox="318 1235 1196 1436"> <thead> <tr> <th data-bbox="318 1235 461 1279">機関名</th> <th data-bbox="461 1235 1196 1279">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="318 1279 1196 1324">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="318 1324 461 1436">昭島消防署</td> <td data-bbox="461 1324 1196 1436"> <p>1 関係機関と密接な情報連絡を行う。</p> <p>2 災害応急対策は、本章第1節2「昭島消防署の震災消防活動」により対処する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策 内 容	【略】		昭島消防署	<p>1 関係機関と密接な情報連絡を行う。</p> <p>2 災害応急対策は、本章第1節2「昭島消防署の震災消防活動」により対処する。</p>	<p>第4節 危険動物の逸走時対策</p> <p>【略】</p> <table border="1" data-bbox="1252 1235 2130 1366"> <thead> <tr> <th data-bbox="1252 1235 1395 1279">機関名</th> <th data-bbox="1395 1235 2130 1279">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1252 1279 2130 1324">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1252 1324 1395 1366">昭島消防署</td> <td data-bbox="1395 1324 2130 1366">情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策 内 容	【略】		昭島消防署	情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送を行う。				
機関名	対 策 内 容																	
【略】																		
昭島消防署	<p>1 関係機関と密接な情報連絡を行う。</p> <p>2 災害応急対策は、本章第1節2「昭島消防署の震災消防活動」により対処する。</p>																	
機関名	対 策 内 容																	
【略】																		
昭島消防署	情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送を行う。																	

頁	新	旧																
3-7-2	第7章 避難者対策 第1節 避難誘導 2 避難判断基準 【2-8-3の修正と同じ】	第7章 避難者対策 第1節 避難誘導 2 避難判断基準 【2-8-3の修正と同じ】																
3-7-3 □	3 避難誘導 【略】 <table border="1" data-bbox="309 478 1196 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 478 517 528">機 関 名</th> <th data-bbox="517 478 1196 528">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="309 528 1196 568">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 568 517 1023">昭島消防署</td> <td data-bbox="517 568 1196 1023"> 1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示を行い、市へのその内容を通報する。 3 避難の勧告又は指示がなされた場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。 4 避難勧告又は指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車やヘリコプターの活用等により避難勧告又は指示の伝達を行う。 5 避難勧告又は指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="309 1023 1196 1070">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	【略】		昭島消防署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示を行い、市へのその内容を通報する。 3 避難の勧告又は指示がなされた場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、 必要な情報を区市町村、 関係機関に通報する。 4 避難勧告又は指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、 広報車やヘリコプター の活用等により避難勧告又は指示の伝達を行う。 5 避難勧告 又は 指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。	【略】		3 避難誘導 【略】 <table border="1" data-bbox="1243 478 2130 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="1243 478 1451 528">機 関 名</th> <th data-bbox="1451 478 2130 528">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1243 528 2130 568">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 568 1451 1023">昭島消防署</td> <td data-bbox="1451 568 2130 1023"> 1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示を行い、市へその内容を通報する。 3 避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、もっとも安全と思われる方向等を市本部及び関係機関に通報する。 4 避難が開始された場合は、消防団員等と連携し避難誘導にあたる。 5 避難勧告又は指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、消防車両・広報車等の活用等により避難勧告又は指示の伝達を行う。 6 避難勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1243 1023 2130 1070">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	【略】		昭島消防署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示を行い、市へその内容を通報する。 3 避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、 もっとも安全と思われる方向等を市本部及び 関係機関に通報する。 4 避難が開始された場合は、消防団員等と連携し避難誘導にあたる。 5 避難勧告又は指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、 消防車両・広報車等 の活用等により避難勧告又は指示の伝達を行う。 6 避難勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。	【略】	
機 関 名	内 容																	
【略】																		
昭島消防署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示を行い、市へのその内容を通報する。 3 避難の勧告又は指示がなされた場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、 必要な情報を区市町村、 関係機関に通報する。 4 避難勧告又は指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、 広報車やヘリコプター の活用等により避難勧告又は指示の伝達を行う。 5 避難勧告 又は 指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。																	
【略】																		
機 関 名	内 容																	
【略】																		
昭島消防署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示を行い、市へその内容を通報する。 3 避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、 もっとも安全と思われる方向等を市本部及び 関係機関に通報する。 4 避難が開始された場合は、消防団員等と連携し避難誘導にあたる。 5 避難勧告又は指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、 消防車両・広報車等 の活用等により避難勧告又は指示の伝達を行う。 6 避難勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。																	
【略】																		

頁	新	旧																														
3-7-6	<p>6 避難所の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称及び件数</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">避難場所</td> <td>広域避難場所 国営昭和記念公園等 4箇所</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>一時（いつとき）避難場所 市立共成小学校校庭等34箇所</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難所</td> <td>(学校) 市立東小学校等23箇所</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>(市立会館等) 市立玉川会館等15箇所</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>二次避難所（福祉避難所） 保健福祉センター等 4箇所</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>	名称及び件数		内 容	避難場所	広域避難場所 国営昭和記念公園等 4箇所	【略】	一時（いつとき）避難場所 市立共成小学校校庭等 34箇所	【略】	避難所	(学校) 市立東小学校等 23箇所	【略】	(市立会館等) 市立玉川会館等 15箇所	【略】	二次避難所（福祉避難所） 保健福祉センター等 4箇所	【略】	<p>6 避難所の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称及び件数</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">避難場所</td> <td>広域避難場所 国営昭和記念公園等 4箇所</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>一時（いつとき）避難場所 市立共成小学校校庭等36箇所</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難所</td> <td>(学校) 市立東小学校等24箇所</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>(市立会館等) 市立玉川会館等16箇所</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>二次避難所（福祉避難所） 保健福祉センター等 4箇所</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>	名称及び件数		内 容	避難場所	広域避難場所 国営昭和記念公園等 4箇所	【略】	一時（いつとき）避難場所 市立共成小学校校庭等 36箇所	【略】	避難所	(学校) 市立東小学校等 24箇所	【略】	(市立会館等) 市立玉川会館等 16箇所	【略】	二次避難所（福祉避難所） 保健福祉センター等 4箇所	【略】
	名称及び件数		内 容																													
	避難場所	広域避難場所 国営昭和記念公園等 4箇所	【略】																													
		一時（いつとき）避難場所 市立共成小学校校庭等 34箇所	【略】																													
避難所	(学校) 市立東小学校等 23箇所	【略】																														
	(市立会館等) 市立玉川会館等 15箇所	【略】																														
	二次避難所（福祉避難所） 保健福祉センター等 4箇所	【略】																														
名称及び件数		内 容																														
避難場所	広域避難場所 国営昭和記念公園等 4箇所	【略】																														
	一時（いつとき）避難場所 市立共成小学校校庭等 36箇所	【略】																														
避難所	(学校) 市立東小学校等 24箇所	【略】																														
	(市立会館等) 市立玉川会館等 16箇所	【略】																														
	二次避難所（福祉避難所） 保健福祉センター等 4箇所	【略】																														

頁	新	旧																																
3-7-8	<p>第2節 避難所の開設・管理運営</p> <p>6 避難所の運営等</p> <p>(1) 管理責任者は、以下の例により運営本部を設置する。なお、市内小中学校を避難所とする場合は、運営本部は「学校避難所運営委員会」とする。</p> <p>【略】</p> <p>ウ 避難所の運営体制は、運営本部が方針を決定し、活動班が実務にあたる。以下に、活動班の活動例を示す。</p> <p>例：【活動班の活動内容】（学校避難所運営マニュアルから抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="320 550 1167 1093"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管 理 班</td> <td>避難者名簿を作成・管理し、その名簿を用いた避難者照会等に対応する。</td> </tr> <tr> <td>情 報 班</td> <td>ライフライン関係等の情報を収集・整理し、掲示板等を通じた被災者への情報提供を行う。</td> </tr> <tr> <td>食糧・物資班</td> <td>食糧・物資を調達・管理し、（市災害対策本部からの食糧配布までの間の）炊き出しを行う。</td> </tr> <tr> <td>施 設 班</td> <td>学校施設の破損状況を確認し、必要に応じ仮設トイレ、ゴミ集積場等を設置する。防火・防犯対策にあたる。</td> </tr> <tr> <td>衛 生 班</td> <td>学校避難所内の衛生環境の管理にあたる。</td> </tr> <tr> <td>保 健 ・ ボランティア班</td> <td>医療・介護対応にあたる。ボランティアの受入れ対応をする。</td> </tr> <tr> <td>総 務 班</td> <td>学校避難所運営の記録作成、在宅被災者対応、相談窓口を担当する。他の活動班に属さない活動にあたる。</td> </tr> </tbody> </table>	班 名	内 容	管 理 班	避難者名簿を作成・管理し、その名簿を用いた避難者照会等に対応する。	情 報 班	ライフライン関係等の情報を収集・整理し、掲示板等を通じた被災者への情報提供を行う。	食糧・物資班	食糧・物資を調達・管理し、（市災害対策本部からの食糧配布までの間の）炊き出しを行う。	施 設 班	学校施設の破損状況を確認し、必要に応じ仮設トイレ、ゴミ集積場等を設置する。防火・防犯対策にあたる。	衛 生 班	学校避難所内の衛生環境の管理にあたる。	保 健 ・ ボランティア班	医療・介護対応にあたる。ボランティアの受入れ対応をする。	総 務 班	学校避難所運営の記録作成、在宅被災者対応、相談窓口を担当する。他の活動班に属さない活動にあたる。	<p>第2節 避難所の開設・管理運営</p> <p>6 避難所の運営等</p> <p>(1) 管理責任者は、以下の例により運営本部を設置する。</p> <p>【略】</p> <p>ウ 避難所の運営体制は、運営本部が方針を決定し、活動班が実務にあたる。</p> <p>活動班の例</p> <table border="1" data-bbox="1252 550 2098 1093"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管 理 班</td> <td>名簿管理、外部からの問い合わせへの対応、取材対応、郵便物等の取次ぎ等</td> </tr> <tr> <td>情 報 班</td> <td>避難所外の情報収集、避難所外向け情報発信、避難所内向け情報発信等</td> </tr> <tr> <td>食料・物資班</td> <td>物資・食料の調達、物資・食料の管理・配布、炊出し等</td> </tr> <tr> <td>施 設 管 理 班</td> <td>危険箇所対応、防火・防犯対策等</td> </tr> <tr> <td>保 健 ・ 衛 生 班</td> <td>衛生管理、ごみ・風呂・トイレ・清掃の対応、ペット対策、医療・介護活動、生活用水の管理等</td> </tr> <tr> <td>ボランティア班</td> <td>ボランティアの受入れ対応等</td> </tr> <tr> <td>総 務 班</td> <td>運営本部会議の事務局、記録、生活ルール作成、在宅避難者対策、他の班に属さない作業</td> </tr> </tbody> </table>	班 名	内 容	管 理 班	名簿管理、外部からの問い合わせへの対応、取材対応、郵便物等の取次ぎ等	情 報 班	避難所外の情報収集、避難所外向け情報発信、避難所内向け情報発信等	食料・物資班	物資・食料の調達、物資・食料の管理・配布、炊出し等	施 設 管 理 班	危険箇所対応、防火・防犯対策等	保 健 ・ 衛 生 班	衛生管理、ごみ・風呂・トイレ・清掃の対応、ペット対策、医療・介護活動、生活用水の管理等	ボランティア班	ボランティアの受入れ対応等	総 務 班	運営本部会議の事務局、記録、生活ルール作成、在宅避難者対策、他の班に属さない作業
班 名	内 容																																	
管 理 班	避難者名簿を作成・管理し、その名簿を用いた避難者照会等に対応する。																																	
情 報 班	ライフライン関係等の情報を収集・整理し、掲示板等を通じた被災者への情報提供を行う。																																	
食糧・物資班	食糧・物資を調達・管理し、（市災害対策本部からの食糧配布までの間の）炊き出しを行う。																																	
施 設 班	学校施設の破損状況を確認し、必要に応じ仮設トイレ、ゴミ集積場等を設置する。防火・防犯対策にあたる。																																	
衛 生 班	学校避難所内の衛生環境の管理にあたる。																																	
保 健 ・ ボランティア班	医療・介護対応にあたる。ボランティアの受入れ対応をする。																																	
総 務 班	学校避難所運営の記録作成、在宅被災者対応、相談窓口を担当する。他の活動班に属さない活動にあたる。																																	
班 名	内 容																																	
管 理 班	名簿管理、外部からの問い合わせへの対応、取材対応、郵便物等の取次ぎ等																																	
情 報 班	避難所外の情報収集、避難所外向け情報発信、避難所内向け情報発信等																																	
食料・物資班	物資・食料の調達、物資・食料の管理・配布、炊出し等																																	
施 設 管 理 班	危険箇所対応、防火・防犯対策等																																	
保 健 ・ 衛 生 班	衛生管理、ごみ・風呂・トイレ・清掃の対応、ペット対策、医療・介護活動、生活用水の管理等																																	
ボランティア班	ボランティアの受入れ対応等																																	
総 務 班	運営本部会議の事務局、記録、生活ルール作成、在宅避難者対策、他の班に属さない作業																																	
3-7-10	<p>9 要配慮者対策</p> <p>(2) 避難所における配慮</p> <p>【略】</p> <p>イ 避難所には、要配慮者の要望を把握するため、避難対策班等が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要配慮者対応班を設置し、要配慮者用相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口にも女性も配置するなどの配慮を行う。</p> <p>【略】</p>	<p>9 要配慮者対策</p> <p>(2) 避難所における配慮</p> <p>【略】</p> <p>イ 避難所には、要配慮者の要望を把握するため、要配慮者支援班等が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要配慮者対応班を設置し、要配慮者用相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口にも女性も配置するなどの配慮を行う。</p> <p>【略】</p>																																

頁	新	旧																																																																		
3-7-12	第4節 ボランティアの受入れ 1 市の対応 避難所におけるボランティアの受入れは、 福祉総務班 が下記に基づき行う。	第4節 ボランティアの受入れ 1 市の対応 避難所におけるボランティアの受入れは、 福祉班 が下記に基づき行う																																																																		
3-9-3	第9章 物流・備蓄対策 第2節 飲料水の供給（応急対策） 1 給水体制 (5) 補給拠点は、 東部、中央、西部及び北部配水場 とするが、給水場所に近いところに利用できる消火栓があれば、そこから補給を行う。	第9章 物流・備蓄対策 第2節 飲料水の供給（応急対策） 1 給水体制 (5) 補給拠点は、 東部、中央及び西部配水場 とするが、給水場所に近いところに利用できる消火栓があれば、そこから補給を行う。																																																																		
3-9-4	第3節 物資の調達要請 1 市の対策 (1) 食料の調達 【略】 <div style="text-align: right;">(令和元年4月現在)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>協定締結事業者</th> <th>住 所</th> <th>供給食料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島市米穀小売商組合</td> <td>上川原町2-14-9</td> <td>米穀</td> </tr> <tr> <td>東京グリコ乳業株式会社</td> <td>武蔵野2-14-1</td> <td>乳製品</td> </tr> <tr> <td>敷島製パン(株)パスコ東京多摩工場</td> <td>武蔵野2-12-3</td> <td>生パン</td> </tr> <tr> <td>三多摩総合食品卸売市場協同組合</td> <td>武蔵野3-5-1</td> <td>副食品、調味料等</td> </tr> <tr> <td>シマダヤ関東株式会社</td> <td>武蔵野2-1-22</td> <td>めん類</td> </tr> <tr> <td>株式会社八洋</td> <td>羽村市神明台4-5-6</td> <td>飲料水等</td> </tr> </tbody> </table> (2) 生活必需品等の調達及び配布 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>協定締結事業者</th> <th>住 所</th> <th>供給食料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社イトーヨーカ堂</td> <td>松原町3-2-12</td> <td>生活必需品</td> </tr> <tr> <td>イオンリテール株式会社ザ・ビッグ昭島店</td> <td>宮沢町500-1</td> <td>生活必需品</td> </tr> <tr> <td>【削除】</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: right;">(令和元年4月現在)</div>	協定締結事業者	住 所	供給食料	昭島市米穀小売商組合	上川原町2-14-9	米穀	東京グリコ乳業株式会社	武蔵野2-14-1	乳製品	敷島製パン(株)パスコ東京多摩工場	武蔵野2-12-3	生パン	三多摩総合食品卸売市場協同組合	武蔵野3-5-1	副食品、調味料等	シマダヤ関東株式会社	武蔵野2-1-22	めん類	株式会社八洋	羽村市神明台4-5-6	飲料水等	協定締結事業者	住 所	供給食料	株式会社イトーヨーカ堂	松原町3-2-12	生活必需品	イオンリテール株式会社ザ・ビッグ昭島店	宮沢町500-1	生活必需品	【削除】			第3節 物資の調達要請 1 市の対策 (1) 食料の調達 【略】 <div style="text-align: right;">(平成24年4月現在)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>協定締結事業者</th> <th>住 所</th> <th>供給食料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島市米穀小売商組合</td> <td>上川原町2-14-9</td> <td>米穀</td> </tr> <tr> <td>グリコ乳業(株)東京工場</td> <td>武蔵野2-14-1</td> <td>乳製品</td> </tr> <tr> <td>敷島製パン(株)パスコ東京多摩工場</td> <td>武蔵野2-12-3</td> <td>生パン</td> </tr> <tr> <td>三多摩総合食品卸売市場協同組合</td> <td>武蔵野3-5-1</td> <td>副食品、調味料等</td> </tr> <tr> <td>東京シマダヤ株式会社</td> <td>武蔵野2-1</td> <td>めん類</td> </tr> <tr> <td>株式会社八洋</td> <td>羽村市神明台4-5-6</td> <td>飲料水等</td> </tr> </tbody> </table> (2) 生活必需品等の調達及び配布 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>協定締結事業者</th> <th>住 所</th> <th>供給食料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社イトーヨーカ堂</td> <td>松原町3-2-12</td> <td>生活必需品</td> </tr> <tr> <td>イオンリテール株式会社ザ・ビッグ昭島店</td> <td>宮沢町500-1</td> <td>生活必需品</td> </tr> <tr> <td>昭島市綿寝具商組合</td> <td>玉川町1-7-2</td> <td>寝具等</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: right;">(平成24年4月現在)</div>	協定締結事業者	住 所	供給食料	昭島市米穀小売商組合	上川原町2-14-9	米穀	グリコ乳業(株)東京工場	武蔵野2-14-1	乳製品	敷島製パン(株)パスコ東京多摩工場	武蔵野2-12-3	生パン	三多摩総合食品卸売市場協同組合	武蔵野3-5-1	副食品、調味料等	東京シマダヤ株式会社	武蔵野2-1	めん類	株式会社八洋	羽村市神明台4-5-6	飲料水等	協定締結事業者	住 所	供給食料	株式会社イトーヨーカ堂	松原町3-2-12	生活必需品	イオンリテール株式会社ザ・ビッグ昭島店	宮沢町500-1	生活必需品	昭島市綿寝具商組合	玉川町1-7-2	寝具等
協定締結事業者	住 所	供給食料																																																																		
昭島市米穀小売商組合	上川原町2-14-9	米穀																																																																		
東京グリコ乳業株式会社	武蔵野2-14-1	乳製品																																																																		
敷島製パン(株)パスコ東京多摩工場	武蔵野2-12-3	生パン																																																																		
三多摩総合食品卸売市場協同組合	武蔵野3-5-1	副食品、調味料等																																																																		
シマダヤ関東株式会社	武蔵野2-1-22	めん類																																																																		
株式会社八洋	羽村市神明台4-5-6	飲料水等																																																																		
協定締結事業者	住 所	供給食料																																																																		
株式会社イトーヨーカ堂	松原町3-2-12	生活必需品																																																																		
イオンリテール株式会社ザ・ビッグ昭島店	宮沢町500-1	生活必需品																																																																		
【削除】																																																																				
協定締結事業者	住 所	供給食料																																																																		
昭島市米穀小売商組合	上川原町2-14-9	米穀																																																																		
グリコ乳業(株)東京工場	武蔵野2-14-1	乳製品																																																																		
敷島製パン(株)パスコ東京多摩工場	武蔵野2-12-3	生パン																																																																		
三多摩総合食品卸売市場協同組合	武蔵野3-5-1	副食品、調味料等																																																																		
東京シマダヤ株式会社	武蔵野2-1	めん類																																																																		
株式会社八洋	羽村市神明台4-5-6	飲料水等																																																																		
協定締結事業者	住 所	供給食料																																																																		
株式会社イトーヨーカ堂	松原町3-2-12	生活必需品																																																																		
イオンリテール株式会社ザ・ビッグ昭島店	宮沢町500-1	生活必需品																																																																		
昭島市綿寝具商組合	玉川町1-7-2	寝具等																																																																		

頁	新	旧																																																																																																																							
3-9-8	第6節 復旧対策 2 炊出しの実施 (1) 給食施設 【略】	第6節 復旧対策 2 炊出しの実施 (1) 給食施設 【略】																																																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給食施設</th> <th>炊飯釜数</th> <th>炊飯能力 (kg/時間)</th> <th>食 数 (食/時間)</th> <th>燃 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共 同 調 理 場</td> <td>14</td> <td>700</td> <td>7,000</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>富 士 見 丘 小 学 校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>武 蔵 野 小 学 校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>【削除】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>つつじが丘小学校</u></td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>田 中 小 学 校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>拝 島 第 二 小 学 校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>福 島 中 学 校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>瑞 雲 中 学 校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>多 摩 辺 中 学 校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>62</u></td> <td></td> <td><u>19,000</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	給食施設	炊飯釜数	炊飯能力 (kg/時間)	食 数 (食/時間)	燃 料	共 同 調 理 場	14	700	7,000	ガス	富 士 見 丘 小 学 校	6	150	1,500	ガス	武 蔵 野 小 学 校	6	150	1,500	ガス	【削除】					<u>つつじが丘小学校</u>	6	150	1,500	ガス	田 中 小 学 校	6	150	1,500	ガス	拝 島 第 二 小 学 校	6	150	1,500	ガス	福 島 中 学 校	6	150	1,500	ガス	瑞 雲 中 学 校	6	150	1,500	ガス	多 摩 辺 中 学 校	6	150	1,500	ガス	合 計	<u>62</u>		<u>19,000</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>給食施設</th> <th>炊飯釜数</th> <th>炊飯能力 (kg/時間)</th> <th>食 数 (食/時間)</th> <th>燃 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共 同 調 理 場</td> <td>14</td> <td>700</td> <td>7,000</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>富 士 見 丘 小 学 校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>武 蔵 野 小 学 校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td><u>つつじが丘南小学校</u></td> <td><u>6</u></td> <td><u>150</u></td> <td><u>1,500</u></td> <td><u>ガス</u></td> </tr> <tr> <td><u>つつじが丘北小学校</u></td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>田 中 小 学 校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>拝 島 第 二 小 学 校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>福 島 中 学 校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>瑞 雲 中 学 校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>多 摩 辺 中 学 校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>62</u></td> <td></td> <td><u>20,500</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	給食施設	炊飯釜数	炊飯能力 (kg/時間)	食 数 (食/時間)	燃 料	共 同 調 理 場	14	700	7,000	ガス	富 士 見 丘 小 学 校	6	150	1,500	ガス	武 蔵 野 小 学 校	6	150	1,500	ガス	<u>つつじが丘南小学校</u>	<u>6</u>	<u>150</u>	<u>1,500</u>	<u>ガス</u>	<u>つつじが丘北小学校</u>	6	150	1,500	ガス	田 中 小 学 校	6	150	1,500	ガス	拝 島 第 二 小 学 校	6	150	1,500	ガス	福 島 中 学 校	6	150	1,500	ガス	瑞 雲 中 学 校	6	150	1,500	ガス	多 摩 辺 中 学 校	6	150	1,500	ガス	合 計	<u>62</u>		<u>20,500</u>
給食施設	炊飯釜数	炊飯能力 (kg/時間)	食 数 (食/時間)	燃 料																																																																																																																					
共 同 調 理 場	14	700	7,000	ガス																																																																																																																					
富 士 見 丘 小 学 校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																					
武 蔵 野 小 学 校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																					
【削除】																																																																																																																									
<u>つつじが丘小学校</u>	6	150	1,500	ガス																																																																																																																					
田 中 小 学 校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																					
拝 島 第 二 小 学 校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																					
福 島 中 学 校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																					
瑞 雲 中 学 校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																					
多 摩 辺 中 学 校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																					
合 計	<u>62</u>		<u>19,000</u>																																																																																																																						
給食施設	炊飯釜数	炊飯能力 (kg/時間)	食 数 (食/時間)	燃 料																																																																																																																					
共 同 調 理 場	14	700	7,000	ガス																																																																																																																					
富 士 見 丘 小 学 校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																					
武 蔵 野 小 学 校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																					
<u>つつじが丘南小学校</u>	<u>6</u>	<u>150</u>	<u>1,500</u>	<u>ガス</u>																																																																																																																					
<u>つつじが丘北小学校</u>	6	150	1,500	ガス																																																																																																																					
田 中 小 学 校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																					
拝 島 第 二 小 学 校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																					
福 島 中 学 校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																					
瑞 雲 中 学 校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																					
多 摩 辺 中 学 校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																					
合 計	<u>62</u>		<u>20,500</u>																																																																																																																						

頁	新	旧																												
3-10-1 ○	<p>第10章 医療救護等対策 【医療救護活動におけるフェーズ区分】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 288 338 328">区 分</th> <th data-bbox="338 288 1196 328">想定される状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 328 338 408">0 発災直後 (発災～6時間)</td> <td data-bbox="338 328 1196 408">建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 408 338 520">1 超急性期 (6～72時間)</td> <td data-bbox="338 408 1196 520">救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入体制が確立されている状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 520 338 632">2 急性期 (72時間～1週間)</td> <td data-bbox="338 520 1196 632">被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 632 338 711">3 亜急性期 (1週間～1か月)</td> <td data-bbox="338 632 1196 711">地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 711 338 823">4 慢性期 (1～3か月)</td> <td data-bbox="338 711 1196 823">避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 823 338 903">5 中長期 (3か月以降)</td> <td data-bbox="338 823 1196 903">医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	想定される状況	0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	2 急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	3 亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況	4 慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、 ライフラインがほぼ復旧して、 地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	5 中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況	<p>第10章 医療救護等対策 【医療救護活動におけるフェーズ区分】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1227 288 1272 328">区 分</th> <th data-bbox="1272 288 2125 328">想定される状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1227 328 1272 408">0 発災直後 (発災～6時間)</td> <td data-bbox="1272 328 2125 408">建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 408 1272 520">1 超急性期 (6～72時間)</td> <td data-bbox="1272 408 2125 520">救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入体制が確立されている状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 520 1272 632">2 急性期 (72時間～1週間)</td> <td data-bbox="1272 520 2125 632">被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 632 1272 711">3 亜急性期 (1週間～1か月)</td> <td data-bbox="1272 632 2125 711">地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 711 1272 823">4 慢性期 (1～3か月)</td> <td data-bbox="1272 711 2125 823">避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 823 1272 903">5 中長期 (3か月以降)</td> <td data-bbox="1272 823 2125 903">医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	想定される状況	0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	2 急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	3 亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況	4 慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、 ほぼ復活して、 地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	5 中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況
区 分	想定される状況																													
0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況																													
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入体制が確立されている状況																													
2 急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況																													
3 亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況																													
4 慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、 ライフラインがほぼ復旧して、 地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況																													
5 中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況																													
区 分	想定される状況																													
0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況																													
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入体制が確立されている状況																													
2 急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況																													
3 亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況																													
4 慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、 ほぼ復活して、 地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況																													
5 中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況																													
3-10-2	<p>第1節 初動医療体制 1 医療情報の収集伝達 (2) 都の対策 【医療情報の収集・伝達】 【図中】 福祉医療対策部医療救護対策班</p>	<p>第1節 初動医療体制 1 医療情報の収集伝達 (2) 都の対策 【医療情報の収集・伝達】 【図中】 保健福祉対策部保健衛生班</p>																												
3-10-3	<p>2 初動期の医療救護活動 【災害時の医療救護のフロー】 【図中】 避難所医療救護所</p>	<p>2 初動期の医療救護活動 【災害時の医療救護のフロー】 【図中】 医療救護所</p>																												

頁	新	旧
3-10-6 □	<p>(3) 昭島消防署の対策 <u>ア 都福祉保健局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣する。</u> イ 東京DMAT と連携して、救命処置等を実施する。</p>	<p>(3) 昭島消防署の対策 <u>ア 東京消防庁は、都から医療救護所の救護活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で救急隊を派遣し支援する。</u> <u>(7) 傷病者の収容先医療機関の選定</u> <u>(4) 後方医療施設への搬送</u> <u>(ウ) 傷病者への応急措置</u> イ 東京DMAT と連携して、救命処置等を実施する。</p>
3-10-7 □	【削除】	<p><u>(5) 昭島警察署の対策</u> <u>ヘリコプター等を活用し、広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送する。</u></p>
3-10-9	<p>第2節 医薬品・医療資器材の供給 1 市の対策 (2) <u>災害薬事センター</u>を複数箇所設置する場合には、中核となるセンターの長である統括災害薬事コーディネーターは市薬剤師会から選任し、その他のセンターの長は市薬剤師会と市が協議のうえ決定する（中核となる<u>災害薬事センター</u>の長である統括災害薬事コーディネーターは、その他の<u>災害薬事センター</u>を統括する）。 また、センター長である災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。</p>	<p>第2節 医薬品・医療資器材の供給 1 市の対策 (2) <u>災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）</u>を複数箇所設置する場合には、中核となるセンターの長である統括災害薬事コーディネーターは市薬剤師会から選任し、その他のセンターの長は市薬剤師会と市が協議のうえ決定する（中核となる<u>災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）</u>の長である統括災害薬事コーディネーターは、その他の<u>災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）</u>を統括する）。 また、センター長である災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。</p>
3-10-10	<p>2 都の対策 (5) 原則、医薬品等の物資の支援を受け入れないが、支援があった場合には、必要に応じて被災地外に医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で市（<u>災害薬事センター</u>）へ提供する。 3 市薬剤師会の対応 (2) 市薬剤師会は、市の要請を受け、（<u>災害薬事センター</u>）における医薬品の仕分け・管理等を行う。</p>	<p>2 都の対策 (5) 原則、医薬品等の物資の支援を受け入れないが、支援があった場合には、必要に応じて被災地外に医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で市（<u>災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）</u>）へ提供する。 3 市薬剤師会の対応 (2) 市薬剤師会は、市の要請を受け、（<u>災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）</u>）における医薬品の仕分け・管理等を行う</p>

頁	新	旧																				
3-10-14 ○	<p>第4節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等</p> <p>1 遺体の捜索</p> <p>(2) 捜索の期間等</p> <table border="1" data-bbox="333 325 1189 810"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国 庫 負 担</td> <td>対象となる経費</td> <td>1 船舶その他捜索のために必要な機械器具の借上費 又は購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上料又は購入費 2 捜索のために使用した機械器具の修繕費 3 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫補助の対象となるが、いずれも経理上、捜索費から分離し、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		内 容	国 庫 負 担	対象となる経費	1 船舶その他捜索のために必要な機械器具の借上費 又は購入費 で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上料 又は購入費 2 捜索のために使用した機械器具の修繕費 3 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲	その他	捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫補助の対象となるが、いずれも経理上、捜索費から分離し、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上する。	<p>第4節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等</p> <p>1 遺体の捜索</p> <p>(2) 捜索の期間等</p> <table border="1" data-bbox="1267 325 2123 810"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国 庫 負 担</td> <td>対象となる経費</td> <td>1 船舶その他捜索のために必要な機械器具の借上費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上料 2 捜索のために使用した機械器具の修繕費 3 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫補助の対象となるが、いずれも経理上、捜索費から分離し、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		内 容	国 庫 負 担	対象となる経費	1 船舶その他捜索のために必要な機械器具の借上費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上料 2 捜索のために使用した機械器具の修繕費 3 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲	その他	捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫補助の対象となるが、いずれも経理上、捜索費から分離し、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上する。
	区 分		内 容																			
国 庫 負 担	対象となる経費	1 船舶その他捜索のために必要な機械器具の借上費 又は購入費 で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上料 又は購入費 2 捜索のために使用した機械器具の修繕費 3 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等																				
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲																				
	その他	捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫補助の対象となるが、いずれも経理上、捜索費から分離し、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上する。																				
区 分		内 容																				
国 庫 負 担	対象となる経費	1 船舶その他捜索のために必要な機械器具の借上費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上料 2 捜索のために使用した機械器具の修繕費 3 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等																				
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲																				
	その他	捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫補助の対象となるが、いずれも経理上、捜索費から分離し、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上する。																				

頁	新	旧												
3-10-17 □	<p>5 検視・検案・身元確認等 (2) 検視・検案に関する機関別活動内容 検視・検案に関する機関別の活動内容は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="333 363 1178 798"> <thead> <tr> <th data-bbox="333 363 580 414">機関名</th> <th data-bbox="580 363 1178 414">活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="333 414 1178 454">【省略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 454 580 798">昭島警察署</td> <td data-bbox="580 454 1178 798"> 1 <u>警察署長は、刑事部長の命令を受けて、検死班等を編成し、遺体収容所に派遣する。</u> 2 <u>警察署長は、検案医師到着後、速やかに身元判明死体から懸案を実施させる。</u> 3 検視班は、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）及び死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	活動内容	【省略】		昭島警察署	1 <u>警察署長は、刑事部長の命令を受けて、検死班等を編成し、遺体収容所に派遣する。</u> 2 <u>警察署長は、検案医師到着後、速やかに身元判明死体から懸案を実施させる。</u> 3 検視班は、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）及び死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。	<p>5 検視・検案・身元確認等 (2) 検視・検案に関する機関別活動内容 検視・検案に関する機関別の活動内容は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1267 363 2112 874"> <thead> <tr> <th data-bbox="1267 363 1514 414">機関名</th> <th data-bbox="1514 363 2112 414">活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1267 414 2112 454">【省略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 454 1514 874">昭島警察署</td> <td data-bbox="1514 454 2112 874"> 1 <u>警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）は、警察署長に命じ、検視班等を編成させ、遺体収容所等に派遣する。</u> 2 <u>警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）は、各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。</u> 3 検視班は、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）及び死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	活動内容	【省略】		昭島警察署	1 <u>警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）は、警察署長に命じ、検視班等を編成させ、遺体収容所等に派遣する。</u> 2 <u>警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）は、各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。</u> 3 検視班は、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）及び死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
機関名	活動内容													
【省略】														
昭島警察署	1 <u>警察署長は、刑事部長の命令を受けて、検死班等を編成し、遺体収容所に派遣する。</u> 2 <u>警察署長は、検案医師到着後、速やかに身元判明死体から懸案を実施させる。</u> 3 検視班は、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）及び死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。													
機関名	活動内容													
【省略】														
昭島警察署	1 <u>警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）は、警察署長に命じ、検視班等を編成させ、遺体収容所等に派遣する。</u> 2 <u>警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）は、各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。</u> 3 検視班は、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）及び死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。													
3-10-18 ○	<p>5 検視・検案・身元確認等 (3) 検視・検案に関する機関別協力内容 【略】 【表略】 検視・検案活動に関係機関が協力する際、検視活動については警察署等の検視責任者、検案活動については都福祉保健局（<u>監察医務院</u>）の検案責任者の指揮に基づいて行う。</p>	<p>(3) 検視・検案に関する機関別協力内容 【略】 【表略】 検視・検案活動に関係機関が協力する際、検視活動については警察署等の検視責任者、検案活動については都福祉保健局（<u>監察医務院</u>）の検案責任者の指揮に基づいて行う。</p>												
3-10-20 ○	<p>第5節 復旧対策 1 防疫活動 (1) 市の対策 エ 市本部長は、防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、<u>都福祉保健局又は市医師会、市薬剤師会等</u>に協力を要請する。</p>	<p>第5節 復旧対策 1 防疫活動 (1) 市の対策 エ 市本部長は、防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、<u>都福祉保健局長又は市医師会長</u>に協力を要請する。</p>												

頁	新	旧
3-11-3	<p>第11章 公共施設等の応急・復旧対策</p> <p>第2節 社会公共施設等の応急・復旧対策</p> <p>(5) 文化財施設</p> <p>ア 応急対策</p> <p>【略】</p> <p>(イ) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>【略】</p> <p>イ 復旧対策</p> <p>被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、市教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。</p>	<p>第11章 公共施設等の応急・復旧対策</p> <p>第2節 社会公共施設等の応急・復旧対策</p> <p>(5) 文化財施設</p> <p>ア 応急対策</p> <p>【略】</p> <p>(イ) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>【略】</p> <p>イ 復旧対策</p> <p>被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。</p>

頁	新	旧																
3-12-1 □	<p>第12章 交通施設・ライフライン施設等の応急・復旧対策 第1節 道路交通規制 1 <u>大地震（震度6弱以上）が発生した場合の交通規制</u> (1) 第一次交通規制（災害発生直後） <u>大地震が発生した場合は、第一次交通規制を実施する。</u> <u>ア 環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。</u> <u>イ 環状八号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。</u> <u>ウ 下の「緊急自動車専用路指定予定線」に掲げる路線を緊急自動車専用路として指定し、一般車両の通行を禁止する。</u> <u>エ 幹線道路の主要交差点において交通整理を行い、交通の混乱を防止する。</u></p> <table border="1" data-bbox="302 738 1111 893"> <tr> <td colspan="2"><u>首都高速道路・東京高速道路株式会社線・高速自動車国道・自動車専用道路</u></td> </tr> <tr> <td><u>国道4号（日光街道他）</u></td> <td><u>国道17号（白山通り他）</u></td> </tr> <tr> <td><u>国道20号（甲州街道他）</u></td> <td><u>国道246号（青山通り他）</u></td> </tr> <tr> <td><u>都道8号（目白通り他）</u></td> <td><u>都道405号（外堀通り他）</u></td> </tr> </table> <p>【図削除】</p>	<u>首都高速道路・東京高速道路株式会社線・高速自動車国道・自動車専用道路</u>		<u>国道4号（日光街道他）</u>	<u>国道17号（白山通り他）</u>	<u>国道20号（甲州街道他）</u>	<u>国道246号（青山通り他）</u>	<u>都道8号（目白通り他）</u>	<u>都道405号（外堀通り他）</u>	<p>第12章 交通施設・ライフライン施設等の応急・復旧対策 第1節 道路交通規制 1 <u>交通規制等の措置</u> (1) 第一次交通規制（災害発生直後） <u>ア 環状7号線内側の滞留車両の外側への流出を促すとともに、首都高速道路・高速自動車国道からの車両排出を容易にする。</u> <u>イ 環状7号線内側の道路を通行中の自動車（高速道路を降りた自動車を含む。）は、速やかに駐車場など道路外の場所への移動や、環状7号線の外側への移動を促す。</u> <u>ウ 環状7号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状8号線で都心方向への青信号の時間を短縮し、流入を抑制する。</u> <u>エ 首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路6路線の合計7路線を「緊急自動車専用路」として一般車両の通行を禁止する。</u></p> <p>注1：緊急自動車専用路（7路線）</p> <table border="1" data-bbox="1240 738 1980 900"> <tr> <td><u>国道4号（日光街道他）</u></td> <td><u>国道17号（中山道、白山通り他）</u></td> </tr> <tr> <td><u>国道20号（甲州街道他）</u></td> <td><u>国道246号（青山・玉川通り）</u></td> </tr> <tr> <td><u>目白通り</u></td> <td><u>外堀通り</u></td> </tr> <tr> <td><u>首都高速道路・高速自動車国道</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>注2：自転車、路線バス <u>環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止する。</u></p> <p>【図】</p>	<u>国道4号（日光街道他）</u>	<u>国道17号（中山道、白山通り他）</u>	<u>国道20号（甲州街道他）</u>	<u>国道246号（青山・玉川通り）</u>	<u>目白通り</u>	<u>外堀通り</u>	<u>首都高速道路・高速自動車国道</u>	
<u>首都高速道路・東京高速道路株式会社線・高速自動車国道・自動車専用道路</u>																		
<u>国道4号（日光街道他）</u>	<u>国道17号（白山通り他）</u>																	
<u>国道20号（甲州街道他）</u>	<u>国道246号（青山通り他）</u>																	
<u>都道8号（目白通り他）</u>	<u>都道405号（外堀通り他）</u>																	
<u>国道4号（日光街道他）</u>	<u>国道17号（中山道、白山通り他）</u>																	
<u>国道20号（甲州街道他）</u>	<u>国道246号（青山・玉川通り）</u>																	
<u>目白通り</u>	<u>外堀通り</u>																	
<u>首都高速道路・高速自動車国道</u>																		

頁	新	旧																																																																																																								
3-12-2 ○	<p>(2) 第二次交通規制</p> <p><u>第一次交通規制を実施後、被害状況、道路交通状況等を勘案し、第二次交通規制を実施する。</u></p> <p><u>ア 第一次交通規制で指定した緊急自動車専用路を優先して緊急交通路に指定し、一般車両の通行を禁止する。</u></p> <p><u>イ 被災状況に応じ、下の「緊急交通路指定予定路線（※1）」に掲げる路線の中から緊急交通路を指定し、一般車両の通行を禁止する。</u></p> <p><u>ウ 被災状況等の実態に応じて、環状七号線から都心方向への車両通行禁止の継続のほか、交通規制の範囲を拡大し、又は縮小する。</u></p> <table border="1" data-bbox="293 624 1196 1161"> <tr><td>1</td><td>第一京浜</td><td>2</td><td>第二京浜</td><td>3</td><td>水戸街道</td><td>4</td><td>京葉道路</td></tr> <tr><td>5</td><td>新大宮バイパス</td><td>6</td><td>北本通り</td><td>7</td><td>川越街道</td><td>8</td><td>湾岸道路</td></tr> <tr><td>9</td><td>中原街道</td><td>10</td><td>青梅・新青梅街道</td><td>11</td><td>井の頭・五日市街</td><td>12</td><td>目黒通り</td></tr> <tr><td>13</td><td>蔵前橋通り</td><td>14</td><td>国道16号</td><td>15</td><td>日野バイパス</td><td>16</td><td>旧青梅街道</td></tr> <tr><td>17</td><td>大和厚木バイパス</td><td>18</td><td>稲木大橋通り</td><td>19</td><td>東八道路</td><td>20</td><td>小金井街道</td></tr> <tr><td>21</td><td>府中街道・志木街道</td><td>22</td><td>鎌倉街道</td><td>23</td><td>川崎街道</td><td>24</td><td>新奥多摩街道</td></tr> <tr><td>25</td><td>芋窪街道</td><td>26</td><td>町田街道</td><td>27</td><td>町田厚木線</td><td>28</td><td>八王子武蔵村山線</td></tr> <tr><td>29</td><td>三鷹通り</td><td>30</td><td>中央南北線</td><td>31</td><td>多摩ニュータウン</td><td>32</td><td>新滝山・滝山</td></tr> <tr><td>33</td><td>北野街道</td><td>34</td><td>小金井街道</td><td>35</td><td>小作北通り</td><td></td><td></td></tr> </table> <p><u>※上記「緊急交通路指定予定路線」は、指定予定路線のうち、主な路線名を明記したものの。</u></p> <p>【図削除】</p>	1	第一京浜	2	第二京浜	3	水戸街道	4	京葉道路	5	新大宮バイパス	6	北本通り	7	川越街道	8	湾岸道路	9	中原街道	10	青梅・新青梅街道	11	井の頭・五日市街	12	目黒通り	13	蔵前橋通り	14	国道16号	15	日野バイパス	16	旧青梅街道	17	大和厚木バイパス	18	稲木大橋通り	19	東八道路	20	小金井街道	21	府中街道・志木街道	22	鎌倉街道	23	川崎街道	24	新奥多摩街道	25	芋窪街道	26	町田街道	27	町田厚木線	28	八王子武蔵村山線	29	三鷹通り	30	中央南北線	31	多摩ニュータウン	32	新滝山・滝山	33	北野街道	34	小金井街道	35	小作北通り			<p>(2) 第二次交通規制</p> <p><u>前(1)7路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。</u></p> <p>注1：その他の「緊急交通路」の指定</p> <table border="1" data-bbox="1227 624 2112 979"> <tr><td>第一京浜</td><td>第二京浜</td><td>京葉道路</td><td>目黒通り</td></tr> <tr><td>青梅・新青梅街道</td><td>川越街道</td><td>北本通り</td><td>水戸街道</td></tr> <tr><td>蔵前橋通り</td><td>中原街道</td><td>井の頭通り</td><td>三鷹通り</td></tr> <tr><td>東八道路</td><td>小金井街道</td><td>志木街道</td><td>府中街道</td></tr> <tr><td>芋窪街道</td><td>五日市街道</td><td>中央南北線</td><td>八王子武蔵村山線</td></tr> <tr><td>三ツ木八王子線</td><td>新奥多摩街道</td><td>小作北通り</td><td>吉野街道</td></tr> <tr><td>滝山街道</td><td>北野街道</td><td>川崎街道</td><td>大和バイパス</td></tr> <tr><td>鎌倉街道</td><td>町田街道</td><td>多摩ニュータウン通り</td><td></td></tr> </table> <p>注2：自転車、路線バス</p> <p><u>環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止する。</u></p> <p>【図】</p>	第一京浜	第二京浜	京葉道路	目黒通り	青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道	蔵前橋通り	中原街道	井の頭通り	三鷹通り	東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道	芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線	三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道	滝山街道	北野街道	川崎街道	大和バイパス	鎌倉街道	町田街道	多摩ニュータウン通り	
1	第一京浜	2	第二京浜	3	水戸街道	4	京葉道路																																																																																																			
5	新大宮バイパス	6	北本通り	7	川越街道	8	湾岸道路																																																																																																			
9	中原街道	10	青梅・新青梅街道	11	井の頭・五日市街	12	目黒通り																																																																																																			
13	蔵前橋通り	14	国道16号	15	日野バイパス	16	旧青梅街道																																																																																																			
17	大和厚木バイパス	18	稲木大橋通り	19	東八道路	20	小金井街道																																																																																																			
21	府中街道・志木街道	22	鎌倉街道	23	川崎街道	24	新奥多摩街道																																																																																																			
25	芋窪街道	26	町田街道	27	町田厚木線	28	八王子武蔵村山線																																																																																																			
29	三鷹通り	30	中央南北線	31	多摩ニュータウン	32	新滝山・滝山																																																																																																			
33	北野街道	34	小金井街道	35	小作北通り																																																																																																					
第一京浜	第二京浜	京葉道路	目黒通り																																																																																																							
青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道																																																																																																							
蔵前橋通り	中原街道	井の頭通り	三鷹通り																																																																																																							
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道																																																																																																							
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線																																																																																																							
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道																																																																																																							
滝山街道	北野街道	川崎街道	大和バイパス																																																																																																							
鎌倉街道	町田街道	多摩ニュータウン通り																																																																																																								

頁	新	旧
<p>3-12-3 □</p>	<p>【削除】</p>	<p><u>(3) 緊急通行車両等の確認</u> <u>ア 第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令(昭和37年7月9日政令第288号)第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。</u> <u>イ 緊急通行車両等であることの確認は、都内では原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。</u></p> <p><u>参考</u> <u>災害対策基本法施行規則第3条に基づく標章</u></p> <p><u>【図】</u></p> <p><u>備考</u></p> <p><u>1 色彩は、中央の記章部分を金色、「緊急」の文字と外枠を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日表示する部分を白色、地を銀色とする。</u> <u>2 中央の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。</u> <u>3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。</u></p>

頁	新	旧
3-12-4 □	【削除】	<p><u>(4) 緊急通行車両等の種類</u></p> <p><u>ア 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両</u></p> <p><u>イ 道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両</u></p> <p><u>ウ 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両</u></p> <p><u>エ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両</u></p> <p><u>オ 患者等搬送車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)</u></p> <p><u>カ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</u></p> <p><u>キ 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車</u></p> <p><u>ク 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車</u></p> <p><u>ケ 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両</u></p> <p><u>コ 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両</u></p> <p><u>サ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両</u></p> <p><u>シ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両</u></p> <p><u>ス 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両</u></p>

<p>3-12-5 ○</p>	<p>【削除】</p>	<p><u>(5) 広域応援の車両</u> 事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。</p> <p><u>(6) 交通規制除外車両</u> 震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。</p> <p><u>(7) 緊急交通路等の実態把握</u> 緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長(各警察署長)等からの報告によるほか、白バイ、パトカー等による緊急交通路等の視察、駐車抑止テレビシステムによる情報収集及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。</p> <p><u>(8) 交通規制の実行性を確保する手段・手法</u></p> <p><u>ア 主要交差点への規制要員の配置</u> 緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路等の確保に努める。</p> <p><u>イ 特別派遣部隊(交通部隊)の配置運用</u> 道府県公安委員会から特別派遣部隊(交通部隊)の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。</p> <p><u>ウ 警備員、ボランティア等の協力の受入れ</u> 規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、平素から警備業者、地域住民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得られるよう配慮する。</p> <p><u>エ 装備資器(機)材等の効果的な活用</u> 交通規制の実施に当たっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セーフティコーン等の装備資器(機)材を効果的に活用する。</p> <p><u>オ 交通管制システム等の効果的な運用</u> 交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の交通管制システム等を適切に運用する。</p> <p><u>(9) 広報活動</u></p> <p><u>ア 東日本大震災を踏まえて見直した交通規制の内容等を都民に対して、以下のとおり周知する。</u></p>
---------------------	-------------	---

頁	新	旧
		<p><u>・報道機関への広報要請新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。</u></p> <p><u>・運転者等に対する広報</u></p> <p><u>イ 現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。</u></p> <p><u>(10) 緊急物資輸送路線の指定（都）</u></p> <p><u>避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急物資輸送のための路線を指定する。</u></p>
3-12-10 □	<p>第5節 ライフライン施設の応急・復旧対策</p> <p>1 水道施設</p> <p>【略】</p> <p>(2) 応急・復旧対策</p> <p>ア 取水施設</p> <p>地震の場合、決定的な地殻の変動がない限り、深井戸は、破壊されることはないが、停電や導水管の折損漏水により取水不能が起きることが予想されるので導水管の復旧を最優先させる。応急措置として、<u>東部配水場、西部配水場及び北部配水場</u>に設置してある自家発電設備により、<u>6本</u>の深井戸を稼動し、1日8,700 m³を取水することができる。深井戸は、電気及び管路の復旧に応急対応し、迅速に運転再開をする。</p>	<p>第5節 ライフライン施設の応急・復旧対策</p> <p>1 水道施設</p> <p>【略】</p> <p>(2) 応急・復旧対策</p> <p>ア 取水施設</p> <p>地震の場合、決定的な地殻の変動がない限り、深井戸は、破壊されることはないが、停電や導水管の折損漏水により取水不能が起きることが予想されるので導水管の復旧を最優先させる。応急措置として、<u>東部配水場及び西部配水場</u>に設置してある自家発電設備により、<u>4本</u>の深井戸を稼動し、1日8,700 m³を取水することができる。深井戸は、電気及び管路の復旧に応急対応し、迅速に運転再開をする。</p>

頁	新	旧
3-13-1	<p>第13章 教育・労務</p> <p>第1節 応急教育</p> <p>1 応急教育の実施</p> <p>(1) 事前準備</p> <p>【略】</p> <p>イ 学校長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。</p> <p>(ウ) 市教育委員会、昭島警察署、昭島消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。</p> <p>【略】</p> <p>(2) 災害時の態勢</p> <p>【略】</p> <p>イ 学校長は、災害の規模並びに児童等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会へ報告しなければならない。</p> <p>ウ 学校長は、状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。</p> <p>【略】</p> <p>オ 学校長は、応急教育計画を作成したときは、市教育委員会に報告するとともに、決定後に速やかに保護者及び児童等に周知徹底を図るものとする。</p>	<p>第13章 教育・労務</p> <p>第1節 応急教育</p> <p>1 応急教育の実施</p> <p>(1) 事前準備</p> <p>【略】</p> <p>イ 学校長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。</p> <p>(ウ) 教育委員会、昭島警察署、昭島消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。</p> <p>【略】</p> <p>(2) 災害時の態勢</p> <p>【略】</p> <p>イ 学校長は、災害の規模並びに児童等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告しなければならない。</p> <p>ウ 学校長は、状況に応じ、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。</p> <p>【略】</p> <p>オ 学校長は、応急教育計画を作成したときは、教育委員会に報告するとともに、決定後に速やかに保護者及び児童等に周知徹底を図るものとする。</p>

頁	新	旧
3-13-2	<p>(3) 災害復旧時の態勢</p> <p>ア 学校長は、教職員を掌握するとともに、児童等の安否や被災状況を調査し、市教育委員会に連絡する。</p> <p>イ 市教育委員会は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。</p> <p>ウ 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。</p> <p>また、指導主事は、被災学校の教育活動再開に向けての助言と指導にあたる。</p> <p>エ 市教育委員会及び学校長は、関係教職員及び家庭への連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。</p> <p>【略】</p> <p>カ 教育活動の再開にあたっては、児童等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い市教育委員会に報告する。</p> <p>【略】</p> <p>ク 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、市教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。</p> <p>ケ 学校長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業にもどすように努める。その時期については早急に保護者に連絡する。</p> <p>コ 市教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う。</p>	<p>(3) 災害復旧時の態勢</p> <p>ア 学校長は、教職員を掌握するとともに、児童等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。</p> <p>イ 教育委員会は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。</p> <p>ウ 教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。</p> <p>また、指導主事は、被災学校の教育活動再開に向けての助言と指導にあたる。</p> <p>エ 教育委員会及び学校長は、関係教職員及び家庭への連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。</p> <p>【略】</p> <p>カ 教育活動の再開にあたっては、児童等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い教育委員会に報告する。</p> <p>【略】</p> <p>ク 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。</p> <p>ケ 学校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業にもどすように努める。その時期については早急に保護者に連絡する。</p> <p>コ 教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う。</p>
3-13-3	<p>3 学校納付金等の免除</p> <p>市教育委員会は、被災した児童等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を作成しておくものとする。</p>	<p>3 学校納付金等の免除</p> <p>教育委員会は、被災した児童等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を作成しておくものとする。</p>

頁	新	旧
3-13-3	<p>第2節 応急保育</p> <p>1 応急保育の実施</p> <p>(2) 災害時の態勢</p> <p>【略】</p> <p>イ 被害状況の報告</p> <p>子ども子育て支援課長は、災害の規模、園児及び職員及び施設設備の被害状況を把握の上、子ども家庭部長に報告するとともに、保育園の管理に必要な職員を確保し、万全の措置を確立すること。</p> <p>(3) 災害復旧時の態勢</p> <p>ア 子ども子育て支援課長は、職員を掌握するとともに、園児の被災状況を調査し、関係機関と連携の上、復旧態勢に努める。</p> <p>(7) 子ども子育て支援課長は、保育園に関する情報及び指令の伝達について万全の措置を期するものとする。</p> <p>(4) 子ども子育て支援課長は、災害の推移を把握し、平常保育にもどるよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。</p> <p>【略】</p>	<p>第2節 応急保育</p> <p>1 応急保育の実施</p> <p>(2) 災害時の態勢</p> <p>【略】</p> <p>イ 被害状況の報告</p> <p>子育て支援課長は、災害の規模、園児及び職員及び施設設備の被害状況を把握の上、子ども家庭部長に報告するとともに、保育園の管理に必要な職員を確保し、万全の措置を確立すること。</p> <p>(3) 災害復旧時の態勢</p> <p>ア 子育て支援課長は、職員を掌握するとともに、園児の被災状況を調査し、関係機関と連携の上、復旧態勢に努める。</p> <p>(7) 子育て支援課長は、保育園に関する情報及び指令の伝達について万全の措置を期するものとする。</p> <p>(4) 子育て支援課長は、災害の推移を把握し、平常保育にもどるよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。</p> <p>【略】</p>
3-14-1 ○	<p>第14章 放射性物質対策</p> <p>第1節 応急対策</p> <p>1 情報連絡体制</p> <p>都は、都災害対策本部の下に、都関係局で構成する放射能対策チーム（以下、「対策チーム」という。）を設置する。</p> <p>【略】</p>	<p>第14章 放射性物質対策</p> <p>第1節 応急対策</p> <p>1 情報連絡体制</p> <p>都は、都災害対策本部の下に、都関係局で構成する放射能対策チーム（仮称）（以下、「対策チーム」という。）を設置する。</p> <p>【略】</p>

頁	新	旧												
3-15-2	<p>第15章 市民生活の早期再建対策 第1節 被災住宅の応急危険度判定 3 応急危険度判定員 (1) 資格及び業務の内容 【略】。</p> <table border="1" data-bbox="349 400 1151 746"> <thead> <tr> <th data-bbox="349 400 528 480">資 格</th> <th data-bbox="528 400 887 480">業 務 内 容</th> <th data-bbox="887 400 1151 480">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="349 480 528 746">建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士（都内在住、在勤者）</td> <td data-bbox="528 480 887 746">余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査しその建築物の当面の使用の可否を判定する。</td> <td data-bbox="887 480 1151 746">市内在住登録者数は●名、在勤●名 (令和●年●月現在)</td> </tr> </tbody> </table>	資 格	業 務 内 容	備 考	建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士（都内在住、在勤者）	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査しその建築物の当面の使用の可否を判定する。	市内在住登録者数は●名、在勤●名 (令和●年●月現在)	<p>第15章 市民生活の早期再建対策 第1節 被災住宅の応急危険度判定 3 応急危険度判定員 (1) 資格及び業務の内容 【略】。</p> <table border="1" data-bbox="1283 400 2085 746"> <thead> <tr> <th data-bbox="1283 400 1462 480">資 格</th> <th data-bbox="1462 400 1821 480">業 務 内 容</th> <th data-bbox="1821 400 2085 480">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1283 480 1462 746">建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士（都内在住、在勤者）</td> <td data-bbox="1462 480 1821 746">余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査しその建築物の当面の使用の可否を判定する。</td> <td data-bbox="1821 480 2085 746">市内在住登録者数は66名、在勤27名 (平成24年1月現在)</td> </tr> </tbody> </table>	資 格	業 務 内 容	備 考	建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士（都内在住、在勤者）	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査しその建築物の当面の使用の可否を判定する。	市内在住登録者数は66名、在勤27名 (平成24年1月現在)
資 格	業 務 内 容	備 考												
建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士（都内在住、在勤者）	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査しその建築物の当面の使用の可否を判定する。	市内在住登録者数は●名、在勤●名 (令和●年●月現在)												
資 格	業 務 内 容	備 考												
建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士（都内在住、在勤者）	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査しその建築物の当面の使用の可否を判定する。	市内在住登録者数は66名、在勤27名 (平成24年1月現在)												
3-15-4	<p>第2節 被災宅地の危険度判定 3 危険度判定士 【略】</p> <table border="1" data-bbox="349 863 1113 1332"> <thead> <tr> <th data-bbox="349 863 528 911">資 格</th> <th data-bbox="528 863 869 911">業 務 内 容</th> <th data-bbox="869 863 1113 911">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="349 911 528 1332">被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」の規定により登録証の交付を受けた者。</td> <td data-bbox="528 911 869 1332">被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。判定の結果については、3種類（危険宅地、要注意宅地、調査済宅地）の判定ステッカーを当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。</td> <td data-bbox="869 911 1113 1332">市職員で登録者数は●名 (令和●年●月現在)</td> </tr> </tbody> </table>	資 格	業 務 内 容	備 考	被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」の規定により登録証の交付を受けた者。	被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。判定の結果については、3種類（危険宅地、要注意宅地、調査済宅地）の判定ステッカーを当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。	市職員で登録者数は●名 (令和●年●月現在)	<p>第2節 被災宅地の危険度判定 3 危険度判定士 【略】</p> <table border="1" data-bbox="1283 863 2033 1332"> <thead> <tr> <th data-bbox="1283 863 1462 911">資 格</th> <th data-bbox="1462 863 1803 911">業 務 内 容</th> <th data-bbox="1803 863 2033 911">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1283 911 1462 1332">被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」の規定により登録証の交付を受けた者。</td> <td data-bbox="1462 911 1803 1332">被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。判定の結果については、3種類（危険宅地、要注意宅地、調査済宅地）の判定ステッカーを当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。</td> <td data-bbox="1803 911 2033 1332">市職員で登録者数は14名 (平成24年10月現在)</td> </tr> </tbody> </table>	資 格	業 務 内 容	備 考	被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」の規定により登録証の交付を受けた者。	被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。判定の結果については、3種類（危険宅地、要注意宅地、調査済宅地）の判定ステッカーを当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。	市職員で登録者数は14名 (平成24年10月現在)
資 格	業 務 内 容	備 考												
被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」の規定により登録証の交付を受けた者。	被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。判定の結果については、3種類（危険宅地、要注意宅地、調査済宅地）の判定ステッカーを当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。	市職員で登録者数は●名 (令和●年●月現在)												
資 格	業 務 内 容	備 考												
被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」の規定により登録証の交付を受けた者。	被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。判定の結果については、3種類（危険宅地、要注意宅地、調査済宅地）の判定ステッカーを当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。	市職員で登録者数は14名 (平成24年10月現在)												

頁	新	旧																
3-15-6 ◆	<p>第4節 リ災証明の発行準備</p> <p>2 リ災証明書の発行要領</p> <p>(1) 証明者 <u>証明者は市長とする。</u></p> <p>(2) 発行場所 <u>リ災証明書の発行窓口を市本庁舎の市民部課税課に開設し、発行する。</u></p> <p>(3) 発行手続 【略】 また、発行手続きの迅速化を図るため、<u>被災者生活再建支援システム</u>の活用を図る。 【略】</p> <p>(6) リ災証明様式 <u>リ災証明書の様式は、市が定めたものとする。</u></p>	<p>第4節 リ災証明の発行準備</p> <p>2 リ災証明書の発行要領</p> <p>(1) 証明者 <u>証明者は市長とする。ただし、火災によるリ災証明書は昭島消防署長が焼損状況の調査等に基づき発行する。</u></p> <p>(2) 発行場所 <u>リ災証明書の発行窓口を市本庁舎の市民部課税課に開設し、発行する。ただし、昭島消防署長が発行する火災によるリ災証明書については、昭島消防署及び市が協議した場所において発行する。</u></p> <p>(3) 発行手続 【略】 また、発行手続きの迅速化を図るため、<u>被災者支援システム</u>の活用を図る。 【略】</p> <p>(6) リ災証明様式 <u>リ災証明書の様式は、市が定めたものとする。ただし、昭島消防署長が発行する火災によるリ災証明書の様式は別途東京消防庁が定める。</u></p>																
3-15-9 ○	<p>第6節 義援金の募集・受付・配布</p> <p>2 義援金の募集・受付・配分（復旧対策）</p> <table border="1" data-bbox="309 890 1167 1463"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> 【略】 2 義援金の配分・受入れ <u>東京都義援金配分委員会（この節において「都委員会」という。）</u>から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 【略】 </td> </tr> <tr> <td>都</td> <td> 1 東京都義援金配分委員会の設置 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に<u>都委員会</u>を設置する。 【略】 </td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td> 1 <u>受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管</u> 2 <u>義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策 内 容	市	【略】 2 義援金の配分・受入れ <u>東京都義援金配分委員会（この節において「都委員会」という。）</u> から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 【略】	都	1 東京都義援金配分委員会の設置 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に <u>都委員会</u> を設置する。 【略】	日本赤十字社	1 <u>受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管</u> 2 <u>義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金</u>	<p>第6節 義援金の募集・受付・配布</p> <p>2 義援金の募集・受付・配分（復旧対策）</p> <table border="1" data-bbox="1243 890 2101 1385"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> 【略】 2 義援金の配分・受入れ <u>都委員会</u>から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 【略】 </td> </tr> <tr> <td>都</td> <td> 1 東京都義援金配分委員会の設置 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に<u>東京都義援金配分委員会（この節において「都委員会」という。）</u>を設置する。 【略】 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">【新規】</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策 内 容	市	【略】 2 義援金の配分・受入れ <u>都委員会</u> から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 【略】	都	1 東京都義援金配分委員会の設置 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に <u>東京都義援金配分委員会（この節において「都委員会」という。）</u> を設置する。 【略】	【新規】	
機関名	対 策 内 容																	
市	【略】 2 義援金の配分・受入れ <u>東京都義援金配分委員会（この節において「都委員会」という。）</u> から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 【略】																	
都	1 東京都義援金配分委員会の設置 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に <u>都委員会</u> を設置する。 【略】																	
日本赤十字社	1 <u>受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管</u> 2 <u>義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金</u>																	
機関名	対 策 内 容																	
市	【略】 2 義援金の配分・受入れ <u>都委員会</u> から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 【略】																	
都	1 東京都義援金配分委員会の設置 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に <u>東京都義援金配分委員会（この節において「都委員会」という。）</u> を設置する。 【略】																	
【新規】																		

頁	新	旧																								
3-15-13 ○	<p>第9節 がれき処理等（応急・復旧対策） 2 処理方法 (4) がれきの再利用・最終処分 【略】 【がれき処理の時系列】</p> <table border="1" data-bbox="293 400 1189 967"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>都</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階 発災直後 ～ 2週間程 度</td> <td>【略】 ●集積場所候補地の把握 ●最終処分場に関する調整 ●有害物質に関する対策 ●国庫補助に関する国との調整等</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>第2段階 第1段階 終了後 2週間程 度</td> <td>【略】 ●公共施設の解体に伴う集積場所の確保 ●集積場所の確保に関する支援</td> <td>●解体等の受付 開始に伴う準備 (解体業者等 との契約、集積 場所の確保、受 付窓口の決定 等)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	段 階	都	市	第1段階 発災直後 ～ 2週間程 度	【略】 ● 集積場所候補地 の把握 ● 最終処分場 に関する調整 ●有害物質に関する対策 ●国庫補助に関する国との調整等	【略】	第2段階 第1段階 終了後 2週間程 度	【略】 ●公共施設の解体に伴う 集積場所 の確保 ● 集積場所 の確保に関する支援	●解体等の受付 開始に伴う準備 (解体業者等 との契約、 集積 場所 の確保、受 付窓口の決定 等)	【略】			<p>第9節 がれき処理等（応急・復旧対策） 2 処理方法 (4) がれきの再利用・最終処分 【略】 【がれき処理の時系列】</p> <table border="1" data-bbox="1227 400 2123 935"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>都</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階 発災直後 ～ 2週間程 度</td> <td>【略】 ●仮置場候補地の把握 ●最終処分に関する調整 ●有害物質に関する対策 ●国庫補助に関する国との調整等</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>第2段階 第1段階 終了後 2週間程 度</td> <td>【略】 ●公共施設の解体に伴う仮置場の確保 ●仮置場の確保に関する支援</td> <td>●解体等の受付 開始に伴う準備 (解体業者等 との契約、仮置 場の確保、受付 窓口の決定等)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	段 階	都	市	第1段階 発災直後 ～ 2週間程 度	【略】 ● 仮置場候補地 の把握 ● 最終処分 に関する調整 ●有害物質に関する対策 ●国庫補助に関する国との調整等	【略】	第2段階 第1段階 終了後 2週間程 度	【略】 ●公共施設の解体に伴う 仮置場 の確保 ● 仮置場 の確保に関する支援	●解体等の受付 開始に伴う準備 (解体業者等 との契約、 仮置 場 の確保、受付 窓口の決定等)	【略】		
段 階	都	市																								
第1段階 発災直後 ～ 2週間程 度	【略】 ● 集積場所候補地 の把握 ● 最終処分場 に関する調整 ●有害物質に関する対策 ●国庫補助に関する国との調整等	【略】																								
第2段階 第1段階 終了後 2週間程 度	【略】 ●公共施設の解体に伴う 集積場所 の確保 ● 集積場所 の確保に関する支援	●解体等の受付 開始に伴う準備 (解体業者等 との契約、 集積 場所 の確保、受 付窓口の決定 等)																								
【略】																										
段 階	都	市																								
第1段階 発災直後 ～ 2週間程 度	【略】 ● 仮置場候補地 の把握 ● 最終処分 に関する調整 ●有害物質に関する対策 ●国庫補助に関する国との調整等	【略】																								
第2段階 第1段階 終了後 2週間程 度	【略】 ●公共施設の解体に伴う 仮置場 の確保 ● 仮置場 の確保に関する支援	●解体等の受付 開始に伴う準備 (解体業者等 との契約、 仮置 場 の確保、受付 窓口の決定等)																								
【略】																										
3-15-19 ○	<p>第13節 被災者の生活再建資金援助等（復旧対策） 1 災害弔慰金等の支給 (3) 日赤による災害救援物資の支給 【略】</p> <table border="1" data-bbox="293 1094 1167 1327"> <tbody> <tr> <td>救援物資</td> <td>1 住宅の全半壊、全半焼 毛布（全員）、緊急セット（世帯） 2 床上浸水 毛布（全員）、緊急セット（世帯）、バスタオル（全員） 3 避難所へ1晩以上避難 毛布（全員）、安眠セット（全員）、緊急セット（世帯）</td> </tr> </tbody> </table>	救援物資	1 住宅の全半壊、全半焼 毛布（全員）、緊急セット（世帯） 2 床上浸水 毛布（全員）、緊急セット（世帯）、バスタオル（全員） 3 避難所へ1晩以上避難 毛布（全員）、安眠セット（全員）、緊急セット（世帯）	<p>第13節 被災者の生活再建資金援助等（復旧対策） 1 災害弔慰金等の支給 (3) 日赤による災害救援物資の支給 【略】</p> <table border="1" data-bbox="1227 1094 2101 1294"> <tbody> <tr> <td>救援物資</td> <td>1 住宅の全半壊、全半焼 毛布及びバスタオル（全員） 2 床上浸水 毛布及びバスタオル（全員） 3 避難所へ1晩以上避難 毛布及びバスタオル（全員）、安眠セット及び安眠マット（全員）、緊急セット（世帯）</td> </tr> </tbody> </table>	救援物資	1 住宅の全半壊、全半焼 毛布及びバスタオル（全員） 2 床上浸水 毛布及びバスタオル（全員） 3 避難所へ1晩以上避難 毛布及びバスタオル（全員）、安眠セット及び安眠マット（全員）、緊急セット（世帯）																				
救援物資	1 住宅の全半壊、全半焼 毛布（全員）、緊急セット（世帯） 2 床上浸水 毛布（全員）、緊急セット（世帯）、バスタオル（全員） 3 避難所へ1晩以上避難 毛布（全員）、安眠セット（全員）、緊急セット（世帯）																									
救援物資	1 住宅の全半壊、全半焼 毛布及びバスタオル（全員） 2 床上浸水 毛布及びバスタオル（全員） 3 避難所へ1晩以上避難 毛布及びバスタオル（全員）、安眠セット及び安眠マット（全員）、緊急セット（世帯）																									

頁	新	旧																																																				
4-2-1 ●	<p>第4部 風水害計画 第2章 情報収集及び伝達 2 水防活動に係る注意報及び警報の基準 (1) 気象警報及び注意報</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年5月29日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">注意報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大雨</td> <td style="text-align: center;">表面雨量指数基準</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土壌雨量指数基準</td> <td style="text-align: center;">139</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">洪水</td> <td style="text-align: center;">流域雨量指数基準</td> <td style="text-align: center;">残堀川流域=11.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ）</td> <td style="text-align: center;">多摩川流域=（10, 39.2） 残堀川流域=（10, 9.1）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定河川洪水予報による基準</td> <td style="text-align: center;">多摩川【調布橋】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">強風</td> <td style="text-align: center;">平均風速</td> <td style="text-align: center;">13m/s</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">風雪</td> <td style="text-align: center;">平均風速</td> <td style="text-align: center;">13m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雪</td> <td style="text-align: center;">降雪の深さ</td> <td style="text-align: center;">12時間降雪の深さ5cm</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">【略】</td> </tr> </table>	注意報	大雨	表面雨量指数基準	12	土壌雨量指数基準	139	洪水	流域雨量指数基準	残堀川流域=11.4	複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ）	多摩川流域=（10, 39.2） 残堀川流域=（10, 9.1）	指定河川洪水予報による基準	多摩川【調布橋】	強風	平均風速	13m/s	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	【略】				<p>第4部 風水害計画 第2章 情報収集及び伝達 2 水防活動に係る注意報及び警報の基準 (1) 気象警報及び注意報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">注意報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大雨</td> <td style="text-align: center;">雨量基準</td> <td style="text-align: center;">1時間雨量30mm</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土壌雨量指数基準</td> <td style="text-align: center;">136</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">洪水</td> <td style="text-align: center;">雨量基準</td> <td style="text-align: center;">1時間雨量30mm</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">流域雨量指数基準</td> <td style="text-align: center;">残堀川流域=6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定河川洪水予報による基準</td> <td style="text-align: center;">多摩川【調布橋】水位1.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">強風</td> <td style="text-align: center;">平均風速</td> <td style="text-align: center;">13m/s</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">風雪</td> <td style="text-align: center;">平均風速</td> <td style="text-align: center;">13m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雪</td> <td style="text-align: center;">降雪の深さ</td> <td style="text-align: center;">24時間降雪の深さ5cm</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">【略】</td> </tr> </table>	注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量30mm	土壌雨量指数基準	136	洪水	雨量基準	1時間雨量30mm	流域雨量指数基準	残堀川流域=6	指定河川洪水予報による基準	多摩川【調布橋】水位1.0	強風	平均風速	13m/s	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ5cm	【略】			
注意報	大雨			表面雨量指数基準	12																																																	
			土壌雨量指数基準	139																																																		
	洪水		流域雨量指数基準	残堀川流域=11.4																																																		
			複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ）	多摩川流域=（10, 39.2） 残堀川流域=（10, 9.1）																																																		
			指定河川洪水予報による基準	多摩川【調布橋】																																																		
	強風		平均風速	13m/s																																																		
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う																																																		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm																																																			
【略】																																																						
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量30mm																																																			
		土壌雨量指数基準	136																																																			
	洪水	雨量基準	1時間雨量30mm																																																			
		流域雨量指数基準	残堀川流域=6																																																			
		指定河川洪水予報による基準	多摩川【調布橋】水位1.0																																																			
	強風	平均風速	13m/s																																																			
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う																																																			
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ5cm																																																			
【略】																																																						
4-2-2 ●	<p style="text-align: right; color: red;">令和元年5月29日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大雨 （浸水害） （土砂災）</td> <td style="text-align: center;">表面雨量指数基準</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土壌雨量指数基準</td> <td style="text-align: center;">179</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">洪水</td> <td style="text-align: center;">流域雨量指数基準</td> <td style="text-align: center;">残堀川流域=14.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ）</td> <td style="text-align: center;">多摩川流域= （17, 43.6）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定河川洪水予報による基準</td> <td style="text-align: center;">多摩川【調布橋】</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">【略】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雪</td> <td style="text-align: center;">降雪の深さ</td> <td style="text-align: center;">12時間降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">【略】</td> </tr> </table>	警報	大雨 （浸水害） （土砂災）	表面雨量指数基準	16	土壌雨量指数基準	179	洪水	流域雨量指数基準	残堀川流域=14.3	複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ）	多摩川流域= （17, 43.6）	指定河川洪水予報による基準	多摩川【調布橋】	【略】				大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	【略】				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大雨 （浸水害） （土砂災）</td> <td style="text-align: center;">雨量基準</td> <td style="text-align: center;">1時間雨量50mm</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土壌雨量指数基準</td> <td style="text-align: center;">161</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">洪水</td> <td style="text-align: center;">雨量基準</td> <td style="text-align: center;">1時間雨量50mm</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">流域雨量指数基準</td> <td style="text-align: center;">残堀川流域=11</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定河川洪水予報による基準</td> <td style="text-align: center;">多摩川【調布橋】水位1.4m</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">【略】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雪</td> <td style="text-align: center;">降雪の深さ</td> <td style="text-align: center;">24時間降雪の深さ20cm</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">【略】</td> </tr> </table>	警報	大雨 （浸水害） （土砂災）	雨量基準	1時間雨量50mm	土壌雨量指数基準	161	洪水	雨量基準	1時間雨量50mm	流域雨量指数基準	残堀川流域=11	指定河川洪水予報による基準	多摩川【調布橋】水位1.4m	【略】				大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ20cm	【略】							
警報	大雨 （浸水害） （土砂災）			表面雨量指数基準	16																																																	
			土壌雨量指数基準	179																																																		
	洪水		流域雨量指数基準	残堀川流域=14.3																																																		
			複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ）	多摩川流域= （17, 43.6）																																																		
			指定河川洪水予報による基準	多摩川【調布橋】																																																		
	【略】																																																					
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm																																																				
【略】																																																						
警報	大雨 （浸水害） （土砂災）	雨量基準	1時間雨量50mm																																																			
		土壌雨量指数基準	161																																																			
	洪水	雨量基準	1時間雨量50mm																																																			
		流域雨量指数基準	残堀川流域=11																																																			
		指定河川洪水予報による基準	多摩川【調布橋】水位1.4m																																																			
	【略】																																																					
大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ20cm																																																				
【略】																																																						

頁	新	旧																																
4-2-2 ●	<p>(2) 特別警報</p> <p>※1 数十年に一度の降雨量とは、以下の①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合をいう。</p> <p>① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子（1辺が5kmの地域）が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上まとまって出現。</p> <p>② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mmを越える格子のみをカウント対象とする）。</p> <table border="1" data-bbox="293 560 1189 759"> <thead> <tr> <th colspan="4">昭島市の値</th> </tr> <tr> <th colspan="3">50年に一度の値</th> <th>警報基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48時間降水量 (mm)</td> <td>3時間降水量 (mm)</td> <td>土壌雨量指数</td> <td>土壌雨量指数</td> </tr> <tr> <td>443</td> <td>169</td> <td>270</td> <td>179</td> </tr> </tbody> </table> <p>降水量の警報基準は、一概に比較できないため、示されていない。</p> <p>※2 数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧とは、以下のとおりである。</p> <p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下または風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下または風速60m/s以上とする。）</p>	昭島市の値				50年に一度の値			警報基準	48時間降水量 (mm)	3時間降水量 (mm)	土壌雨量指数	土壌雨量指数	443	169	270	179	<p>(2) 特別警報</p> <p>※1 数十年に一度の降雨量とは、以下の①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合をいう。</p> <p>① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子（1辺が5kmの地域）が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。</p> <p>② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mmを越える格子のみをカウント対象とする）。</p> <table border="1" data-bbox="1227 523 2130 722"> <thead> <tr> <th colspan="4">昭島市の値</th> </tr> <tr> <th colspan="3">50年に一度の値</th> <th>警報基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48時間降水量 (mm)</td> <td>3時間降水量 (mm)</td> <td>土壌雨量指数</td> <td>土壌雨量指数</td> </tr> <tr> <td>442</td> <td>172</td> <td>266</td> <td>161</td> </tr> </tbody> </table> <p>降水量の警報基準は、一概に比較できないため、示されていない。</p> <p>※2 数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧とは、以下のとおりである。</p> <p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、<u>風速</u>50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下、<u>風速</u>60m/s以上とする。）</p>	昭島市の値				50年に一度の値			警報基準	48時間降水量 (mm)	3時間降水量 (mm)	土壌雨量指数	土壌雨量指数	442	172	266	161
	昭島市の値																																	
50年に一度の値			警報基準																															
48時間降水量 (mm)	3時間降水量 (mm)	土壌雨量指数	土壌雨量指数																															
443	169	270	179																															
昭島市の値																																		
50年に一度の値			警報基準																															
48時間降水量 (mm)	3時間降水量 (mm)	土壌雨量指数	土壌雨量指数																															
442	172	266	161																															

頁	新	旧																																																										
4-2-6 ●	<p>第3節 水防警報の収集・伝達</p> <p>4 水防警報発表基準水位</p> <table border="1" data-bbox="293 288 1189 722"> <thead> <tr> <th>水防警報区</th> <th>観測所</th> <th>水防団待機水位 (レベル1)</th> <th>氾濫注意水位 (レベル2)</th> <th>避難判断水位 (レベル3)</th> <th>氾濫危険水位 (レベル4)</th> <th>計画高水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">【略】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多摩川左岸</td> <td>自 府中市四谷6丁目58番地先</td> <td rowspan="2">石原</td> <td rowspan="2">4.00m</td> <td rowspan="2">4.30m</td> <td rowspan="2">4.30m</td> <td rowspan="2">5.94m</td> </tr> <tr> <td>至 狛江市駒井町3丁目434番地先</td> </tr> <tr> <td colspan="7">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	水防警報区	観測所	水防団待機水位 (レベル1)	氾濫注意水位 (レベル2)	避難判断水位 (レベル3)	氾濫危険水位 (レベル4)	計画高水位	【略】							多摩川左岸	自 府中市四谷6丁目58番地先	石原	4.00m	4.30m	4.30m	5.94m	至 狛江市駒井町3丁目434番地先	【略】							<p>第3節 水防警報の収集・伝達</p> <p>4 水防警報発表基準水位</p> <table border="1" data-bbox="1227 288 2063 722"> <thead> <tr> <th>水防警報区</th> <th>観測所</th> <th>水防団待機水位 (レベル1)</th> <th>氾濫注意水位 (レベル2)</th> <th>避難判断水位 (レベル3)</th> <th>氾濫危険水位 (レベル4)</th> <th>計画高水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">【略】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多摩川左岸</td> <td>自 府中市四谷6丁目58番地先</td> <td rowspan="2">石原</td> <td rowspan="2">4.00m</td> <td rowspan="2">4.30m</td> <td rowspan="2">4.50m</td> <td rowspan="2">5.94m</td> </tr> <tr> <td>至 狛江市駒井町3丁目434番地先</td> </tr> <tr> <td colspan="7">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	水防警報区	観測所	水防団待機水位 (レベル1)	氾濫注意水位 (レベル2)	避難判断水位 (レベル3)	氾濫危険水位 (レベル4)	計画高水位	【略】							多摩川左岸	自 府中市四谷6丁目58番地先	石原	4.00m	4.30m	4.50m	5.94m	至 狛江市駒井町3丁目434番地先	【略】						
水防警報区	観測所	水防団待機水位 (レベル1)	氾濫注意水位 (レベル2)	避難判断水位 (レベル3)	氾濫危険水位 (レベル4)	計画高水位																																																						
【略】																																																												
多摩川左岸	自 府中市四谷6丁目58番地先	石原	4.00m	4.30m	4.30m	5.94m																																																						
	至 狛江市駒井町3丁目434番地先																																																											
【略】																																																												
水防警報区	観測所	水防団待機水位 (レベル1)	氾濫注意水位 (レベル2)	避難判断水位 (レベル3)	氾濫危険水位 (レベル4)	計画高水位																																																						
【略】																																																												
多摩川左岸	自 府中市四谷6丁目58番地先	石原	4.00m	4.30m	4.50m	5.94m																																																						
	至 狛江市駒井町3丁目434番地先																																																											
【略】																																																												
4-2-7 ●	<p>5 水防警報の種類と発表の基準</p> <table border="1" data-bbox="338 794 1189 1404"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【略】</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</td> <td>雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。水防団待機（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	発表基準	【略】			準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。水防団待機（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。	<p>5 水防警報の種類と発表の基準</p> <table border="1" data-bbox="1272 794 2123 1182"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【略】</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</td> <td>雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	発表基準	【略】			準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。																																		
種類	内容	発表基準																																																										
【略】																																																												
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。水防団待機（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。																																																										
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。																																																										
種類	内容	発表基準																																																										
【略】																																																												
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。																																																										
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。																																																										

頁	新		旧			
4-2-7 ●	指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、浸透、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	<u>氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。</u>	指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、浸透、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	<u>洪水警報等により、またはすでに氾濫注意水位を越えて災害の起こるおそれがあるとき。</u>
	解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。 <u>氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、</u> 水防活動を必要とする河川状況ではないと判断されたとき。	解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下がったとき、 <u>または</u> 水防活動を必要とする河川状況ではないと判断されたとき。
	<u>情 報</u>	<u>雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの</u>	<u>状況により必要と認めるとき</u>	<u>【新規】</u>		
	地震による堤防の <u>漏水</u> 、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。			地震による堤防の <u>浸透</u> 、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

4-2-8

6 多摩川重要水防箇所

【略】

多摩川左岸

地図 番号	重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
	種別	階 級	地先名	杭位置			
多左 48-1	(重 点) 水衝 洗掘	B	昭島市拝島町 5丁目	48.0k 47.8k+100m	105.0	氾濫危険水位 設定箇所（調 布橋観測所） 立川市、昭島 市に氾濫被害 を発生させる 危険箇所 <u>堤防前面の洗 掘のおそれ がある箇所</u>	木流し
多左 47-1	工作 物	B	昭島市拝島町 5丁目	47.8k+100m	1 箇所	<u>対策が必要な 施設（昭和用 水堰）</u>	
多左 47-2	水衝 洗掘	B	昭島市拝島町 5丁目	47.8k+100m <u>47.6k+100m</u>	205.3	<u>堤防前面の洗 掘のおそれ がある箇所</u>	木流し
多左 47-3	堤体 漏水 水衝 洗掘	B B	昭島市拝島町 <u>5丁目</u>	47.6k+100m 47.4k+100m	206.5	<u>堤体の変状の 生じるおそれ がある箇所</u> 水衝部	<u>シート張り</u> 木流し
多左 47-4	水衝 洗掘	B	昭島市拝島町 <u>5丁目</u>	47.4k+100m 47.0k+175m	331.7	<u>堤防前面の洗 掘のおそれ がある箇所</u>	木流し
多左 47-5	堤体 漏水 水衝 洗掘	B B	昭島市拝島町 <u>4丁目</u>	47.4k+100m 46.8k+25m	356.7	<u>堤体の変状の 生じるおそれ がある箇所</u>	<u>シート張り</u> 木流し

6 多摩川重要水防箇所

【略】

多摩川左岸

地図 番号	重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
	種別	階 級	地先名	杭位置			
多左 48-1	(重 点) 堤防 高 水衝 洗掘	B B	昭島市拝島町 5丁目	48.0k 47.8k+100m	100.7	氾濫危険水位 設定箇所（調 布橋観測所） 立川市、昭島 市に氾濫被害 を発生させる 危険箇所 <u>流下能力不足 （評価水位が 高い）</u> 水衝部	<u>積み土のう</u> 木流し
多左 47-1	工作 物	B	昭島市拝島町 5丁目	47.8k+100m	1 箇所	<u>昭和用水堰 流下能力不足</u>	
多左 47-2	水衝 洗掘	B	昭島市拝島町 5丁目	47.8k+100m <u>47.0k+100m</u>	804.1	<u>水衝部</u>	木流し
多左 47-3	堤防 断面 水衝 洗掘	B B	昭島市拝島町 <u>4丁目</u>	47.0k+100m 46.8k+100m	201.0	<u>断面不足(1/2 以上)</u> 水衝部	<u>築きまわし</u> 木流し
	【新規】						
	【新規】						

						堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	
多左 46-1	水衝 洗掘	B	昭島市拝島町 4丁目	46.8k+25m 46.6k	230.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	木流し
【削除】							
多左 45-1	(重点) 水衝 洗掘	B	昭島市大神町 4丁目	45.4k 45.0k+100m	295.8	越水危険箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	木流し
多左 45-2	工作 物	A	昭島市大神町 4丁目	45.2k	1 箇所	応急対策が必要な施設(日野用水堰)	
多左 45-3	堤体 漏水 水衝 洗掘	B B	昭島市大神町 4丁目	45.0k+100m 44.8k+25m	295.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	シート張り 木流し
多左 44-1	水衝 洗掘	B	昭島市大神町 4丁目	44.8k+25m 44.8k	24.3	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	木流し
多左 43-1	水衝 洗掘	B	昭島市宮沢町 3丁目	43.8k 43.6k+167m	35.1	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	木流し
多左 43-2	堤体 漏水	B	昭島市中神町 3丁目	43.6k+50m 43.4k	242.6	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	シート張り
多左 43-3	工作 物	B	昭島市福島町 3丁目	43.6k+29m	1 箇所	計算水位と桁下高の差が余	
多左 46-1	水衝 洗掘	B	昭島市拝島町 4丁目	46.8k+100m 46.6k	300.2	水衝部	木流し
多左 46-2	堤防 断面	A	昭島市田中町 4丁目	46.0k+100m 45.8k+100m	208.4	断面不足(1/2以上)	築きまわし
多左 45-1	水衝 洗掘	B	昭島市大神町 4丁目	45.4k 45.0k+100m	290.8	水衝部	木流し
多左 45-2	工作 物	A	昭島市大神町 4丁目	45.2k	1 箇所	日野用水堰 流下能力不足	
多左 45-3	堤防 断面 水衝 洗掘	B B	昭島市大神町 4丁目	45.0k+100m 44.8k+100m	198.6	断面不足(1/2以上) 水衝部	築きまわし 木流し
多左 44-1	水衝 洗掘	B	昭島市大神町 4丁目	44.8k+100m 44.8k	97.2	水衝部	木流し
多左 43-1	水衝 洗掘	B	昭島市宮沢町 3丁目	43.8k 43.6k+100m	106.3	水衝部	木流し
多左 43-2	堤防 断面 水衝 洗掘	B B	昭島市福島町 3丁目	43.6k+100m 43.6k+5m	101.0	断面不足(1/2以上) 水衝部	築きまわし 木流し
多左 43-3	工作 物	B	昭島市福島町 3丁目	43.6k+29m	1 箇所	多摩大橋 流下能力不足	

頁	新								旧									
							裕高未満(多摩大橋)											
	多左 43-4	水衝 洗掘	B	昭島市福島町 3丁目	43.2k+144m 42.6k+100m	643.3	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	木流し	多左 43-4	堤防高 堤防 断面 水衝 洗掘	B B B	昭島市福島町 3丁目	43.6k+5m 43.4k	194.7	流下能力不足(堤防高不足、評価水位が高い) 断面不足(1/2以上) 水衝部	積み土のう 築きまわし 木流し		
	【削除】								多左 43-5	堤防高 水衝 洗掘	B B	昭島市福島町 3丁目	43.4k 43.2k+50m	151.2	流下能力不足(堤防高不足、評価水位が高い) 水衝部	積み土のう 木流し		
	【削除】								多左 43-6	水衝 洗掘	B	昭島市福島町 3丁目	43.2k+50m 42.6k+100m	548.5	水衝部	木流し		
	多左 42-1	堤体 漏水 水衝 洗掘	B B	昭島市郷地町 3丁目	42.6k+100m 42.6k+80m	19.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	表むしろ張り 木流し	多左 42-1	堤体 漏水 水衝 洗掘	B B	昭島市郷地町 3丁目	42.6k+100m 42.6k+80m	19.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	表むしろ張り 木流し		

多摩川右岸								多摩川右岸							
地図 番号	重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法	地図 番号	重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
	種別	階級	地先名	杭位置					種別	階級	地先名	杭位置			
【削除】								多右 46-1 堤防 高 B 堤防 B 断面 昭島市拝島町 4丁目 46.8K+100m 46.8k+40m 75.0 流下能力不足 (堤防高不足) 断面不足(1/2 以上) 積み土のう 築きまわし							
多右 46-1	(重 点) 旧川 跡	要注	昭島市拝島町 4丁目	46.8K+40m 46.6k+180m	70.8	越水危険個所 旧川跡	釜段工法	多右 46-2	堤防 高 断面 旧川 跡	B B 要注	昭島市拝島町 4丁目	46.8K+40m 46.6k+180m	70.8	流下能力不足 (堤防高不足) 断面不足(1/2 以上) 旧川跡	積み土のう 築きまわし
【削除】								多右 46-3 堤防 高 B 堤防 B 断面 昭島市拝島町 4丁目 46.6K+180m 46.6k+40m 145. 6 流下能力不足 (堤防高不足) 断面不足(1/2 以上) 積み土のう 築きまわし							
多右 46-2	旧川 跡	要注	昭島市拝島町 4丁目	46.6K+40m 46.2k+185m	266.7	旧川跡	釜段工法	多右 46-4	堤防 高 断面 旧川 跡	B B 要注	昭島市拝島町 4丁目	46.6K+40m 46.2k+185m	266. 7	流下能力不足 (堤防高不足、 評価水位が高 い) 断面不足(1/2 以上) 旧川跡	積み土のう 築きまわし
【削除】								多右 46-5 堤防 高 B 堤防 B 断面 昭島市拝島町 4丁目 46.2k+185m 46.2k+100m 112. 6 流下能力不足 (堤防高不足、 評価水位が高 い) (評価水位が高 い) 断面不足(1/2 以上) 積み土のう 築きまわし							

4-2-9

頁	新							旧								
	【削除】							多右 46-6	堤防 高	B	昭島市拝島町 4丁目	46.2K+100m 46.2k+50m	66.2	流下能力不足 (評価水位が高い)	積み土のう	
	多右 46-3	工作 物	B	昭島市拝島町 6丁目	46.2K+25m	1 箇所	計算水位と桁 下高の差が余 裕高未満(拝 島橋)		多右 46-7	工作 物	B	昭島市拝島町 6丁目	46.2K+25m	1 箇所	拝島橋 流下能力不足	
	多右 46-4	越水 (溢 水)	B	昭島市田中町 4丁目	46.2K 45.8k	488.3	計算水位と現 況堤防高の差 が余裕高未満	積み土のう	多右 46-8	堤防 高	B	昭島市田中町 4丁目	46.2K 45.8k	488. 3	流下能力不足 (堤防高不足、 評価水位が高い)	積み土のう

重要水防箇所評定基準

種別	重要度		要注意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等との意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等との意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障	

重要水防箇所評定基準

種別	重要度		要注意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の二分の一未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ二分の一以上確保されている箇所。	

頁	新				旧			
	<p><u>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</u></p> <p><u>水防団等との意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</u></p>	<p><u>は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。</u></p> <p><u>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</u></p> <p><u>水防団等との意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</u></p>			<p><u>法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。</u></p> <p><u>法崩れ・すべり</u></p>		<p><u>法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。</u></p> <p><u>法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所</u></p> <p><u>で、所要の対策が未施工の箇所。</u></p>	
【略】					【略】			
【略】					【略】			
	<u>工事施工</u>			<p><u>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤にに影響を及ぼす箇所。</u></p>	【新規】			
	<p><u>新堤防</u> <u>破堤跡</u> 旧川跡</p>			<p><u>新堤防で築造後3年以内の箇所。</u></p> <p><u>破堤跡又は旧川跡の箇所。</u></p>	<p><u>新堤防</u> <u>破堤跡</u> 旧川跡</p>			<p><u>新堤防で築造後3年以内の箇所。</u></p> <p><u>破堤跡又は旧川跡の箇所。</u></p>
	<u>陸閘</u>				【新規】			
<p>4-2-10 ●</p>	<p>7 情報の伝達経路 (2) 多摩川水防警報伝達系統図 【図中凡例】 「基本系」 <u>「補助系」</u> <u>「協力系」</u></p>				<p>7 情報の伝達経路 (2) 多摩川水防警報伝達系統図 【図中凡例】 「基本系」 <u>「協力系」</u> <u>「補助系」</u></p>			

<p>4-2-10</p> <p>●</p>	<p>第4節 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市が防災活動や避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うための支援、<u>及び住民の自主的な避難判断等の参考となるような</u>情報として発表される。</p> <p>1 発表方法</p> <p><u>土砂災害警戒情報は、東京都と気象庁が共同で発表することとしている。</u> <u>都は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）第27条に基づき、土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、あらかじめ定めた降雨量の警戒基準により、土砂災害警戒情報を関係のある市に通知するとともに、一般に周知させるための必要な措置を講じる。</u> <u>気象庁は、気象業務法第13条（予報及び警報、以下第15条まで適用）に基づき、大雨注意報・警報を通知するとともに、同法第11条に基づいた気象情報の1つとして、土砂災害警戒情報を関係機関に通知する</u></p> <p>2 各機関の役割分担</p> <p>都では、土砂災害警戒情報の作成・運用に関する作業を建設局<u>河川部</u>が行い、伝達に関する作業は、総務局<u>総合防災部</u>が行う。</p> <p>市は、土砂災害警戒情報が<u>発表されたら、情報</u>の内容を把握するとともに、状況の的確な把握に努め、警戒態勢の構築や避難勧告・避難指示の<u>円滑な</u>発令に活用する。</p> <p>北多摩北部建設事務所は、<u>土砂災害警戒情報が発表されたら、関係自治体及びその他関係機関との密接な連絡・調整の上で、状況の的確な把握に努め、警戒すべき箇所の周知や管理施設の巡回など</u>市に対する助言<u>及び支援</u>を行う。</p> <p>【図中】 東京都 [総務局総合防災部] ○作成・伝達等を地域防災計画に明記 ○土砂災害警戒情報の市への伝達と一般への周知</p> <p>北多摩北部建設事務所 ○市に対する助言<u>及び支援</u></p> <p>昭島市 ○避難勧告・避難指示等の発令と伝達</p>	<p>第4節 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき<u>に</u>、市が防災活動や避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うための支援情報として発表される。</p> <p>1 発表方法</p> <p><u>都は、災害対策基本法第55条に基づき、「予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置」として、土砂災害警戒情報を市に通知する。また、気象庁は、気象業務法第11条に基づき、大雨警報についての解説として、土砂災害警戒情報を関係機関に通知することになっており、都と気象庁は、「東京都と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」に基づき、共同で発表することとしている。</u></p> <p>2 各機関の役割分担</p> <p>都では、土砂災害警戒情報の作成・運用に関する作業を建設局が行い、伝達に関する作業は、総務局が行う。</p> <p>市は、土砂災害警戒情報の内容を把握するとともに、状況の的確な把握に努め、警戒態勢の構築や避難勧告・避難指示の発令に活用する。</p> <p>北多摩北部建設事務所は、市に対する助言<u>や指導応援</u>を行う。</p> <p>【図中】 東京都 [総務局総合防災部] ○地域防災計画への位置づけ ○土砂災害警戒情報の市への伝達</p> <p>北多摩北部建設事務所 ○市に対する助言<u>や指導応援</u></p> <p>昭島市 ○避難勧告・避難指示の発令と伝達</p>
------------------------	---	---

頁	新	旧								
	○土砂災害に関する情報伝達体制の整備 ○地域防災計画に 明記	○土砂災害に関する情報伝達体制の整備 ○地域防災計画への 位置づけ								
4-2-12 ●	第5節 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の収集・伝達 1 竜巻等の発生に係る情報発表 (3) 竜巻注意報 <u>気象ドップラーレーダーの観測などから、今まさに竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況となっている時に、東京地方又は伊豆諸島に対して竜巻注意情報を発表する。雷注意報が発表されている状況下において発表する情報で、有効期間は発表から1時間とされている。</u>	第5節 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の収集・伝達 1 竜巻等の発生に係る情報発表 (3) 竜巻注意報 <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、東京地方気象台等が東京地方又は伊豆諸島を対象に発表される。有効期間を発表から1時間とされているが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。</u>								
4-2-13 ●	(4) 竜巻発生確度ナウキャスト 【略】 <table border="1" data-bbox="342 644 1167 951"> <tr> <td data-bbox="342 644 510 799">発生確度1 (黄色表示)</td> <td data-bbox="510 644 1167 799">竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測的中率^{*1}は1～7%程度であり、発生確度2に比べて低くなるが、補足率は80%程度であり、見逃しが少ない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="342 799 510 951">発生確度2 (赤色表示)</td> <td data-bbox="510 799 1167 951">竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測的中率^{*2}は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。発生確度が2となっている地域に竜巻注意報が発表される。</td> </tr> </table>	発生確度1 (黄色表示)	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測的中率 ^{*1} は1～ 7% 程度であり、発生確度2に比べて低くなるが、補足率は 80% 程度であり、見逃しが少ない。	発生確度2 (赤色表示)	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測的中率 ^{*2} は 7～14% 程度、捕捉率は 50～70% 程度である。発生確度が2となっている 地域 に竜巻注意報が発表される。	(4) 竜巻発生確度ナウキャスト 【略】 <table border="1" data-bbox="1276 644 2101 951"> <tr> <td data-bbox="1276 644 1444 799">発生確度1 (黄色表示)</td> <td data-bbox="1444 644 2101 799">竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測的中率^{*1}は1～5%程度であり、発生確度2に比べて低くなるが、補足率は60～70%程度であり、見逃しが少ない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 799 1444 951">発生確度2 (赤色表示)</td> <td data-bbox="1444 799 2101 951">竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測的中率^{*2}は5～10%程度、捕捉率は20～30%程度である。発生確度が2となっている地方(県など)に竜巻注意報が発表される。</td> </tr> </table>	発生確度1 (黄色表示)	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測的中率 ^{*1} は1～ 5% 程度であり、発生確度2に比べて低くなるが、補足率は 60～70% 程度であり、見逃しが少ない。	発生確度2 (赤色表示)	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測的中率 ^{*2} は 5～10% 程度、捕捉率は 20～30% 程度である。発生確度が2となっている 地方(県など) に竜巻注意報が発表される。
発生確度1 (黄色表示)	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測的中率 ^{*1} は1～ 7% 程度であり、発生確度2に比べて低くなるが、補足率は 80% 程度であり、見逃しが少ない。									
発生確度2 (赤色表示)	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測的中率 ^{*2} は 7～14% 程度、捕捉率は 50～70% 程度である。発生確度が2となっている 地域 に竜巻注意報が発表される。									
発生確度1 (黄色表示)	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測的中率 ^{*1} は1～ 5% 程度であり、発生確度2に比べて低くなるが、補足率は 60～70% 程度であり、見逃しが少ない。									
発生確度2 (赤色表示)	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測的中率 ^{*2} は 5～10% 程度、捕捉率は 20～30% 程度である。発生確度が2となっている 地方(県など) に竜巻注意報が発表される。									
4-2-14 ●	第6節 その他の河川情報の収集・伝達 2 その他の通報 (2) 情報伝達経路 【図中】 <u>「羽村取水管理事務所」</u>	第6節 その他の河川情報の収集・伝達 2 その他の通報 (2) 情報伝達経路 【図中】 <u>「村山山口貯水池管理事務所羽村取水所」</u>								

頁	新	旧
4-3-3	<p>第3章 水防活動</p> <p>第2節 水防本部</p> <p>3 水防本部設置の手続</p> <p>(1) 水防本部設置の手続</p> <p>水防本部の設置は次の手続で行うこととする。</p> <p>ア 防災課長は、情報連絡体制により収集した情報を危機管理担当部長に報告する。</p> <p>イ 危機管理担当部長は、収集した情報を分析し、都市整備部長と協議の上、市域に被害の発生するおそれがあると判断した場合は、副市長に報告の上、水防本部の設置を市長に具申する。</p> <p>(2) 水防本部の設置</p> <p>市長は、危機管理担当部長から具申があったときは、水防本部を設置し、このことを庁内放送等を通じて職員に周知する。</p> <p>(3) 水防本部設置の通知</p> <p>危機管理担当部長は、水防本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる機関に水防本部を設置した旨、通知する。</p> <p>【略】</p>	<p>第3章 水防活動</p> <p>第2節 水防本部</p> <p>3 水防本部設置の手続</p> <p>(1) 水防本部設置の手続</p> <p>水防本部の設置は次の手続で行うこととする。</p> <p>ア 防災課長は、情報連絡体制により収集した情報を総務部長に報告する。</p> <p>イ 総務部長は、収集した情報を分析し、都市整備部長と協議の上、市域に被害の発生するおそれがあると判断した場合は、副市長（統括）に報告の上、水防本部の設置を市長に具申する。</p> <p>(2) 水防本部の設置</p> <p>市長は、総務部長から具申があったときは、水防本部を設置し、このことを庁内放送等を通じて職員に周知する。</p> <p>(3) 水防本部設置の通知</p> <p>総務部長は、水防本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる機関に水防本部を設置した旨、通知する。</p> <p>【略】</p>

頁	新	旧																																			
4-3-5	5 水防本部の組織 (2) 構成員 (令和●年 4月1日現在)	5 水防本部の組織 (2) 構成員 (平成27年 4月1日現在)																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 288 398 363">本部長</th> <th data-bbox="398 288 510 363">副本部長</th> <th data-bbox="510 288 645 363">災害対策部長</th> <th data-bbox="645 288 779 363">水防対策部長</th> <th data-bbox="779 288 949 363">対策本部長</th> <th data-bbox="949 288 1167 363">本部職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 363 398 1161">市長</td> <td data-bbox="398 363 510 1161">副市長 教育長</td> <td data-bbox="510 363 645 1161" rowspan="2" style="color: red;">危機管理 担当部長</td> <td data-bbox="645 363 779 1161" rowspan="2">都市整備 部長</td> <td data-bbox="779 363 949 1161"> 企画部長 政策担当部長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 子ども家庭部長 環境部長 都市計画部長 区画整理担当 部長 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長 </td> <td data-bbox="949 363 1167 1161"> 防災課職員 契約管財課職員 管理課職員 交通対策課職員 下水道課職員 建設課職員 広報課職員 生活コミュニティ課職員 生活福祉課職員 障害福祉課職員 健康課職員 介護福祉課職員 子ども育成課職員 環境課職員 庶務課職員 指導課職員 社会教育課職員 議会事務局職員 その他、本部長が 必要と認める職員 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="510 1121 779 1161">消防団長</td> <td colspan="2" data-bbox="779 1121 1167 1161">消防団員</td> </tr> </tbody> </table>	本部長	副本部長	災害対策部長	水防対策部長	対策本部長	本部職員	市長	副市長 教育長	危機管理 担当部長	都市整備 部長	企画部長 政策担当部長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 子ども家庭部長 環境部長 都市計画部長 区画整理担当 部長 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長	防災課職員 契約管財課職員 管理課職員 交通対策課職員 下水道課職員 建設課職員 広報課職員 生活コミュニティ課職員 生活福祉課職員 障害福祉課職員 健康課職員 介護福祉課職員 子ども育成課職員 環境課職員 庶務課職員 指導課職員 社会教育課職員 議会事務局職員 その他、本部長が 必要と認める職員	消防団長			消防団員		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1227 288 1332 363">本部長</th> <th data-bbox="1332 288 1444 363">副本部長</th> <th data-bbox="1444 288 1579 363">災害対策部長</th> <th data-bbox="1579 288 1713 363">水防対策部長</th> <th data-bbox="1713 288 1883 363">対策本部長</th> <th data-bbox="1883 288 2101 363">本部職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1227 363 1332 1161">市長</td> <td data-bbox="1332 363 1444 1161">副市長 教育長</td> <td data-bbox="1444 363 1579 1161" style="color: red;">総務部長</td> <td data-bbox="1579 363 1713 1161">都市整備 部長</td> <td data-bbox="1713 363 1883 1161"> 企画部長 市民部長 保健福祉部長 子ども家庭部長 環境部長 都市計画部長 都市計画部参 事 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長 </td> <td data-bbox="1883 363 2101 1161"> 防災課職員 契約管財課職員 管理課職員 交通対策課職員 下水道課職員 建設課職員 秘書広報課職員 生活コミュニティ課職員 生活福祉課職員 障害福祉課職員 健康課職員 介護福祉課職員 子ども育成課職員 環境課職員 庶務課職員 指導課職員 社会教育課職員 議会事務局職員 その他、本部長が 必要と認める職員 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1444 1121 1713 1161">消防団長</td> <td colspan="3" data-bbox="1713 1121 2101 1161">消防団員</td> </tr> </tbody> </table>	本部長	副本部長	災害対策部長	水防対策部長	対策本部長	本部職員	市長	副市長 教育長	総務部長	都市整備 部長	企画部長 市民部長 保健福祉部長 子ども家庭部長 環境部長 都市計画部長 都市計画部参 事 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長	防災課職員 契約管財課職員 管理課職員 交通対策課職員 下水道課職員 建設課職員 秘書広報課職員 生活コミュニティ課職員 生活福祉課職員 障害福祉課職員 健康課職員 介護福祉課職員 子ども育成課職員 環境課職員 庶務課職員 指導課職員 社会教育課職員 議会事務局職員 その他、本部長が 必要と認める職員	消防団長			消防団員		
	本部長	副本部長	災害対策部長	水防対策部長	対策本部長	本部職員																															
	市長	副市長 教育長	危機管理 担当部長	都市整備 部長	企画部長 政策担当部長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 子ども家庭部長 環境部長 都市計画部長 区画整理担当 部長 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長	防災課職員 契約管財課職員 管理課職員 交通対策課職員 下水道課職員 建設課職員 広報課職員 生活コミュニティ課職員 生活福祉課職員 障害福祉課職員 健康課職員 介護福祉課職員 子ども育成課職員 環境課職員 庶務課職員 指導課職員 社会教育課職員 議会事務局職員 その他、本部長が 必要と認める職員																															
消防団長					消防団員																																
本部長	副本部長	災害対策部長	水防対策部長	対策本部長	本部職員																																
市長	副市長 教育長	総務部長	都市整備 部長	企画部長 市民部長 保健福祉部長 子ども家庭部長 環境部長 都市計画部長 都市計画部参 事 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長	防災課職員 契約管財課職員 管理課職員 交通対策課職員 下水道課職員 建設課職員 秘書広報課職員 生活コミュニティ課職員 生活福祉課職員 障害福祉課職員 健康課職員 介護福祉課職員 子ども育成課職員 環境課職員 庶務課職員 指導課職員 社会教育課職員 議会事務局職員 その他、本部長が 必要と認める職員																																
消防団長			消防団員																																		
【削除】	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1227 1166 1332 1201" style="color: red;">1人</td> <td data-bbox="1332 1166 1444 1201" style="color: red;">3人</td> <td data-bbox="1444 1166 1579 1201" style="color: red;">3人</td> <td data-bbox="1713 1166 1883 1201" style="color: red;">12人</td> <td data-bbox="1883 1166 2101 1201" style="color: red;">339人</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td data-bbox="1883 1201 2101 1236" style="color: red;">計 351人</td> </tr> </table>	1人	3人	3人	12人	339人					計 351人																										
1人	3人	3人	12人	339人																																	
				計 351人																																	

頁	新	旧																																																		
4-3-6	<p>6 水防本部の業務内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">業 務 内 容</th> </tr> <tr> <th>部</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【略】</td> </tr> <tr> <td>企 画 部</td> <td>広 報 課</td> <td>1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 報道機関の対応に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		業 務 内 容	部	課	【略】			企 画 部	広 報 課	1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 報道機関の対応に関すること。	【略】			<p>6 水防本部の業務内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">業 務 内 容</th> </tr> <tr> <th>部</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【略】</td> </tr> <tr> <td>企 画 部</td> <td>秘書広報課</td> <td>1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 報道機関の対応に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		業 務 内 容	部	課	【略】			企 画 部	秘書広報課	1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 報道機関の対応に関すること。	【略】																								
名 称		業 務 内 容																																																		
部	課																																																			
【略】																																																				
企 画 部	広 報 課	1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 報道機関の対応に関すること。																																																		
【略】																																																				
名 称		業 務 内 容																																																		
部	課																																																			
【略】																																																				
企 画 部	秘書広報課	1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 報道機関の対応に関すること。																																																		
【略】																																																				
4-3-7	<p>第3節 水防本部体制の職員配備</p> <p>1 水防警戒態勢及び水防非常配備態勢の職員配備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">担 当 部 課 等</th> <th colspan="4">配 備 基 準 (%)</th> </tr> <tr> <th>水防警戒態勢</th> <th>第1非常配備態勢</th> <th>第2非常配備態勢</th> <th>第3非常配備態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">【略】</td> </tr> <tr> <td>企 画 部</td> <td>広報課</td> <td>5~10</td> <td>10~20</td> <td>20~50</td> <td>50~100</td> </tr> <tr> <td colspan="5">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	担 当 部 課 等	配 備 基 準 (%)				水防警戒態勢	第1非常配備態勢	第2非常配備態勢	第3非常配備態勢	【略】					企 画 部	広報課	5~10	10~20	20~50	50~100	【略】					<p>第3節 水防本部体制の職員配備</p> <p>1 水防警戒態勢及び水防非常配備態勢の職員配備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">担 当 部 課 等</th> <th colspan="4">配 備 基 準 (%)</th> </tr> <tr> <th>水防警戒態勢</th> <th>第1非常配備態勢</th> <th>第2非常配備態勢</th> <th>第3非常配備態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">【略】</td> </tr> <tr> <td>企 画 部</td> <td>秘書広報課</td> <td>5~10</td> <td>10~20</td> <td>20~50</td> <td>50~100</td> </tr> <tr> <td colspan="5">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	担 当 部 課 等	配 備 基 準 (%)				水防警戒態勢	第1非常配備態勢	第2非常配備態勢	第3非常配備態勢	【略】					企 画 部	秘書広報課	5~10	10~20	20~50	50~100	【略】				
担 当 部 課 等	配 備 基 準 (%)																																																			
	水防警戒態勢	第1非常配備態勢	第2非常配備態勢	第3非常配備態勢																																																
【略】																																																				
企 画 部	広報課	5~10	10~20	20~50	50~100																																															
【略】																																																				
担 当 部 課 等	配 備 基 準 (%)																																																			
	水防警戒態勢	第1非常配備態勢	第2非常配備態勢	第3非常配備態勢																																																
【略】																																																				
企 画 部	秘書広報課	5~10	10~20	20~50	50~100																																															
【略】																																																				
4-3-8	<p>3 勤務時間外の連絡体制</p> <p>【図中】</p> <p>「危機管理担当部長」</p>	<p>3 勤務時間外の連絡体制</p> <p>【図中】</p> <p>「総務部長」</p>																																																		
4-3-9	<p>第4節 市の水防活動</p> <p>2 水防警戒態勢の活動</p> <p>(6) 要配慮者対応</p> <p>避難対策班は、避難に備え要配慮者の情報把握及び連絡体制の確認等を行う。</p>	<p>第4節 市の水防活動</p> <p>2 水防警戒態勢の活動</p> <p>(6) 要配慮者対応</p> <p>要配慮者支援班は、避難に備え要配慮者の情報把握及び連絡体制の確認等を行う。</p>																																																		
4-3-11 ●	<p>6 水防活動報告</p> <p>本部長は、水防活動終了後3日以内に「水防活動報告書(速報版)」により活動箇所ごとに取りまとめ、北多摩北部建設事務所へ報告する。</p> <p>また、公共土木施設に関する被害が生じたときは、被害後速やかに「被害報告表」によりFAXで建設局河川部へ報告する。更に、被害の発生に伴い災害復旧を申請する場合は、災害終息後7日以内に概算被害額を算定し、同表を建設局河川部へ提出する。</p>	<p>6 水防活動報告</p> <p>本部長は、水防活動終了後3日以内に「水防活動報告表」により活動箇所ごとに取りまとめ、北多摩北部建設事務所へ報告する。</p> <p>また、公共土木施設に関する被害が生じたときは、被害後速やかに「被害報告表」によりFAXで建設局河川部へ報告する。更に、被害の発生に伴い災害復旧を申請する場合は、「災害報告書」を被災後7日以内に建設局河川部へ提出する。</p>																																																		

頁	新	旧
4-3-14 ●	<p>第6節 東京都との連携 【図中】 「水防活動報告書」</p>	<p>第6節 東京都との連携 【図中】 「<u>水防活動報告表</u>」</p>
4-3-15 ◆	<p>第7節 水防活動に係る協力体制の推進 2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等における自主的な避難確保、浸水防止対策の推進 (1) 要配慮者利用施設 【略】 イ 前アの施設の所有者又は管理者は、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成<u>しなければならない。また、当該計画に基づく訓練を実施しなければならないほか、</u>施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くように努めなければならない。 ウ 前イの計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、当該計画<u>又は水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第15条に定める</u>自衛水防組織の構成員等の事項を、<u>遅滞なく、</u>市長に報告<u>しなければならない。</u>当該計画または当該事項を変更したときも、同様とする。 【略】</p>	<p>第7節 水防活動に係る協力体制の推進 2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等における自主的な避難確保、浸水防止対策の推進 (1) 要配慮者利用施設 【略】 イ 前アの施設の所有者又は管理者は、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成<u>するとともに、</u>当該計画に基づく訓練を<u>実施するほか、</u>施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くように努めなければならない。 ウ 前イの計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、当該計画又は自衛水防組織の構成員等の事項を市長に報告<u>する。</u>当該計画または当該事項を変更したときも、同様とする。 【略】</p>
4-4-1	<p>第4章 避難計画 第1節 避難所 1 避難所の指定 風水害における避難所は、第3部第7章「避難者対策」で定義するものとする。ただし、平成14年2月28日に国土交通省京浜河川事務所が作成した「多摩川浸水想定区域図」及び平成17年6月に都建設局が公表した「平成12年9月に発生した東海豪雨と同等の豪雨が発生した場合のシミュレーション結果」において、浸水想定区域内にある避難所は、浸水時には使用できなくなる場合がある。このことから、浸水時に使用できなくなる可能性のある避難所以外を災害対策基本法<u>第49条の4</u>で定める指定緊急避難場所として指定する。（資料54「避難場所等一覧表」参照）</p>	<p>第1節 避難所 1 避難所の指定 風水害における避難所は、第3部第7章「避難者対策」で定義するものとする。ただし、平成14年2月28日に国土交通省京浜河川事務所が作成した「多摩川浸水想定区域図」及び平成17年6月に都建設局が公表した「平成12年9月に発生した東海豪雨と同等の豪雨が発生した場合のシミュレーション結果」において、浸水想定区域内にある避難所は、浸水時には使用できなくなる場合がある。このことから、浸水時に使用できなくなる可能性のある避難所以外を災害対策基本法<u>第49条の4第4項</u>で定める指定緊急避難場所として指定する。（資料54「避難場所等一覧表」参照）</p>

頁	新	旧
4-4-1	<p>第2節 避難の勧告及び指示等</p> <p>1 避難勧告等の発令</p> <p>(2) 警察官の避難指示</p> <p>現地において著しい危険が切迫しており市長が避難の勧告又は指示（以下「避難勧告等」という。）を発するいとまがないと認めるとき、又は市長から要求があった場合は、警察官は、避難のための立退きを指示する。この場合、警察官は、直ちに市長に報告する。</p>	<p>第2節 避難の勧告及び指示等</p> <p>1 避難勧告・指示の発令</p> <p>(2) 警察官の避難指示</p> <p>現地において著しい危険が切迫しており市長が避難の勧告又は指示を発するいとまがないと認めるとき、又は市長から要求があった場合は、警察官は、避難のための立退きを指示する。この場合、警察官は、直ちに市長に報告する。</p>

2 **避難勧告等**の判断基準

市は、気象情報、河川流域の雨量や水位情報及び現地警戒情報等の収集を図るとともに、都の情報提供等技術的支援を受け、総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を考慮した上で避難場所を指定し、避難勧告等を発令する。

「**避難勧告等に関するガイドライン**」（平成31年3月内閣府（防災担当））に基づく避難勧告等の標準的な判断基準は、下表のとおりである。

難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動】（再掲）

警戒レベル※1	区分	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
レベル3	避難準備 ・ 高齢者等 避難開始	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
	避難勧告	全員避難 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※2への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※3を行う。
レベル4	避難指示 (緊急)	全員避難 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※2への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※3を行う。

2 **避難勧告・指示**の判断基準

市は、気象情報、河川流域の雨量や水位情報及び現地警戒情報等の収集を図るとともに、都の情報提供等技術的支援を受け、総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を考慮した上で避難場所を指定し、避難勧告等を発令する。

避難勧告等の標準的な判断は、下表のとおりである。

【避難勧告等の一覧】

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要配慮者 避難情報)	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる※

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

頁	新			旧
			<p>・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	
	<p>レベル5</p>	<p>災害発生 情報</p>	<p><u>災害発生</u></p> <p>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</p> <p>・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	
	<p>1 資料●「警戒レベルと防災気象情報の関係」参照</p> <p>2 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等</p> <p>3 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動</p> <p>突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する</p>			

頁	新	旧																								
4-4-2 ●	<p>多摩川洪水に係る避難勧告等の判断基準については、以下のとおりとする。</p> <p>【多摩川洪水に係る避難勧告等の判断基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="322 325 528 368">水位観測所</th> <th data-bbox="528 325 1167 368">調布橋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="322 368 1167 405">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 405 528 632">避難準備・高齢者等避難開始</td> <td data-bbox="528 405 1167 632">避難判断水位（1.20m）に到達し更に水位上昇が見込まれるとき、概ね2～3時間後に調布橋水位が氾濫危険水位（1.60m）に到達すると見込まれるとき、又は堤防の軽微な漏水、浸食等が発見されたとき、又は発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想されるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 632 528 783">避難勧告</td> <td data-bbox="528 632 1167 783">氾濫危険水位（1.60m）に到達したとき、又は堤防の異常な漏水、浸食等が発見されたとき、又は発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想されるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 783 528 858">避難指示（緊急）</td> <td data-bbox="528 783 1167 858">避難勧告を発令し、堤防からの異常な漏水、浸食の進行や亀裂、すべり等により決壊のおそれが高まったとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 858 528 900">災害発生情報</td> <td data-bbox="528 858 1167 900">決壊や越水・溢水が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	水位観測所	調布橋	【略】		避難準備・高齢者等避難開始	避難判断水位（1.20m）に到達し更に水位上昇が見込まれるとき、概ね2～3時間後に調布橋水位が氾濫危険水位（1.60m）に到達すると見込まれるとき、又は堤防の 軽微な漏水、浸食等 が発見されたとき、 又は発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される とき	避難勧告	氾濫危険水位（1.60m）に到達したとき、 又は堤防の異常な漏水、浸食等 が発見されたとき、 又は発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される とき	避難指示（緊急）	避難勧告を発令し、堤防からの異常な 漏水、浸食 の進行や亀裂、すべり等により決壊のおそれが高まったとき	災害発生情報	決壊や越水・溢水が発生した とき	<p>多摩川洪水に係る避難勧告・指示の判断基準については、以下のとおりとする。</p> <p>【多摩川洪水に係る避難勧告・指示の判断基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1256 325 1462 368">水位観測所</th> <th data-bbox="1462 325 2101 368">調布橋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1256 368 2101 405">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 405 1462 560">避難準備情報（避難行動要支援者避難情報）</td> <td data-bbox="1462 405 2101 560">避難判断水位（1.20m）に到達し更に水位上昇が見込まれるとき、概ね2～3時間後に調布橋水位が氾濫危険水位（1.60m）に到達すると見込まれるとき、又は堤防堤防からの異常な浸透等が発見されたとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 560 1462 596">避難勧告</td> <td data-bbox="1462 560 2101 596">氾濫危険水位（1.60m）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 596 1462 671">避難指示</td> <td data-bbox="1462 596 2101 671">避難勧告を発令し、堤防からの異常な浸透の進行や亀裂、すべり等により決壊のおそれが高まったとき</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1256 671 2101 715">【新規】</td> </tr> </tbody> </table>	水位観測所	調布橋	【略】		避難準備情報（避難行動要支援者避難情報）	避難判断水位（1.20m）に到達し更に水位上昇が見込まれるとき、概ね2～3時間後に調布橋水位が氾濫危険水位（1.60m）に到達すると見込まれるとき、又は堤防 堤防からの異常な浸透等 が発見されたとき	避難勧告	氾濫危険水位（1.60m）に到達したとき	避難指示	避難勧告を発令し、堤防からの異常な 浸透 の進行や亀裂、すべり等により決壊のおそれが高まったとき	【新規】	
水位観測所	調布橋																									
【略】																										
避難準備・高齢者等避難開始	避難判断水位（1.20m）に到達し更に水位上昇が見込まれるとき、概ね2～3時間後に調布橋水位が氾濫危険水位（1.60m）に到達すると見込まれるとき、又は堤防の 軽微な漏水、浸食等 が発見されたとき、 又は発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される とき																									
避難勧告	氾濫危険水位（1.60m）に到達したとき、 又は堤防の異常な漏水、浸食等 が発見されたとき、 又は発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される とき																									
避難指示（緊急）	避難勧告を発令し、堤防からの異常な 漏水、浸食 の進行や亀裂、すべり等により決壊のおそれが高まったとき																									
災害発生情報	決壊や越水・溢水が発生した とき																									
水位観測所	調布橋																									
【略】																										
避難準備情報（避難行動要支援者避難情報）	避難判断水位（1.20m）に到達し更に水位上昇が見込まれるとき、概ね2～3時間後に調布橋水位が氾濫危険水位（1.60m）に到達すると見込まれるとき、又は堤防 堤防からの異常な浸透等 が発見されたとき																									
避難勧告	氾濫危険水位（1.60m）に到達したとき																									
避難指示	避難勧告を発令し、堤防からの異常な 浸透 の進行や亀裂、すべり等により決壊のおそれが高まったとき																									
【新規】																										

【残堀川洪水に係る**避難勧告等**の判断基準】

水位観測所	昭和公園上（昭和記念公園内調節池上）
避難準備・高齢者等避難開始	警戒水位（3.40m）に到達したとき、 <u>又は堤防の軽微な漏水、浸食等が発見されたとき、又は発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想されるとき</u>
避難勧告	危険水位（4.86m）に到達したとき、 <u>又は堤防の以上な漏水、浸食等が発見されたとき、又は発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想されるとき</u>
避難指示（緊急）	避難勧告を発令し、更に降雨が続き被害が拡大すると予測されるとき
災害発生情報	決壊や越水・溢水が発生したとき

急傾斜地崩壊危険箇所、**土砂災害（特別）警戒区域**に係る**避難勧告等**の判断基準については、以下のとおりとする。

【急傾斜地崩壊危険箇所、**土砂災害（特別）警戒区域等**に係る**避難勧告等**の判断基準】

避難準備・高齢者等避難開始	<u>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」するとき、又は数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき、又は大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき</u>
避難勧告	<u>土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」するとき、又は土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</u>
避難指示（緊急）	<u>土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」したとき、又は避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</u>
災害発生情報	土砂災害が発生したとき

【残堀川洪水に係る**避難勧告・指示**の判断基準】

水位観測所	昭和公園上（昭和記念公園内調節池上）
避難準備情報（避難行動要支援者避難情報）	警戒水位（3.40m）に到達したとき
避難勧告	危険水位（4.86m）に到達したとき
避難指示	避難勧告を発令し、更に降雨が続き被害が拡大すると予測されるとき
【新規】	

急傾斜地崩壊危険箇所に係る**避難勧告・指示**の判断基準については、以下のとおりとする。

【急傾斜地崩壊危険箇所に係る**避難勧告・指示**の判断基準】

避難準備情報（避難行動要支援者避難情報）	<u>・気象庁・都から土砂災害警戒情報が発表される見込みとの情報を得たとき</u>
避難勧告	<u>・気象庁・都が土砂災害警戒情報を発表したとき</u>
避難指示	<u>・気象庁が大雨特別警報（土砂災害）又は記録的短時間大雨情報を発表したとき</u>
【新規】	

4-4-4



頁	新	旧
4-4-5	<p>4 避難勧告等の広報 避難勧告等の伝達は、警察署、消防署、消防団等の協力を得るなど、あらゆる広報手段を利用して、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>【図略】</p> <p>5 避難誘導 市本部は、避難勧告等の発令があった場合は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、迅速な避難誘導を行う。学校教育部、生涯学習部の職員は、あらかじめ指定してある学校、市立会館等の避難所を開設し、避難住民の受入態勢を整える。</p> <p>第3節 要配慮者対策 1 情報伝達 (1) 広報等による避難情報の伝達 市は、避難情報等について防災行政無線及び広報車等を利用し広報するとともに、避難勧告等を発令した場合は、要援護登録者に確実に情報伝達できるよう、昭島警察署、昭島消防署、消防団など、関係機関の協力を得て、個別に情報伝達を行うこととする。 また、視覚や聴覚に障害があり通常の防災行政無線等の広報では情報伝達が困難な者に対する災害時の情報伝達方法について検討を行う。</p>	<p>4 避難勧告・指示の広報 避難の勧告又は指示の伝達は、警察署、消防署、消防団等の協力を得るなど、あらゆる広報手段を利用して、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>【図略】</p> <p>5 避難誘導 市本部は、避難の勧告又は指示の発令があった場合は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、迅速な避難誘導を行う。学校教育部、生涯学習部の職員は、あらかじめ指定してある学校、市立会館等の避難所を開設し、避難住民の受入態勢を整える。</p> <p>第3節 要配慮者対策 1 情報伝達 (1) 広報等による避難情報の伝達 市は、避難情報等について防災行政無線及び広報車等を利用し広報するとともに、避難勧告及び避難指示を発令した場合は、要援護登録者に確実に情報伝達できるよう、昭島警察署、昭島消防署、消防団など、関係機関の協力を得て、個別に情報伝達を行うこととする。 また、視覚や聴覚に障害があり通常の防災行政無線等の広報では情報伝達が困難な者に対する災害時の情報伝達方法について検討を行う。</p>
4-4-6	<p>(3) 施設への避難情報の伝達 避難対策班は、要配慮者を収容する施設に対し、あらかじめ市と施設間で定めた伝達方法により、避難勧告等の情報伝達を行う。</p> <p>【略】</p> <p>3 避難誘導 避難対策班は、避難地域に居住する避難行動要支援者を抽出し、昭島消防署、昭島警察署、消防団、福祉関係機関等と連携し、的確な避難誘導に努める。</p>	<p>(3) 施設への避難情報の伝達 要配慮者支援班は、要配慮者を収容する施設に対し、あらかじめ市と施設間で定めた伝達方法により、避難勧告等の情報伝達を行う。</p> <p>【略】</p> <p>3 避難誘導 要配慮者支援班は、避難地域に居住する避難行動要支援者を抽出し、昭島消防署、昭島警察署、消防団、福祉関係機関等と連携し、的確な避難誘導に努める。</p>

頁	新	旧
4-5-1 □	<p>第5章 関係機関の水防活動</p> <p>第1節 昭島消防署の活動</p> <p>【略】</p> <p>1 部隊の編成</p> <p>活動態勢を次のとおり編成する。</p> <p>(1) 水防切替小隊</p> <p><u>水防切替小隊は、水防第1非常配備態勢及び水防第2非常配備態勢の発令により編成し、浸水地における避難誘導、救助、</u>水防工法、署隊本部支援その他必要な水防活動に従事する。</p> <p>(2) 水防小隊</p> <p><u>水防小隊は、水防第2非常配備態勢以後に編成し、浸水地における避難誘導、救助、水防工法、署隊本部支援その他必要な水防活動に従事する。ただし、</u>水防第1非常配備態勢発令時において、必要がある場合は水防小隊を編成することができる。</p> <p>(3) 監視警戒隊</p> <p><u>監視警戒隊は、水防第2非常配備態勢以後に編成し、監視警戒計画に基づき、</u>水災発生のおそれがある箇所の監視警戒、広報活動<u>その他必要な活動に従事する。ただし、</u>水防第1非常配備態勢発令時において、必要がある場合は監視警戒隊を編成することができる。</p> <p>(4) 水防指揮隊</p> <p><u>水防指揮隊は、水防第1非常配備態勢以後、必要に応じて編成し、水災現場における指揮</u><u>その他必要な活動</u>に従事する。</p>	<p>第5章 関係機関の水防活動</p> <p>第1節 昭島消防署の活動</p> <p>【略】</p> <p>1 部隊の編成</p> <p>活動態勢を次のとおり編成する。</p> <p>(1) 水防切替小隊</p> <p>水防工法、署隊本部支援その他必要な水防活動に従事する。</p> <p>(2) 水防小隊</p> <p>水防第2非常配備態勢<u>の発令により</u>編成し、浸水地における避難誘導、救助、水防工法<u>等の水防活動を実施する。</u></p> <p>水防第1水防非常配備態勢発令時において、必要がある場合は水防小隊を編成することができる。</p> <p>(3) 監視警戒隊</p> <p>水防第2非常配備態勢以後参集者で編成、<u>主として</u>水災発生のおそれがある箇所の監視警戒、広報活動等<u>を実施する。</u></p> <p>水防第1水防非常配備態勢発令時において、必要がある場合は監視警戒隊を編成することができる。</p> <p>(4) 水防指揮隊</p> <p>水防第1非常配備態勢以後、必要に応じて編成し、水災現場において指揮<u>等</u>に従事する。</p>

頁	新	旧																														
4-5-2 □	<p>4 警防本部長の水防非常配備態勢の発令基準 消防職員への水防態勢の発令基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 288 461 363">態 勢</th> <th data-bbox="461 288 987 363">発 令 基 準</th> <th data-bbox="987 288 1196 363">配 備 人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="309 363 1196 416">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 416 461 719">水防第2非常 配備態勢</td> <td data-bbox="461 416 987 719"> 1 台風が東京地方に接近した場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 東京消防庁管下区市町村のいずれかに大雨特別警報、高潮特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 3 気象状況その他の事象により、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 </td> <td data-bbox="987 416 1196 719">当番の職員並びに当番以外の職員の概ね3分の1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 719 461 943">水防第3非常 配備態勢</td> <td data-bbox="461 719 987 943"> 1 東京消防庁管下全域に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 2 気象状況その他の事象により、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 </td> <td data-bbox="987 719 1196 943">当番の職員並びに当番以外の職員の概ね半数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 943 461 1098">水防第4非常 配備態勢</td> <td data-bbox="461 943 987 1098"> 1 東京消防庁管下全域に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 2 気象状況その他の事象により、甚大な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 </td> <td data-bbox="987 943 1196 1098">全職員</td> </tr> </tbody> </table>	態 勢	発 令 基 準	配 備 人 員	【略】			水防第2非常 配備態勢	1 台風が 東京地方に接近した場合 又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、 大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 東京消防庁管下区市町村のいずれかに大雨特別警報、高潮特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 3 気象状況その他の事象により、 大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員の概ね3分の1	水防第3非常 配備態勢	1 東京消防庁管下全域に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 2 気象状況その他の事象により、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員の概ね半数	水防第4非常 配備態勢	1 東京消防庁管下全域に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 2 気象状況その他の事象により、甚大な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	全職員	<p>4 警防本部長の水防非常配備態勢の発令基準 消防職員への水防態勢の発令基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1243 288 1395 363">態 勢</th> <th data-bbox="1395 288 1921 363">発 令 基 準</th> <th data-bbox="1921 288 2130 363">配 備 人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1243 363 2130 416">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 416 1395 719">水防第2非常 配備態勢</td> <td data-bbox="1395 416 1921 719"> 1 台風が関東地方に接近すると予想される場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 【新規】 2 気象状況その他の事象により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 </td> <td data-bbox="1921 416 2130 719">当番の職員並びに当番以外の職員の概ね3分の1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 719 1395 943">水防第3非常 配備態勢</td> <td data-bbox="1395 719 1921 943"> 1 台風が東京地方に接近すると予想される場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 気象状況その他の事象により、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 </td> <td data-bbox="1921 719 2130 943">当番の職員並びに当番以外の職員の概ね半数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 943 1395 1098">水防第4非常 配備態勢</td> <td data-bbox="1395 943 1921 1098">気象状況その他の事象により、勘大な被害の発生が予想され、発生したとき。</td> <td data-bbox="1921 943 2130 1098">全職員</td> </tr> </tbody> </table>	態 勢	発 令 基 準	配 備 人 員	【略】			水防第2非常 配備態勢	1 台風が 関東地方に接近すると予想される場合 又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、 相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 【新規】 2 気象状況その他の事象により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員の概ね3分の1	水防第3非常 配備態勢	1 台風が東京地方に接近すると予想される場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 気象状況その他の事象により、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員の概ね半数	水防第4非常 配備態勢	気象状況その他の事象により、勘大な被害の発生が予想され、発生したとき。	全職員
	態 勢	発 令 基 準	配 備 人 員																													
	【略】																															
	水防第2非常 配備態勢	1 台風が 東京地方に接近した場合 又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、 大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 東京消防庁管下区市町村のいずれかに大雨特別警報、高潮特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 3 気象状況その他の事象により、 大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員の概ね3分の1																													
水防第3非常 配備態勢	1 東京消防庁管下全域に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 2 気象状況その他の事象により、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員の概ね半数																														
水防第4非常 配備態勢	1 東京消防庁管下全域に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 2 気象状況その他の事象により、甚大な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	全職員																														
態 勢	発 令 基 準	配 備 人 員																														
【略】																																
水防第2非常 配備態勢	1 台風が 関東地方に接近すると予想される場合 又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、 相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 【新規】 2 気象状況その他の事象により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員の概ね3分の1																														
水防第3非常 配備態勢	1 台風が東京地方に接近すると予想される場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 気象状況その他の事象により、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員の概ね半数																														
水防第4非常 配備態勢	気象状況その他の事象により、勘大な被害の発生が予想され、発生したとき。	全職員																														

4-5-3 □	6 水防非常配備態勢発令時の措置				6 水防非常配備態勢発令時の措置				
	水防第1非常 配備態勢	水防第2非常配 備態勢	水防第3非常配 備態勢	水防第4非常 配備態勢	水防第1非常 配備態勢	水防第2非常配 備態勢	水防第3非常配 備態勢	水防第4非常 配備態勢	
	【削除】				警 防 本 部	<u>1 情報収集態勢の強化</u> <u>2 水防切替小隊の方面間調整運用</u> <u>3 方面隊、署隊への情報提供</u> <u>4 広報</u> <u>5 警防本部直轄隊の編成及び運用</u>	<u>1 作戦室要員の増強</u> <u>2 水防活動、被害状況等の把握及び広報</u> <u>3 水防部隊の方面間調整運用</u> <u>4 方面隊、署隊への情報提供</u> <u>5 警防本部直轄隊の編成及び運用</u>	<u>1 警防本部機能の強化</u> <u>2 水防活動、被害状況等の把握及び広報</u> <u>3 被害拡大要因等の分析、広報</u> <u>4 水防部隊の方面間調整運用</u> <u>5 関係機関への連絡員の派遣</u> <u>6 水防活動部隊に対する人員、食料及び燃料等の補給</u> <u>7 方面隊、署隊への情報提供</u> <u>8 警防本部直轄隊の編成及び運用</u>	<u>左の各号に掲げる事項を強化するほか、次による。</u> <u>1 長期水防活動を行うために必要な交替制の確立</u> <u>2 全水防部隊の編成</u> <u>3 応援態勢又は応援受入態勢の確立</u>
	【削除】				方 面 隊	<u>1 情報収集態勢の強化</u> <u>2 水防切替小隊の署々間調整運用</u> <u>3 警防本部等への報告、連絡</u>	<u>1 方面隊本部機能の強化</u> <u>2 水防部隊の署々間調整運用</u> <u>3 情報収集態勢の強化</u> <u>4 水防活動、被害状況等の把握</u> <u>5 警防本部等への報告、連絡</u>	<u>1 方面隊本部機能の強化</u> <u>2 水防部隊の署々間調整運用</u> <u>3 情報収集態勢の強化</u> <u>4 被害拡大要因等の分析、検討</u> <u>5 水防活動、被害状況等の把握及び警防</u>	<u>左の各号に掲げる事項を強化するほか、次による。</u> <u>1 長期水防活動を行うために必要な交替制の確立</u> <u>2 全水防部隊の編成</u>

頁	新					旧					
	署 隊	1 水防部隊の編成及び署隊運用 2 救命ボートの運用準備 3 水防資器材の点検整備 4 関係機関との連絡、情報の収集 5 庁舎施設の防護 6 河川の巡視による情報収集水災発生危険箇所の把握及び広報 7 警防本部、方面隊本部等への報告連絡	1 署隊本部機能の強化 2 水防部隊の編成及び署隊運用 3 所要の水防資器材、水、食料、燃料等の準備 4 関係機関への連絡員の派遣 5 水防活動、被害状況等の把握 6 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡	1 署隊本部機能の強化 2 水防部隊の増強及び署隊運用 3 関係機関への連絡員の派遣 4 監視警戒の強化 5 水防活動、被害状況等の把握 6 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡	左の各号に掲げる事項を強化するほか、次による。 1 長期水防活動を行うために必要な交替制の確立 2 全水防部隊の編成 3 応援態勢又は応援受入態勢の確立	署 隊	1 水防部隊の編成及び署隊運用 2 救命ボートの運用準備 3 水防資器材の点検整備 4 関係機関との連絡、情報の収集 5 庁舎施設の防護 6 河川の巡視による情報収集水災発生危険箇所の把握及び広報 7 警防本部、方面隊本部等への報告連絡	1 署隊本部機能の強化 ・指揮班・庶務班・広報班・監視警戒班・関係機関派遣員 2 招集計画に基づく招集発令 3 水防部隊の編成及び署隊運用 4 所要の水防資器材、水、食料、燃料等の準備 5 関係機関への連絡員の派遣 6 水防活動、被害状況等の把握 7 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡	本部等への報告、連絡 1 署隊本部機能の強化 2 水防部隊の増強及び署隊運用 3 関係機関への連絡員の派遣 4 監視警戒の強化 5 水防活動、被害状況等の把握 6 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡	3 応援態勢又は応援受入態勢の確立	

頁	新	旧										
4-5-5 □	<p>第2節 昭島警察署の活動</p> <p>3 警備態勢</p> <p>昭島警察署は、状況に応じた配備態勢をとるものとする。 【表削除】</p>	<p>第2節 昭島警察署の活動</p> <p>3 警備態勢</p> <p>昭島警察署は、<u>警備部長（最高警備本部が設置された場合は、警視總監）の命により、状況に応じた配備態勢をとるものとする。ただし、命令がない場合であっても、昭島警察署長は、管内の情勢を把握し、所掌事務に応じた体制をとるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1256 437 2130 995"> <thead> <tr> <th data-bbox="1256 437 1451 493">警備態勢の区分</th> <th data-bbox="1451 437 2130 493">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1256 493 1451 611">準備態勢</td> <td data-bbox="1451 493 2130 611">台風が概ね定型的に転向点付近に達して、その進路が東海若しくは関東地方に向かった場合、又は降雨量その他気象条件から判断して被害の発生が予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 611 1451 729">注意態勢</td> <td data-bbox="1451 611 2130 729">台風の進路が概ね関東地方に向かい、規模から判断して管内に相当の影響を与えることが予想される場合、又は降雨量その他気象条件から判断して、被害の発生が予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 729 1451 879">警戒態勢</td> <td data-bbox="1451 729 2130 879">東京地方に暴風・大雨警報が発令された場合で、多摩川等に洪水が発生し、市内に影響を受けると判断した場合、又は降雨量その他気象条件から判断して、相当の被害の発生が予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 879 1451 995">非常態勢</td> <td data-bbox="1451 879 2130 995">台風の通過等により、堤防の決壊、溢水、流下、内水はん濫等により著しい危険が切迫し、重大な被害が予想される場合、又はこれらの重大な被害が発生した場合</td> </tr> </tbody> </table>	警備態勢の区分	発令基準	準備態勢	台風が概ね定型的に転向点付近に達して、その進路が東海若しくは関東地方に向かった場合、又は降雨量その他気象条件から判断して被害の発生が予想される場合	注意態勢	台風の進路が概ね関東地方に向かい、規模から判断して管内に相当の影響を与えることが予想される場合、又は降雨量その他気象条件から判断して、被害の発生が予想される場合	警戒態勢	東京地方に暴風・大雨警報が発令された場合で、多摩川等に洪水が発生し、市内に影響を受けると判断した場合、又は降雨量その他気象条件から判断して、相当の被害の発生が予想される場合	非常態勢	台風の通過等により、堤防の決壊、溢水、流下、内水はん濫等により著しい危険が切迫し、重大な被害が予想される場合、又はこれらの重大な被害が発生した場合
警備態勢の区分	発令基準											
準備態勢	台風が概ね定型的に転向点付近に達して、その進路が東海若しくは関東地方に向かった場合、又は降雨量その他気象条件から判断して被害の発生が予想される場合											
注意態勢	台風の進路が概ね関東地方に向かい、規模から判断して管内に相当の影響を与えることが予想される場合、又は降雨量その他気象条件から判断して、被害の発生が予想される場合											
警戒態勢	東京地方に暴風・大雨警報が発令された場合で、多摩川等に洪水が発生し、市内に影響を受けると判断した場合、又は降雨量その他気象条件から判断して、相当の被害の発生が予想される場合											
非常態勢	台風の通過等により、堤防の決壊、溢水、流下、内水はん濫等により著しい危険が切迫し、重大な被害が予想される場合、又はこれらの重大な被害が発生した場合											
4-5-5 □	<p>5 警備部隊の編成</p> <p>(1) 警備本部の設置</p> <p>警察署長は、管内に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警備本部を設置し、管内の警備に当たる。</p>	<p>5 警備部隊の編成</p> <p>(1) 警備本部の設置</p> <p>警察署長は、<u>警戒態勢又は非常態勢が発令された場合及び</u>管内に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警備本部を設置し、管内の警備に当たる。</p>										

頁	新	旧																										
5-1-1	<p>第5部 危機管理（大規模事故等）計画 第1章 計画の目的、対象 第2節 対象とする危機</p> <table border="1" data-bbox="338 325 1167 767"> <thead> <tr> <th>危機の名称</th> <th>項 目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大規模事故</td> <td>1 爆発事故 2 航空機事故 3 列車事故 4 危険物の流出事故</td> <td rowspan="2">災害対策基本法第2条第1号に定める災害のうち、本計画第1部から第4部で対象とする災害以外の災害</td> </tr> <tr> <td>大規模火災</td> <td>大規模な延焼火災</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環 境 汚 染</td> <td>1 大規模な環境汚染 2 有害物質の漏出</td> <td rowspan="2">市民の安全・安心を脅かす危機</td> </tr> <tr> <td>健 康 被 害</td> <td>1 感染症、食中毒の発生 2 医療災害の発生</td> </tr> </tbody> </table>	危機の名称	項 目	備 考	大規模事故	1 爆発事故 2 航空機事故 3 列車事故 4 危険物の流出事故	災害対策基本法第2条第1号に定める災害のうち、 本計画第1部から第4部で対象とする災害以外の災害	大規模火災	大規模な延焼火災	環 境 汚 染	1 大規模な環境汚染 2 有害物質の漏出	市民の安全・安心を脅かす危機	健 康 被 害	1 感染症、食中毒の発生 2 医療災害の発生	<p>第5部 危機管理（大規模事故等）計画 第1章 計画の目的、対象 第2節 対象とする危機</p> <table border="1" data-bbox="1272 325 2101 767"> <thead> <tr> <th>危機の名称</th> <th>項 目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大規模事故</td> <td>1 爆発事故 2 航空機事故 3 列車事故 4 危険物の流出事故</td> <td rowspan="2">災害対策基本法第2条第1号に定める災害</td> </tr> <tr> <td>大規模火災</td> <td>大規模な延焼火災</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環 境 汚 染</td> <td>1 大規模な環境汚染 2 有害物質の漏出</td> <td rowspan="2">市民の安全・安心を脅かす危機</td> </tr> <tr> <td>健 康 被 害</td> <td>1 感染症、食中毒の発生 2 医療災害の発生</td> </tr> </tbody> </table>	危機の名称	項 目	備 考	大規模事故	1 爆発事故 2 航空機事故 3 列車事故 4 危険物の流出事故	災害対策基本法第2条第1号に定める災害	大規模火災	大規模な延焼火災	環 境 汚 染	1 大規模な環境汚染 2 有害物質の漏出	市民の安全・安心を脅かす危機	健 康 被 害	1 感染症、食中毒の発生 2 医療災害の発生
危機の名称	項 目	備 考																										
大規模事故	1 爆発事故 2 航空機事故 3 列車事故 4 危険物の流出事故	災害対策基本法第2条第1号に定める災害のうち、 本計画第1部から第4部で対象とする災害以外の災害																										
	大規模火災		大規模な延焼火災																									
環 境 汚 染	1 大規模な環境汚染 2 有害物質の漏出	市民の安全・安心を脅かす危機																										
	健 康 被 害		1 感染症、食中毒の発生 2 医療災害の発生																									
危機の名称	項 目	備 考																										
大規模事故	1 爆発事故 2 航空機事故 3 列車事故 4 危険物の流出事故	災害対策基本法第2条第1号に定める災害																										
	大規模火災		大規模な延焼火災																									
環 境 汚 染	1 大規模な環境汚染 2 有害物質の漏出	市民の安全・安心を脅かす危機																										
	健 康 被 害		1 感染症、食中毒の発生 2 医療災害の発生																									
5-2-1	<p>第2章 市の危機管理体制 第1節 危機に対する組織体制 1 情報の収集伝達 【図中】 「危機管理担当部長」 「教育長」の下に「総務部長」を追加</p>	<p>第2章 市の危機管理体制 第1節 危機に対する組織体制 1 情報の収集伝達 【図中】 「総務部長」</p>																										
5-2-2	<p>第2節 危機管理対策委員会 2 組織及び所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="365 1134 1189 1433"> <thead> <tr> <th colspan="2">構 成 員</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【略】</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>部長職及び部長相当職 広報課長 その他委員が必要と認める職員</td> <td>委員長の命を受け、危機管理対策にあたる。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	構 成 員		所 掌 事 務	【略】			委員	部長職及び部長相当職 広報課長 その他委員が必要と認める職員	委員長の命を受け、危機管理対策にあたる。	【略】			<p>第2節 危機管理対策委員会 2 組織及び所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1294 1134 2119 1433"> <thead> <tr> <th colspan="2">構 成 員</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【略】</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>部長職及び部長相当職 秘書広報課長 その他委員が必要と認める職員</td> <td>委員長の命を受け、危機管理対策にあたる。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	構 成 員		所 掌 事 務	【略】			委員	部長職及び部長相当職 秘書広報課長 その他委員が必要と認める職員	委員長の命を受け、危機管理対策にあたる。	【略】				
構 成 員		所 掌 事 務																										
【略】																												
委員	部長職及び部長相当職 広報課長 その他委員が必要と認める職員	委員長の命を受け、危機管理対策にあたる。																										
【略】																												
構 成 員		所 掌 事 務																										
【略】																												
委員	部長職及び部長相当職 秘書広報課長 その他委員が必要と認める職員	委員長の命を受け、危機管理対策にあたる。																										
【略】																												

頁	新	旧
5-2-4	第3節 初動態勢 2 夜間・休日等勤務時間外の職員招集 【図中】 「 <u>副市長</u> 」 「 <u>危機管理担当部長</u> 」	第3節 初動態勢 2 夜間・休日等勤務時間外の職員招集 【図中】 「 <u>副市長（統括）</u> 」 「 <u>総務部長</u> 」
5-2-5	4 初動態勢の流れ 【図中】 「 <u>危機管理担当部長</u> 」	4 初動態勢の流れ 【図中】 「 <u>総務部長</u> 」

<p>5-3-1 □</p>	<p>第3章 消防署の応急対策 第1節 多数傷病者発生時の救助救急活動計画 2 運用の基準 原則として、次の場合に運用する。 (1) 傷病者が概ね20人以上発生した場合 (2) <u>救急特別出場等、隊をおむね10以上運用する場合</u> (3) <u>警防本部又は指揮本部長が必要と認める場合</u></p> <p>3 活動の原則 (1) <u>効率的な活動体制の確立</u> <u>消防部隊が相互に連携した組織活動及び関係機関との連携を図り、効率的な活動体制を早期に確立する。</u> (2) <u>状況に応じた救護活動及び迅速かつ安全な搬送</u> <u>傷病者の状況や状態に応じた救護活動及び迅速かつ安全な医療機関への搬送を実施する。</u> (3) <u>傷病者情報の掌握</u> <u>現場の都、区、市町村、医療機関、警察及びその他関係者と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護活動等にあたるものとする。</u></p> <p>4 活動要領 (1) <u>署隊本部における活動体制</u> <u>署隊本部機能を強化し、各種情報収集及び後方支援体制確立するとともに災害の状況に応じて救急資格を有する署隊本部員出場させる等、署隊を挙げての災害対応体制を構築する。</u></p>	<p>第3章 消防署の応急対策 第1節 多数傷病者発生時の救助救急活動計画 2 運用の基準 原則として、次の場合に運用する。 (1) 傷病者が概ね20人以上発生した場合 (2) <u>救急隊10隊以上を集中的に運用する必要がある場合</u> (3) <u>その他、指揮本部長が必要と認める場合</u></p> <p>3 活動の原則 (1) <u>消防活動</u> <u>傷病者の救出・救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し効率的な組織活動を原則とする。</u> (2) <u>救急活動</u> <u>救命処置を優先して実施し、傷病者の迅速、安全な輸送を原則とする。</u> (3) <u>関係機関との連携</u> <u>現場の都、区、市町村、医療機関、警察及びその他関係者と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護活動等にあたるものとする。</u></p> <p>4 活動要領 (1) <u>指揮本部長</u> <u>ア 指揮本部長の任務</u> <u>指揮本部長は、指揮本部、前進指揮所及び救急指揮所並びに出場各隊を統括指揮し、活動方針を決定するとともに関係機関との連携を密にし、適切な救出・救護活動、傷病者の管理、搬送体制を確立し、消防活動の中核として最大の効果を挙げるよう努めるものとする。</u> <u>また、災害の態様等から現場救護所の指揮機能の強化を図る必要があると判断したときは、速やかに応援指揮隊等を要請するものとする。</u> <u>イ 救急指揮所担当隊長の指定並びに救急指揮所及び現場救護所の設置</u> <u>(7) 指揮本部長は、必要により救急指揮所及び現場救護所を設置し、救急指揮所担当隊長及び所要の部隊を指定する。</u> <u>(4) 救急指揮所及び現場救護所の設置に要する資機材の搬送方法を指定する。</u> <u>(5) 指揮本部長は、現場救護所に所要の救急隊を指定する。</u> <u>(エ) 救急指揮所及び現場救護所の設置時機、数、場所は、指揮本部長の指示による。</u> <u>(オ) 指揮本部長は、災害の状況に応じて、現場救護所の設定に必要な資機材等を速やか</u></p>
--------------------	---	--

	<p>(2) <u>指揮本部における活動体制</u> <u>災害実態の早期把握に努めるとともに、災害及び傷病者の状況に応じて救急指揮所、現場救護所、搬送ポスト、出隊隊集結場所、ヘリコプター臨時離着陸場所、救急搬送経路等を設定し、トリアージの実施並びに傷病者の救護及び搬送体制の確立を図り、効の実施並びに傷病者救護及搬送体制確立を図り、効率的な活動体制を構築する。</u> <u>※ トリアージとは、災害現場における多数の傷病者の緊急度及び重症度を判断し、傷病者への救急処置及び搬送の優先順位を決定することという。</u></p> <p>(3) <u>救急指揮所</u> <u>活動隊管理、傷病者搬送救急資器材の集結、調達、医師等との連絡調整を行う。</u></p>	<p><u>に要請すること。</u></p> <p><u>ウ 前進指揮所担当隊長の指定及び前進指揮所の設置</u> (7) <u>指揮本部長は、災害の状況により効果的な指揮を行うため、必要な場合は、前進指揮所を設置し、前進指揮所担当隊長及び所要の部隊を指定し、救助活動等の特定任務を付与し担当面の指揮に当らせること。</u> (4) <u>設置場所は、災害現場の直近とし指揮に適した場所とする。</u></p> <p><u>エ 消防部隊の集結場所及び侵入・搬出路の指定等</u> <u>指揮本部長は、早期に次の指定を行い警防本部に報告すること。</u> (7) <u>消防警戒区域の設定及び消防部隊の集結場所の指定</u> (4) <u>消防部隊の進入・搬出路の指定</u> (ウ) <u>各隊の任務及び活動場所の指定</u></p> <p><u>オ 関係機関との連携及び調整</u> (7) <u>指揮本部長は、関係機関との連携を図り、必要な調整を行うこと。</u> (4) <u>指揮本部長は現場に到着した医師（以下「現場医師」という。）等に積極的な参加を求め、効率的な救護活動の展開を図ること。</u> (ウ) <u>指揮本部長は、緊急車として運行できない人員輸送車等で搬送する場合は、所轄の警察と連携（警察用自動車による誘導）を図り、効果的な活動ができるよう配慮すること。</u></p> <p>(2) <u>救急指揮所担当隊長の任務</u></p> <p><u>ア 救急活動方針の決定及び徹底</u></p> <p><u>イ 救急指揮所及び現場救護所の統括運営</u> (7) <u>救急指揮所及び現場救護所の開設</u> (4) <u>各救急隊の指揮統括</u> (ウ) <u>救急指揮所及び現場救護所担当員の任務の指定</u> (エ) <u>現場医師への協力要請</u> (オ) <u>資機材等の集結及び効果的運用</u></p> <p><u>ウ 救急隊の活動管理</u></p> <p><u>エ 指揮本部長への報告、連絡及び前進指揮所担当隊長との連携</u></p> <p><u>オ 現場関係者との連絡、活動調整</u></p> <p><u>カ その他指揮本部長の下命事項</u></p> <p>(3) <u>前進指揮所担当隊長の任務</u></p> <p><u>ア 担当局面の活動方針の決定及び徹底</u></p> <p><u>イ 前進指揮所の統括運営</u> (7) <u>特別救助隊等の活動管理</u> (4) <u>担架隊の活動管理</u></p>
--	---	--

	<p>(4) <u>現場救護所</u> <u>トリアージを実施し、必要な急処置（医療含む。）を行い、搬送体制を確立する。</u></p> <p>(5) <u>搬送ポスト</u> <u>ア 搬送ポスト</u> <u>現場救護所の出口付近に設置し、次の任務を実施する。</u></p> <p>(7) <u>救急隊等の搬送医療機関の管理</u> (4) <u>搬送医療機関の伝達</u> (7) <u>トリアージタグ（指揮本部用）の回収</u> (エ) <u>搬送車両への収容人員の調整</u> (6) <u>小隊の活動</u> <u>ア 救助支援特別出場で出場する消防小隊</u> (7) <u>ポンプ小隊及び化学ポンプ小隊</u> <u>努めて多数の担架を積載し、小隊ごとに担架搬送等の任務を行う。</u> (イ) <u>資材輸送小隊</u> <u>一般・救助コンテナを積載し出場し、指定された場所に膨張テント等を設定する。</u> <u>イ 救急小隊</u> <u>可能な限り救急隊員を増強するとともに、必要資器材を積載して出場し、現場での傷病者搬送は、メインストレッチャーを使用する。</u> (7) <u>搬送方法</u> <u>ア 車両による搬送</u> <u>傷病者の医療機関への搬送は、救急隊によることを優先し、迅速な手段が確保できない場合は、人員輸送小隊等による搬送を実施する。</u> <u>イ 航空機による搬送</u> <u>災害状況や、現場付近及び気象の状況等によりヘリコプター隊の活用を考慮する</u> <u>ウ その他</u> <u>消防車両による傷病者搬送が困難な場合、患者等搬送自動車等の活用を考慮する。さ</u></p>	<p>(ウ) <u>現場医師関係者との活動調整</u> (エ) <u>救助資器材の集結及び運用</u> <u>ウ 指揮本部長への報告、連絡及び救急指揮所担当隊長との連携</u> <u>エ その他、指揮本部長の下命事項</u> (4) <u>救急指揮所</u> <u>ア 統括運営等</u> (7) <u>救急指揮所及び現場救護所の統括運営</u> (イ) <u>現場関係者との連絡、活動調整</u> (ウ) <u>救急資器材の集結及び調達</u> <u>イ 設置位置</u> <u>設置位置は、現場救護所を指揮統括できる同一の場所に設置する。</u> 【新規】</p> <p>【新規】</p> <p>【新規】</p>
--	---	---

頁	新	旧
	<p><u>らに、状況によっては、申出のあた事業者のワゴン車、マイクロバス等の活用も考慮する。</u></p> <p><u>(8) 各種関係機との連携</u></p> <p><u>指揮本部長は、災害現場において東京Dマット等、各種関係機関と任務分担、連携要領について調整を図るものとし、東京都により現地連絡調整所が設置された場合は、消防活動基準により活動する。</u></p>	<p>【新規】</p>
<p>5-3-3 □</p>	<p>第2節 救助特別出場の運用要領</p> <p>1 出場制度の概要</p> <p><u>1件の災害事案において高度な救助技術、資機材が必要な救助箇所又は、通常の消防力では対応困難な救助箇所が複数ある大規模救助事案に、</u>複数の救助隊を一度に投入する必要がある場合に運用し、消防救助機動部隊を中心とした複数の救助隊等により編成され、救助特別第1出場、救助特別第2出場に区分して運用する</p> <p>2 運用基準</p> <p><u>大規模な救助事案が発生し、又は発生するおそれがある事象が生じた場合に運用する。</u></p>	<p>第2節 救助特別出場の運用要領</p> <p>1 出場制度の概要</p> <p><u>大規模救助事象又は救出が困難な救助事象発生時において、</u>複数の救助隊を一度に投入する必要がある場合に運用し、消防救助機動部隊を中心とした複数の救助隊等により編成され、救助特別第1出場、救助特別第2出場<u>及び救助特別第3出場</u>に区分して運用する<u>出場制度とする。</u></p> <p>2 運用基準</p> <p><u>複数の救助部隊を一度に投入して救助活動を実施する必要がある場合、又はその可能性のある場合に運用する。</u></p>

頁	新	旧
5-3-4 □	<p>第3節 支援特別出場の運用要領</p> <p>1 出場制度の概要</p> <p>大規模救助事象、多数傷病者発生時等において、複数のポンプ小隊、化学小隊（以下「ポンプ隊等」という。）を一度に投入して、傷病者の担架搬送、救出救護、誘導等を実施する必要がある場合に運用し、ポンプ隊等、資材輸送小隊により編成され、支援特別第1出場、支援特別第2出場、支援特別第3出場及び支援特別第4出場に区分して運用する。</p> <p>2 運用基準</p> <p><u>大規模な救助事象が発生し、又は発生するおそれがある事象が生じた場合に運用する。</u></p> <p>【省略】</p> <p>第4節 救急特別出場の運用要領</p> <p>1 出場制度の概要</p> <p>大規模な火災、爆発、<u>大規模救助事象</u>、その他特異な災害等による多数傷病者発生時において、救急隊等を集中的に運用して傷病者を医療機関に搬送する必要がある場合に運用し、救急隊、人員輸送小隊及び指揮隊により編成され、救急特別第1出場、救急特別第2出場、救急特別第3出場及び救急特別第4出場に区分して運用する出場制度とする。</p>	<p>第3節 救助支援特別出場の運用要領</p> <p>1 出場制度の概要</p> <p>大規模救助事象、多数傷病者発生時等において、複数のポンプ小隊、化学小隊（以下「ポンプ隊等」という。）を一度に投入して、傷病者の担架搬送、救出救護、誘導等を実施する必要がある場合に運用し、ポンプ隊等、資材輸送小隊により編成され、救助支援特別第1出場、救助支援特別第2出場、救助支援特別第3出場及び救助支援特別第4出場に区分して運用する出場制度とする。</p> <p>2 運用基準</p> <p><u>大規模救助事象、多数傷病者発生時等において、複数のポンプ隊等を一度に投入して、傷病者の担架搬送、救出救護及び誘導等の活動を実施する必要がある場合、又はその可能性がある場合に運用する。</u></p> <p>【省略】</p> <p>第4節 救急特別出場の運用要領</p> <p>1 出場制度の概要</p> <p>大規模な火災、爆発、<u>電車等の転覆</u>、その他特異な災害等による多数傷病者発生時において、救急隊等を集中的に運用して傷病者を医療機関に搬送する必要がある場合に運用し、救急隊、人員輸送小隊及び指揮隊により編成され、救急特別第1出場、救急特別第2出場、救急特別第3出場及び救急特別第4出場に区分して運用する出場制度とする。</p>
5-3-5 □	<p>4 運用例</p> <p>(1) 火災、<u>大規模救助事象</u>等の災害により多数傷病者が発生し、医療機関へ搬送を実施する場合</p>	<p>4 運用例</p> <p>(1) 火災等の災害により多数傷病者が発生し、医療機関へ搬送を実施する場合</p>

頁	新	旧																
6-2-2	<p>第6部 災害復興計画 第2章 復興体制 3 市復興本部の所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="309 325 1180 655"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 325 512 367">部(局)の名称</th> <th data-bbox="512 325 1180 367">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="309 367 1180 424">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 424 512 616">企画部</td> <td data-bbox="512 424 1180 616"> 1 災害復興総合計画の策定に関する事 2 復興計画の予算に関する事 3 長期的な復興計画の財政計画に関する事 4 市民や報道関係に対する広報に関する事 5 市民相談に関する事 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="309 616 1180 655">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	部(局)の名称	事務分掌	【略】		企画部	1 災害復興総合計画 の策定に関する事 2 復興計画の予算に関する事 3 長期的な復興計画の財政計画に関する事 4 市民や報道関係に対する広報に関する事 5 市民相談に関する事	【略】		<p>第6部 災害復興計画 第2章 復興体制 3 市復興本部の所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1243 325 2114 655"> <thead> <tr> <th data-bbox="1243 325 1447 367">部(局)の名称</th> <th data-bbox="1447 325 2114 367">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1243 367 2114 424">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 424 1447 616">企画部</td> <td data-bbox="1447 424 2114 616"> 1 復興計画の総合計画の策定に関する事 2 復興計画の予算に関する事 3 長期的な復興計画の財政計画に関する事 4 市民や報道関係に対する広報に関する事 5 市民相談に関する事 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1243 616 2114 655">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	部(局)の名称	事務分掌	【略】		企画部	1 復興計画の総合計画 の策定に関する事 2 復興計画の予算に関する事 3 長期的な復興計画の財政計画に関する事 4 市民や報道関係に対する広報に関する事 5 市民相談に関する事	【略】	
部(局)の名称	事務分掌																	
【略】																		
企画部	1 災害復興総合計画 の策定に関する事 2 復興計画の予算に関する事 3 長期的な復興計画の財政計画に関する事 4 市民や報道関係に対する広報に関する事 5 市民相談に関する事																	
【略】																		
部(局)の名称	事務分掌																	
【略】																		
企画部	1 復興計画の総合計画 の策定に関する事 2 復興計画の予算に関する事 3 長期的な復興計画の財政計画に関する事 4 市民や報道関係に対する広報に関する事 5 市民相談に関する事																	
【略】																		
6-3-1	<p>第3章 復興計画の策定 第1節 災害復興基本方針の策定</p> <table border="1" data-bbox="333 780 1037 935"> <tbody> <tr> <td data-bbox="333 780 1037 821">① 一日も早い暮らしの再建と安定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 821 1037 863">② 安全で快適な生活環境づくり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 863 1037 904">③ 災害に強いまちづくり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 904 1037 935">④ 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造</td> </tr> </tbody> </table> <p>【略】</p> <p>第3節 特定分野計画の策定 災害復興にあたって、具体的な事業計画等を必要とする分野については、災害復興総合計画の策定と並行して、各部において個別の復興計画を策定する。 詳細は次章に記す。</p>	① 一日も早い暮らしの再建と安定	② 安全で快適な生活環境づくり	③ 災害に強いまちづくり	④ 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造	<p>第3章 復興計画の策定 第1節 災害復興基本方針の策定</p> <table border="1" data-bbox="1265 780 1968 935"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1265 780 1968 821">① 一日も早い暮らしの再建と安定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 821 1968 863">② 安全で快適な生活環境づくり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 863 1968 904">③ 災害に強い都市づくり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 904 1968 935">④ 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造</td> </tr> </tbody> </table> <p>【略】</p> <p>第3節 特定分野計画の策定 災害復興にあたって、具体的な事業計画等を必要とする分野については、災害復興総合計画の策定と並行して、各部において個別の復興計画を策定する。</p>	① 一日も早い暮らしの再建と安定	② 安全で快適な生活環境づくり	③ 災害に強い都市づくり	④ 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造								
① 一日も早い暮らしの再建と安定																		
② 安全で快適な生活環境づくり																		
③ 災害に強いまちづくり																		
④ 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造																		
① 一日も早い暮らしの再建と安定																		
② 安全で快適な生活環境づくり																		
③ 災害に強い都市づくり																		
④ 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造																		

頁	新	旧																																				
6-4-2 ◎	<p>第4章 特定分野計画の策定 第2節 都市の復興 1 都市復興のプロセス (2) 市と都の手順のポイント</p> <table border="1" data-bbox="338 363 1111 879"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 363 602 437">全体の手順</th> <th data-bbox="602 363 866 437">市の手順のポイント</th> <th data-bbox="866 363 1111 437">都の手順のポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="338 437 1111 494">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 494 602 647">3 都市復興基本方針</td> <td data-bbox="602 494 866 647"><u>都市復興基本方針（地域復興）</u>の作成</td> <td data-bbox="866 494 1111 647">都都市復興基本計画（広域復興）の作成 市<u>都市復興基本方針</u>の調整</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="338 647 1111 689">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 689 602 842">10 都市復興基本計画</td> <td data-bbox="602 689 866 842"><u>市都市復興基本計画</u>の作成</td> <td data-bbox="866 689 1111 842">都都市復興基本計画の作成 市都市復興基本計画の調整</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="338 842 1111 879">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	全体の手順	市の手順のポイント	都の手順のポイント	【略】			3 都市復興基本方針	<u>都市復興基本方針（地域復興）</u> の作成	都都市復興基本計画（広域復興）の作成 市 <u>都市復興基本方針</u> の調整	【略】			10 都市復興基本計画	<u>市都市復興基本計画</u> の作成	都都市復興基本計画の作成 市都市復興基本計画の調整	【略】			<p>第4章 特定分野計画の策定 第2節 都市の復興 1 都市復興のプロセス (2) 市と都の手順のポイント</p> <table border="1" data-bbox="1272 363 2045 879"> <thead> <tr> <th data-bbox="1272 363 1536 437">全体の手順</th> <th data-bbox="1536 363 1800 437">市の手順のポイント</th> <th data-bbox="1800 363 2045 437">都の手順のポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1272 437 2045 494">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 494 1536 647">3 都市復興基本方針</td> <td data-bbox="1536 494 1800 647"><u>復興基本方針</u>の作成</td> <td data-bbox="1800 494 2045 647">都都市復興基本計画（広域復興）の作成 市<u>復興基本方針</u>の調整</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1272 647 2045 689">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 689 1536 842">10 都市復興基本計画</td> <td data-bbox="1536 689 1800 842"><u>都市復興基本計画</u>の作成</td> <td data-bbox="1800 689 2045 842">都都市復興基本計画の作成 市都市復興基本計画の調整</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1272 842 2045 879">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	全体の手順	市の手順のポイント	都の手順のポイント	【略】			3 都市復興基本方針	<u>復興基本方針</u> の作成	都都市復興基本計画（広域復興）の作成 市 <u>復興基本方針</u> の調整	【略】			10 都市復興基本計画	<u>都市復興基本計画</u> の作成	都都市復興基本計画の作成 市都市復興基本計画の調整	【略】		
全体の手順	市の手順のポイント	都の手順のポイント																																				
【略】																																						
3 都市復興基本方針	<u>都市復興基本方針（地域復興）</u> の作成	都都市復興基本計画（広域復興）の作成 市 <u>都市復興基本方針</u> の調整																																				
【略】																																						
10 都市復興基本計画	<u>市都市復興基本計画</u> の作成	都都市復興基本計画の作成 市都市復興基本計画の調整																																				
【略】																																						
全体の手順	市の手順のポイント	都の手順のポイント																																				
【略】																																						
3 都市復興基本方針	<u>復興基本方針</u> の作成	都都市復興基本計画（広域復興）の作成 市 <u>復興基本方針</u> の調整																																				
【略】																																						
10 都市復興基本計画	<u>都市復興基本計画</u> の作成	都都市復興基本計画の作成 市都市復興基本計画の調整																																				
【略】																																						
6-4-3 ◎	<p>2 行動のプログラム (1) 家屋被害概況調査の実施（<u>1週間以内</u>） 市及び都の災害対策本部に集積する情報に基づいて、家屋被害概況を把握するとともに、大被害地区等については、現地踏査により補足調査を行う。 (2) <u>家屋被害状況の調査・整理（1週間～1か月以内）</u> 被災市街地内の全建物の被害状況を把握する。調査によって得た情報は、被害状況図及び家屋被害台帳として整理し、公表する。 (3) 都市復興基本方針の策定・公表（<u>2週間以内</u>） 復興の理念、目標等の復興に当たっての基本的な考え方とともに、被災した都市基盤施設や市街地の復興及び被災者の生活再建のための住宅供給に関する大まかな方向性を提示する。</p>	<p>2 行動のプログラム (1) 家屋被害概況調査の実施（<u>概ね1週間程度</u>） 市及び都の災害対策本部に集積する情報に基づいて、家屋被害概況を把握するとともに、大被害地区等については、現地踏査により補足調査を行う。 (2) <u>家屋被害状況調査の実施（概ね1か月程度）</u> 被災市街地内の全建物の被害状況を把握する。調査によって得た情報は、被害状況図及び家屋被害台帳として整理し、公表する。 (3) 都市復興基本方針の策定・公表（<u>概ね1か月程度</u>） 復興の理念、目標等の復興に当たっての基本的な考え方とともに、被災した都市基盤施設や市街地の復興及び被災者の生活再建のための住宅供給に関する大まかな方向性を提示する。</p>																																				

6-4-4
◎

【都市復興基本方針 策定指針】

1 留意事項

- (1) 生活再建、防災性の向上、生活環境の向上、中枢管理機能の維持・回復を通じて昭島市の復興を図っていく視点を重視する。
- (2) 市街地復興については、速やかな生活再建と長期的に安全で快適な生活環境を創造するため、市民と行政が協働により計画的かつ柔軟な復興都市づくりを目指すことを提示する。
- (3) 壊滅的な被災市街地で土地区画整理事業、市街地再開発事業等により基盤整備を図るべき地区では、建築制限を実施することを提示する。
- (4) 被災者の早期の生活再建と市民主体の都市復興を目指した時限的市街地づくりを導入することを提示する。

2 策定内容

(1) 都市復興の理念

都市復興の理念は、復興に当たっての基本的な考え方を示すものであり、被災状況や昭島市総合基本計画及び昭島市都市計画マスタープラン等の規定計画に示される理念を踏まえて設定する。

(2) 都市復興の目標

都市復興の理念を踏まえて復興後の年の将来像を提示する。

(3) 都市復興への取組

今後の都市復興に向けた以下の方針を提示する。

ア 都市基盤施設の復興方針

イ 特定地区の復興方針

ウ 市街地の復興方針

エ 住宅供給の復興方針

(4) 第一次建築制限（2週間～2か月以内）

家屋被害概況調査による大被害地区を基本とし、復興事業を見通して合理的な区域を指定し、その区域内における建築物の建築を制限又は禁止する。

(5) 時限的市街地（3か月以内）

本格的な復興までの緊急避難的な生活の場として、応急仮設の住宅、店舗や事業所及び残存する利用可能な建築物からなる市街地をいい、あくまでも本格復興に向けての過渡的な対応であることから、早急に解決することが望ましい。そのため公的住宅の先導的供給、共同・協調建替え等を強力に推進することにより、順次本設市街地への移行を進め、都市復興を実現する。

【都市復興基本方針】

- ① 市民の暮らしの再建を早期に実現する。
- ② 災害を繰り返すことのないよう、防災性を向上させ、誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりを進める。
- ③ 高齢化時代に対応したまちづくりや都市景観の創出等に配慮したまちづくりを進める。
- ④ 中枢管理機能の早期回復を進め、復興を図る。

(4) 第一次建築制限の実施（概ね2か月程度）

家屋被害概況調査による大被害地区を基本とし、復興事業を見通して合理的な区域を指定し、その区域内における建築物の建築を制限又は禁止する。

【新規】

(6) 復興対象地区（1か月以内）

被災市街地の復興を、被害の程度及び都市基盤整備状況などに応じて計画的に進めるため、復興対象地区を設定する。

ア 市街地復興整備条例の制定

【略】

<ul style="list-style-type: none"> ・目的 市街地の緊急な整備、円滑な復興を目指す。 ・用語の定義 ・復興の理念 震災の教訓を生かした復興、市・市民・事業者の「協働」など。 ・市・市民・事業者の責務等 ・復興対象地区の指定等 ・建築行為の届出、情報の提供及び協議 復興地区区分に応じた建築制限及び誘導の方針を明示。 ・適用期間 「被災市街地復興特別措置法」による被災市街地復興推進地域の最大限である2年を基本とし、都市復興の状況を踏まえて適用期間の延長を考慮する。
--

イ 復興対象地区の地区区分決定・公表

市街地復興整備条例に基づき、重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区、一般地区の4つに区分し、**復旧対策基本図を作成し、復興対象地区を決定・公表**する。

4つの地区区分は次のとおりである。

重点復興地区	震災により、建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、震災復興のための建築物等の更新及び都市基盤施設の整備（以下「都市基盤施設の整備等」という。）を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区
復興促進地区	震災により、建築物等が倒壊又は焼失し、さらに、その地区内の一部の地域が建築物等の集中的倒壊若しくは面的消失又は都市基盤施設の損壊等甚大な被害を被り、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区

(5) 復興対象地区の設定（概ね2か月程度）

被災市街地の復興を、被害の程度及び都市基盤整備状況などに応じて計画的に進めるため、復興対象地区を設定する。

① 市街地復興整備条例の制定

【略】

<ul style="list-style-type: none"> ・目的 市街地の緊急な整備、円滑な復興を目指す。 ・用語の定義 ・復興の理念 震災の教訓を生かした復興、市・市民・事業者の「協働」など。 ・市・市民・事業者の責務等 ・地区の指定等 ・建築の届出、情報の提供及び協議 復興地区区分に応じた建築制限及び誘導の方針を明示。 ・適用期間 「被災市街地復興特別措置法」による被災市街地復興推進地域の最大限である2年を基本とし、都市復興の状況を踏まえて適用期間の延長を考慮する。

② 復興対象地区の地区区分設定・公表

市街地復興整備条例に基づき、重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区、一般地区の4つに区分し、復興対象地区を公表する。

4つの地区区分は次のとおりである。

重点復興地区（抜本改造）	被災が集中的に発生し、かつ都市基盤が未整備の地区で、計画的な復興を図るために建築制限を実施し、抜本的な都市改造を行う事業を実施する必要がある地区
復興促進地区（部分改造・自力再建型）	重点復興地区と復興誘導地区の中間に位置づけられ、一部地区で抜本的な都市改造を行う事業を実施し、その他では自力再建型の復興を進めることが適切と考えられる地区

頁	新	旧								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 215 465 284"><u>復興誘導地区</u></td> <td data-bbox="465 215 1189 284"><u>震災により、建築物等が倒壊又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="300 284 1189 328">【略】</td> </tr> </table>	<u>復興誘導地区</u>	<u>震災により、建築物等が倒壊又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区</u>	【略】		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1240 215 1429 284"><u>復興誘導地区 (自力再建型)</u></td> <td data-bbox="1429 215 2112 284"><u>被災が散在的にみられる地区で、主としてこの家屋の更新によって復興を図ることが適切と考えられる地区</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1240 284 2112 328">【略】</td> </tr> </table>	<u>復興誘導地区 (自力再建型)</u>	<u>被災が散在的にみられる地区で、主としてこの家屋の更新によって復興を図ることが適切と考えられる地区</u>	【略】	
<u>復興誘導地区</u>	<u>震災により、建築物等が倒壊又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区</u>									
【略】										
<u>復興誘導地区 (自力再建型)</u>	<u>被災が散在的にみられる地区で、主としてこの家屋の更新によって復興を図ることが適切と考えられる地区</u>									
【略】										

頁	新	旧
<p>6-4-5 ◎</p>	<p>(7) 都市復興基本計画（骨子案）策定・公表（<u>2か月以内</u>） 【略】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 復興の目標・理念等</p> <p>(1) 基本方針の内容を踏襲</p> <p>(2) 復興の短期目標は3~5年、長期目標でも10年以内の完了を目指す。</p> <p>(3) 復興まちづくりにあたっては、行政と住民の協働の下に、地域特性に応じたまちづくりを進める。</p> <p>2 土地利用方針</p> <p>(1) 基本構想・基本計画、都市計画マスタープランを踏まえた都市利用方針とする。</p> <p>(2) 抜本的な都市改造を行う地区がある場合は、地区の整備方針を踏まえて見直しを行う。</p> <p>3 都市施設の整備方針</p> <p>(1) 市が主体となって整備すべき主要な都市施設（都市計画道路、公園・緑地等）に関する整備方針とする。</p> <p>(2) 規定計画及び必要に応じて新規の都市施設を計画内容に盛り込む。また、ライフラインについて、規模や専用位置等を事業者と調整する。</p> <p>4 市街地復興の基本方針</p> <p>(1) 市街地整備を重点的に進めるべき地区（重点復興地区及び復興促進地区）ごとの整備方針とする。</p> <p>(2) 地区の復興まちづくりを住民と検討する際のたたき台となる。被災市街地復興推進地域に定めることになる「緊急復興方針」との整合を図る。</p> </div> <p>(8) 被災市街地復興推進地域（案）の作成と都市計画決定・告示（<u>2か月以内</u>） 【略】</p> <p>(9) 復興まちづくり計画等の策定（<u>6か月以内</u>） 【略】</p> <p>(10) 都市復興基本計画の策定・公表（<u>6か月以内</u>） 【略】</p> <p>(11) 復興事業の推進 【略】</p>	<p>(6) 都市復興基本計画（骨子案）策定・公表（<u>概ね2か月以内</u>） 【略】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 復興の目標</p> <p>ア 復興の短期目標は3~5年、長期目標でも10年以内の完了を目指す。</p> <p>イ 復興まちづくりにあたっては、行政と住民の協働の下に、地域特性に応じたまちづくりを進める。</p> <p>② 土地利用方針 全体の都市構造、土地利用の方向を示した上で位置づける。</p> <p>③ 都市施設の整備方針</p> <p>④ 市街地復興の基本方針</p> <p>ア 地域復興計画の位置づけ</p> <p>イ 壊滅的に被災した市街地における市街地復興の考え方</p> </div> <p>(7) 被災市街地復興推進地域の都市計画決定（<u>概ね2か月程度</u>） 【略】</p> <p>(8) 復興まちづくり計画等の策定・公表（<u>概ね6か月程度</u>） 【略】</p> <p>(9) 都市復興基本計画の策定・公表（<u>概ね6か月程度</u>） 【略】</p> <p>(10) 復興事業の推進 【略】</p>

頁	新	旧
6-4-6	<p>第3節 中小企業への融資</p> <p>2 株式会社日本政策金融公庫</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 災害貸付</p> <p>(1) 資金使途： 運転資金、設備資金</p> <p>(2) 限度額： 各制度の融資限度額に3,000万円を上乗せさせた額</p> </div> <p>【削除】</p> <p>第4節 農業関係者への融資</p> <p>1 株式会社日本政策金融公庫 [農業関係資金]</p> <p>○ 農林漁業セーフティネット資金</p>	<p>第3節 中小企業への融資</p> <p>2 中小企業金融公庫</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 災害貸付</p> <p>(1) 資金使途： 設備資金、運転資金</p> <p>(2) 限度額： 1億5,000万円</p> </div> <p>3 国民生活金融公庫</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 災害貸付</p> <p>(1) 資金使途： 運転資金、設備資金</p> <p>(2) 限度額： 各制度の融資額に3,000万円を上乗せさせた額</p> </div> <p>第4節 農業関係者への融資</p> <p>1 株式会社日本政策金融公庫 [農業関係資金]</p> <p>○ 農林漁業セーフティネット資金</p>
付-1-1 ○	<p>付編 警戒宣言に伴う対応措置</p> <p>第1章 対策の考え方</p> <p>第3節 基本的な考え方</p> <p>3 本計画は、地震の発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの間においても混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込む。</p>	<p>付編 警戒宣言に伴う対応措置</p> <p>第1章 対策の考え方</p> <p>第3節 基本的な考え方</p> <p>3 本計画は、地震の発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの間においても混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込む。</p>
付-1-2 ○	<p>第4節 前提条件</p> <p>1 東海地震が発生した場合、東京都において予想される震度は震度5弱程度 (地域によって5強) である。</p>	<p>第4節 前提条件</p> <p>1 東海地震が発生した場合、東京都において予想される震度は震度5弱程度 (ただし、中小河川沿い及び人工改変地の盛り土部分は震度6弱に近い震度) である。</p>

頁	新	旧
付-3-1 ○	<p>第3章 事前の備え 第1節 広報及び教育 (1) 基本的流れ 広報の基本的流れは、平常時、注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、警戒宣言が発せられた時から発災まで、<u>注意情報が解除された時</u>とし、多摩地域については、地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具類の転倒・落下・移動防止などの安全対策とともに、<u>住民の不安解消</u>のための広報活動を中心に行う。</p> <p>(2) 実施事項 【略】 イ 東海地震に関する<u>調査情報（臨時）</u>・注意情報についての広報 【略】 カ <u>住民の不安解消のため</u>警戒宣言時に防災機関が行う措置 【略】 （イ） 買い急ぎによる混乱防止の広報 【略】 キ 気象庁が<u>注意情報</u>の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれがなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報</p>	<p>第3章 事前の備え 第1節 広報及び教育 (1) 基本的流れ 広報の基本的流れは、平常時、注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、警戒宣言が発せられた時から発災までとし、多摩地域については、地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具類の転倒・落下・移動防止などの安全対策とともに、<u>民心安定</u>のための広報活動を中心に行う。</p> <p>(2) 実施事項 【略】 イ 東海地震に関する<u>調査情報</u>・注意情報についての広報 【略】 カ <u>民心の安定のため</u>警戒宣言時に防災機関が行う措置 【略】 （イ） 買い急ぎによる混乱防止の広報 【略】 キ 気象庁が<u>東海地震注意報</u>の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれがなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報</p>
付-3-2 ○	<p>2 <u>幼児・児童・生徒等</u>に対する啓発・指導 市及び学校は、次の事項について、<u>幼児、児童、生徒等</u>に対する地震防災教育を実施し、保護者に対して連絡の徹底を図る。</p> <p>(1) 教育指導事項 <u>東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。</u> <u>ア 地震発生時の安全行動</u> <u>イ 登下校（園）時等の安全行動等</u></p> <p>(2) 教育指導方法 ア 児童・生徒に対しては、震災対策補助教材「地震と安全」、<u>小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」【新版】及び高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」</u>を活用し、地震に関する防災教育を推進する。 【略】</p>	<p>2 <u>児童・生徒等</u>に対する啓発・指導 市及び学校は、次の事項について、<u>関係職員及び児童等</u>に対する地震防災教育を実施し、保護者に対して連絡の徹底を図る。</p> <p>(1) 教育指導事項 <u>ア 地震に関する基本的事項</u> <u>イ 教職員の分担</u> <u>ウ 警戒宣言時の臨時休校の措置</u> <u>エ 児童・生徒の下校時等の安全措置</u> <u>オ 学校に残留する児童・生徒の保護方法</u> <u>カ その他の防災措置</u></p> <p>(2) 教育指導方法 ア 児童・生徒に対しては、震災対策補助教材「地震と安全」<u>に東海地震対策を盛り込み、防災教育を行う。</u> 【略】</p>

頁	新	旧																												
付-3-3 ○	<p>第2節 事業所に対する指導</p> <p>1 対象事業所</p> <p>(2) 特定事業所</p> <table border="1" data-bbox="338 325 1189 603"> <thead> <tr> <th>所管機関</th> <th>対 象 事 業 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">【略】</td> </tr> <tr> <td>都環境局</td> <td>1 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガス及び支燃性ガスを取り扱う次の事業所 (1) 高圧ガス製造者 【略】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 事業所指導の内容</p> <table border="1" data-bbox="349 679 1189 914"> <tbody> <tr> <td colspan="2">【略】</td> </tr> <tr> <td>都 環 境 局</td> <td>1 高圧ガス施設に係わる防災計画の作成及び危害予防に関する事項 2 火薬類取扱施設に係わる自主保安体制の強化に関する事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	所管機関	対 象 事 業 所	【略】		都環境局	1 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガス及び支燃性ガスを取り扱う次の事業所 (1) 高圧ガス製造者 【略】	【略】		【略】		都 環 境 局	1 高圧ガス施設に係わる防災計画の作成及び危害予防に関する事項 2 火薬類取扱施設に係わる自主保安体制の強化に関する事項	【略】		<p>第2節 事業所に対する指導</p> <p>1 対象事業所</p> <p>(2) 特定事業所</p> <table border="1" data-bbox="1272 325 2123 603"> <thead> <tr> <th>所管機関</th> <th>対 象 事 業 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">【略】</td> </tr> <tr> <td>都環境局</td> <td>1 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガスを取り扱う次の事業所 (1) 第1種製造者 【略】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 事業所指導の内容</p> <table border="1" data-bbox="1283 679 2123 914"> <tbody> <tr> <td colspan="2">【略】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【新規】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	所管機関	対 象 事 業 所	【略】		都環境局	1 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガスを取り扱う次の事業所 (1) 第1種製造者 【略】	【略】		【略】		【新規】		【略】	
所管機関	対 象 事 業 所																													
【略】																														
都環境局	1 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガス及び支燃性ガスを取り扱う次の事業所 (1) 高圧ガス製造者 【略】																													
【略】																														
【略】																														
都 環 境 局	1 高圧ガス施設に係わる防災計画の作成及び危害予防に関する事項 2 火薬類取扱施設に係わる自主保安体制の強化に関する事項																													
【略】																														
所管機関	対 象 事 業 所																													
【略】																														
都環境局	1 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガスを取り扱う次の事業所 (1) 第1種製造者 【略】																													
【略】																														
【略】																														
【新規】																														
【略】																														
付-3-6 ○	<p>第3節 防災訓練</p> <table border="1" data-bbox="309 970 1189 1406"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【略】</td> </tr> <tr> <td>消防訓練</td> <td>昭島消防署</td> <td>【略】 3 訓練の種別 非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、震災警防本部等運営訓練、部隊編成及び部隊運用訓練、消防団との連携訓練、協定締結等の民間団体との連携訓練 【略】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関	内 容	【略】			消防訓練	昭島消防署	【略】 3 訓練の種別 非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、震災警防本部等運営訓練、部隊編成及び部隊運用訓練、消防団との連携訓練、協定締結等の民間団体との連携訓練 【略】	【略】			<p>第3節 防災訓練</p> <table border="1" data-bbox="1240 970 2123 1406"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【略】</td> </tr> <tr> <td>消防訓練</td> <td>昭島消防署</td> <td>【略】 3 訓練の種別 非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、警防本部等運営訓練、部隊編成及び部隊運用訓練、消防団との連携訓練、協定締結等の民間団体との連携訓練 【略】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関	内 容	【略】			消防訓練	昭島消防署	【略】 3 訓練の種別 非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、警防本部等運営訓練、部隊編成及び部隊運用訓練、消防団との連携訓練、協定締結等の民間団体との連携訓練 【略】	【略】						
区分	機関	内 容																												
【略】																														
消防訓練	昭島消防署	【略】 3 訓練の種別 非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、震災警防本部等運営訓練、部隊編成及び部隊運用訓練、消防団との連携訓練、協定締結等の民間団体との連携訓練 【略】																												
【略】																														
区分	機関	内 容																												
【略】																														
消防訓練	昭島消防署	【略】 3 訓練の種別 非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、警防本部等運営訓練、部隊編成及び部隊運用訓練、消防団との連携訓練、協定締結等の民間団体との連携訓練 【略】																												
【略】																														

頁	新	旧																								
付-4-1 ○	<p>第4章 調査情報（臨時） 及び注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置</p> <p>気象庁が常時監視している観測データに異常が認められた場合、それが大地震の前ぶれかどうかについて判定会が開催され、大規模な地震に結びつくかどうか分析が行われることになっている。</p> <p>警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として宣言が発せられた後に行うことになるが、地震情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、「調査情報（臨時）」「注意情報」の発表に当たって必要に応じ実施すべき措置について定める。</p> <p>第1節 調査情報（臨時） 発表時の対応</p> <p>【略】</p> <table border="1" data-bbox="309 624 1189 935"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>内容</th> <th>市の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報（臨時） カラーレベル 青</td> <td>東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合にその変化の原因についての調査の状況が発表される。 情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が発表される。</td> <td>防災課職員は、都や関係機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて庁内放送等により職員に情報を提供する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 注意情報発表時の対応</p> <p>【略】</p> <table border="1" data-bbox="309 1050 1189 1281"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>内容</th> <th>市の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震注意情報 カラーレベル 黄</td> <td>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。</td> <td>本計画、第5部第2章「市の危機管理体制」を準用し、必要に応じて職員を招集する。</td> </tr> </tbody> </table>	情報名	内容	市の対応	東海地震に関連する調査情報（臨時） カラーレベル 青	東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合にその変化の原因についての調査の状況が発表される。 情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が発表される。	防災課職員は、都や関係機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて庁内放送等により職員に情報を提供する。	情報名	内容	市の対応	東海地震注意情報 カラーレベル 黄	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。	本計画、第5部第2章「市の危機管理体制」を準用し、必要に応じて職員を招集する。	<p>第4章 調査情報 及び注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置</p> <p>気象庁が常時監視している観測データに異常が認められた場合、それが大地震の前ぶれかどうかについて判定会が開催され、大規模な地震に結びつくかどうか分析が行われることになっている。</p> <p>警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として宣言が発せられた後に行うことになるが、地震情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、「調査情報」「注意情報」の発表に当たって必要に応じ実施すべき措置について定める。</p> <p>第1節 調査情報 発表時の対応</p> <p>【略】</p> <table border="1" data-bbox="1243 624 2123 898"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>内容</th> <th>市の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査情報（臨時）</td> <td>東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合にその変化の原因についての調査の状況が発表される。</td> <td>防災課職員は、都や関係機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて庁内放送等により職員に情報を提供する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 注意情報発表時の対応</p> <p>【略】</p> <table border="1" data-bbox="1243 1050 2123 1281"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>内容</th> <th>市の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意情報</td> <td>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。</td> <td>本計画、第5部第2章「市の危機管理体制」を準用し、必要に応じて職員を招集する。</td> </tr> </tbody> </table>	情報名	内容	市の対応	調査情報（臨時）	東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合にその変化の原因についての調査の状況が発表される。	防災課職員は、都や関係機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて庁内放送等により職員に情報を提供する。	情報名	内容	市の対応	注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。	本計画、第5部第2章「市の危機管理体制」を準用し、必要に応じて職員を招集する。
情報名	内容	市の対応																								
東海地震に関連する調査情報（臨時） カラーレベル 青	東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合にその変化の原因についての調査の状況が発表される。 情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が発表される。	防災課職員は、都や関係機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて庁内放送等により職員に情報を提供する。																								
情報名	内容	市の対応																								
東海地震注意情報 カラーレベル 黄	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。	本計画、第5部第2章「市の危機管理体制」を準用し、必要に応じて職員を招集する。																								
情報名	内容	市の対応																								
調査情報（臨時）	東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合にその変化の原因についての調査の状況が発表される。	防災課職員は、都や関係機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて庁内放送等により職員に情報を提供する。																								
情報名	内容	市の対応																								
注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。	本計画、第5部第2章「市の危機管理体制」を準用し、必要に応じて職員を招集する。																								

頁	新	旧												
付-4-2	<p>2 情報の伝達態勢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 252 394 292">区分</th> <th data-bbox="394 252 1196 292">機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 292 394 707">市</td> <td data-bbox="394 292 1196 707"> <p>1 勤務時間内 (1) 危機管理担当部長（不在の場合は防災課長）は、都総務局から注意情報の伝達を受けた時は、直ちに、その旨を市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び各部長（議会議務局、監査事務局、農業委員会、選挙管理委員会事務局にあっては事務局長）並びに消防団長へ伝達する。 【略】</p> <p>2 勤務時間外 都総務局総合防災部から注意情報の伝達を受けた警備員は、直ちに危機管理担当部長（不在の時は防災課長）に伝達し、危機管理担当部長又は防災課長は、市長、副市長、教育長及び各部長に伝達する。 職員への伝達は、各部の緊急連絡網によって行う。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="293 707 1196 746">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機 関	市	<p>1 勤務時間内 (1) 危機管理担当部長（不在の場合は防災課長）は、都総務局から注意情報の伝達を受けた時は、直ちに、その旨を市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び各部長（議会議務局、監査事務局、農業委員会、選挙管理委員会事務局にあっては事務局長）並びに消防団長へ伝達する。 【略】</p> <p>2 勤務時間外 都総務局総合防災部から注意情報の伝達を受けた警備員は、直ちに危機管理担当部長（不在の時は防災課長）に伝達し、危機管理担当部長又は防災課長は、市長、副市長、教育長及び各部長に伝達する。 職員への伝達は、各部の緊急連絡網によって行う。</p>	【略】		<p>2 情報の伝達態勢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1227 252 1328 292">区分</th> <th data-bbox="1328 252 2119 292">機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1227 292 1328 707">市</td> <td data-bbox="1328 292 2119 707"> <p>1 勤務時間内 (1) 総務部長（不在の場合は防災課長）は、都総務局から注意情報の伝達を受けた時は、直ちに、その旨を市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び各部長（議会議務局、監査事務局、農業委員会、選挙管理委員会事務局にあっては事務局長）並びに消防団長へ伝達する。 【略】</p> <p>2 勤務時間外 都総務局総合防災部から注意情報の伝達を受けた警備員は、直ちに総務部長（不在の時は防災課長）に伝達し、総務部長又は防災課長は、市長、副市長、教育長及び各部長に伝達する。 職員への伝達は、各部の緊急連絡網によって行う。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1227 707 2119 746">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機 関	市	<p>1 勤務時間内 (1) 総務部長（不在の場合は防災課長）は、都総務局から注意情報の伝達を受けた時は、直ちに、その旨を市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び各部長（議会議務局、監査事務局、農業委員会、選挙管理委員会事務局にあっては事務局長）並びに消防団長へ伝達する。 【略】</p> <p>2 勤務時間外 都総務局総合防災部から注意情報の伝達を受けた警備員は、直ちに総務部長（不在の時は防災課長）に伝達し、総務部長又は防災課長は、市長、副市長、教育長及び各部長に伝達する。 職員への伝達は、各部の緊急連絡網によって行う。</p>	【略】	
区分	機 関													
市	<p>1 勤務時間内 (1) 危機管理担当部長（不在の場合は防災課長）は、都総務局から注意情報の伝達を受けた時は、直ちに、その旨を市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び各部長（議会議務局、監査事務局、農業委員会、選挙管理委員会事務局にあっては事務局長）並びに消防団長へ伝達する。 【略】</p> <p>2 勤務時間外 都総務局総合防災部から注意情報の伝達を受けた警備員は、直ちに危機管理担当部長（不在の時は防災課長）に伝達し、危機管理担当部長又は防災課長は、市長、副市長、教育長及び各部長に伝達する。 職員への伝達は、各部の緊急連絡網によって行う。</p>													
【略】														
区分	機 関													
市	<p>1 勤務時間内 (1) 総務部長（不在の場合は防災課長）は、都総務局から注意情報の伝達を受けた時は、直ちに、その旨を市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び各部長（議会議務局、監査事務局、農業委員会、選挙管理委員会事務局にあっては事務局長）並びに消防団長へ伝達する。 【略】</p> <p>2 勤務時間外 都総務局総合防災部から注意情報の伝達を受けた警備員は、直ちに総務部長（不在の時は防災課長）に伝達し、総務部長又は防災課長は、市長、副市長、教育長及び各部長に伝達する。 職員への伝達は、各部の緊急連絡網によって行う。</p>													
【略】														
付-5-1 ○	<p>第5章 警戒宣言が発せられた時の対応措置 第1節 活動態勢 1 市の活動態勢 (1) 市本部の設置 市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置する。</p>	<p>第5章 警戒宣言が発せられた時の対応措置 第1節 活動態勢 1 市の活動態勢 (1) 市本部の設置 市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。</p>												
付-5-2 ○	<p>4 東京都への協力要請 防災機関等の長又は代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は市若しくは他の防災機関等の応援あつ旋を依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理するものとする。 (1) 応援を求める理由（あつ旋を求める理由） 【略】</p>	<p>4 東京都への協力要請 防災機関等の長又は代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は市若しくは他の防災機関等の応援あつ旋を依頼しようとするときは、都総務局に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理するものとする。 (1) 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつ旋を求める理由） 【略】</p>												

頁	新	旧												
付-5-3 ○	第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達 1 警戒宣言の伝達等 (1) 関係機関への伝達系統 【図中】 「 <u>インターネット・文字放送・臨時広報誌等</u> 」及び矢印追加	第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達 1 警戒宣言の伝達等 (1) 関係機関への伝達系統 【図中】												
付-5-4	(2) 伝達態勢 <table border="1" data-bbox="293 459 1189 922"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 459 376 501">機関</th> <th data-bbox="376 459 1189 501">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 501 376 879">市</td> <td data-bbox="376 501 1189 879"> 1 市は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を、防災行政無線、電話及びその他の手段により、市の各部署、出張所、消防団、市医師会に伝達するとともに、市教育委員会及び子ども家庭部を通じて、市立小中学校、私立幼稚園、保育園等に伝達する。 2 一般住民に対しては、防災行政無線及び昭島警察署、昭島消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。 3 勤務時間外における伝達態勢は、都夜間防災本部を通じて行われる。この場合、警備員室から危機管理担当部長(不在の場合は防災課長)を通じて市長、副市長、教育長及び各部長に伝達する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="293 879 1189 922">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内 容	市	1 市は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を、防災行政無線、電話及びその他の手段により、市の各部署、出張所、消防団、市医師会に伝達するとともに、 市教育委員会 及び子ども家庭部を通じて、市立小中学校、私立幼稚園、保育園等に伝達する。 2 一般住民に対しては、防災行政無線及び昭島警察署、昭島消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。 3 勤務時間外における伝達態勢は、都夜間防災本部を通じて行われる。この場合、警備員室から 危機管理担当部長 (不在の場合は防災課長)を通じて市長、副市長、教育長及び各部長に伝達する。	【略】		(2) 伝達態勢 <table border="1" data-bbox="1227 459 2123 922"> <thead> <tr> <th data-bbox="1227 459 1310 501">機関</th> <th data-bbox="1310 459 2123 501">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1227 501 1310 879">市</td> <td data-bbox="1310 501 2123 879"> 1 市は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を、防災行政無線、電話及びその他の手段により、市の各部署、出張所、消防団、市医師会に伝達するとともに、教育委員会及び子ども家庭部を通じて、市立小中学校、私立幼稚園、保育園等に伝達する。 2 一般住民に対しては、防災行政無線及び昭島警察署、昭島消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。 3 勤務時間外における伝達態勢は、都夜間防災本部を通じて行われる。この場合、警備員室から総務部長(不在の場合は防災課長)を通じて市長、副市長、教育長及び各部長に伝達する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1227 879 2123 922">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内 容	市	1 市は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を、防災行政無線、電話及びその他の手段により、市の各部署、出張所、消防団、市医師会に伝達するとともに、 教育委員会 及び子ども家庭部を通じて、市立小中学校、私立幼稚園、保育園等に伝達する。 2 一般住民に対しては、防災行政無線及び昭島警察署、昭島消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。 3 勤務時間外における伝達態勢は、都夜間防災本部を通じて行われる。この場合、警備員室から 総務部長 (不在の場合は防災課長)を通じて市長、副市長、教育長及び各部長に伝達する。	【略】	
機関	内 容													
市	1 市は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を、防災行政無線、電話及びその他の手段により、市の各部署、出張所、消防団、市医師会に伝達するとともに、 市教育委員会 及び子ども家庭部を通じて、市立小中学校、私立幼稚園、保育園等に伝達する。 2 一般住民に対しては、防災行政無線及び昭島警察署、昭島消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。 3 勤務時間外における伝達態勢は、都夜間防災本部を通じて行われる。この場合、警備員室から 危機管理担当部長 (不在の場合は防災課長)を通じて市長、副市長、教育長及び各部長に伝達する。													
【略】														
機関	内 容													
市	1 市は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を、防災行政無線、電話及びその他の手段により、市の各部署、出張所、消防団、市医師会に伝達するとともに、 教育委員会 及び子ども家庭部を通じて、市立小中学校、私立幼稚園、保育園等に伝達する。 2 一般住民に対しては、防災行政無線及び昭島警察署、昭島消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。 3 勤務時間外における伝達態勢は、都夜間防災本部を通じて行われる。この場合、警備員室から 総務部長 (不在の場合は防災課長)を通じて市長、副市長、教育長及び各部長に伝達する。													
【略】														

頁	新	旧								
付-5-10 ○	<p>第5節 公共輸送対策</p> <p>1 鉄道対策</p> <p>(2) 列車運行措置</p> <p>ア JR東日本</p> <p>(7) 地震防災対策強化地域外周部における線区（(イ)に記載する線区を除く。）は、徐行を行い列車の運転を行う。</p> <p>(イ) 地震対策強化地域に近接する次の線区は、折返し設備の都合又は落石多発区間である等の理由により、強化地域方向への運転を中止する。</p> <p>イ 西武鉄道</p> <p>【略】</p> <p>(イ) 運行措置</p> <table border="1" data-bbox="300 624 1189 895"> <thead> <tr> <th>警戒宣言当日</th> <th>翌日以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒宣言が発せられた時は、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。</td> <td>あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。</td> </tr> </tbody> </table>	警戒宣言当日	翌日以降	警戒宣言が発せられた時は、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の 運転中止等 が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。	<p>第5節 公共輸送対策</p> <p>1 鉄道対策</p> <p>(2) 列車運行措置</p> <p>ア JR東日本</p> <p>(7) 地震防災対策強化地域外周部における線区（(イ)に記載する線区を除く。）は、安全な方法により極力列車の運転を確保する。</p> <p>(イ) 地震対策強化地域に近接する次の線区は、折返し設備の不足又は落石多発区間である等の理由により、強化地域方向への運転を中止する。</p> <p>イ 西武鉄道</p> <p>【略】</p> <p>(イ) 運行措置</p> <table border="1" data-bbox="1234 624 2123 895"> <thead> <tr> <th>警戒宣言当日</th> <th>翌日以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒宣言が発せられた時は、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。</td> <td>あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。</td> </tr> </tbody> </table>	警戒宣言当日	翌日以降	警戒宣言が発せられた時は、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の 間引き運転等 が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。
警戒宣言当日	翌日以降									
警戒宣言が発せられた時は、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の 運転中止等 が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。									
警戒宣言当日	翌日以降									
警戒宣言が発せられた時は、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の 間引き運転等 が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。									
付-5-11 ○	<p>(3) 乗客集中防止対策</p> <p>【略】</p> <table border="1" data-bbox="300 1066 1189 1321"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本 西武鉄道</td> <td>3 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	JR東日本 西武鉄道	3 駅における放送・掲示、ホームページ等 により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。	<p>(3) 乗客集中防止対策</p> <p>【略】</p> <table border="1" data-bbox="1234 1066 2123 1321"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本 西武鉄道</td> <td>3 駅において、放送・掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	JR東日本 西武鉄道	3 駅において、放送・掲示等 により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。
機関	内容									
JR東日本 西武鉄道	3 駅における放送・掲示、ホームページ等 により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。									
機関	内容									
JR東日本 西武鉄道	3 駅において、放送・掲示等 により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。									

頁	新	旧
付-5-12 ○	<p>(5) 主要駅での警備 昭島警察署は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅及び混乱の発生した駅等については、部隊を配備する。</p>	<p>(5) 主要駅での警備 昭島警察署は、警戒宣言発令後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅及び混乱の発生した駅等については、部隊を配備する。</p>
付-5-13	<p>第6節 学校、病院、福祉施設対策 1 学校（幼稚園、小・中学校、高等学校等） (1) 在校時 【略】 ウ 帰宅にあたって、幼児・児童についてはあらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者等」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。保護者等に引き渡すまでは、学校（園）において安全を確保する。 【略】 キ 盲・ろう・養護学校の児童生徒等については、保護者等に引き渡し、引取りのない者についての学校での保護は、幼稚園、小学校と同様とする。 スクールバスを使用している児童生徒等については、保護者等に、事前に指定してある地点で引き渡す。 ク 盲・ろう・養護学校においては、児童・生徒等の通学範囲、障害の状態、寄宿舎生及び残留児童生徒等の収容、スクールバス使用の是非等、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとる。 その際、学区域が広域であることに加えて、心身の障害により帰宅所要時間が長時間となるため、判定会議招集段階で、各学校から保護者等に引渡しの緊急連絡を行う。 【略】</p>	<p>第6節 学校、病院、福祉施設対策 1 学校（幼稚園、小・中学校、高等学校等） (1) 在校時 【略】 ウ 帰宅にあたって、幼児・児童についてはあらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。保護者に引き渡すまでは、学校（園）において保護する。 【略】 キ 盲・ろう・養護学校の児童生徒等については、保護者に引き渡し、引取りのない者についての学校での保護は、幼稚園、小学校と同様とする。 スクールバスを使用している児童生徒等については、保護者等に、事前に指定してある地点で引き渡す。 ク 盲・ろう・養護学校においては、児童・生徒等の通学範囲、障害の状態、寄宿舎生及び残留児童生徒等の収容、スクールバス使用の是非等、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとる。 その際、学区域が広域であることに加えて、心身の障害により帰宅所要時間が長時間となるため、判定会議招集段階で、各学校から保護者に引渡しの緊急連絡を行う。 【略】</p>

頁	新	旧
付-5-14	<p>(2) 校外指導時</p> <p>ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従う。</p> <p>また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を市教育委員会又は所轄庁に報告するとともに、保護者等への周知を図る。</p> <p>イ 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、児童生徒等を在在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難するなど、適宜の措置をとる。</p> <p>強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。市教育委員会への報告、保護者等への連絡はアと同様の措置をとる。</p> <p>【略】</p> <p>(6) 判定会招集時の学校（園）における対応措置の保護者等への周知</p> <p>判定会招集が報道されると、幼児・児童の保護者等が直ちに引取りに来校（園）する事態が予想される。</p> <p>学校（園）においては、判定会招集時は授業（保育）を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業（保育）を中止して帰宅の措置をとることとしている。したがって、学校（園）は平素から、保護者等に対して学校（園）の対応策を周知徹底しておく。特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具類の転倒・落下・移動防止など、地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童を直ちに引取りに出る準備を整えるように打ち合わせておくことが大切である。</p> <p>なお、上記のような事前の措置をとっても、判定会招集の報道で保護者等が引取りに来校（園）した場合は、校（園）長の責任において臨時的措置をとる。</p>	<p>(2) 校外指導時</p> <p>ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従う。</p> <p>また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を市教育委員会又は所轄庁に報告するとともに、保護者への周知を図る。</p> <p>イ 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、児童生徒等を在在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難するなど、適宜の措置をとる。</p> <p>強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。市教育委員会への報告、保護者への連絡はアと同様の措置をとる。</p> <p>【略】</p> <p>(6) 判定会招集時の学校（園）における対応措置の保護者への周知</p> <p>判定会招集が報道されると、幼児・児童の保護者が直ちに引取りに来校（園）する事態が予想される。</p> <p>学校（園）においては、判定会招集時は授業（保育）を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業（保育）を中止して帰宅の措置をとることとしている。したがって、学校（園）は平素から、保護者に対して学校（園）の対応策を周知徹底しておく。特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具類の転倒・落下・移動防止など、地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童を直ちに引取りに出る準備を整えるように打ち合わせておくことが大切である。</p> <p>なお、上記のような事前の措置をとっても、判定会招集の報道で保護者が引取りに来校（園）した場合は、校（園）長の責任において臨時的措置をとる。</p>

頁	新	旧
付-5-15 ○	<p>3 社会福祉施設等</p> <p>(1) 保育所、通所施設</p> <p>ア 園児（生）の扱い</p> <p>(7) 園児（生）は、名簿を確認の上、保護者等に引き渡す。</p> <p>なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者等において保護するよう依頼する。</p> <p>(イ) 引取りのない者は、園において保護する。</p> <p><u>(ウ) 通園・通所時間中の場合は、通園・通所経路に沿って利用者等を探索し保護する。</u></p> <p>イ 防災措置</p> <p>(7) 施設設備の点検</p> <p><u>(イ) ライフラインの確認</u></p> <p><u>(ウ) 落下、倒壊等の危険個所の確認及び防止</u></p> <p><u>(エ) 飲料水の確保及び食料、ミルク等の確認</u></p> <p><u>(オ) 医薬品の確保</u></p> <p>ウ その他</p> <p>(7) 園児（生）の引取りについては事前に十分な打合せをする。</p> <p><u>(イ) 利用者等の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。</u></p> <p><u>(ウ) 職員、園児（生）、保護者等の防災教育を行う。</u></p>	<p>3 社会福祉施設等</p> <p>(1) 保育所、通所施設</p> <p>ア 園児（生）の扱い</p> <p>(7) 園児（生）は、名簿を確認の上、保護者に引き渡す。</p> <p>なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。</p> <p>(イ) 引取りのない者は、園において保護する。</p> <p>【新規】</p> <p>イ 防災措置</p> <p>(7) 施設設備の点検</p> <p>【新規】</p> <p><u>(イ) 落下物の防止措置</u></p> <p><u>(ウ) 飲料水の確保及び食料、ミルク等の確認</u></p> <p>【新規】</p> <p>ウ その他</p> <p>(7) 園児（生）の引取りについては事前に十分な打合せをする。</p> <p>【新規】</p> <p><u>(イ) 職員、園児（生）、保護者等の防災教育を行う。</u></p>
付-5-16 ○	<p>(2) 入所施設</p> <p>入所者は、施設内で保護する。このため施設は、次の措置をとる。</p> <p>ア 施設設備の点検</p> <p><u>イ ライフラインの確認</u></p> <p><u>ウ 落下、倒壊等の危険個所の確認及び防止</u></p> <p><u>エ 飲料水、食料等の確保</u></p> <p><u>オ 医薬品の確保</u></p> <p><u>カ 入所者の家族等に対する連絡手段の確保</u></p> <p><u>キ 入所者、保護者等に対し、施設側の対応方法の周知</u></p> <p><u>ク 関係機関との緊密な連絡・連携</u></p>	<p>(2) 入所施設</p> <p>入所者は、施設内で保護する。このため施設は、次の措置をとる。</p> <p>ア 施設設備の点検</p> <p>【新規】</p> <p><u>イ 落下物の防止措置</u></p> <p><u>ウ 飲料水、食料等の確保</u></p> <p>【新規】</p> <p>【新規】</p> <p><u>エ 入所者、保護者等に対し、施設側の対応方法の周知</u></p> <p><u>オ 関係機関との緊密な連絡・連携</u></p>

頁	新	旧																
付-5-18 ○	<p>第8節 電話、電報対策</p> <p>1 ふくそう等の防止措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 288 398 328">機関</th> <th data-bbox="398 288 472 328">区分</th> <th data-bbox="472 288 1189 328">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 328 398 831" rowspan="2">N T T 東 日 本</td> <td data-bbox="398 328 472 791">電 話</td> <td data-bbox="472 328 1189 791"> <p>【略】</p> <p>1 確保する業務</p> <p>【略】</p> <p>(4) 災害伝言ダイヤル等の提供準備</p> <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <p>【略】</p> <p>(2) 100番通話 (手動通話を含む。)</p> <p>【削除】</p> <p>(3) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応</p> <p>ア 故障修理</p> <p>イ 臨時電話、臨時専用線等の開通</p> <p>(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="398 791 472 831">【略】</td> <td data-bbox="472 791 1189 831"></td> </tr> </tbody> </table>	機関	区分	内 容	N T T 東 日 本	電 話	<p>【略】</p> <p>1 確保する業務</p> <p>【略】</p> <p>(4) 災害伝言ダイヤル等の提供準備</p> <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <p>【略】</p> <p>(2) 100番通話 (手動通話を含む。)</p> <p>【削除】</p> <p>(3) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応</p> <p>ア 故障修理</p> <p>イ 臨時電話、臨時専用線等の開通</p> <p>(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p>	【略】		<p>第8節 電話、電報対策</p> <p>1 ふくそう等の防止措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1243 288 1332 328">機関</th> <th data-bbox="1332 288 1406 328">区分</th> <th data-bbox="1406 288 2123 328">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1243 328 1332 831" rowspan="2">N T T 東 日 本</td> <td data-bbox="1332 328 1406 791">電 話</td> <td data-bbox="1406 328 2123 791"> <p>【略】</p> <p>1 確保する業務</p> <p>【略】</p> <p>【新規】</p> <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <p>【略】</p> <p>(2) 102番通話 (手動通話を含む。)</p> <p>(3) 一般電報の発信及び電話による配達</p> <p>(4) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応</p> <p>ア 故障修理</p> <p>イ 臨時電話、臨時専用線等の開通</p> <p>(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 791 1406 831">【略】</td> <td data-bbox="1406 791 2123 831"></td> </tr> </tbody> </table>	機関	区分	内 容	N T T 東 日 本	電 話	<p>【略】</p> <p>1 確保する業務</p> <p>【略】</p> <p>【新規】</p> <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <p>【略】</p> <p>(2) 102番通話 (手動通話を含む。)</p> <p>(3) 一般電報の発信及び電話による配達</p> <p>(4) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応</p> <p>ア 故障修理</p> <p>イ 臨時電話、臨時専用線等の開通</p> <p>(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p>	【略】	
	機関	区分	内 容															
N T T 東 日 本	電 話	<p>【略】</p> <p>1 確保する業務</p> <p>【略】</p> <p>(4) 災害伝言ダイヤル等の提供準備</p> <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <p>【略】</p> <p>(2) 100番通話 (手動通話を含む。)</p> <p>【削除】</p> <p>(3) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応</p> <p>ア 故障修理</p> <p>イ 臨時電話、臨時専用線等の開通</p> <p>(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p>																
	【略】																	
機関	区分	内 容																
N T T 東 日 本	電 話	<p>【略】</p> <p>1 確保する業務</p> <p>【略】</p> <p>【新規】</p> <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <p>【略】</p> <p>(2) 102番通話 (手動通話を含む。)</p> <p>(3) 一般電報の発信及び電話による配達</p> <p>(4) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応</p> <p>ア 故障修理</p> <p>イ 臨時電話、臨時専用線等の開通</p> <p>(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p>																
	【略】																	

頁	新	旧																
付-5-18 ○	<p>2 広報措置の実施</p> <table border="1" data-bbox="309 248 1184 531"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT東日本</td> <td> <p>一般の利用者に対し、<u>公式ホームページ</u>、テレビ、ラジオ及び地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。</p> <p>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段（自動通話に関するもののほか、手動台扱いの通話、番号案内業務を含む。） 【略】</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 防災措置の実施</p> <table border="1" data-bbox="309 608 1184 970"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT東日本</td> <td> <p>発災に備え、次のとおり準備警戒業務を実施する。</p> <p><u>1 警戒本部又は情報連絡室を設置</u> <u>2 各対策組織の必要要員を招集</u> <u>3 社外機関との情報連携</u> <u>4 通信サービス利用者の協力を得るための広報</u> <u>5 電源、物資及び人員の確保</u> <u>6 社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保</u> <u>7 その他必要な事項</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第9節 電気、ガス、上下水道対策</p> <p>1 電気【東京電力】 【略】</p> <p>(2) 人員、資機材の点検確保 【略】</p> <p>イ 資機材の確保</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、立川支部は、工具、車両、発電車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資器材の数量確認及び緊急確保に努める。</p>	機関	内 容	NTT東日本	<p>一般の利用者に対し、<u>公式ホームページ</u>、テレビ、ラジオ及び地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。</p> <p>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段（自動通話に関するもののほか、手動台扱いの通話、番号案内業務を含む。） 【略】</p>	機関	内 容	NTT東日本	<p>発災に備え、次のとおり準備警戒業務を実施する。</p> <p><u>1 警戒本部又は情報連絡室を設置</u> <u>2 各対策組織の必要要員を招集</u> <u>3 社外機関との情報連携</u> <u>4 通信サービス利用者の協力を得るための広報</u> <u>5 電源、物資及び人員の確保</u> <u>6 社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保</u> <u>7 その他必要な事項</u></p>	<p>2 広報措置の実施</p> <table border="1" data-bbox="1243 248 2119 531"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT東日本</td> <td> <p>一般の利用者に対し、テレビ、ラジオ及び地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。</p> <p>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段（自動通話に関するもののほか、手動台扱いの通話、番号案内業務を含む。） 【略】</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 防災措置の実施</p> <table border="1" data-bbox="1243 608 2119 1007"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT東日本</td> <td> <p>発災に備え、次のとおり準備警戒業務を実施する。</p> <p><u>1 災害対策用機器及び車両の点検、整備</u> <u>2 応急対策、応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送方法の確認と手配</u> <u>3 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認</u> <u>4 電気通信設備等の巡回・点検並びに防護</u> <u>5 工事中の施設の安全措置</u> <u>6 可動物品の固定</u> <u>7 可燃物、危険物の安全措置</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第9節 電気、ガス、上下水道対策</p> <p>1 電気【東京電力】 【略】</p> <p>(2) 人員、資機材の点検確保 【略】</p> <p>イ 資機材の確保</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、立川支部は、工具、車両、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資器材の数量確認及び緊急確保に努める。</p>	機関	内 容	NTT東日本	<p>一般の利用者に対し、テレビ、ラジオ及び地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。</p> <p>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段（自動通話に関するもののほか、手動台扱いの通話、番号案内業務を含む。） 【略】</p>	機関	内 容	NTT東日本	<p>発災に備え、次のとおり準備警戒業務を実施する。</p> <p><u>1 災害対策用機器及び車両の点検、整備</u> <u>2 応急対策、応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送方法の確認と手配</u> <u>3 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認</u> <u>4 電気通信設備等の巡回・点検並びに防護</u> <u>5 工事中の施設の安全措置</u> <u>6 可動物品の固定</u> <u>7 可燃物、危険物の安全措置</u></p>
	機関	内 容																
NTT東日本	<p>一般の利用者に対し、<u>公式ホームページ</u>、テレビ、ラジオ及び地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。</p> <p>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段（自動通話に関するもののほか、手動台扱いの通話、番号案内業務を含む。） 【略】</p>																	
機関	内 容																	
NTT東日本	<p>発災に備え、次のとおり準備警戒業務を実施する。</p> <p><u>1 警戒本部又は情報連絡室を設置</u> <u>2 各対策組織の必要要員を招集</u> <u>3 社外機関との情報連携</u> <u>4 通信サービス利用者の協力を得るための広報</u> <u>5 電源、物資及び人員の確保</u> <u>6 社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保</u> <u>7 その他必要な事項</u></p>																	
機関	内 容																	
NTT東日本	<p>一般の利用者に対し、テレビ、ラジオ及び地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。</p> <p>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段（自動通話に関するもののほか、手動台扱いの通話、番号案内業務を含む。） 【略】</p>																	
機関	内 容																	
NTT東日本	<p>発災に備え、次のとおり準備警戒業務を実施する。</p> <p><u>1 災害対策用機器及び車両の点検、整備</u> <u>2 応急対策、応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送方法の確認と手配</u> <u>3 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認</u> <u>4 電気通信設備等の巡回・点検並びに防護</u> <u>5 工事中の施設の安全措置</u> <u>6 可動物品の固定</u> <u>7 可燃物、危険物の安全措置</u></p>																	

頁	新	旧
付-5-19 ○	<p>2 ガス【昭島ガス】</p> <p>(2) 人員、資器材の点検確保</p> <p>【略】</p> <p>イ 資器材の点検確保</p> <p><u>保安通信設備の健全性確認、並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保、並びに復旧工事用資器材の点検整備を行う。</u></p>	<p>2 ガス【昭島ガス】</p> <p>(2) 人員、資器材の点検確保</p> <p>【略】</p> <p>イ 資器材の点検確保</p> <p>復旧工事用資器材の点検整備を行う。</p>
付-6-1 ○	<p>第6章 市民、地域及び事業所等のとるべき措置</p> <p>第1節 市民のとるべき措置</p> <p>1 平常時</p> <p>【略】</p> <p>(3) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。<u>また、窓ガラスに飛散防止フィルム等を貼っておく。</u></p> <p>【略】</p> <p>(5) <u>飲料水</u>（1人1日分の最低必要量3ℓ）及び食料3日分程度の備蓄並びに医薬品・携帯ラジオなど、非常持出用品の準備をしておく。<u>また、地域内の応急給水拠点の確認をしておく。</u></p> <p>【略】</p> <p>(8) <u>避難行動要支援者がいる家庭では、市の定める要件に従い、差し支えない限り、市が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。</u></p>	<p>第6章 市民、地域及び事業所等のとるべき措置</p> <p>第1節 市民のとるべき措置</p> <p>1 平常時</p> <p>【略】</p> <p>(3) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。</p> <p>【略】</p> <p>(5) <u>水</u>（1人1日分の最低必要量3ℓ）及び食料3日分程度の備蓄並びに医薬品・携帯ラジオなど、非常持出用品の準備をしておく。</p> <p>【略】</p> <p>(8) <u>災害時要救護者は、要援護者の登録を行う。</u></p>
付-6-3 ○	<p>第3節 事業所のとるべき措置</p> <p>1 平常時</p> <p>(1) <u>消防計画、事業所防災計画等を作成する。</u></p> <p>(2) <u>従業員等に対する防災教育を実施する。</u></p> <p>(3) 自衛消防訓練を実施する。</p> <p>(4) 情報の収集・伝達体制を確立する。</p> <p>(5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策を実施する。</p> <p>(6) 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄を行う。</p>	<p>第3節 事業所のとるべき措置</p> <p>1 平常時</p> <p>【新規】</p> <p>(1) <u>従業員等に対する防災教育を実施する。</u></p> <p>(2) 自衛消防訓練を実施する。</p> <p>(3) 情報の収集・伝達体制を確立する。</p> <p>(4) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策を実施する。</p> <p>(5) 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄を行う。</p>

頁	新	旧
付-6-4 ○	<p>3 警戒宣言が発せられた時から発災まで 【略】</p> <p>(3) 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。特に要配慮者の安全に留意する。 【略】</p> <p>(5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火の恐れがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を講じる。 【略】</p> <p>(7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、移動、破損防止措置を講じる。</p>	<p>3 警戒宣言が発せられた時から発災まで 【略】</p> <p>(3) 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。特に高齢者や障害者等の安全に留意する。 【略】</p> <p>(5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火の恐れがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。 【略】</p> <p>(7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、移動、破損防止措置を確認する。</p>
資-1	資料 1 関連するホームページ URLの更新	資料 1 関連するホームページ
資-2	【削除】	資料 2 緊急通行車両等の確認事務及び交通規制対象除外車両の認定に係わる事務の処理要領（警視庁）
資-60	資料 20 災害時の医療救護活動についての協定書 【更新】 H28.12.1更新	資料 20 災害時の医療救護活動についての協定書
資-64	【削除】 H29.11.17廃止	資料 22 災害時における応急医療活動に関する協定書
資-75	【削除】 H29.11.17廃止	資料 28 災害時における応急対策業務に関する協定書
資-99	資料 40 災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書 「災害時における応急燃料供給業務等に関する協定業者一覧」更新	資料 40 災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書

頁	新	旧
資-104	資料 42 災害時における生活必需品等の供給に関する協定書 要請書（第1号様式）、物資供給報告書兼請求書（第2号様式）を追加	資料 42 災害時における生活必需品等の供給に関する協定書
資-112	資料 46 災害時における衛生活動に関する協定書 活動協力要請書（第1号様式）を追加	資料 46 災害時における衛生活動に関する協定書
資-114	資料 47 災害時における飲料水等の供給に関する協定書 飲料水等供給協力要請書（第1号様式）を追加	資料 47 災害時における飲料水等の供給に関する協定書
資-124	資料 52 災害用伝言板の利用方法（各通信事業者） 最新の情報に更新	資料 52 災害用伝言板の利用方法（各通信事業者）
資-127	資料 53 災害時帰宅支援ステーション一覧 「九都県市協定締結先一覧」更新	資料 53 災害時帰宅支援ステーション一覧
資-128	資料 54 避難場所等一覧表 「2 一時避難場所」、「3 避難所（学校）」、「4 避難所（市立会館等）」更新	資料 54 避難場所等一覧表
資-131	資料 55 備蓄物資一覧 最新の情報に更新	資料 55 備蓄物資一覧
資-134	【削除】	資料 56 昭島市災害時要援護者登録要綱

頁	新	旧																								
資-204	<p>資料 71 激甚災害指定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 248 490 316">激甚法適用条項と適用措置</th> <th data-bbox="490 248 1182 316">指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="309 320 1182 352">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 357 490 608"> 第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 </td> <td data-bbox="490 357 1182 608"> A 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者>当該都道府県の農業者×<u>3%</u> ……の県が1以上 ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="309 612 1182 644">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 649 490 1066"> 第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 第15条 中小企業者に対する資金の融通に関する特例 </td> <td data-bbox="490 649 1182 1066"> A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06% かつ <u>一の都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得推定額×2%</u> <u>……の県が1以上</u> ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="309 1070 1182 1102">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	激甚法適用条項と適用措置	指定基準	【略】		第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者>当該都道府県の農業者× <u>3%</u> ……の県が1以上 ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。	【略】		第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 第15条 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06% かつ <u>一の都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得推定額×2%</u> <u>……の県が1以上</u> ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。	【略】		<p>資料 71 激甚災害指定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1243 248 1424 316">激甚法適用条項と適用措置</th> <th data-bbox="1424 248 2116 316">指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1243 320 2116 352">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 357 1424 608"> 第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 </td> <td data-bbox="1424 357 2116 608"> A 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者>当該都道府県の農業者×<u>0.5%</u> ……の県が1以上 ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1243 612 2116 644">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 649 1424 1066"> 第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 第15条 中小企業者に対する資金の融通に関する特例 </td> <td data-bbox="1424 649 2116 1066"> A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06% かつ <u>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得推定額×2%……の県が1以上</u> <u>又は</u> <u>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億 ……の県が1以上</u> ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1243 1070 2116 1102">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	激甚法適用条項と適用措置	指定基準	【略】		第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者>当該都道府県の農業者× <u>0.5%</u> ……の県が1以上 ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。	【略】		第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 第15条 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06% かつ <u>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得推定額×2%……の県が1以上</u> <u>又は</u> <u>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億 ……の県が1以上</u> ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。	【略】	
	激甚法適用条項と適用措置	指定基準																								
	【略】																									
	第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者>当該都道府県の農業者× <u>3%</u> ……の県が1以上 ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。																								
【略】																										
第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 第15条 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06% かつ <u>一の都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得推定額×2%</u> <u>……の県が1以上</u> ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。																									
【略】																										
激甚法適用条項と適用措置	指定基準																									
【略】																										
第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者>当該都道府県の農業者× <u>0.5%</u> ……の県が1以上 ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。																									
【略】																										
第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 第15条 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06% かつ <u>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得推定額×2%……の県が1以上</u> <u>又は</u> <u>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億 ……の県が1以上</u> ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。																									
【略】																										

頁	新	旧		
資-207	資料 73 激甚災害法に定める事業及び都関係局			
	適用条項	事業名	都関係局名	備考
	第3条	【略】		
		5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	
		6 児童福祉施設災害復旧事業		
		7 老人福祉施設災害復旧事業		
		8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業		
		9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、又は障害福祉サービス事業の用に供する施設の災害復旧事業		
	10 婦人保護施設災害復旧事業			
	第3条及び第19条	11 感染症予防事業	福祉保健局	
12 感染症指定医療機関災害復旧事業				
【略】				
第13条	21 小規模企業者等設備同遠敷資金助成法による貸付金の償還期間の特例	産業労働局		
【略】				
資-85	資料 33 災害応急用米穀供給に関する協定書 (本文 2-4-7頁) H30. 3. 15改正			
資-105	【削除】 H29. 11. 17廃止			
【新規】	資料 81 急傾斜地崩壊危険箇所			
【新規】	資料 82 土砂災害警戒区域			
【新規】	資料 83 警戒レベルと防災気象情報の関係			
資-207	資料 73 激甚災害法に定める事業及び都関係局			
	適用条項	事業名	都関係局名	備考
	第3条	【略】		
		5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	救護施設、更生施設、宿泊所 医療保護施設、宿所提供施設
		6 児童福祉施設災害復旧事業		
		7 老人福祉施設災害復旧事業		
		8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業		
		9 精神薄弱者援護施設災害復旧事業		
	10 女性保護施設災害復旧事業			
	第3条及び第19条	11 伝染病予防事業	福祉保健局	
12 伝染病予防施設災害復旧事業				
【略】				
第13条	21 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例	産業労働局		
【略】				
資料 33 災害応急用米穀調達に関する協定書 (本文 2-4-7頁)				
資料 43 災害時における寝具等の供給に関する協定書 (本文 2-4-7頁)				
【新規】				
【新規】				
【新規】				

頁	新	旧
【新規】	<u>資料 84 災害時の避難場所相互利用に関する協定（立川市）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 85 災害時における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定（ハピネス昭和の森）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 86 災害時における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定（ニューフジホーム）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 87 災害時における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定（フジホーム）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 88 災害時における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定（愛全園）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 89 災害時における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定（もくせい苑）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 90 災害時等における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定（社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 91 災害時等における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定（発達ブラザホエール）【調整中】</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 92 災害時における帰宅困難者一時滞在施設の開設等に関する協定（社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 93 大規模災害時における避難所等としての施設利用に関する協定（矯正研修所・東日本成人矯正医療センター）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 94 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（酒井薬品株式会社）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 95 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（東邦薬品株式会社）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 96 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（株式会社メディセオ）</u>	【新規】

頁	新	旧
【新規】	<u>資料 97 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（株式会社スズケン）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 98 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（アルレッサ株式会社）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 99 災害時の医療救護活動についての協定（医療法人徳洲会東京西徳洲会病院）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 100 災害時の医療救護活動についての協定（医療法人社団農明会植ビルクリニック）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 101 災害時の応急救護活動における妊産婦及び乳児ケアに関する協定（公益社団法人東京都助産師会北多摩第一分会）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 102 災害時における生活必需品等の供給に関する協定（株式会社カインズ）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 103 災害時における生活必需品等の供給に関する協定（株式会社マミーマート）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 104 災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定（ヤマト運輸株式会社）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 105 災害時等における要配慮者等の移送協力等に関する協定（武州交通興業株式会社）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 106 災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコム多摩）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 107 避難誘導標識設置事業に関する協定（特定非営利活動法人都市環境標識協会）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 108 災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定（公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 109 広告付避難場所等電柱看板掲出事業に関する協定（東電タウンプランニング株式会社）</u>	【新規】

頁	新	旧
【新規】	<u>資料 110 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定（特定非営利活動法人クライシスマップーズ・ジャパン）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 111 行政告知放送の再送信に関する協定（株式会社ジェイコム多摩）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 112 大規模災害時における被害状況調査活動等に関する協定（特定非営利活動法人NPO昭島バイクレスキュー隊）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 113 災害時における昭島市とあきしま地域福祉ネットワークとの要介護高齢者の安否確認等に関する協定（あきしま地域福祉ネットワーク）</u>	【新規】
【新規】	<u>資料 114 昭島市避難行動要支援者の避難支援プラン（全体計画）</u>	【新規】